

学生便覧

学習及び学生生活

Handbook of Saga University



平成18年度
佐賀大学

2006

学生便覧

学習及び学生生活

佐賀大学



平成16年1月16日制定

学 部	学 科 等	氏 名

部局等所在地及び電話番号

部局等	所在地	電話番号	備考
事務局	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ8113	企画総務課総務係
		095ㄨ 28 ㄨ8164	教務課総務係
		095ㄨ 28 ㄨ8181	
保健管理センター			
保健管理センター(鍋島キャンパス)分室	〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095ㄨ 34 ㄨ215	
附属図書館	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ902	
附属図書館医学分館	〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095ㄨ 34 ㄨ172	
教養教育運営機構		095ㄨ 28 ㄨ8815	教養教育管理係
文化教育学部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ213	総務係
附属教育実践総合センター		095ㄨ 28 ㄨ209	FAX095ㄨ 28 ㄨ305
附属小学校	〒840 0041 佐賀市内2丁目17 3	095ㄨ 26 ㄨ1005	FAX095ㄨ 26 ㄨ049
附属中学校	〒840 0041 佐賀市内1丁目14 4	095ㄨ 26 ㄨ1001	FAX095ㄨ 26 ㄨ1003
附属養護学校	〒840 0026 佐賀市本庄町正里46 2	095ㄨ 29 ㄨ9676	FAX095ㄨ 28 ㄨ850
附属幼稚園	〒840 0054 佐賀市水ヶ江1丁目4 45	095ㄨ 24 ㄨ2745	FAX095ㄨ 28 ㄨ842
経済学部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ8413	総務係
医学部		095ㄨ 34 ㄨ132	学生サービス課
附属病院	〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095ㄨ 31 ㄨ511	
附属地域医療科学教育研究センター		095ㄨ 31 ㄨ180	
理工学部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ513	総務係
農学部		095ㄨ 28 ㄨ713	総務係
附属資源循環フィールド科学教育研究センター	〒849 0903 佐賀市久保泉町下和泉1841	095ㄨ 98 ㄨ2245	FAX095ㄨ 98 ㄨ230
海洋エネルギー研究センター	〒840 - 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ8624	
海洋エネルギー研究センター伊万里サテライト	〒849 4256 伊万里市山代町久原字平尾1 48	095ㄨ 20 ㄨ190	FAX095ㄨ 20 ㄨ191
科学技術共同開発センター		095ㄨ 28 ㄨ965	FAX095ㄨ 28 ㄨ8186
総合分析実験センター		095ㄨ 28 ㄨ896	
総合情報基盤センター	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ592	
留学生センター		095ㄨ 28 ㄨ8168	国際課
低平地研究センター		095ㄨ 28 ㄨ582	FAX095ㄨ 28 ㄨ8189
海浜台地生物環境研究センター	〒847 0021 唐津市松南町152 1	095ㄨ 77 ㄨ484	
シンクロトン光応用研究センター		095ㄨ 28 ㄨ854	
高等教育開発センター		095ㄨ 28 ㄨ990	
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー		095ㄨ 28 ㄨ853	
地域学歴史文化研究センター		095ㄨ 28 ㄨ8416	研究協力課地域貢献推進係
有明海総合研究プロジェクト	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ846	
スポーツセンター		095ㄨ 28 ㄨ897	
大学会館		095ㄨ 28 ㄨ8175	学生生活課
かささぎホール		095ㄨ 28 ㄨ8175	学生生活課
楠葉寮	〒840 0027 佐賀市本庄町本庄425	095ㄨ 24 ㄨ812	
国際交流会館	〒840 0027 佐賀市本庄町本庄489 1	095ㄨ 28 ㄨ804	
合宿研修所	〒847 0131 唐津市神集島コウソ辻1430	095ㄨ 79 ㄨ986	
守衛室	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ8193	

平成18年度
学生便覧

平成18年3月25日印刷
平成18年3月31日発行
編集 佐賀市本庄町1
佐賀大学学務部
印刷 株式会社昭和堂

目 次

学長挨拶	1
平成18年度 学年暦及び年間行事予定表	2
佐賀大学（本庄キャンパス）建物配置図	4
佐賀大学（鍋島キャンパス）建物配置図	5
1．沿革及び組織	
沿革	9
組織図	10
2．学生生活	
2つのキャンパスについて	13
学生関係諸手続一覧（本庄キャンパス）	14
本庄キャンパス諸証明書の発行及び手続き	16
証明書自動発行機	16
卒業後の諸証明交付手続き	16
学生サービス課の業務	19
学生関係諸手続一覧（鍋島キャンパス）	20
一般的注意事項	21
学生センターホームページの利用方法	22
就職相談室ホームページの利用方法	23
留学生センターホームページの利用方法	28
教養教育運営機構 CALL 教室について	29
3．就職	
就職活動について	33
相談窓口	33
就職活動の流れ	34
平成18年度就職支援事業	35
4．授業料の納付	
授業料の納付	39
授業料の口座振替制度	39
5．経済援助	
授業料の免除	43
奨学金制度	43
アルバイト	45
6．住居	
学生寮	49
アパート・貸室等の紹介	49
医学部学生へのアパート・貸室等の紹介	49
7．課外活動	
課外活動のルール	53
課外活動の施設及び利用申込	54
各種行事・体育大会	54
本庄キャンパス サークル一覧	54
鍋島キャンパス サークル一覧	55
8．福利厚生施設	
大学会館	59
厚生施設	60
佐賀大学合宿研修所	60
九州地区国立大学共同研修施設	61
九重共同研修所	61
島原共同研修センター	62

9. なんでも相談	
相談機関.....	65
10. 健康管理	
保健管理センター.....	69
11. 附属図書館	
はじめに.....	73
入館.....	73
開館時間・休館日.....	73
閲覧と貸出.....	73
図書購入.....	74
施設の利用（本館）.....	74
文献複写.....	74
他大学図書館等の利用.....	74
相互貸借サービス.....	74
レファレンス・サービス.....	74
検索端末の利用.....	74
携帯電話からの蔵書検索.....	74
館内案内及び資料案内.....	75
12. 総合情報基盤センター	
総合情報基盤センターによろこそ.....	81
情報基盤センターの利用期間について.....	81
ユーザ ID とパスワードは、こんなときに必要です.....	81
インターネットの利用について.....	81
個人ホームページの作成と公開について.....	81
サイトライセンス・ソフトウェア StarSuite の利用について.....	81
情報基盤センターの利用にあたっての諸注意.....	82
メインセンター（本庄キャンパス）の利用について.....	82
医学サブセンター（鍋島キャンパス）の利用について.....	84
13. 国際交流	
留学生センター.....	87
学術交流.....	88
外国人留学生.....	89
日本人学生の海外留学.....	89
国際交流会館.....	90
14. 単位互換	
放送大学との単位互換.....	93
西九州大学との単位互換.....	94
15. 学内関係規則等	
国立大学法人佐賀大学規則.....	97
佐賀大学学則.....	103
佐賀大学教養教育科目履修規程.....	114
佐賀大学教養教育科目履修細則.....	116
佐賀大学文化教育学部規則.....	120
佐賀大学文化教育学部履修細則.....	122
佐賀大学経済学部規則.....	180
佐賀大学経済学部履修細則.....	182
佐賀大学医学部規則.....	204
佐賀大学医学部履修細則.....	206
佐賀大学医学部転学部及び転学科細則.....	214
佐賀大学理工学部規則.....	216
佐賀大学理工学部履修細則.....	219
佐賀大学農学部規則.....	252
佐賀大学農学部履修細則.....	254

農学部学生の分属及び卒業研究に関する内規	261
追試験及び再試験に関する農学部内規	261
農学部学生の教員職員免許状取得に関する内規	261
佐賀大学農学部編入学規程	270
農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する内規	271
佐賀大学大学院学則	274
佐賀大学大学院教育学研究科規則	282
佐賀大学大学院教育学研究科履修細則	284
佐賀大学大学院経済学研究科規則	293
佐賀大学大学院経済学研究科履修細則	295
佐賀大学大学院医学系研究科規則	298
佐賀大学大学院医学系研究科履修細則	300
佐賀大学大学院工学系研究科規則	306
佐賀大学大学院工学系研究科履修細則	308
佐賀大学大学院農学研究科規則	326
佐賀大学大学院農学研究科履修細則	328
16. 教育職員免許法等	
教育職員免許法	335
教育職員免許法施行規則	338
17. その他の規則等	
佐賀大学学生交流に関する規程	349
佐賀大学外国人留学生規程	354
佐賀大学科目等履修生規程	356
佐賀大学研究生規程	358
佐賀大学学生の懲戒に関する規程	360
佐賀大学成績判定等に関する規程	361
佐賀大学学生表彰規程	362
佐賀大学団体設立，集会及び掲示等に関する内規	364
佐賀大学授業料の督促及び指導要領	366
佐賀大学合宿研修所規程	367
佐賀大学学生会館規程	368
佐賀大学医学部会館管理運営内規	370
佐賀大学体育施設規程	372
佐賀大学医学部体育施設使用要項	373
佐賀大学サークル会館使用規程	375
佐賀大学サークル会館使用細則	376
佐賀大学医学部課外活動共用施設管理運営内規	377
佐賀大学本庄地区構内交通規程	379
佐賀大学医学部構内交通規制要項	381
気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ	384
18. 佐賀大学学歌	
佐賀大学学歌	387
19. 建物配置図等	
各学部他	391



学長挨拶

佐賀大学長 長谷川 照

新入生のみなさん，入学おめでとうございます。

皆さんは，人生において最も多感な時期，将来への希望と不安の交錯した時期を佐賀大学で過ごすこととなります。佐賀大学は，文化教育学部，経済学部，医学部，理工学部，農学部の5学部で構成されています。ほとんど全ての学問分野が網羅されていると言って良いでしょう。しかも，学生と教職員の間で緊密なコミュニケーションを可能にする理想的な規模の総合大学です。

佐賀大学は人間の能力を最大限に伸ばすことに目標を置いています。そのために，生涯を通じて人格を形成する礎となる教養教育，社会の要請に応える知識・技術を学ぶ専門教育から，人類の叡智を傾け認識を深める基礎研究，新たな真善美を創造する応用研究・実用開発に到るまで，みなさんの要望に応える教育と研究を展開しています。

今，佐賀大学に課せられた緊急課題は有明海の再生です。「むつごろう」で知られている有明海は昔から豊穡の海と呼ばれ有明海沿岸に住む人々の生活を支え豊かな文化を育ててきました。近年この有明海の環境の悪化が大きな社会問題となっています。このような環境問題に加えて，みなさんが生きる21世紀の社会は，人口増加，食糧不足，資源・エネルギー開発など多くの難問を抱えています。これらの学際的で世界的な広がりを示す難問を解決する主人公はみなさんです。みなさんは，それぞれの学部で専門分野に取り組みますが，それだけに閉じこもることなく他の分野にも視野を広げて，難問に挑戦する能力を養ってください。佐賀大学はみなさんが将来に備えてエネルギーを蓄える格好の場です。

佐賀大学は，すべての学術・学芸の知恵が集積され総合的な判断力を育む大学でありたいと願っています。人類が自然と調和のとれた営みを続けるために，そして世界に平和をもたらすために，みなさんが実りある大学生活を送られることを望んでいます。

平成18年度 学年暦及び年間行事予定表

月	日	曜	学 年 暦	行 事
4	1	土	前学期始, 春季休業 (4月7日まで)	新入学生健康診断 (4月4日まで)
				学友会及びサークル紹介 (4月2日まで)
	3	月		前学期授業時間割発表
	5	水	平成18年度入学式	研究科オリエンテーション(教育学・経済学・医学系・工学系)
	6	木		学部オリエンテーション
				研究科オリエンテーション(農学)
	10	月	前学期開講	
7	18	火		前学期定期試験時間割発表
	25	火		前学期定期試験 (7月31日まで)
8	1	火	夏季休業 (9月30日まで)	
9	22	金	平成18年度学位記授与式 < 9月期 >	
	25	月		後学期授業時間割発表
	30	土	前学期終	
10	1	日	開学記念日, 後学期始	
	2	月	後学期開講	
	6	金	平成18年度大学院入学式	
			(工学系博士後期課程, 国際環境科学特別コース)	
12	25	月	冬季休業 (1月7日まで)	
1	20	土		平成19年度大学入試センター試験 (1月21日まで) (予定)
	26	金		後学期定期試験時間割発表
2	2	金		後学期定期試験 (2月8日まで)
	25	日		平成19年度前期日程入学試験 (2月26日まで) (予定)
3	12	月		平成19年度後期日程入学試験 (3月13日まで) (予定)
	23	金	平成18年度学位記授与式 < 3月期 >	
	31	土	後学期終	

予備日は前学期：7月18日・24日，8月1日後学期：1月23日・24日・30日・31日，2月1日・9日

(参考) 平成19年度

4	1	日	前学期始, 春季休業 (4月7日まで)	
	5	木	平成19年度入学式 (予定)	
	6	金		学部オリエンテーション
	9	月	前学期開講	

注：予備日については，通常の休講等に対応するものではなく，台風等の風水害の到来他による大学全体の臨時休業等に充当するものである。

授業時間

I校時	8 : 40	~	10 : 10
II校時	10 : 20	~	11 : 50
昼休み	11 : 50	~	12 : 50
III校時	12 : 50	~	14 : 20
IV校時	14 : 30	~	16 : 00
V校時	16 : 10	~	17 : 40

平成18年度学年暦

月	週	月	火	水	木	金	土	日	備考
4							4 / 1	4 / 2	4 / 1 - 4 / 7 春季休業
		4 / 3	4 / 4	4 / 5	4 / 6	4 / 7	4 / 8	4 / 9	4 / 5 入学式, 4 / 6 学部オリエンテーション
	1	4 / 10	4 / 11	4 / 12	4 / 13	4 / 14	4 / 15	4 / 16	4 / 10 前学期開講
	2	4 / 17	4 / 18	4 / 19	4 / 20	4 / 21	4 / 22	4 / 23	
	3	4 / 24	4 / 25	4 / 26	4 / 27	4 / 28	4 / 29	4 / 30	
5	4	5 / 1	5 / 2	5 / 3	5 / 4	5 / 5	5 / 6	5 / 7	
	5	5 / 8	5 / 9	5 / 10	5 / 11	5 / 12	5 / 13	5 / 14	
	6	5 / 15	5 / 16	5 / 17	5 / 18	5 / 19	5 / 20	5 / 21	
	7	5 / 22	5 / 23	5 / 24	5 / 25	5 / 26	5 / 27	5 / 28	
6	8	5 / 29	5 / 30	5 / 31	6 / 1	6 / 2	6 / 3	6 / 4	
	9	6 / 5	6 / 6	6 / 7	6 / 8	6 / 9	6 / 10	6 / 11	
	10	6 / 12	6 / 13	6 / 14	6 / 15	6 / 16	6 / 17	6 / 18	
	11	6 / 19	6 / 20	6 / 21	6 / 22	6 / 23	6 / 24	6 / 25	
7	12	6 / 26	6 / 27	6 / 28	6 / 29	6 / 30	7 / 1	7 / 2	
	13	7 / 3	7 / 4	7 / 5	7 / 6	7 / 7	7 / 8	7 / 9	
	14	7 / 10	7 / 11	7 / 12	7 / 13	7 / 14	7 / 15	7 / 16	
	15	7 / 17	7 / 18	7 / 19	7 / 20	7 / 21	7 / 22	7 / 23	
	16	7 / 24	7 / 25	7 / 26	7 / 27	7 / 28	7 / 29	7 / 30	7 / 25 - 31 前学期定期試験期間
8		7 / 31	8 / 1	8 / 2	8 / 3	8 / 4	8 / 5	8 / 6	8 / 1 - 9 / 30 夏季休業
		8 / 7	8 / 8	8 / 9	8 / 10	8 / 11	8 / 12	8 / 13	
		8 / 14	8 / 15	8 / 16	8 / 17	8 / 18	8 / 19	8 / 20	
		8 / 21	8 / 22	8 / 23	8 / 24	8 / 25	8 / 26	8 / 27	
9		8 / 28	8 / 29	8 / 30	8 / 31	9 / 1	9 / 2	9 / 3	
		9 / 4	9 / 5	9 / 6	9 / 7	9 / 8	9 / 9	9 / 10	
		9 / 11	9 / 12	9 / 13	9 / 14	9 / 15	9 / 16	9 / 17	
		9 / 18	9 / 19	9 / 20	9 / 21	9 / 22	9 / 23	9 / 24	9 / 22 学位記授与式 < 9 月期 >
10		9 / 25	9 / 26	9 / 27	9 / 28	9 / 29	9 / 30	10 / 1	10 / 1 開学記念日
	1	10 / 2	10 / 3	10 / 4	10 / 5	10 / 6	10 / 7	10 / 8	10 / 2 後学期開講, 10 / 6 大学院入学式
	2	10 / 9	10 / 10	10 / 11	10 / 12	10 / 13	10 / 14	10 / 15	
	3	10 / 16	10 / 17	10 / 18	10 / 19	10 / 20	10 / 21	10 / 22	
	4	10 / 23	10 / 24	10 / 25	10 / 26	10 / 27	10 / 28	10 / 29	
11	5	10 / 30	10 / 31	11 / 1	11 / 2	11 / 3	11 / 4	11 / 5	
	6	11 / 6	11 / 7	11 / 8	11 / 9	11 / 10	11 / 11	11 / 12	
	7	11 / 13	11 / 14	11 / 15	11 / 16	11 / 17	11 / 18	11 / 19	
	8	11 / 20	11 / 21	11 / 22	11 / 23	11 / 24	11 / 25	11 / 26	
12	9	11 / 27	11 / 28	11 / 29	11 / 30	12 / 1	12 / 2	12 / 3	
	10	12 / 4	12 / 5	12 / 6	12 / 7	12 / 8	12 / 9	12 / 10	
	11	12 / 11	12 / 12	12 / 13	12 / 14	12 / 15	12 / 16	12 / 17	
	12	12 / 18	12 / 19	12 / 20	12 / 21	12 / 22	12 / 23	12 / 24	12 / 25 - 1 / 7 冬季休業
	13	12 / 25	12 / 26	12 / 27	12 / 28	12 / 29	12 / 30	12 / 31	
1	14	1 / 1	1 / 2	1 / 3	1 / 4	1 / 5	1 / 6	1 / 7	
	15	1 / 8	1 / 9	1 / 10	1 / 11	1 / 12	1 / 13	1 / 14	
	16	1 / 15	1 / 16	1 / 17	1 / 18	1 / 19	1 / 20	1 / 21	1 / 20, 21 大学入試センター試験 (予定)
	17	1 / 22	1 / 23	1 / 24	1 / 25	1 / 26	1 / 27	1 / 28	
2	18	1 / 29	1 / 30	1 / 31	2 / 1	2 / 2	2 / 3	2 / 4	
	19	2 / 5	2 / 6	2 / 7	2 / 8	2 / 9	2 / 10	2 / 11	2 / 2 - 2 / 8 後学期定期試験期間
		2 / 12	2 / 13	2 / 14	2 / 15	2 / 16	2 / 17	2 / 18	
		2 / 19	2 / 20	2 / 21	2 / 22	2 / 23	2 / 24	2 / 25	2 / 25, 26 前期日程入学試験 (予定)
3		2 / 26	2 / 27	2 / 28	3 / 1	3 / 2	3 / 3	3 / 4	
		3 / 5	3 / 6	3 / 7	3 / 8	3 / 9	3 / 10	3 / 11	3 / 12, 13 後期日程入学試験 (予定)
		3 / 12	3 / 13	3 / 14	3 / 15	3 / 16	3 / 17	3 / 18	
		3 / 19	3 / 20	3 / 21	3 / 22	3 / 23	3 / 24	3 / 25	3 / 23 学位記授与式 < 3 月期 >
		3 / 26	3 / 27	3 / 28	3 / 29	3 / 30	3 / 31		

定期試験期間

休業期間

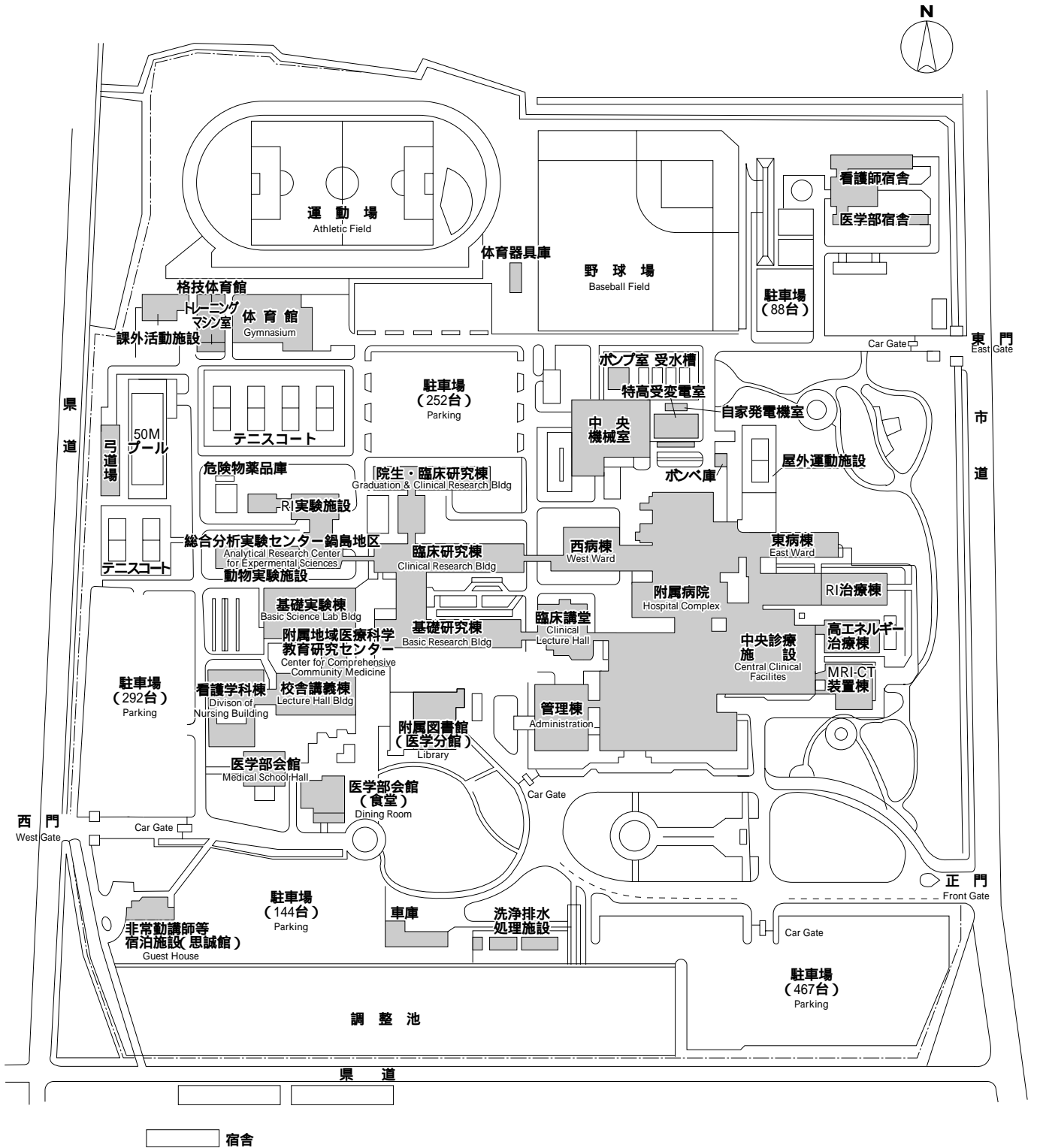
祝日法に規定する休日 (休業期間を除く)

予備日

佐賀大学（本庄キャンパス）建物配置図



佐賀大学（鍋島キャンパス）建物配置図



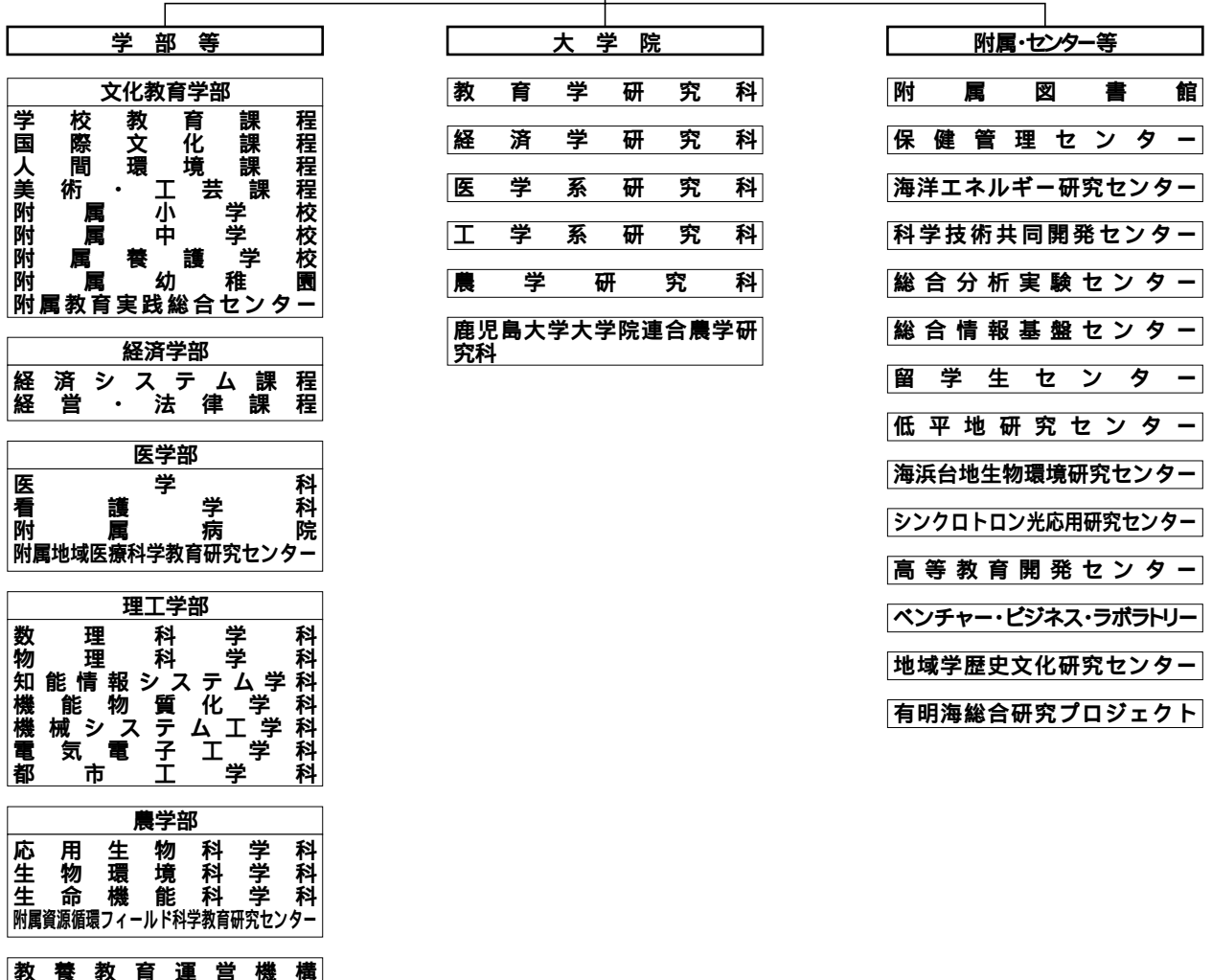
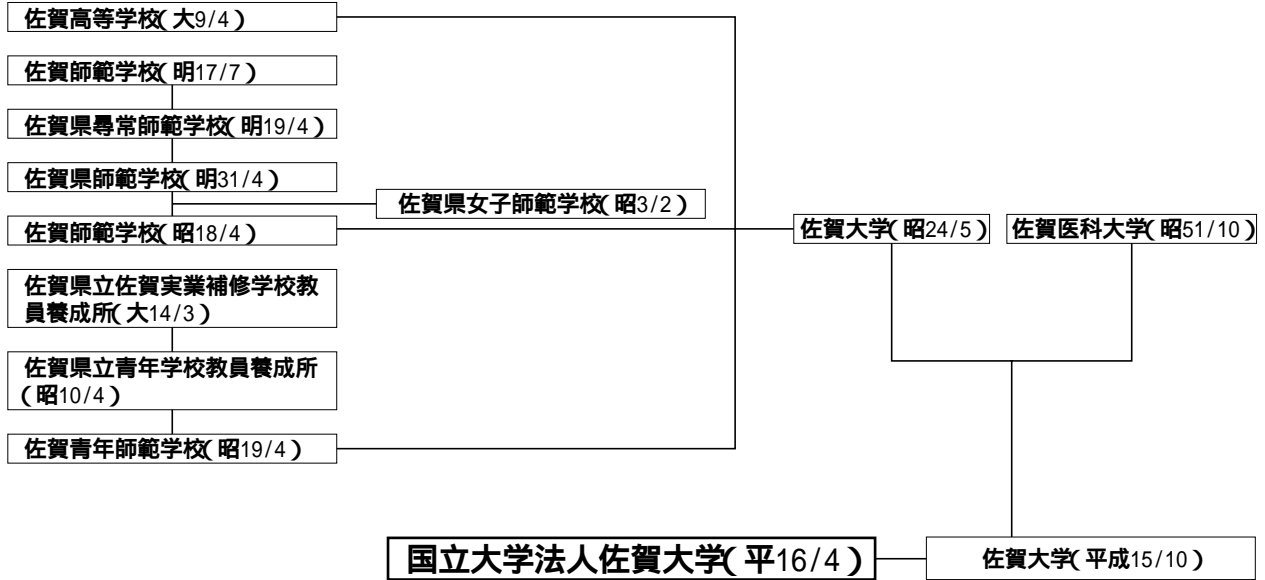
1 . 沿 革 及 び 組 織

沿革.....	9
組織図.....	10

沿 革

佐賀大学は、平成15年10月1日国立学校設置法により、佐賀大学と佐賀医科大学を統合し、文化教育学部、経済学部、医学部、理工学部、農学部の5学部からなる新大学として発足した。

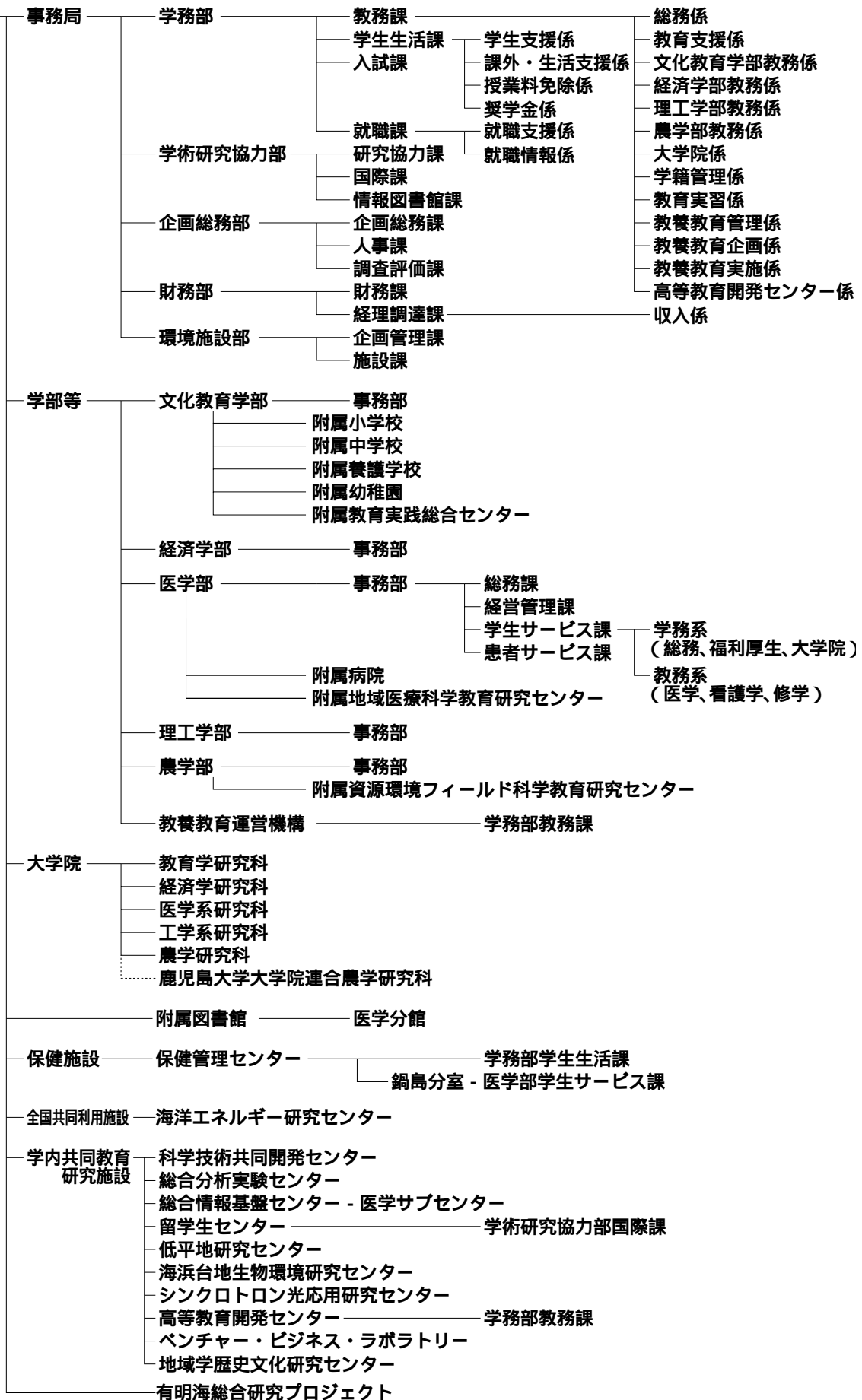
(沿革略図)



組織図

平成18年4月1日現在

佐賀大学



2. 学 生 生 活

2つのキャンパスについて.....	13
学生関係諸手続一覧（本庄キャンパス）.....	14
本庄キャンパス諸証明書の発行及び手続き.....	16
証明書自動発行機.....	16
卒業後の諸証明交付手続き.....	16
学生サービス課の業務.....	19
学生関係諸手続一覧（鍋島キャンパス）.....	20
一般的注意事項.....	21
学生センターホームページの利用方法.....	22
就職相談室ホームページの利用方法.....	23
留学生センターホームページの利用方法.....	28
教養教育運営機構 CALL 教室について.....	29

2つのキャンパスについて

本学は、文化教育学部、経済学部、理工学部、農学部の4学部が本庄町に、医学部が鍋島町にあり、それぞれ本庄キャンパス、鍋島キャンパスと呼んでいます。

両キャンパスには、学生諸君の学生生活をより豊かにし、諸君の身边に起こる色々な問題についての相談や助言を行うため次の課を置いています。

本庄キャンパス...学生センター（教務課、学生生活課、入試課、就職課）

鍋島キャンパス...学生サービス課

各課の組織及び業務分担は、次ページに記載しています。

大学は、その目的とする教育、研究の機能を円滑に行い、国民の期待にこたえるために自らに厳しく課した各種のきまりがあります。

本学の学則や学生に関する諸規則その他の学内規則は、このきまりを具体化したものです。これは一般社会にさまざまな法令や慣習があって、人々がそれを守って暮らしているのと同じことです。学生諸君は、学則その他の諸規則を理解し遵守して、有意義で充実した学生生活を送るよう希望します。

学習上の不明な点、奨学金や授業料の減免の手続き、アルバイトその他の日常生活に関する事、健康問題などの相談をしたい場合は上記の部署へ来てください。なお、大学からの学生に対する公示、示達は、すべて掲示によって行いますので、毎日一回は必ず所定の掲示板を見るようにしてください。

学生関係諸手続一覧

窓口事務取扱時間

平日 午前 8 時30分～午後 6 時（土・日・休日は休業）

医学部学生サービス課（鍋島キャンパス）の諸手続の取扱事項及び取扱時間は、8 時30分より午後 6 時までで、19 ページです。

本庄キャンパス（文化教育学部・経済学部・理工学部・農学部）

区分	事 項	留 意 事 項	担当窓口
納入金	入 学 料	入学手続時	入学手続窓口
	授 業 料	前期 4 月30日まで，後期10月31日まで	事務局棟 (調達経理課収入係)
	検 定 料	研究生・科目等履修生等の検定料	
身上の異動	入 学 誓 約 書	入学手続時	入学手続窓口
	学 生 力 一 一	入学手続時	入学手続窓口
	学 生 証	再発行（新入学生は，4 月11日に教養教育 1 号館学生ホールにて交付）	学生センター (教務課総務係)
	住 所 (変 更) 届	入学時及び変更の都度	
	保 証 人 変 更 届	変更の都度	
	改 姓 名 届	変更の都度	
	休 学 願	3 ヶ月以上授業に出席できない場合（疾病による場合は，医師の診断書が必要です。）	学生センター (教務課学籍管理係)
	退 学 願		
	復 学 願	休学期間が終了する時提出（疾病による場合は，医師の診断書が必要です。）	
	転学部・転学科・転課程・転専攻願		学生センター
他 大 学 受 験 願	他大学を受験する場合	(教務課各教務係)	
諸証明	成 績 証 明 書	自動発行機にて出力できます。	学生センター
	卒業（見込）・修了（見込）証明書	自動発行機にて出力できます。	
	単 位 修 得 証 明 書		学生センター (教務課各教務係)
	在 学 証 明 書	自動発行機にて出力できます。	学生センター
	旅 客 運 賃 割 引 証	自動発行機にて出力できます。	
	在 寮 証 明 書		学生センター (学生生活課)
	健 康 診 断 証 明 書		保健管理センター
受講手続	履 修 届		学生センター (教務課各教務係)
	履 修 力 一 一		
	再履修・指定外・分野登録		
厚生	入 学 料 ・ 授 業 料 免 除 ・ 徴 収 猶 予 ・ 分 納		学生センター
	奨 学 金		(学生生活課)

区分	事 項	留 意 事 項	担当窓口
課外活動	課外活動団体結成願		学生生活課
	課外活動団体更新届	毎年5月中旬までに提出がない場合、解散したものとみなす。	
	課外活動団体変更届	役員の変更・規約の変更等がある場合届け出ること。	
	課外活動団体解散届		
	行 事 届	課外活動（サークル）のたびに提出すること。	
	海 外 渡 航 届	海外に旅行又は留学する時に届け出ること。 （個人・団体共）	
	掲 示 ・ ビ ラ 配 布 届		各教務係
	教 室 使 用 願		
	大 学 会 館 利 用 許 可 願		学生生活課
	体 育 施 設 使 用 願		
	第1サークル会館各部屋使用願	事前に文化協議会です承を得ておくこと。	サークル会館 事務室
	第2サークル会館各部屋使用願	事前に体育協議会です承を得ておくこと。	
学生寮	入 寮 願 ・ 退 寮 願	留学生も入寮可	学生生活課
流国 会際 館交	入 居 ・ 退 居 申 請	留学生のみ入居可（ただし、日本人国際交流会館チューター2名は入居可）	国際課
その他	盗 難 届		学生生活課
	被 害 届		
	交 通 事 故 届		
	拾 得 物 届		
	紛 失 物 届		
	自 動 車 入 構 許 可 願		
	一 時 帰 国 届 ・ 帰 国 届		国際課
	ア ル バ イ ト		学生センター 掲示板

本庄キャンパス諸証明書の発行及び手続き

(1) 学 生 証 (担当；学生センター教務課総務係)

学生証 (磁気カード形式の「学生証 ID カード」) は、入学後に交付します。

この「学生証 ID カード」により、証明書自動発行機 (在学証明書及び学生旅客運賃割引証を発行) の利用及び図書館での様々な利用ができます。

また、「学生証 ID カード」は、不利益を被らないよう、他人への貸与及び紛失等に十分な注意が必要です。万一紛失した時は、直ちに教務課総務係に学生証再交付願を提出し、再交付を受けてください。

(2) 在学証明書 学生センターの自動発行機で発行します。

(3) 成績証明書等 成績証明書 (和文)、卒業見込証明書 (和文) は、学生センターの自動発行機で取得できます。その他特殊な証明書を必要とする時は、各種証明書交付願により申し込んでください。(担当；学生センター教務課各教務係)

(4) 旅客運賃割引証 (学割証)

学生が帰省又は実習等で旅客鉄道会社の交通機関を、片道100kmを超えて利用する場合に、旅客運賃割引証(学割証)の交付を受けることができます。

学生1人当たり年間の交付枚数は10枚以内となっていますので、年間計画を立て合理的に使用してください。発行は学生センターの自動発行機で行います。

また、課外活動で利用する場合は、教職員1名を含む9人以上で旅行する場合に限り「団体(グループ)旅行申込書」の交付を受けることができます。この場合は学生センター内学生生活課に申し込んでください。(9ヶ月前から14日前までに購入)

これらの制度は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的な負担を軽くし、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていますので、これを他人に貸与したり、不正に使用することのないよう特に注意してください。

(5) 実習用通学定期券の購入について

学習単位を取得するため、在籍校所在地と異なる場所にある実習場に通う場合、実習期間についてのみ実習用通学定期券を購入することができます(1交通会社につき80円切手2枚必要)。ただし、通学証明書発行までに交通会社によっては1ヶ月程度かかりますので、早めに学生生活課へ申し出てください。

証明書自動発行機

各種証明書等を自動的に発行する証明書自動発行機を設置しています。学生は、学生証 ID カードを利用し、前記の在学証明書及び旅客運賃割引証を簡単な機械操作により、必要な時に入手することができます。自動発行機は学生センターに設置してあります。

卒業後の諸証明交付手続き

卒業後における諸証明書の発行は、担当係窓口(本庄キャンパスは学生センター教務課、鍋島キャンパスは学生サービス課)に申し込めば2~3日後には受け取れます。また、郵送による申し込みを希望する場合は、必ず返信用封筒(住所及び宛名を明記し、切手を貼ったもの)を同封の上、作成日数(和文2日程度、英文7日~10日程度)及び郵送による往復の日数を見込み、余裕を持って申し込んでください。電話による申し込みは、緊急の場合を除き、受け付けていません。

申し込みの際には、「卒業年月日、卒業学科、氏名及び生年月日(英文で必要とする場合には、氏名は英文でも併記してください。)',「必要とする証明書名及び必要枚数」,「用途及び提出先」を明記してください。

なお、発行手数料は無料となっています。

学生センター平面図

学生センター（学務部）の組織と業務

教務課 総務係
教養教育管理係
教育支援係

入学手続
学生証発行
改姓・改名届
住所、保証人変更届

ティーチングアシスタント

授業評価
地域創成事業
大学教育委員会
学生支援室
外部資金業務

入試課

学部学生の募集・入学試験
大学院学生の募集・入学試験

就職課

求人票受付・閲覧
求人相談
就職ガイダンス（他就職試験対策など）
就職資料の配付・閲覧
就職相談
会社説明会受付、実施

教務課 理工学部教務係
農学部教務係

理工学部・農学部の専門科目の実施及び履修相談
履修届の提出及び変更・確認
成績交付
証明書の申請・交付
成績証明書（英文を含む。）
卒業見込証明書
単位修得証明書
教員免許状取得見込証明書
卒業証明書
定期試験仮受験票発行
追試験等の実施願
転学、転学部等の相談

教務課 大学院係
学籍管理係
教育実習係

大学院の履修相談に関する事。大学院の時間割（集中講義・定期試験を含む。）計画・実施
履修届の提出及び変更・確認
成績交付
大学院の学位申請に関する事。教育職員免許（専修免許）取得に関する事。
証明書の申請・交付
成績証明書
修了見込み証明書
単位修得証明書等
転学・転専攻等の相談

学籍管理
・休学、復学、退学
・科目等履修生
・研究生
・単位互換

教育実習
・教育実習の受付、履修相談
・介護等体験

教務課 文化教育学部教務係
経済学部教務係

文化教育学部、経済学部の専門科目の実施及び履修相談
履修届の提出及び変更・確認
成績交付
証明書の申請・交付
成績証明書（英文を含む。）
卒業見込証明書
単位修得証明書
教員免許状取得見込証明書
卒業証明書
定期試験仮受験票発行
追試験等の実施願
教室使用許可願
転学、転学部等の相談

教務課 教養教育企画係
教養教育実施係

教養教育科目の実施及び履修相談
分野登録関係
主題科目受講申請
英語の再履修関係
証明書の申請・交付
英文在学証明書
外国語能力試験等の単位認定申請
追試験等の実施願
教室使用許可願

学生生活課

学生支援
入学料・授業料の免除・徴収猶予/奨学金
健康管理/学生教育研究災害傷害保険/アルバイト/福利厚生/遺失物・拾得物
学生寮
課外活動、学生団体
集会、印刷物掲示、諸行事
学生会館、合宿研修所
サークル会館、体育施設
自動車入構許可

学生なんでも相談窓口

カウ ン タ ー

「学生なんでも相談窓口」では、担当者が学生のあらゆる疑問や悩み、困っていることを聞いて、その内容に応じて、より適切な解決法や相談員（学内外の関係者）を紹介します。気軽に相談してください。
例えば、
修学・履修のこと
課外活動のこと
アルバイトのこと
心の悩みのこと
その他色々

証明書自動発行機

成績証明書
卒業（見込）・修了（見込）証明書
在学証明書
旅客運賃割引証

国際課

国費外国人留学生給与
外国人留学生奨学金
在留期間更新申請
資格外活動申請
再入国申請
国際交流会館
留学生宿舍
医療費補助
住宅総合補償
海外短期派遣
海外語学研修
留学生チューター申請
証明書の申請・交付
国費外国人留学生証明書
各種奨学金受給証明書

* 国際課は、教養教育1号館1階

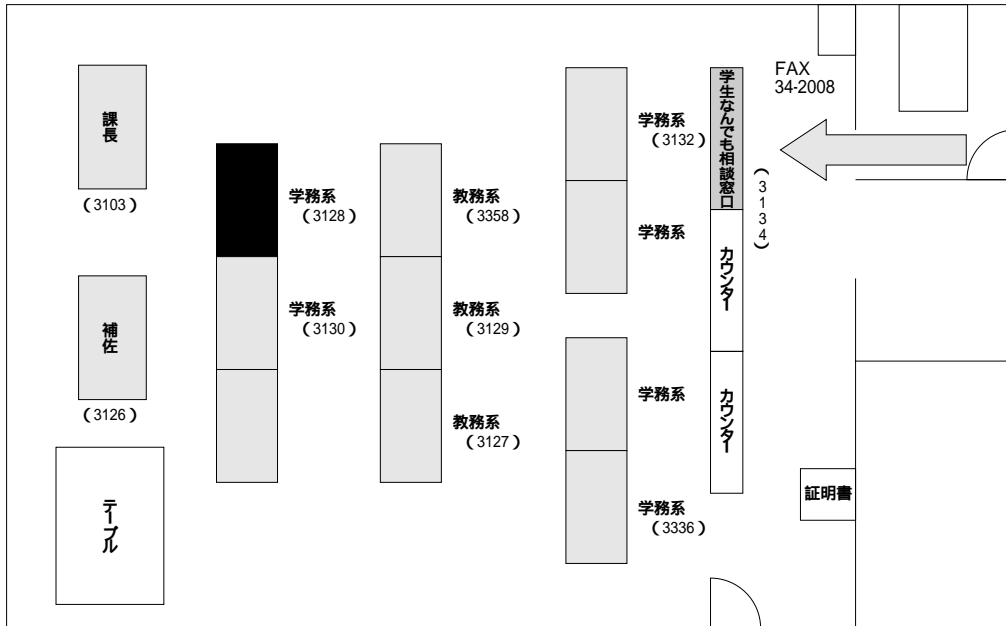
学生センター入口

学生サービス課の業務

学生サービス課は、諸君が医学部で学生生活を過ごすうえでの様々な問題の相談に応じる業務を行っているところです。修学指導をはじめ、課外活動、奨学金、授業料、アルバイト、就職その他在学期間中の保健管理等学生生活全般について、個々の実情にあった適切な援助と指導を行っています。一人で悩まず、気軽に窓口に来てみてください。

窓口での業務分担は、次のとおりです。

学生サービス課配置図



学務系		教務系
学生証	課外活動施設の管理	授業実施計画
住所届	就職指導・斡旋	試験の実施
賞罰	授業料免除・奨学金関係の連絡に関する事	修学指導等
備品の管理	通学定期・学割関係	履修登録
広報関係	家庭教師の斡旋	学業成績管理
遺失物・拾得物、盗難の届出	アパート紹介	学籍異動(休学, 退学等)
保健管理, 保健管理センター分室の運営・管理等	学生総合保障制度	非常勤講師の授業計画
FD 関係	大学院学生の受入れ・派遣	共用試験実施に関する事
ボイス関係	大学院学生の学籍異動	実習に関する事
学生の修学指導(チューター)	大学院学生の成績管理	学習要項・シラバスに関する事
学生団体(サークル)の援助	大学院学生の修学指導	授業・試験の欠席届
学園祭(むつごろう祭)関係	大学院学生の各種証明書	証明書(在学, 卒業, 成績等)
学生の課外教育に関する事	学位関係	講義室等の管理に関する事
	TA, RA 関係	
	研究生の入学・継続	
	後援会関係	

学生関係諸手続一覧

窓口事務取扱時間（医学部）

学生サービス課の窓口事務取扱時間は次のとおりです。

なお、大学の行事等のために、窓口事務を休止する場合がありますが、その際はあらかじめ掲示でお知らせします。

平 日 午前 8 時 30 分 ~ 午後 6 時

区分	事 項	担当窓口	
身上的異動（願・届）	入 学 誓 約 書	入学手続時	入学手続窓口
	連 帯 保 証 書		
	学 生 調 査 書		
	住 所 届	入学時及び変更の都度	学務系
	連 帯 保 証 人 変 更 届	変更・異動の都度	
	転 籍 届		
	改 姓 名 届	疾病による場合は医師の診断書添付 "	教務系
	休 学 願		
	復 学 願		
	退 学 願		
諸証明（願）	成 績 証 明 書 交 付 願		教務系
	卒 業（見込）証 明 書 交 付 願		学務系
	修 了（見込）証 明 書 交 付 願		
	学 生 証 再 交 付 願	3 か月以内撮影写真添付（3.5cm × 3 cm）	教務系
	在 学 証 明 書 交 付 願	自動発行機にて出力できます。	
	推 薦 書 交 付 願	原則として3日前までに提出	
	学外見学に関する依頼状交付願		学務系
	通 学 証 明 書 交 付 願		
	学 生 旅 客 運 賃 割 引 証 交 付 願	片道101km以上（年間10枚以内）	
	課外活動	学 生 団 体 設 立 願	規約、役員及び会員名簿、活動計画書添付
学 生 団 体 変 更 願		変更しようとする規約、計画書添付	
学 生 団 体 継 続 願		役員及び会員名簿、活動計画書及び前年度活動状況報告書添付（毎年4月末日までに提出）	
学 生 団 体 解 散 届			
学 外 団 体 加 入 願			
学 外 団 体 行 事 参 加 願		加入しようとする学外団体規約及び役員名簿添付	
学 外 団 体 行 事 共 催 願			
学 外 団 体 加 入 規 約 変 更 届			
学 外 団 体 加 入 継 続 願			
学 外 団 体 加 入 脱 退 届			
行 事 届		原則として3日前までに提出	
行 動 計 画 書		その都度提出（海外渡航の場合は1か月前までに提出）	
施 設 ・ 設 備 使 用 願		原則として1週間前までに提出	
掲 示 ・ 印 刷 物 配 布 届		その都度提出	
課 外 活 動 用 具 借 用 願			
課 外 活 動 共 用 施 設 使 用 願		短期の場合、使用予定日の3日前までに提出	
プ ール 使 用 願		使用予定日の前日までに提出	
医 学 部 会 館 使 用 願		使用予定日の1週間前までに提出	
授業関係	欠 席 届	事前に提出、疾病により1週間以上欠席する際は医師の診断書添付	教務系
	試 験 欠 席 届	事前に提出、疾病による場合は医師の診断書添付	
	再 試 験 受 験 願	再試験を受験するとき提出	
	履 修 届		
	履 修 科 目 変 更 取 消 届	履修届提出後、履修を変更又は取消すときに提出	

区分	事項	担当窓口
学生生活	金品の遺失, 紛失, 取得届	
	盗難届	発生後すみやかに提出してください。対策を講じます。
	駐車許可申請願	
	交通事故届	発生後遅滞なく提出
	医学部学生総合補修制度保険	
	アルバイト(家庭教師)の紹介	
	アパート等の紹介	
授業料	授業料免除申請	前期・後期に区分, 掲示により通知
	授業料徴収猶予申請	
奨学金	日本育英会	募集の都度掲示
	その他の奨学金	

* 大学院学生に関することは, 大学院系が窓口となります。

一 般 的 注 意 事 項

(1) 学生証の携帯

学生証は, 本学学生の身分を証明するものです。通学定期及び学割証による乗車券購入の際にも必要となりますので常に携帯するとともに, 学内で行われる試験の際には必ず学生証が必要です。

なお, 有効期間は4年間, 医学科のみ6年間となっています。

学生証を汚損, 紛失したとき, 記載内容に変更があったときは, 学生証再交付願に写真1枚(3.5×3cm)を添え学生サービス課に届出てください。また, 卒業, 退学等により学籍を失ったときは学務部教務課または医学部学生サービス課に返却してください。

(2) 学生諸君への連絡

学生諸君に対する種々の連絡は, 原則として学生用の掲示板によって行います。この掲示は, 修学, 福利厚生, 課外教育等, 学生生活を送る上で大切なことが連絡されますので, 午前・午後それぞれ一度は必ず見るように習慣づけてください。

なお, 学生個人及び各サークルに対する呼び出し電話には応じられないので, その旨家族等に周知しておいてください。

(3) 郵便物

学生団体宛の郵便物は所定の場所に整理, 保管しておきますので, 各自取りに来てください。

なお, 個人宛の郵便物は必ず自分の住所(下宿・アパート等)に送付されるよう家族等に周知しておいてください。

医 学 部 関 係

(4) 個人用ロッカー

医学部では, 個人用ロッカーを学年の始めに割り当てますので, ロッカー内の整理整頓に心掛け丁寧に取り扱ってください。

なお, ロッカーキーは各自に貸与しますので, 紛失しないよう特に注意してください。万一, 紛失した場合は学生サービス課に届け出てください。

なお, 卒業時には必ず学生サービス課へ返却してください。

(5) 名札の着用

医学部内においては, 所定の名札を必ず着用するとともに学内で行われる試験の際も必ず名札を着用しなければ受験が認められません。なお, 紛失した場合は学生サービス課に届け出てください。

学生センターホームページの利用方法 (URL <http://www.saga-u.ac.jp/student/>)

このホームページでは、より豊かな学生生活を支援するための情報を提供しています。学生便覧をはじめ、電子掲示板、学生呼出、休講情報の検索や各種申請に必要な書類の印刷ができます。ただし、電子掲示板には全ての掲示物を掲載することができませんので、掲載内容については、必ず、学生センター内の掲示板で再確認を行う必要があります。

電子掲示板

電子掲示板は全学生対象、所属学部対象、教養教育運営機構対象の3種類がありますので、それぞれ必要に応じて検索してください。

学生呼出

個々の学生諸君に用件を伝えるために、学生呼出専用の掲示板を設けています。呼出画面に自分の学籍番号があれば、担当課係へ赴いてください。

休講検索

休講についても、検索することができますが、授業の際に担当教員から直接学生諸君へ連絡済みの場合など、この掲示板に掲載されないものもあります。

就職相談室ホームページの利用方法 (URL <http://www.sao.saga-u.ac.jp/>)



ホームページでは、学生の就職活動を支援するための情報を提供しています。以下は、就職システム「Live Campus」の主な内容について説明します。

学生メニューは、「企業関連」「学生関連」「その他」で構成されています。

「企業関連」では

- 1) 企業情報検索.....①企業名称②所在地③業種指定で企業の情報が得られます。
- 2) 求人検索.....①求人番号②求人年度③職種等指定で検索が可能です。
- 3) セミナー検索.....①学内ガイダンス・学外セミナー②本学主催個別・合同会社説明会等の情報が得られます。

「学生関連」

- 1) 志望調査.....志望進路情報を登録することにより志望に関連する企業等の情報がメール配信されます。
- 2) 活動報告.....就職活動状況およびその結果を報告するメニューです。

「その他」

- 1) 各種資料・WEB サイト 等.....各種資料・WEB サイト情報の参照が可能です。

基本操作

LiveCampus Job Hunting System の基本操作についての説明です。

ログイン

LiveCampus Job Hunting System を利用するには、ログインを行う必要があります。

ログインするには

- (1) 就職システムへのアクセス

ブラウザを起動して、就職システムへアクセスします。



◆学生ログイン◆

ユーザーID:

パスワード:

学生メニュー

学生ログイン画面よりログインすると、学生メニューが表示されます。



Logout

Login User 山田 太郎

Enterprise 企業関連

- 企業情報検索
- 求人検索
- セミナー検索
- 公務員・教員・法人職員情報検索
- 進学情報検索
- インターンシップ検索・申込
- インターンシップ報告登録

Student 学生関連

- 志望調査
- 活動報告

Other その他

- 各種資料・WEBサイト公開
- お知らせ
- スケジュール

Copyright© 2008 NET DATA KYUSHU Co., Ltd. All rights reserved.

学生メニュー画面

本画面より、利用したいメニューをクリックします。

職員メニューは大きく3つのカテゴリに分類されます。

- 企業関連(青)・・・主な就職先となる企業と関連する情報(求人・セミナー・インターンシップ等)を扱うメニューが準備されています。
- 学生関連(桃)・・・自分の情報を報告するメニューが準備されています。
- その他(緑)・・・各種資料・WEB サイト公開、お知らせ、スケジュール機能など上記カテゴリに類さないメニューが準備されています。

(各カテゴリには、テーマカラーが存在し、現在の利用カテゴリがわかりやすいようになっています。)

志望調査サブメニュー






志望進路情報を登録するメニューです。
ここでは、志望進路情報の参照、登録、修正が行えます。
メニューから処理を選択してください。

-  志望調査参照
-  志望調査登録
-  資格免許登録

志望調査のサブメニュー選択画面

本メニューは、以下のサブメニューから構成されています。各サブメニューアイコンをクリックすることでサブメニューが利用できます。

サブメニュー一覧

No	サブメニューアイコン	処理概要
1	 志望調査参照	志望調査を参照することができます。 プロフィール内容や資格免許の取得も参照できます。
2	 志望調査登録	志望調査の登録・修正ができます。 プロフィール内容やメール配信可否も設定できます。
3	 資格免許登録	資格・免許の登録・削除ができます。

志望調査参照

(1) 志望調査参照

志望調査サブメニューから「志望調査参照」を選ぶと以下の画面になります。

LiveCampus Job Hunting System

HELP ヘルプ MENU メニュー LOGOUT ログアウト

企業関連 学生関連 その他

ログインユーザー 九州 花子さん

■志望調査サブメニュー>志望調査参照

志望調査参照



■ 個人情報

ボランティア活動	-
海外留学・ホームステイ	アメリカに留学していました。
サークル活動	バスケットボール部に所属していました。
自己PR	-
長所	-
短所	-
趣味・特技	-
得意科目	-

■ 志望情報

志望情報	就職希望	第1希望	業種	保健衛生
			職種	保健師
			地域	九州
		第2希望	業種	医療業
			職種	-
			地域	-
		第3希望	業種	-
			職種	-
			地域	-

■ メール配信設定

メールアドレス	knako@cnv.ac.jp	メール通知可否	配信を希望する
---------	-----------------	---------	---------

志望調査登録

(1) 志望調査登録

志望調査サブメニューから「志望調査登録」を選ぶと以下の画面になります。

志望調査登録 印刷

*が付いている項目は必須入力項目です。

■個人情報の登録

◆ ボランティア活動	<input type="text"/>	*200文字以内 改行も1文字としてカウントされます *半角カナは入力不可
◆ 海外留学・ホームステイ	<input type="text"/>	*200文字以内 改行も1文字としてカウントされます *半角カナは入力不可
◆ サークル活動	<input type="text"/>	*200文字以内 改行も1文字としてカウントされます *半角カナは入力不可
◆ 自己PR	<input type="text"/>	*200文字以内 改行も1文字としてカウントされます *半角カナは入力不可
◆ 長所	<input type="text"/>	*200文字以内 改行も1文字としてカウントされます *半角カナは入力不可
◆ 短所	<input type="text"/>	*200文字以内 改行も1文字としてカウントされます *半角カナは入力不可
◆ 趣味・特技	<input type="text"/>	*200文字以内 改行も1文字としてカウントされます *半角カナは入力不可
◆ 得意科目	<input type="text"/>	*200文字以内 改行も1文字としてカウントされます *半角カナは入力不可

留学生センターホームページの利用方法 (URL <http://www.isc.saga-u.ac.jp/>)

このホームページでは、留学生センター及び国際課に関する情報を、日本語と英語で提供しています。

- 1) ニュースレター...留学生センターの活動、及び、留学生や国際理解教育に関わる最新の情報を随時掲載しています。
- 2) 交流会情報 (オープンキャンパス情報・地域交流情報...) ...留学生センターが主催あるいは後援している国際交流イベント情報を提供しています。
- 3) 留学生生活...「留学生ガイドブック」、及び、「チューターの手引」を掲載しています。
- 4) 留学生ガイドブック...留学生が日本で生活するために必要な情報を PDF 形式で掲載しています。「留学生指導教員の手引」をも兼ねるものであり、留学生指導教員、及び、チューターのみなさん必読のガイドブックです。
- 5) 相談コーナー...留学生センターでは、留学生や海外留学・国際交流を考えている日本人学生のために相談の時間を設けています。「相談コーナー」では、相談の時間に関する情報を提供しています。
- 6) 海外派遣・語学研修...佐賀大学で実施している海外派遣・語学研修についての情報を掲載しています。
- 7) 紀要・広報誌...留学生センターで発行している紀要・センターニュース等の紹介を行っています。

教養教育運営機構 CALL 教室（LL 教室・LM 教室・LM 自習室）について

（場所）教養教育運営機構 2 号館の北側に張り出した部分。

LL（ランゲージラボラトリー）教室..... 2 号館の 2 階。

LM（マルチメディア対応の LL）教室..... 2 号館の 3 階。

LM 自習室..... 2 号館の 3 階。階段を上がって左側。

LM 準備室.....LM 教室に附設されています。ここに事務補佐員がいます。

（目的）

さまざまなメディアを用いて多形態の語学授業を展開するとともに、学生の皆さんの自主的な語学自習のサポートを目指しています。

なお 鍋島キャンパスにも独自に CALL 教室(平成17年9月設置)があり、英語の授業などで使われています。

（授業での利用）

LL教室.....通常の LL 装置による授業のほかに、ビデオプロジェクターで大画面に、あるいは各学生側ブースのモニターに映し出して、視聴覚教材を使う授業もできます。なお、平成18年度にはコンピュータとセットになった CALL システムが導入することを予定しています。そうすれば、マルチメディア対応型の多様な授業が可能になります。

LL 教室授業風景



LM教室.....通常の LL 装置による授業や視覚教材の利用、コンピュータを媒介とする双方向的な授業やマルチメディア教材の提示、さらに「英語学習支援システム (e-sia)」を使ったりすることが可能です。e-sia とは.....インターネット配信される e-ラーニングツールのことで、特に、TOEIC の得点力のアップをサポートしてくれるもので、佐賀大学関係者なら誰でも大学の内外からアクセスして利用できます。佐賀大学 HP の [CALL システム] のところから入って、ID を取得した上で随時に利用、学習ができます。

LM 教室授業風景



(授業以外の自主的な利用法とその内容)

授業の予復習、マイペースの語学スキルアップ、インターネット利用など、自主的な学習におおいに活用して下さい。

- ・LL・LM教室での自習.....授業が入っていない時間帯で自習することができます。授業に利用される時間帯は毎年度、各学期ごとにことなりますので、学期の開始時に利用可能時間を、教養教育関係の掲示板およびLM準備室前に掲示します。

LL教室.....学生側ブースのカセットテープレコーダを使って、英語(英検、TOEFL、TOEICなどの資格試験向けのものやその他)をはじめ、他の外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語)の練習用ソフトや語学検定試験用ソフトによって学習することができます。

LM教室.....授業が入っていない時間帯で、窓側に設置された7台のWindowsXP搭載パソコンが利用に供されています。多人数の場合は、学生側ブースの48台のWindowsXP搭載パソコンも自習用に使えます。

コンピュータを使って、各種外国語の教材ソフト(CD、CD-ROM)で学習が可能です。また、インターネット配信の「英語学習支援システム(e-sia)」を使って、自学自習的に英語のスキルアップを行なうことができます。さらに、インターネットで各外国語のさまざまなサイトにアクセスして、語学力アップや海外情報の収集などにも活用して下さい。パソコンでDVDソフトを見ることもできます。

- ・LM自習室の利用.....利用可能な時間帯(9:00~17:15)に随時に利用できます。

8台のWindowsXP搭載パソコンのブースがあります。上記LM教室での利用内容とほぼ同じことが可能です。

LM自習室利用状況



(自習のための利用方法)

利用にあたっては、LM準備室で自習申込書に記入して、担当者の指示に従って下さい。LM自習室の各パソコンにはキーがありますので、キーを借りて利用することになります。つねに機器やソフトを大切に扱い、節度ある利用を心掛けて下さい。室内での喫煙・飲食はできません。

(オーディオやAVソフト、教材、参考書など)

英語(英検、TOEFL、TOEICなど)をはじめ、他の外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語)の練習用ソフトや語学検定試験用ソフト・参考書、映画などのDVDやビデオテープ。英語学習支援システム(e-sia)。英語の辞書機能(「ロバワード」)、などを備えています。

また、皆さんの方からソフト・教材、あるいは機器などに対する希望がありましたら、申し出て下さい。購入計画の参考にし、早急な導入を検討します。

(LM運営委員会とCALLシステム委員会)

CALL教室(LL教室・LM教室・LM自習室)の運営や器材ならびに教材の導入・保守にかかわる組織として、教養教育運営機構の下にLM運営委員会、さらに大学全体の語学教育のシステムを検討する組織として、CALLシステム委員会があります。

(連絡先)

LM準備室.....教養教育運営機構2号館3階(28-8895)(事務補佐員がいます)

3 . 就 職

就職活動について.....	33
相談窓口.....	33
就職活動の流れ.....	34
平成18年度就職支援事業.....	35

就職活動について

就職は、新たな人生のスタートラインです。卒業する時の職業選択、将来の人生設計などを入学の時から考え、毎年の目標を立て、大学生活を送ってください。

就職活動を始める前にやっておくべきことは、なんとと言っても正課教育をしっかりと学習することです。それから授業以外で興味のあることにも積極的に取り組むことです。

「大学生活の中で をがんばった、これだけは自慢できる」といえる何かを残しましょう。いろんな体験を通して自分の興味・関心を再確認し、「自分のやりたいこと」を見つけてください。

就職活動のスタートは目標の設定により異なります。就職ガイダンスなどに出席し目標にあったスタートが切れるようにしてください。学生就職支援プログラム、平成18年度以降の就職支援事業実施計画(日程表)、各ポスターを見てください。

相談窓口

就職課（就職相談室）

就職に関する全学の窓口です。就職ガイダンス等の企画・実施、就職指導、求人情報の公開、会社説明会の開催などが主な業務です。企業や病院からの求人票・会社案内や公務員・教員の採用試験募集要項等を整理していますので、自由に閲覧してください。

就職相談室のホームページ（<http://job.admin.saga-u.ac.jp/gakunai/index.htm>）では、求人情報、会社説明会情報、就職活動報告など、いろんな情報を検索できるようにしています。

また、本学の同窓会の協力を得て、皆さんのいろんな相談に応えるようにしています。

就職に関するお知らせは、就職課（就職相談室）をメインに学生センター入り口と大学会館の談話室に掲示されます。

医学部内掲示板（看護学科事務室付近、医学系研究科講義室付近）

就職相談室の利用状況



就職相談風景



就職担当教員（学部）

学部等によって学生の就職志望が異なることが考えられます。それぞれの学部等では就職担当の教員を配置し、学生の専門性に応じた就職活動の指導を行っています。就職担当教員の名簿は就職相談室のホームページで見ることができます。

鍋島キャンパス（医学部）

医学部は、就職相談室（本庄キャンパス）から離れていますが、就職に関する情報は学部内からパソコンで閲覧できます。

就職活動の流れ

1年～4年

自己研鑽：社会から求められる人材に近づくために目標を持って努力しよう。
勉強だけでなく、部活、バイトなどの体験を通して社会性や専門性を磨く。



1年前期～3年前期

自己分析・PR：価値判断の基準，興味・関心などから自分を見つめよう。
自分は何ができるんだろう？ 自分は何がしたいんだろう？
ライフプランを立てる。働く自分をイメージする。自分の魅力を言葉にする。



3年（7月～11月）

企業研究・業界研究：自分の能力を生かせる仕事，やりたいことができる会社を探す。
会社の仕組みについて勉強する。企業や業界のことを調べる。OBから話を聞く。



3年（12月～1月）

エントリー：企業等へ志望意志有り！を発信する。
会社の資料や説明会の案内が届く。企業によっては選考を兼ねている場合もある。



3年（12月～5月）

会社説明会への参加：全国各地（主要都市）又は企業毎に随時開催される。
学内では次頁に示すプログラムのとおり予定しています。



3年（3月～）

採用試験開始：採用の早期化により企業によっては2月実施も考えられる。
時間（スケジュール）とお金（交通費等）に無理のない計画を立てよう。



内定：就職活動のゴール＝社会人へのスタート
来るべき「入社」に向けてできるだけのことをやっておきましょう。

学生就職支援プログラム（平成18年度の計画）

学生の志望に応じて、以下の支援プログラムを予定しています。

学年	月	民間企業志望	教員志望	公務員志望
1年	4月			
	5月			
	6月	キャリアデザインセミナー(就職入門講座(1))	キャリアデザインセミナー(就職入門講座(1))	キャリアデザインセミナー(就職入門講座(1))
	7月			
	8月			
	9月			
	10月	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座
	11月	キャリアデザイン講座/就職入門講座(2)	キャリアデザイン講座/就職入門講座(2)	キャリアデザイン講座/就職入門講座(2)
	12月	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座
	1月	キャリアデザイン講座/就職活動準備講座	キャリアデザイン講座/就職活動準備講座	キャリアデザイン講座/就職活動準備講座
	2月	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座
	3月			
	2年	4月	業界研究(1)(航空業界への就職指導)	
5月		業界研究(2)(マスコミ業界への就職指導)		
6月		R-CAP WEB 受験/就職入門講座(1)	受験ガイダンス/就職入門講座(1)	就職入門講座(1)
7月				
8月				
9月				
10月		キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座
11月		就職入門講座(2)/キャリアデザイン講座	就職入門講座(2)/キャリアデザイン講座	就職入門講座(2)/キャリアデザイン講座
12月		キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座	公務員受験講座/国税専門官特別講座ガイダンス/キャリアデザイン講座
1月		就職活動準備講座/キャリアデザイン講座	就職活動準備講座/キャリアデザイン講座	就職活動準備講座/キャリアデザイン講座
2月		キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座
3月				
3年		4月	業界研究(1)(航空業界への就職指導)	
	5月	業界研究(2)(マスコミ業界への就職指導/就職ガイダンスII(エトール)対策講座)		【「国税専門官」特別講座】公務員受験対策
	6月	R-CAP 自己分析演習/就職ガイダンスII & III	教員就職ガイダンスIV	就職ガイダンスIV【「国税専門官」特別講座】公務員受験対策講座
	7月	就職ガイダンスV	教員採用試験受験対策ガイダンス	看護学科就職セミナー【「国税専門官」特別講座】公務員受験対策講座
	8月			【「国税専門官」特別講座】公務員受験対策講座
	9月	民間企業採用試験対策講座(クレバリ)検査模試)		【「国税専門官」特別講座】公務員受験対策講座
	10月	就職ガイダンスVI/就職ガイダンスVII VIII		【「国税専門官」特別講座】公務員受験対策講座
	11月	SPI/就職ガイダンスIII/就職対策講座/面接セミナー/内定体験報告会	教員合格体験報告会	公務員合格体験報告会【「国税専門官」特別講座】公務員受験対策講座
	12月	SPI/集団討論対策講座/面接指導①②③/合同会社説明会①②		看護学科就職セミナー【「国税専門官」特別講座】裁判所職員説明会
	1月	面接指導④⑤⑥/合同会社説明会③④		【「国税専門官」特別講座】公務員受験対策講座
	2月	合同会社説明会⑤⑥		【「国税専門官」特別講座】公務員受験対策講座
	3月	合同会社説明会		【「国税専門官」特別講座】公務員受験対策講座
	4年	4月	合同会社説明会⑦⑧	教員採用試験受験指導/教員採用試験全国公開模擬試験①
5月		合同会社説明会⑨⑩	採用試験支援策/全国模試②	福岡県&長崎県&佐賀説明会/公務員模擬試験④
6月			教員採用試験支援策/教員採用試験全国公開模試③	
7月			教員採用試験支援策	
8月			教員採用試験支援策	
9月				
10月				
11月				
12月				

4 . 授 業 料 の 納 付

授業料の納付.....	39
授業料の口座振替制度.....	39

授業料の納付（担当；財務部経理調達課収入係）

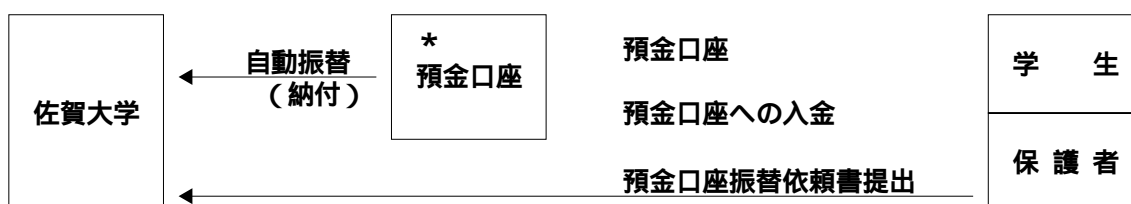
区 分	納付期限	備 考
授業料.....年額520,800円 前期（4～9月分）260,400円 後期（10～3月分）260,400円	前 期 4月28日(金) 後 期 10月31日(火)	所定の期日を過ぎても納付を怠ったときは、除籍されることがありますので、滞納しないようにしてください。

授業料の口座振替制度

本学では新入生の後期分授業料から、「口座振替制度」を実施していますので手続きをお願いします。

この制度は、学生の授業料の納付にかかる利便性の確保及び現金取り扱いに伴う事故防止等の観点から本学指定の金融機関で学生名義（又は保護者名義）の預金口座から引落とし、大学へ納付する方法で、電気料金等の公共料金の口座振替と同様のシステムです。

1 し く み



2 実施の時期及び振替日

平成18年度後期分の授業料から振替を実施します。振替日は平成18年10月31日（火）となりますので、前日までに入金しておいてください。なお、振替日については、各個人への通知は行いませんので掲示板で確認して下さい。

3 手続き

①，②の手続きは、平成18年4月28日（金）までに行ってください。

* 本学指定金融機関一覧（下記金融機関の本・支店に限ります。）

銀行（9行） 福岡銀行，筑邦銀行，西日本シティ銀行，福岡中央銀行，佐賀銀行，佐賀共栄銀行，十八銀行，親和銀行，長崎銀行
信用金庫（14金庫） 福岡信用，福岡ひびき信用，大牟田柳川信用，筑後信用，飯塚信用，田川信用，大川信用，遠賀信用，唐津信用，佐賀信用，伊万里信用，杵島信用，たちばな信用，西九州信用
労働金庫（1金庫） 九州労働金庫
農業協同組合等 福岡県，佐賀県及び長崎県内の農業協同組合 福岡県，佐賀県及び長崎県内の信用農業協同組合連合会

5 . 経 済 援 助

授業料の免除.....	43
奨学金制度.....	43
アルバイト.....	45

授業料の免除（担当；学生生活課）

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請により、選考の上、授業料の全額又は半額が免除されることがあります。また、免除のほか、徴収猶予、月割分納の制度もあります。

経済的理由（負債等は除く）により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀（平均70点以上（良））と認められる場合

納期前6ヶ月以内（新生の1年次前期の場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の申請の期日、方法等については、前期分（1月）と後期分（6月）の年2回学生センターに掲示するので、注意してください。

奨学金制度（担当；学生生活課）

本学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構と地方公共団体及び民間育英団体があり、その概要は次のとおりです。

(1)日本学生支援機構の奨学金

教育の機会均等に寄与することを目的として、人物・学業ともに優れていながら経済的理由により修学困難な学生に対して貸与されます。

奨学金の種類と貸与額

（平成17年度実績）

区 分	種 別	貸 与 月 額
学部学生	第 一 種	自宅通学 45,000円 自宅外通学 51,000円
	第二種（きぼう21プラン）	3万円・5万円・8万円・10万円 の中から学生が選択
	第 一 種	88,000円
修士・博士前期課程	第 一 種	88,000円
	第二種（きぼう21プラン）	5万円・8万円・10万円・13万円 の中から学生が選択
博士後期課程 博士医・歯・獣医学課程	第 一 種	122,000円
	第二種（きぼう21プラン）	5万円・8万円・10万円・13万円 の中から学生が選択

（注）第一種は無利子。第二種（きぼう21プラン）は、在学中は無利子で卒業・修了又は退学後は年利3%を上限とした変動金利。

貸与期間

奨学生に採用された月から、その学生の在学する最短修業年限の終期まで貸与されます。

申込手続

奨学生の募集は、毎年4月に行われます。申込方法等については、学生センターの「奨学金用掲示板」及び医学部「学生サービス課掲示板」に掲示しますので、所定の期日までに関係書類を提出してください。

また、関係書類の提出と同時に、個人又は学術情報処理センター等に設置してあるパソコンで、インターネットによる申込みも必要となります。

なお、第一種緊急採用（家計支持者の失職、破産、倒産、病気、死亡等、又は火災、風水害等で家計が急変した場合）及び第二種（きぼう21プラン）応急採用（第一種緊急採用の場合に同じ）の制度もあるので、該当する者は上記募集期間にかかわらず、学生生活課に申し出てください。

その他の手続

次に該当する者は、入学後直ちに必要の手続を行ってください。

該 当 者	提 出 書 類	提 出 場 所
高校又は大学在学中に、既に予約採用の決定通知を受けている者	「採用候補者決定通知」	学 務 部 学 生 生 活 課 医学部生は学生サービス課
入学以前に奨学生であった者で、上記以外の者	「在学届」	

提出期限

- 本庄キャンパス...学生センターの「奨学金用掲示板」
 - 鍋島キャンパス...医学部の「学生サービス課掲示板」
- に掲示します。

(2)地方公共団体及び民間育英団体の奨学金

地方公共団体及び民間育英団体の奨学金には、地域を限定し、その地区出身者に限る奨学金や学部・専攻等を指定した奨学金があります。

平成17年度に取り扱った奨学金は次のとおりです。詳細については、学生生活課に問い合わせてください。

①地方公共団体奨学金

(平成17年度実績)

奨学金の名称	貸与月額(円)	概要
宮崎県奨学会	25,000	宮崎県内に本籍を有し当年に大学に入学した者
(財)長崎県育英会	35,000	長崎県内に住所を有する者の子弟
(財)福岡県教育文化奨学財団	自宅 45,000 自宅外 51,000	福岡県内に生活の本拠を有する者の子弟。学部1年生
(財)宮崎県育英資金	自宅外 50,000	本人の生計を主として維持する者が、宮崎県内に居住していること
(財)山口県ひとづくり財団奨学金	43,000	卒業後山口県内に定住する意思がある者(定住...5年以上)
(財)岡山県育英会	自宅外 51,000	岡山県内に居住する世帯の学生
岐阜県選奨生奨学金	32,000	岐阜県内に住所を有する者の子弟
富山県奨学金	45,000	1年前から引き続き富山県内に保護者等が住所を有する者
(財)茨城県奨学資金	自宅外 39,000	茨城県内居住者の子弟
青森県医師修学資金修学生	自宅外 150,000	青森県出身者の医学生 将来県内に医師として勤務する者
滋賀県 長浜市立長浜病院奨学金	50,000	看護師を目指し、市立長浜病院を担い、地域医療に貢献できる者

②民間育英団体奨学金

(平成17年度実績)

奨学金の名称	貸与月額(円)	概要
(財)交通遺児育英会	学部生 40,000~60,000 大学院生 50,000~100,000	保護者等が交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため、経済的理由で、修学が困難な29歳までの学生
(財)松藤奨学育成基金	30,000	長崎県内に住所を有する者の子弟
(財)中村積善会	53,000	資格規制なし
公益信託井深大記念奨学基金	80,000(給付)	医学系学部を除く学部1年生
(財)清川秋夫育英奨学財団	50,000	農学部在学中の鹿児島県内の高等学校卒業生
(財)日本通運育英会	自宅 15,000 自宅外 20,000	学部1,2年生
公益信託池田育英会トラスト	17,000(給付)	愛媛県内の高等学校卒業生又は保護者が愛媛県内に居住している者。学部2年生以上、大学院1年生以上
(財)実吉奨学会	学部自宅 35,000 学部自宅外 36,000 大学院 45,000	理工系(理工・農)の学部及び大学院学生 (医学系を除く)
(財)原田記念財団	学部生 22,000 大学院 33,000	学部3年生、大学院1年生 流体力学、流体工学及びこれらの関連する自然科学の分野を専攻している学生
(財)電通育英会	40,000	資格規制なし
公益信託齊藤友二郎記念医学奨学基金	50,000(給付)	医学部3年生
あしなが育英会	一般 40,000 特別 50,000	保護者が病気や災害(交通事故を除く)などで死亡したり、それらが原因で著しい後遺障害で働けないため教育費に困っている学生
(財)川野小児医学奨学財団	60,000	埼玉県内の高校を卒業し、医科系大学で医学を履修する学生 大学院生は、小児医学を専攻する者
(財)国際看護師協会東京大会記念奨学基金	150,000	保健師、助産師又は看護師の免許を有する大学院生
本庄国際奨学財団日本人大学院生奨学生	150,000~200,000	大学院生

アルバイト（担当；学生生活課）

学生生活課では、学生にアルバイトの紹介を行っています。

しかし、授業期間中のアルバイトは学業に相当支障をきたしますので、修学との関係を十分考慮し、成績不振等で進級できなかったため、奨学金の停止処分を受けてしまったというようなことのないように、必要最小限にとどめるようにしてください。

《学生アルバイトとして不適当な職種》

危険を伴うもの	(例)バイク・自動車の運転、プレス・裁断機等の操作、建築現場での作業、交通頻繁な路上での作業
人体に有害なもの	(例)農薬・劇薬等の取扱い、高温度・低温度の作業
法令に違反するもの	(例)営利あっせん業者への仲介斡旋、マルチ商法、出来高払
教育的に好ましくないもの	(例)風俗営業関係、深夜作業、勧誘、ポスター張り

アルバイトの求人申し込みは、学生センターの掲示板に掲示しています。

アルバイト決定後の就労に際しては、健康・安全に心がけるとともに、所定の時間に遅れたり、無断欠勤のないよう注意してください。

新入生については、原則として入学後3ヶ月間はアルバイトの紹介は行いません。この期間に、大学生活に慣れてもらうためです。

従って、新入生に対しては、7月1日から紹介を行います。

6 . 住 居

学生寮.....	49
アパート・貸室等の紹介.....	49
医学部学生へのアパート・貸室等の紹介.....	49

学生寮（担当；学生生活課）

本学の学生寮（楠葉寮）は、鉄筋コンクリート造りで5階建の男子棟、4階建の女子棟及び平屋建ての管理棟からなります。収容人員は、男子100人、女子50人です。入寮を希望する場合は、所定の受付期間に願い出てください。

居室は、洋室（9.5㎡＝約6畳）で1人用の個室になっており、部屋には、ベッド、整理箱、机、椅子、本棚、が備えつけられ、ベランダがついています。

また、各階に補食室、洗面所、洗濯室及び便所があり、各棟の1階には談話室があります。浴室は、男子用が管理棟に、女子用は女子棟にあります。

食堂はありませんが、共同炊事場である補食室で簡易な炊事は可能です。寄宿料は、共益費を含み月額5,400円です。ほかに光熱水料等を月額約3,500円程度負担しなければなりません。

アパート・貸室等の紹介

佐賀大学生生活協同組合で紹介するだけでなく、佐賀市にはアパート等の斡旋業者がたくさんあります。市内の業者の取り扱う物件についても、“学生向けアパートの紹介・斡旋を佐賀大学生生活協同組合と大学周辺や市内の業者が共同参画する”という立場に立って、佐賀大学生生活協同組合が紹介していますので、利用ください。

- ・紹介場所……生協事務室（「かささぎホール」2階）
- ・問い合わせ先……佐賀大学生生活協同組合
所在地 佐賀市本庄町1番地（佐賀大学構内）
電話番号（0952）25 - 4450（代）

医学部学生へのアパート・貸室等の紹介

医学部学生への紹介は、家主等から申込みがあったものについて、学生サービス課で行っています。

7 . 課 外 活 動

課外活動のルール.....	53
課外活動の施設及び利用申込.....	54
各種行事・体育大会.....	54
本庄キャンパス サークル一覧.....	54
鍋島キャンパス サークル一覧.....	55

課 外 活 動

大学における課外活動は諸君の人間形成に大きく貢献するものです。課外活動は、本来、学生諸君の趣味等に応じ自発的かつ自律的に行われるべきですが、大学という共同社会の機能を高め、維持するために一定のルールが設けられています。

課外活動のルール、施設等は次のとおりです。

(1) 課外活動のルール

課外活動団体の設立	<p>学内で団体（サークル等）を設立しようとするときは、本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては医学部学生サービス課へ課外活動団体結成願（役員及び部員名簿、課外活動団体結成同意書、活動計画書を添付）を提出してください。</p> <p>なお、許可団体が活動を継続しようとするときは、毎年度5月末日までに学生団体更新届を提出してください。この届出がないと当該団体は解散したものとみなされます。</p>
学外団体への加入又は参加	<p>学内の団体が学外団体（各種スポーツ連盟、文化団体等）に加入又は学外の行事に参加しようとする場合は、学外団体加入・行事参加・行事共催願を本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては医学部学生サービス課へ提出してください。</p>
掲示	<p>学内において、ビラ配布・ポスター等の掲示をしようとするときは、事前に責任者氏名を記載した現物を、本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては医学部学生サービス課へ提出し、承認（掲示期間を明示した確認印）を受けてください。（掲示期間は原則として1か月です。）学外において本学の名を用いて掲示しようとするときも同様です。</p> <p>なお、学内における掲示は指定された掲示板以外にはしてはいけません。</p>
印刷物の配布	<p>学内において印刷物（新聞・雑誌・小冊子・ビラ等）を配布しようとするときは、発行責任者はあらかじめその趣旨又は目的を明らかにして、その印刷物又はその原稿の写し等1部を本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては医学部学生サービス課へ提出し承認（掲示期間を明示した確認印）を受けてください。</p> <p>本学の名を用い、学外において前記の行為をしようとするときも同様です。</p>
集会・行事	<p>学内で集会・行事（対外試合を含む）を行う場合、1週間前までに行事届を本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては医学部学生サービス課へ提出し承認を得てください。学外で集会・行事を行う場合には、社会的な手続きの問題上（税務署・消防署・警察署への連絡等）が生じますので、あらかじめ事務とよく打合わせをしてください。</p> <p>なお、大学名で公的な施設、物品を借用しようとする場合も同様です。</p>
学外での行動	<p>団体又は個人を問わず、学生諸君が学外に出て活動（競技、練習、登山、合宿等）する場合には、事故時の救援、その他連絡の必要が生じることがありますので、事前に本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては医学部学生サービス課へ行事届を提出してください。</p> <p>なお、海外に出て活動をしようとする場合（個人旅行含む）は、約1ヶ月前までに海外渡航届を提出してください。</p>
傷害保険等の加入	<p>課外活動中の事故、特に体育系学生団体の事故については増加の傾向にあります。</p> <p>事故の未然防止に努めることはもちろんではありますが、万一事故が発生した場合の備えとして傷害保険等に加入しておくことも大切です。</p>

(2)課外活動の施設及び利用申込

大学会館	本庄キャンパスの大学会館は附属図書館東側にある2階建の建物で、本学の学生相互及び学生と教職員の人間関係を深めるとともに、学生及び職員の福利厚生を増進するための中心的な施設です。 なお、大学会館の使用については、大学会館利用許可願を学生生活課に提出して下さい。
医学部会館	鍋島キャンパスの医学部会館は附属図書館西側にある2階建の建物で、本学の学生相互及び学生と教職員の人間関係を深めるとともに、学生及び職員の福利厚生を増進するための中心的な施設です。 なお、医学部会館の使用については、使用願を学生サービス課に提出して下さい。
体育施設	学生諸君が文化系、体育系学内団体に参加し活動するほか、余暇を利用してスポーツレクリエーション等をする場合は、授業等に支障がない限り、体育施設や課外活動用具を利用することができます。
サークル会館・課外活動共用施設	サークル会館・課外活動共用施設は、課外活動を助成し、発展させることを目的として設けられ、大学会館が学生及び教職員の交流の場とするなら、これは課外活動を行うサークルのための施設といえます。 使用に当たっては、本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては医学部学生サービス課へ使用願を提出して下さい。

(3)各種行事・体育大会

学生諸君自ら計画、立案し実施するものに学園祭があります。このほかに主として体育系サークルの競技大会として次のような大会があります。

九州地区大学体育大会	九州内の各大学が参加する、大規模な大会です。毎年6月から8月にかけて夏季大会があり、12月には冬季大会があります。 種目によっては、各大学から1チームの場合もあります。
九州山口医科学生体育大会 (略称、九山医体)	九州及び山口地区の医学生による体育大会であり、各校が持ち回りで主管校となり毎年4月末から5月初旬の日・祝日を利用して開催されています。
西日本医科学生総合体育大会 (略称、西医体)	西日本地区(名古屋以西)の医学部医科学生による体育大会であり、各ブロック(東海、関西東、関西西、中国、四国及び九州)が毎年度、持ち回りで主管し夏季休業中に開催されています。

本庄キャンパス サークル一覧

文化系 ⁽²⁰⁾		体育系 ⁽³⁶⁾	
アニメーション研究会 E・S・S 映画研究会 S・V・C FMメディア研究会 演劇部 管弦楽団 クラシックギターハーモニー 混声合唱団 コンピュータ研究会 茶道部 児童文化研究会 写真部 ジャズ研究会 吹奏楽団 ハワイアンミュージック研究会 美術部	フォークソング研究会 漫画研究会 落語研究会	アーチェリー部 合気道部 アイスホッケー部 アメリカンフットボール部 空手道部 弓道部 競技ダンス部 剣道部 硬式庭球部 サイクリング部 サッカー部 自動車部 射撃部 柔道部 準硬式野球部 少林寺拳法部 水泳部 スキー部	ソフトテニス部 ソフトボール部 新体操部 卓球部 探検部 テコンドー部 熱気球部 バスケットボール部(女子) バスケットボール部(男子) バドミントン部 バレーボール部(女子) バレーボール部(男子) 民俗舞踊団 ユースホステルサークル ヨット部 ラグビー部 陸上競技部 ワンダーフォーゲル部

鍋島キャンパス（医学部） サークル一覧

文化系 ⁽²⁰⁾		体育系 ⁽²¹⁾	
混声合唱部 現代音楽倶楽部 音楽鑑賞部 美術部 軽音楽部 茶道部 E S S 国際医療研究会 Writing team メディカルクラブ すずめの学校 天文部 室内楽部 ケヤキの会 漢方研究会	STEM SMILE L A部 蘇生の会 (ACLS サークル) そらの会	硬式テニス部 漕艇部 卓球部 準硬式野球部 空手部 バスケットボール部 剣道部 サッカー部 ラグビー部 バドミントン部 水泳部 馬術部 バレーボール部 柔道部 ヨット部	弓道部 ジャズダンス部 陸上競技部 ウィンドサーフィン部 ビリヤード部 サーフィン・ボディボード部

8 . 福 利 厚 生 施 設

大学会館.....	59
厚生施設.....	60
佐賀大学合宿研修所.....	60
九州地区国立大学共同研修施設.....	61
九重共同研修所.....	61
島原共同研修センター.....	62

大学会館

大学会館は、学生相互及び学生・教職員が教育研究以外での文化的な学園生活を有意義に過ごし、憩いの場とするための施設です。

また、学生・教職員の福利厚生施設でもありますので、みんなの施設として規則に従い楽しく使用し、大学生生活が実り多いものとなることを期待します。

(1)施設の内容(2階建 2,336㎡)

室名	面積(㎡)	適用
談話室	156	学生・教職員が自由に談話する室
多目的ホール	210	200名程度の発表、講演、作品展示等の催しをする室
和室	85	茶道、華道、書道、謡曲等を行う室(10, 8, 4.5畳)
研修室 - 1	39	20名程度の研修、研究会、小会議等をする室
研修室 - 2	40	〃
研修室 - 3	41	〃
娯楽室	39	囲碁、将棋、読書を楽しむ室
事務室兼準備室	26	会館の管理事務を行う室
倉庫	29	会館の備品、用具を格納する室
食品コーナー	204	フーズショップ、食事コーナー(50席)
大食堂	534	カフェテリア、セルフバー、めん類等(460席)
厨房等	262	食品を調理する室
生協購買部	240	文房具・日用品・書籍・旅行・パソコン等
便所	83	1階、2階
玄関、廊下、ロビー、階段等	344	

(2)使用期間及び使用時間

- ①土曜日、日曜日、祝日、8月12日から8月16日まで及び12月27日から翌年1月5日までを除く全期間使用できます。
- ②9時から20時まで使用できます。

(3)使用手続

研修室、多目的ホール及び和室を使用する場合は、必ず所定の使用許可願を学生生活課に提出し、許可を受けてください。

- ①使用許可願は、学生生活課に提出すること(用紙は、学生生活課にあります)。
- ②使用許可願は、7日前まで受付けます。

(4)使用上の注意

- ①使用責任者は、使用開始前に学生生活課に使用許可書を提示し、これから使用する旨連絡すること。
- ②使用時間を厳守すること。
なお、予告なく使用開始予定時刻30分経過しても使用しないときは、使用許可を取り消すことがある。
- ③常に整理整頓に努め、使用後は清掃、消灯及び戸締りを行うこと。ゴミは持ち帰ること。
- ④備付けの暖房器具以外は、使用しないこと。
- ⑤火気に注意し、喫煙場所以外で喫煙しないこと。
- ⑥下駄及びスパイク等を使用しないこと。
- ⑦所定の連絡板及び掲示板以外に掲示しないこと。
(ア) 掲示物は、学生生活課で掲示承認印を受けること。
(イ) 掲示物の大きさは、原則として新聞紙1頁を限度とする。
- ⑧使用後は、終了した旨を学生生活課に連絡すること。
その他会館の使用に際しては、係員の指示に従うこと。

別 表

室 名	使 用 目 的	使 用 手 続		
		使用願	使用日の7日前	喫 煙
研 修 室	研修会, 研究会等	必 要	必 要	不 可
和 室	茶道, 華道等	〃	〃	〃
多 目 的 ホール	研究発表, 講演会等	〃	〃	〃
娯 楽 室	碁, 将棋, 室内娯楽等	〃	〃	〃
談 話 室	談話(1階)	不 用	不 用	〃

談話室を談話以外の目的で使用する場合は事前に届け出ること

厚生施設

(1)食堂

本庄キャンパスに生活協同組合の経営による食堂が2カ所あり、鍋島キャンパスには学校福祉協会経営の食堂が1カ所あります。

(2)売店

本庄キャンパスに生活協同組合の経営による売店があり、書籍、学用品、一般食品、衣料品、その他日用品などを販売しています。

また、鍋島キャンパス内には紀伊国屋経営の書籍の売店があり、病院内には栄人会経営の白衣や一般食品、その他日用品を販売しています。

(3)理髪店

両キャンパスに理髪店があり、安い価格で学生への便宜を図っています。

佐賀大学合宿研修所

所在地；〒847 - 0131佐賀県唐津市神集島コウソ辻1430

電話；0955 - 79 - 0986

佐賀大学合宿研修所は、風光明媚な唐津市神集島にあります。各種の研修の場として大いに利用してください。

(1)目的と内容

この研修所は、教職員と学生あるいは学生同士の相互理解と意志の疎通を図るために設置したものです。

(2)利用対象

本学の教職員及び学生

(3)収容人員

40人

(4)利用申込

利用者は、学生生活課で所定の用紙により申込み手続きをしてください。申込みの期間は、利用開始予定の1ヵ月前から7日前までです。

(5)諸経費

利用者は、シーツ等のクリーニング代、炊事、入浴のためのガス代、水道代電気代として、1人1日につき200円を申込み時に納入してください。(冬季の暖房費を含む。)

(6)構造と内部

①構造 鉄筋コンクリート平屋建て205.23㎡

②内部

イ 管理人室 利用者は、利用許可書を提出して、管理人の指示に従ってください。

ロ 研 修 室 研修室は、畳敷で寝室と兼用です。研修室は、8畳の間と44畳の間の2室があります。8畳の間は、主として女子用として設置してあります。

ハ 食 堂 食堂は、ダイニングキッチンとなっています。自炊方式をとっていますので、当番を決めて炊事をするようにしてください。炊事に必要な用具は備え付けてありますので、食事材料のみ持参してください。

また、自炊しない場合は、食事を民宿に依頼することもできます。

ニ 浴 室 ソーラーシステムによる給湯で、シャワーと同時に5人の入浴ができます。

ホ 展 望 台 屋上は、展望台となっています。

(7)周囲の環境

付近一帯は、玄海国定公園です。近くに七ツ釜、立神岩があり、展望台からは遠く壱岐までが望める絶景の

場所です。海あり，山あり，空気よし，眺めよしで玄海の自然を心おきなく満喫することができます。

また，研修所から歩いて20分程度の所に海水浴場があります。

(8)交通機関

唐津市から湊までバス（湊行き又は七ツ釜経由呼子行き）で約30分，湊から神集島まで連絡船で約10分，神集島港から徒歩約15分で研修所に到着します。

また，西唐津からも湊経由神集島行きの連絡船が出ています（所要時間約40分。）

自家用車を使用する場合は，大学から1時間40分程度で湊へ着きます。

(9)合宿研修所使用上の注意

①利用期間は，原則として3泊4日以内です。

②利用者は，入所の際利用許可書を研修所管理人に提出し，備え付けの入所者名簿に必要事項の記入を済ませたうえで入所すること。

③利用者は，研修の成果を挙げることを心がけ，他に迷惑をかけるような行動は慎むこと。

④利用者は，宿泊中又は退所に際して，次の事項を励行すること。

ア 各室備え付けの備品を移動させないこと。

特に移動させる必要が生じた場合は，管理人に届け出て，その指示に従い，使用後は必ず現状に復すること。

イ 水泳訓練，野外実習等で外出する際は，行先，参加者，帰所予定時刻を管理人に届け出ること。

ウ 退所に際しては，寝具，机，炊事用具等を整頓し，数量の確認及び室内の清掃を行って管理人の点検を受けること。

⑤火気の取扱は，各人が責任を持ち，細心の注意を払わなければならないが，特に次の事項を厳守すること。

ア 炊事は，指定の場所で行うこと。

イ たき火，ロケット花火等は厳禁する。

ウ たばこの火には，特に注意すること。

エ 備え付けの照明以外，ローソク等は使用しないこと。

⑥入浴時間は21時まで，門限は22時，消灯時刻は23時とする。

⑦施設及び備品を滅失，毀損又は汚染した時は，直ちに管理人に届け出て，その指示に従うこと。

⑧上記事項に定める心得を無視し，又は他に迷惑を及ぼす行為があった時は，管理人により退所を命じられることがある。

九州地区国立大学共同研修施設

(1)九重共同研修所

所在地； 〒879 - 4912大分県玖珠郡九重町筋湯

電話； 飯田高原局09737 - 9 - 2617

この研修所は，九州地区国立大学の学生及び教職員の研修施設です。

ここは阿蘇国立公園の特別地域内に属し，九重連峰の海拔1,100mの位置にあって四季折々の自然の風物にめぐまれ，湯けむりに包まれた閑静な環境と，夏季の平均気温が21.8度という，研修には最適の条件がそろっています。

建物は，鉄筋コンクリート造3階建てで，総面積1,115㎡，収容人員は約100名。研修室（大1，中1，小2，和室30畳1），その他体育館，ロビー，大食堂，浴室等があり，暖房設備も完備しています。

①利用条件

（ア）九州地区国立大学の教職員・学生であって，5人以上の団体であること。

（イ）利用期間は，1泊2日以上・4泊5日以内であること。

（ウ）研修計画と責任者が明確であること。

②申込方法

利用を希望する団体は，1年前から2ヵ月前までに，九州大学学務部学生生活課総務掛（電話092 - 642 - 2245ダイヤルイン）に希望日が空いているかを確認し，利用可能であれば，直ちに佐賀大学学生生活課に予約申し込みを行い，2ヵ月～15日前までに利用申込書を提出してください。

③利用料金

（ア）食費1,810円（朝420円，昼550円，夜840円）

(イ) 雑費260円(1人1泊につき)

(ウ) 暖房費(暖房期間中のみ)300円(1人1泊につき)また、退所日の昼食は、原則として弁当になります。

④注意事項

(ア) 利用者は、共同研修所規則を守り、研修所職員の指導を受けて、十分にその成果を上げるようにしてください。

(イ) 研修所への入所は14時から18時まで、退所は8時から10時までに行ってください。

また、利用の3日前までに、必ず最終的な利用人員及び到着時刻を連絡してください。

(ウ) 体育館を利用する場合は、研修所の利用申込の際、体育館使用願に所定事項を記入の上、願い出てください。

⑤交通

久大線豊後中村駅下車、筋湯行バス(約1時間)、終点で下車、徒歩20分。

(2)島原共同研修センター

所在地； 〒855 - 0026長崎県島原市礪石原町甲1201番地

電話； 0957 - 64 - 2201

九重共同研修所と同様に、九州地区国立大学の学生・教職員の合宿研修のための施設です。

こちらは、雲仙・天草国立公園内の、島原市の西方8kmの丘陵地帯、焼山の中腹にあって、背後に雲仙岳、前方には島原市街が開け、その向こうには有明海、さらに、天気良ければ阿蘇連峰まで望むことができます。

建物は、研修室(大1,小1)、宿泊室(和室7,洋室12)のほか、ソフトボール場、テニスコート、体育館、食堂、浴室等が整備されており、一度に100人までの利用が可能です。

①利用条件

(イ) 九州地区国立大学の教職員・学生であって、原則として4人以上の団体であること。

(ロ) 利用期間は、原則として金曜日から翌週火曜日の宿泊までの5泊6日以内であること。

(ハ) 研修計画と責任者が明確であること。

②申込方法

利用を希望する団体は、6ヵ月前から1ヵ月前までに、長崎大学学生支援部学生支援課(学生支援センター課外支援コーナー)(電話095-819-2071)に希望日が空いているかを確認し、利用可能であれば、直ちに佐賀大学学生生活課に予約申し込みを行い、6ヵ月~15日前までに利用申込書を提出してください。

③利用料金

(イ) 食費 1,680円(朝420円,昼525円,夜735円)

(ロ) 雑費 400円(1人1泊につき,日帰りの場合は1人につき100円)また、食事は、原則として入所日の夕食から退所日の朝食までが提供されますので、退所日の昼食(弁当)を希望する場合は、最終確認の際に申し出ることになります。

④注意事項

(イ) 利用者は、研修所職員の指示に従ってください。

(ロ) 研修所への入所は原則として13時から16時まで、退所は8時30分から10時までとなっています。

また、利用の3日前までに、必ず最終的な利用人員及び到着時刻を長崎大学学生支援部学生支援課(学生支援センター課外支援コーナー)に連絡してください。

(ハ) 毎週水曜日及び木曜日(水曜日は、火曜日の宿泊者に限り、午前10時まで利用可能)と8月14日~16日,12月28日~翌年1月4日は、休業日ですので、この日の宿泊はできません。

但し、繁忙期(3・4・5・7・8・9月)の休業日はありません。

(ニ) 体育館を使用する場合は、必ず専用シューズを持参してください。

⑤交通

長崎本線「諫早」で、島原鉄道に乗換え、「島原駅」下車。島原駅前または島鉄バスターミナルから、島鉄バス礪石原線(油堀経由)に乗換え、終点で下車、徒歩5分(行程約25分)。

9.なんでも相談

相談機関.....65

相談機関

1. 学生相談

学生の皆さんのキャンパスライフのあらゆる疑問や悩み、困っていることを聞いて、その内容に応じて、より適切な解決法や相談員（学内外の関係者）を紹介する「学生なんでも相談窓口」を設置してます。気軽に相談して下さい。

(1) 次のようなことに悩んでいたら相談に来てください。

- ・ 単位のこと ・ 授業料・奨学金のこと ・ アルバイトのこと
- ・ 卒業の（修了）のこと ・ 就職・進学のこと ・ スポーツ障害、交通事故のこと等

(2) 「学生なんでも相談窓口」へのアクセス方法について

直接本庄キャンパス、鍋島キャンパス「学生なんでも相談窓口」へ

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。

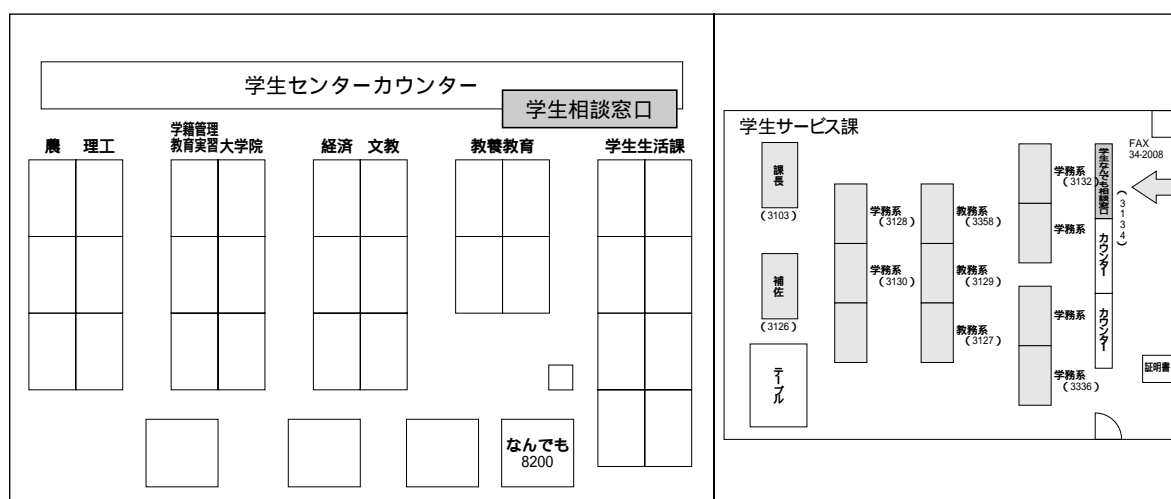
連絡方法について

	本庄キャンパス	鍋島キャンパス
電話受付	TEL 0952 - 28 - 8200	TEL 0952 - 34 - 3132
手紙	〒840 - 8502 佐賀県佐賀市本庄町 1 番地 佐賀大学学務部学生生活課 「学生なんでも相談窓口」 宛	〒849 - 8501 佐賀県佐賀市鍋島 5 丁目 1 番 1 号 佐賀大学医学部学生サービス課 「学生なんでも相談窓口」 宛
Eメール	toknagat@cc.saga-u.ac.jp	sakaik@cc.saga-u.ac.jp

「学生なんでも相談窓口」の場所は

本庄キャンパス（文化教育，経済，理工，農学部）

鍋島キャンパス（医学部）



「学生カウンセラー相談窓口開設

佐賀大学学生カウンセラー相談窓口は、学生の心や身体の相談、学生のキャンパスライフのあらゆる疑問や悩み、困っていることなどを支援するために平成17年7月1日から開始されました。

相談は、直接、相談したいカウンセラー（学外非常勤）のメールアドレスが電話番号に連絡してください。

また、相談内容等の秘密は堅く守られますので安心して気軽に利用してください。

学生カウンセラー（学外非常勤）

氏名	相談日・相談場所	メールアドレス等
石村 真理子	本庄キャンパス 毎週木曜日 13:30から17:30 学生センター内	kaunseis@mail.admin.saga-u.ac.jp 0952 - 28 - 8418

氏 名	相談日・相談場所	メールアドレス等
吉 村 春 生	本庄キャンパス 毎週金曜日 13:00から17:00 学生センター内	kaunseyo@mail.admin.saga-u.ac.jp 0952 - 28 - 8418
安 田 郁	鍋島キャンパス 毎週水曜日 12:00から16:00 保健管理センター分室	kaunseya@mail.admin.saga-u.ac.jp 0952 - 34 - 3277

2. 学生の身体・精神面の健康上の相談

保健管理センターの学生相談室は「学生の身体・精神面の健康上の問題」について個人的相談を希望する学生のために設けられたもので、いつでも相談できます。

また、保健管理センターまで行きにくい時は、直接電話で相談することもできます。

電話番号

本庄キャンパス 0952 - 28 - 8181

鍋島キャンパス 0952 - 34 - 3215

平日 8:30～17:30

土・日曜・祝日は休みです。

10 . 健 康 管 理

保健管理センター.....69

保健管理センターの目的

保健管理センターは、学生の保健管理に関する専門的業務を行う施設として設置されたもので、学生の心身の健康の保持・増進を図るのが主な目的です。

保健管理センターは本庄キャンパスと保健管理センター分室が鍋島キャンパスに設置されています。

利用案内

(1) 利用時間

午前 8 時30分から午後 5 時30分まで（月曜～金曜）

(2) 利用手続き

保健管理センター事務室に申し出るだけで利用できます。

(3) 費用

健康診断，応急処置，健康相談など保健管理センターで受ける検査や治療は，すべて無料です。

ただし，学外および本学附属病院などの医療機関を受診する必要がある場合は医療費を支払わなくてはなりません。その際には，各自の健康保険証が必要となりますので，家族と離れて生活する人は「遠隔地被扶養者証」を作っておいてください。

健康診断

(1) 定期健康診断

毎年 1 回，4 月から 5 月にかけて定期健康診断が実施され，身長，体重，視力の計測と胸部レントゲン撮影，血圧測定，尿検査および問診が行われます。

また，学部新生・編入生にはこのほかに心電図検査と内科診察が加わります。医学部学生については各学年で若干項目が違います。

定期健康診断は，本学に在籍する学部学生・大学院生・研究生などすべての学生を対象に行っています。必ず受診してください。

定期健康診断の日程については，学内掲示板およびホームページにてお知らせします。

(2) 特別健康診断

スポーツ学生健康診断・放射線業務従事者に対する健康診断を行っています。

* 健康診断の対象者は必ず受診してください。

健康相談

身体的健康についての相談はもちろん，心理的・精神的健康についての相談も受けられます。医療機関の情報提供，医療機関への紹介も行っています。

本庄キャンパス

心理面の相談は精神科医（予約制）

身体面の相談には内科医（予約不要）・看護師が対応しています。

直接来て相談しにくい場合は電話相談も受け付けます。

TEL ... 0952 - 28 - 8181

鍋島キャンパス

身体面の相談には内科医・看護師が対応し，専門的なカウンセリングが必要な場合は予約制で専門のカウンセラーや学校医が相談に応じます。

TEL ... 0952 - 34 - 3215

* 相談内容など個人の秘密に関しては，外部に漏れないよう厳重に保護されています。

予防接種（医学部に所属する学生）

保健管理センター分室では医学部学生を対象に，麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎（ムンプス）・B 型肝炎ワクチン・BCG・インフルエンザの予防接種を実施しています。

対象学年，実施日については保健管理センター分室発行の予定表を参照してください。予防接種は自己負

11. 附属図書館

はじめに.....	73
入館.....	73
開館時間・休館日.....	73
閲覧と貸出.....	73
図書購入.....	74
施設の利用.....	74
文献複写.....	74
他大学図書館等の利用.....	74
相互貸借サービス.....	74
レファレンス・サービス.....	74
検索端末の利用.....	74
携帯電話からの蔵書検索.....	74
館内案内及び資料案内.....	75

はじめに

附属図書館は、本館(本庄キャンパス)及び、医学分館(鍋島キャンパス)を設置し、教育・研究に必要な資料(図書、雑誌、視聴覚資料、電子資料、貴重資料)を収集・整理し、利用者に対する迅速なサービスを効率的に提供することを任務としています。蔵書は、人文科学、社会科学、自然科学の全分野にわたり、図書約68万冊、雑誌約1万種類を所蔵しています。

閲覧室のほか本館には、グループ学習室、マルチメディアルーム、リスニングルーム、閲覧個室、ラウンジ、分館にはLL室、ビデオ・スライド室などを備え、自発的な学習意欲を發揮できるよう配慮しています。

さらに、本館に利用者用端末76台、情報コンセント、電源、無線LAN設備を、医学分館に利用者用端末53台を、それぞれ設置し、ネットワークに対応した学習環境を提供しています。

附属図書館のホームページ(<http://www.lib.saga-u.ac.jp>)では、佐賀大学の蔵書検索、文献データベース、電子ジャーナルなどを提供しているほか、図書館利用の仕方、文献の探し方などのガイド、各種問い合わせに答えるレファレンスサービスなどを利用することができます。

また、本学の電子図書館「とんぼの眼」は、佐賀の地に多く生息するとんぼが複眼で世界を見るように、佐賀大学が持つ教育・研究に関する情報を広く収集し、統合的に提供するシステムです。

附属図書館所蔵の種々の資料の情報に加え、講義概要の情報、教官の研究業績情報、各種研究データ情報などを包含し、相互リンクや横断検索機能を付加して広く学内外へ提供しています。

入館

入館に際しては、本学の学生証または図書館利用証を携行してください。

開館時間・休館日

開館時間・休館日は本館と医学分館で異なります。(その他、臨時に休館することがあります。)

本館

学期	曜日	開館時間	備考
授業期	月～金曜日	9:00～20:00	休館日は、開学記念日、年末年始(12月28日～1月4日)、毎月第4木曜日(7月は除く)です。
	土曜日	10:00～19:00	
	日・祝日	10:00～19:00	
休業期	月～金曜日	9:00～20:00	
	土曜日	10:00～19:00	
	日・祝日	10:00～19:00	

医学分館

学期	曜日	有人開館	無人開館	備考
授業期	月～木曜日	9:00～21:00	21:00～翌日8:30	国民の祝日等休館日の前日は、有人開館終了後、無人開館はありません。 各季休業期の日曜日、国民の祝日、および年末年始は休館日です。
	金曜日	9:00～21:00	21:00～翌日10:30	
	土・日曜日	10:30～18:30	閉館	
各季休業期	月～木曜日	9:00～17:30	17:30～翌日8:30	
	金曜日	9:00～17:30	閉館 又は 17:30～翌日10:30	
	土曜日	閉館	閉館	

閲覧と貸出

閲覧 図書館備え付けの資料は、自由に閲覧できます。

貸出 借りたい資料に学生証(図書館利用証)を添えてカウンターに提出してください。

貸出条件は本館と医学分館で異なります。

本館

種類	対象	期間	冊数
個人貸出	学部学生	2週間	図書(雑誌を含む)5冊
	大学院生	4週間	図書(雑誌を含む)10冊
	研究生・科目等履修生	2週間	図書(雑誌を含む)5冊
特別貸出	休業期	すべての学生	休業期間終了日の1週間後まで
	卒論等	学部学生・大学院生	8週間
	実習	学部学生	実習期間内

医学分館

種類	対象	期間	冊数
個人貸出 学生・教職員等学内利用者		10日	図書3冊
		1日	小池文庫3冊
		3日	雑誌3冊
		1日	視聴覚資料3点
特別貸出	休業期 学生等	休業期間終了日の翌日まで	図書3冊

図書購入

学生の購入希望図書の受付を常時行っています。投票箱をカウンターに設置しています。

施設の利用

本館の各施設（グループ学習室・閲覧個室・リスニングルーム・マルチメディアルーム）、分館のLL室・ビデオ・スライド室を利用できます。学生証または図書館利用証が必要です。

文献複写

本館、医学分館それぞれに設置した複写機を利用できます。

他大学図書館等の利用

他大学図書館等を利用する場合、公文書が必要な機関があります。必要時、カウンターに申し出てください。公文書の発行を行います。

相互貸借サービス

本学に所蔵しない資料は、他大学図書館等から、借用や複写サービスにより取り寄せることができます。

レファレンス・サービス

資料の所在調査・事項等に関する質問・照会に応じています。

検索端末の利用

館内の閲覧スペースに設置している端末は自由に利用できます。但しユーザーIDとパスワードが必要です。

携帯電話からの蔵書検索

蔵書検索のほか開館時間・休館日など最新のお知らせも利用が可能です。

問い合わせ先

本館

入館、開館時間・休館日、閲覧と貸出、図書購入 施設の利用、文献複写 他大学図書館等の利用、相互貸借サービス	情報サービス係	TEL：0952 28 8905 E-Mail：service@lib.saga-u.ac.jp
レファレンスサービス、検索端末の利用	電子情報係	TEL：0952 28 8906 E-Mail：denshi@lib.saga-u.ac.jp

医学分館

上記すべてのサービス	医学情報サービス係	TEL：0952 34 2174 E-Mail：ibunkan@lib.saga-u.ac.jp
------------	-----------	---

3階

国際交流コーナー

留学生向け雑誌（約30種）、佐賀市・佐賀県のガイド、本学と国際学術交流を行っている大学の資料等を展示しています。

新着雑誌コーナー

図書館、農学部及び数学系学科で継続購入している和雑誌（約150種）・洋雑誌（約80種）の新着分を配置しています。

開架書架

図書館、農学部及び各学部で購入された和雑誌・洋雑誌のバックナンバーを配置しています。

集密書庫(1)

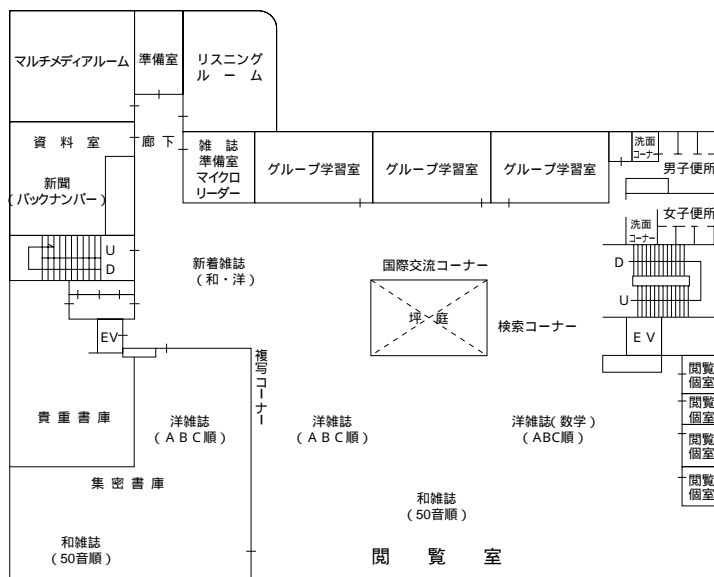
電動式の集密書架が設置されており、購入された和雑誌・洋雑誌のバックナンバーが収蔵されています。

貴重書庫

小城鍋島文庫、市場直次郎コレクション、唐津藩庄屋文書、旧制佐賀高等学校及び佐賀師範学校旧蔵の漢籍、佐賀地方裁判所寄贈資料が収蔵されています。

資料室

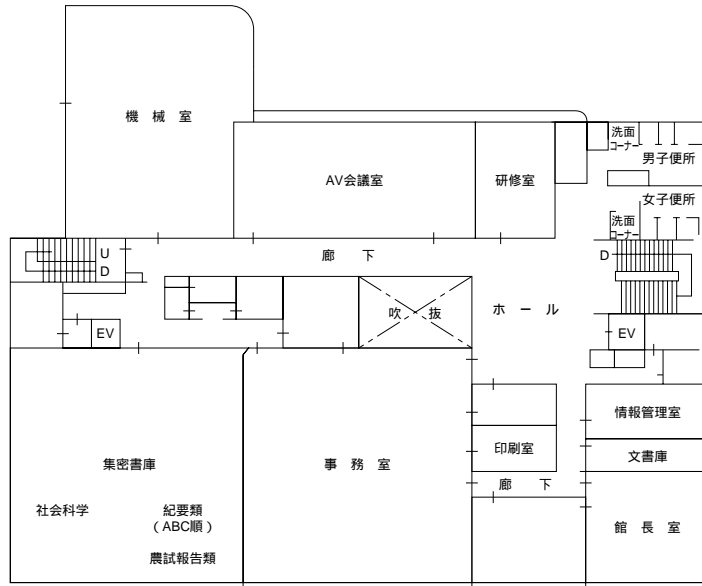
新聞8種類の当年分と佐賀新聞、西日本新聞のバックナンバーを配置しています。



4階

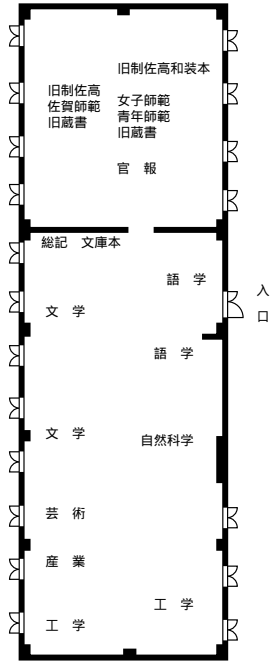
集密書庫(2)

電動式の集密書架が設置されており、社会科学の図書約4万8千冊及び寄贈の紀要類（約3,500種）が収蔵されています。



旧館書庫

総記・自然科学・工学・技術・産業・語学・文学の図書約13万6千冊と、旧制佐賀高等学校、佐賀師範学校の図書約2万5千冊が収蔵されています。



[医学分館]

1 階

新聞・雑誌室

新聞および一般教養雑誌コーナーです。

目録・検索コーナー

検索用端末機（学内LAN）、及びCD-ROM等のオフラインのパーソナル・コンピュータを設置しています。

新着雑誌コーナー

当年分の雑誌を和洋別、誌名のABC順に配架しています。

雑誌バックナンバーコーナー

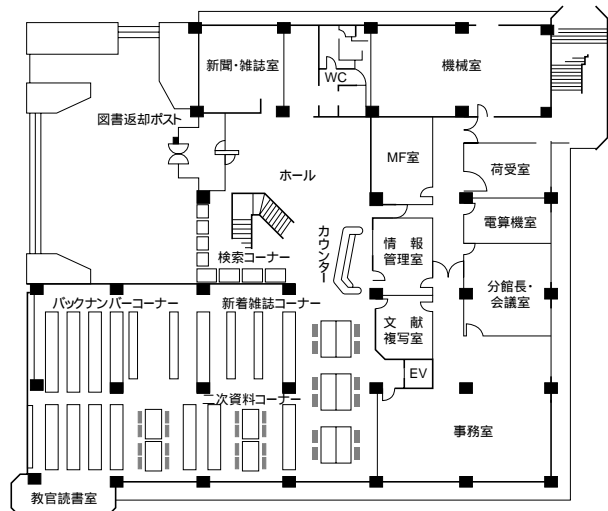
1991年（和雑誌）・1994年（洋雑誌）以降の雑誌を和洋別、誌名のABC順に配架しています。それ以前のバックナンバーは2階集密書架に配架しています。

二次資料コーナー

医学および関連領域を中心とした索引誌、抄録誌、文献目録等を配架しています。

文献複写室

複写機を2台設置しています。



2階

小池文庫（指定図書コーナー）

講義・実習等において、学生が必読すべき図書として指定された「教官指定学生専用図書」で、学習要項の内容に沿って授業科目別に配架しています。

視聴覚資料コーナー

医学，看護関係の視聴覚資料を配架しています。

医学書コーナー

米国国立医学図書館分類法により，医学書を配架しています。

一般図書コーナー

日本十進分類法により，一般書を配架しています。

レファレンスブックコーナー

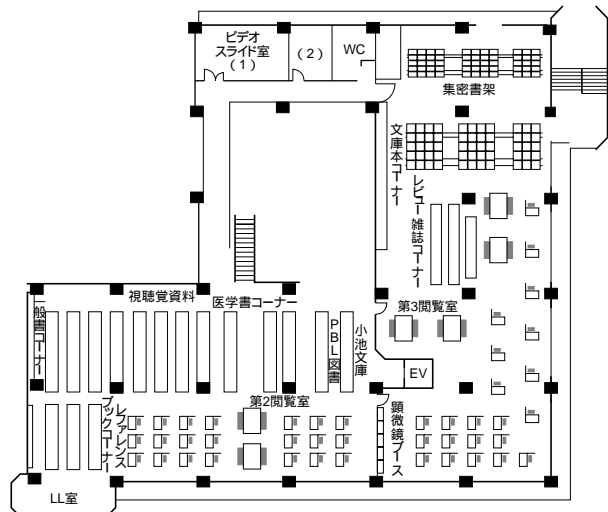
百科事典，語学辞書等を配架しています。

レビュー雑誌コーナー

主として医学関係の総説誌（欧文）を誌名のABC順に配架しています。

集密書架

1990年（和雑誌），1993年（洋雑誌）以前の雑誌を和洋別，誌名のABC順に配架しています。



12. 総合情報基盤センター

総合情報基盤センターによろこそ.....	81
情報基盤センターの利用期間について.....	81
ユーザ ID とパスワードは , こんなときに必要です.....	81
インターネットの利用について.....	81
個人ホームページの作成と公開について.....	81
サイトライセンス・ソフトウェア StarSuite の 利用について.....	81
情報基盤センターの利用にあたっての諸注意...	82
メインセンター（本庄キャンパス）の 利用について.....	82
医学サブセンター（鍋島キャンパス）の 利用について.....	84



総合情報基盤センター長
只木 進一

<http://www.cc.saga-u.ac.jp/>



総合情報基盤センターによるこそ

総合情報基盤センター（以下、情報基盤センターという）は、本庄キャンパス（メインセンター）と鍋島キャンパス（医学サブセンター）に設置されており、本学の学術研究・教育・事務等のためのコンピュータとネットワークの利用などに係るサービスを行っている学内共同利用施設です。

情報基盤センターでは、次のようなサービスを行っています。

- (1) 学術研究のためのコンピュータ及びネットワーク利用。
- (2) 情報処理教育のためのコンピュータ及びネットワーク利用。
- (3) 電子メールやホームページの検索、個人ホームページの公開（学内のみ）などのインターネット利用。

情報基盤センターにはサーバ・コンピュータが設置されており、学生の皆さん及び教職員が教育や学術研究などに利用しています。また、メインセンターと医学サブセンターには演習室が設置されており、学生の皆さんが講義や自習などでできるだけ自由に利用できるようにしています。

情報基盤センターの利用についての概要は次のとおりです。詳細については、情報基盤センターのホームページ（<http://www.cc.saga-u.ac.jp>）を参照してください。

情報基盤センターの利用期間について

情報基盤センターを利用できる期間は、原則としてユーザ登録日から卒業の年の3月31日までです。

ユーザ ID とパスワードは、こんなときに必要です

- (1) 情報基盤センター演習室の PC 端末を利用するとき。
- (2) 附属図書館及び学生センター就職課の PC 端末を利用するとき。
- (3) キャンパス各所（講義室、実験室、附属図書館等）に設置された端末用情報コンセントに、個人所有のノート PC を接続しインターネットを利用するとき。
- (4) キャンパス各所に設置された無線 LAN に、個人所有のノート PC を接続しインターネットを利用するとき。

インターネットの利用について

インターネットは、勉学や就職活動、本学及び全国の大学附属図書館の蔵書検索、電子メールによる友人との意見交換などキャンパス生活をより豊かにするために活用してください。

インターネットは、情報基盤センター演習室や附属図書館などに設置された PC 端末で利用できます。また、キャンパス各所に設置された端末用情報コンセント及び無線 LAN に、個人所有のノート PC を接続することにより利用できます。利用方法については、情報基盤センターのホームページを参照してください。

なお、インターネットを利用するときは、利用マナーを守るように心がけてください。

個人ホームページの作成と公開について

情報基盤センターでは、学生の皆さんが個人でホームページを作成し、学内に限りホームページを公開することができます。利用方法の詳細については、下記のホームページを参照してください。

<http://userwww.cc.saga-u.ac.jp/>

サイトライセンス・ソフトウェア StarSuite の利用について

情報基盤センターでは、Microsoft Office と高い互換性を持った統合オフィス・ソフトウェア StarSuite をサイトライセンスしており、本学の学生及び教職員なら誰でも利用できます。また、この StarSuite は、学生の皆さんが所有している PC にインストールし利用することができます。利用方法の詳細については、下記のホームページを参照してください。

<http://userwww.cc.saga-u.ac.jp/center/starsuite/>

情報基盤センターの利用にあたっての諸注意

情報基盤センターを利用するときには、下記のことに注意してください。適切でない行為があった場合には、利用者の所属する部局もしくは情報基盤センターの判断に基づき、利用の制限や停止、その他の処分を行うことがあります。

1. 大学としてふさわしい目的に限って利用し、下記に例示するような利用をしないこと。
 - (1) 営利目的の利用。
 - (2) 犯罪・反社会的目的の利用。
 - (3) 人権侵害・著作権侵害など他人の権利を侵害する利用。
 - (4) 猥褻など公序良俗に反する利用。
 - (5) 他人に物的・精神的被害を与える利用。
 - (6) システムの正常な運用を妨げる利用。
2. 下記の注意事項に気を配り、ユーザIDとパスワードの管理に努めること。
 - (1) 自分のユーザIDとパスワードは、絶対に他人に教えないこと。また、使わせないこと。
 - (2) 初期パスワードを早期に変更すること。なお、変更するパスワードは簡単な文字列にしないこと。
 - (3) パスワードは、定期的に変更することが望ましい。
 - (4) ログインの状態のままPC端末を放置しないこと。
 - (5) パスワード漏洩時には届け出ること。
3. 下記の注意事項を守り、情報基盤センターの正常な運用を妨げないこと。
 - (1) 講義時間になったら、受講者以外は演習室から退出すること。
 - (2) 建物内では、喫煙・飲食をしないこと。
 - (3) 騒音発生・ゴミ散乱など他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
 - (4) メインセンターの閉館時間を厳守し、閉館10分前までには後片付けをして退館すること。
 - (5) 自転車は、自転車置き場に必ず置くこと。

メインセンター（本庄キャンパス）の利用について

利用案内

1. 開館日

開館は、平日の月曜日から土曜日までです。

日曜日・祝日は、閉館です。また、大学の行事等により臨時に閉館するときは、あらかじめ掲示します。

2. 開館時間

曜日	開館時間	事務の受付時間	
		午前	午後
月～金	8:30～20:00	9:00～12:00	13:00～17:30
土	9:00～17:00		

毎週水曜日の13:00～16:00は、システムの保守点検のため演習室は利用できません。

各季休業期間中及び大学の行事等により開館時間を変更する場合があります。

開館時間中でも演習室が利用できない場合があります。

利用に関する問い合わせは、事務の受付時間に行ってください。

演習室の利用について

メインセンターには、大・中・小の演習室があり、大演習室（演習棟2F）にはPC端末110台とプリンタ2台、中演習室（演習棟1F）にはPC端末55台とプリンタ2台、小演習室（演習棟1F）にはPC端末38台とプリンタ2台、演習棟1FホールにはPC端末5台とプリンタ1台、2FホールにはPC端末5台が設置されています。

1. 演習室の自習利用について

メインセンターの開館時間内で演習室が授業等で利用されていないければ、いつでも自由に利用できます。

自習で利用する場合は、メインセンターの行事日程表及び各演習室の時間割を必ず確認してください。

2. プリンタの印刷枚数制限について

演習室に設置されているプリンタでの印刷については、資源の節約等を考慮し個人毎に印刷枚数を月間300枚、

年間2,000枚に制限しています。月間の印刷枚数が300枚を越えると、翌月まで印刷することができません。また、年間（4月1日～3月31日）の印刷枚数が2,000枚を越えると、次年度まで印刷できませんので、印刷枚数には十分にご注意ください。

センター相談の利用について

メインセンターでは、水曜日を除く月曜日から金曜日の12:25～16:25で「センター相談」を開設しています。

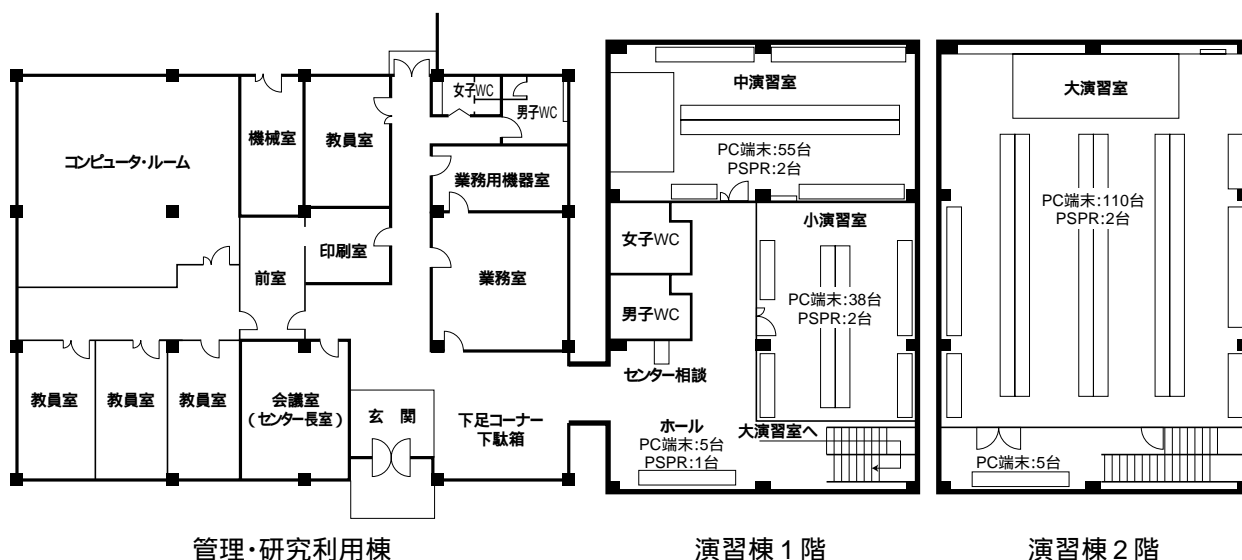
「センター相談」の相談員は、本学の大学院生などの学生ですので、気軽に相談することができます。

1. 相談できる内容について

- (1) 演習室のPC端末の利用及び利用時のトラブルに関すること。
- (2) 個人所有PC等のハードウェア及びソフトウェア、ネットワークの設定等に関すること。
- (3) 電子メール、ホームページの検索等のインターネット利用に関すること。
- (4) 研究用システムの利用に関すること。

上記の項目について相談に応じていますが、相談内容によっては解決できるというわけではありませんので、ご了承ください。また、授業に関する相談には応じていません。

メインセンター平面図



メインセンター内は下足厳禁ですので、下足コーナーでスリッパに履き替えてください。また、濡れた傘などは、建物内に持ち込まないようにしてください。

メインセンター内各所には、監視カメラが設置されています。

メインセンターでは、分別ゴミ収集を行っていますので、空缶、ペットボトルなどは指定のゴミ箱に必ず捨てるようにしてください。

医学サブセンター（鍋島キャンパス）の利用について

医学サブセンターの事務室及びコンピュータ実習室は、医学部講義棟の3階にあります。

利用案内

1．開館日

開館は、平日の月曜日から金曜日までです。夜間は、磁気カードによる無人開館になります。

土・日曜日・祝日は、閉館です。

2．事務受付時間

曜 日	事 務 の 受 付 時 間	
	午 前	午 後
月～金	9：00～12：00	13：00～17：00

コンピュータ実習室の利用について

医学サブセンターのコンピュータ実習室には、PC 端末110台とプリンタ 6 台が設置されています。

実習室は、19：00時まで利用することができます。それ以降の利用については、図書館（PC 端末50台とプリンタ 2 台）を利用してください。

1．実習室の自習利用について

実習室が授業等で利用されていなければ、いつでも自由に利用できます。

2．プリンタの利用について

プリンタ用紙は、講義・実習の用途以外は原則として利用者が各自で用意することになっています。講義・実習用途でプリンタ用紙が必要な場合は、開館時間帯にセンター事務室まで申し出てください。



コンピュータ実習室（医学部講義棟 3 階）

13 . 国 際 交 流

留学生センター.....	87
学術交流.....	88
外国人留学生.....	89
日本人学生の海外留学.....	89
国際交流会館.....	90

我が国の大学等で教育や研究を行う外国人留学生・研究者の数は年々増加しています。留学生等との交流は、諸外国との間の相互理解を深め、友好親善を促進する上で重要な役割を果たしています。加えて、教育・研究協力を促進することは、極めて重要です。これらの観点から本学でも外国人留学生・研究者の受け入れを進め、さらに、これまでの教員の海外研修等に加え、学生の海外留学を積極的に行っています。

留学生センター

留学生センターは、勉学・研究する外国人留学生及び海外の大学に留学を希望する学生に、必要な日本語教育と指導助言及び留学の資料の提供、指導を行う教育研究施設として、本学の広く世界に開かれた、国際交流の推進に寄与することを目的として、平成12年4月1日に設置されました。

留学生センターの業務内容は、以下のとおりです。

①日本語・日本事情教育

学部留学生を対象に、正規の授業科目として日本語と日本事情を開講しています。日本事情の授業は、学部の教員により、それぞれの専門分野から見た日本事情について講義が行われています。

②大学院入学前予備教育

主に国費留学生（研究留学生及び教員研修留学生）を対象に、大学院等への進学又は教育研修のために必要な日本語教育を6ヶ月間集中的に行っています。このコースは、4月と10月に開講します。

③日本語総合コース

大学院生、研究生、外国人研究者等を対象とした日本語プログラムです。初級から上級まで開講しています。

④短期留学プログラム（SPACE）

Saga University Program for Academic Exchange（SPACE）

佐賀大学と交流協定を締結している外国の大学から留学生を受け入れ、1年間、日本語・日本事情及び英語による専門科目を提供する全学的なプログラムです。留学生センターはプログラムの調整（コーディネーター）と日本語、日本事情の教育を担当しています。

⑤留学生に対する修学上及び生活上の指導助言

本学で学ぶ留学生が修学・進学や日常生活の面で悩みを抱えた時に、適切な指導助言を与え、解決に向けたサポートを行う体制を整えています。

⑥海外留学を希望する学生に対する修学上及び生活上の指導助言

海外留学を希望する学生のために、留学に関する資料を提供するとともに、修学上及び生活上の指導助言を行う体制を整えています。また、短期（4週間程度）の海外語学研修も実施しています。

⑦外国の大学等との学生交流の推進

外国の大学等と学生の交流に関する協定の締結を推進し、留学生の受入れ、学生の派遣がスムーズに行えるように取り組んでいます。

⑧地域との留学生交流の推進

地域の国際交流団体やボランティア・グループとの連携を図り、留学生がより充実した留学を送れるようバックアップを行うとともに、学内外の国際交流を促進しています。

⑨留学生教育の調査研究

留学生の日本語教育を始め、留学生の受入れ・派遣に伴う問題や、入学後の問題等に関し、調査研究に取り組んでいます。

学 術 交 流

本学では、昭和53年から北米、ヨーロッパ、アジアの国々と学術交流協定の締結を始め、現在では、21カ国97大学及び学部等との間に学術交流協定を締結し、それぞれの大学と交流を図っています。

平成17年10月現在

国 名	学術交流協定大学等名	国 名	学術交流協定大学等名
アメリカ合衆国	アンダーソン大学	大 韓 民 国	* 光州女子大学校
	カリフォルニア大学デイビス校		* 韓国技術教育大学
	デンヴァー大学人文学部		* 済州大学校
	リッチモンド大学		江南大学校第Ⅲ大学
	カリフォルニア大学デイビス校農業・環境科学部		国立釜慶大学校新環境先端エネルギー機械研究センター
	* ハワイ大学医学部		* 済州大学技農科大学
カナダ国	セントメリーズ大学科学部	台 湾	* 大邱カトリック大学校自然科学大学・工科大学
	コンコルディア大学工学・情報科学部		* フジェンカトリック大学
	* マニトバ大学		* 国立中興大学
英 国	グラスゴー大学	ベトナム社会主義共和国	* 国立政治大学
	ベルファーストクイーンズ大学工学部		* 台北大学
	ロンドン大学インペリアルカレッジ		* ハノイ農業大学
	* イースト・アングリア大学ケミカルサイエンススクール		タ イ 王 国
ドイツ連邦共和国	* ドレスデン工業大学化学部門	タ イ 王 国	* カセサート大学
中華人民共和国	* 北京工業大学		* カセサート大学工学部
	中国社会科学院世界経済政治研究所		* カセサート大学農学部
	* 中国科学院長春応用化学研究所		* カセサート大学農工学部
	* 華東師範大学		* カセサート大学理学部
	首都師範大学		* コンケン大学
	* 中国農業大学		* コンケン大学農学部
	* 遼寧師範大学		* チュラロンコン大学理学部
	* ハルビン工業大学		* チュンマイ大学
	華東師範大学教育技術学院		インドネシア共和国
	上海交通大学高度技術企業化室	マ レ ー シ ア 国	* ハサスディン大学
	上海交通大学複合材料研究所		* ガジャマダ大学
	中国科学院上海技術物理研究所		* サムラランギ大学
	* 武漢大学電気工程学院		* リアウイスラム大学
	* 華東理工大学		スラバヤ工科大学
* 江西医学院	ブトラマレーシア大学農学部		
大連医科大学	マレーシア科学大学生物科学部		
* 第四軍医大学	スリランカ国		モラツワ大学
浙江大学建築工程学院	バングラデシュ人民共和国		* ベラデニヤ大学
* 西北大学化学学部			バングラデシュ工科大学
* 浙江理工大学		* バングラデシュ農科大学	
* 浙江大学城市学院		* バングラデシュ工科大学クルナ校	
		* ラジャヒ大学	
大 韓 民 国	* 全南大学校		ジャフジャラル大学応用科学技術学部
	* 済州大学校農科大学	チェコ共和国	ブラハ化学技術大学
	* 安東大学校	スロバキア共和国	* コメニウス大学自然科学部
	* 木浦大学校		* コメニウス大学数学・物理学部
	* 国民大学校	ポーランド共和国	* ルブリン工科大学衛生土木工学部
	* 釜山大学校	ル ー マ ニ ア	アレクサンドルイオンクザ大学
	* 釜慶大学校人文社会科学大学	フ ラ ン ス 共 和 国	NEMO 国際共同研究グループ
	全南大学校農科大学		* ブルゴーニュ大学
	木浦大学校食品産業技術研究センター		* オルレアン大学
	* 釜慶大学校	オーストラリア	* ラトロープ大学
	慶北大学校師範大学数学教育科	ネ パ ー ル	* トリブーバン大学理工学部
	延世大学		

「*」印については、学生交流に関する覚書締結校

外国人留学生

本学における外国人留学生は、年々増加し、現在329名（平成17年10月現在）に達しています。外国人留学生の受け入れ区分としては、国費留学生、外国政府派遣留学生、私費留学生があり、本学では約75%が私費留学生となっています。また、地域別ではアジアからの留学生が大部分を占めています。

留学生の留学生生活を充実させるために、大学においては、入学時期の春と秋に、新入留学生オリエンテーションを実施し、また、留学生研修旅行、留学生との懇談会、日本語講座（日本語総合コース）等を行っています。そのほか、国や県、市町村、民間団体と連携協力して、「佐賀地域留学生等交流推進協議会」を設立し、留学生活が充実したものになるように努力しています。

《外国人留学生の国（地域）別人数》合計329人（平成17年10月現在）

中華人民共和国	193人	タ	イ	12人	ギ	ニ	ア	1人	オーストラリア	1人				
大韓民国	27人	ベ	ト	ナム	4人	カン	ボ	ジア	2人	マダガスカル	1人			
インドネシア	20人	ネ	パ	ール	3人	ケ	ニ	ア	1人	フランス	2人			
バングラデッシュ	19人	エ	ジ	プト	2人	ル	ー	マ	ニア	2人	パレスチナ	1人		
マレーシア	18人	台		湾	5人	リ		ビ	ア	1人				
スリランカ	12人	パ		キ	スタン	1人		ミ		ャ		ン	マー	1人

日本人学生の海外留学

日本人学生の海外留学制度としては、「派遣留学」、「語学研修」、「その他の留学」があります。詳細については、留学生センター及び学術研究協力部国際課に問い合わせください。

また、留学を希望する場合は、必ず、留学生センター及び学術研究協力部国際課に相談してください。

(1) 派遣留学

派遣留学は、佐賀大学が協定を結んでいる大学へ、3ヶ月以上1年以内の期間、留学するものです。佐賀大学では毎年10名程度の学生が留学しており、平成17年度については下表のとおりです。この募集は、11月頃に行います。

この制度における奨学金は、「短期留学推進制度（派遣）」があり文部科学省から月額80,000円の奨学金が支給されます。佐賀大学では毎年3～4名の学生が受給しています。

平成17年度海外留学者

大学名	国費	私費
アメリカ・デンバー大学	1	
スリランカ・ペラデニア大学	0	3
台湾・国立政治大学	1	
中国・遼寧師範大学	1	
中国華東師範大学		2
中国北京工業大学		1
タイ・カセサート大学	0	1
インドネシア・サムラトランギ大学		1
韓国・国民大学校		2
韓国・釜山大学校		1
フランス・ブルゴーニュ大学		1

(2) 語学研修

本学では、オーストラリア・ラトロープ大学、韓国・釜慶大学校・木浦大学校等において語学研修を実施しています。期間は、約2～4週間で、この研修を修了した者には、教養教育の共通基礎科目の外国語単位として認定される場合があります。募集は学内掲示でお知らせします。

(3) その他の留学

上記(1)及び(2)に該当しない留学は、一般的には、休学して海外留学を行うこととなります。

毎年20名程度の学生が海外留学をしています。留学する際は、指導教員等と相談してください。留学に関する情報は留学生センターに相談してください。

なお、特別の例として、関連する専攻分野について勉学するため、大学の許可を得て、留学する場合もあ

ります。

留学生センターでは、海外留学相談窓口を設置しています。相談されたい方は事前に学術研究協力部国際課へお問い合わせください。

国際交流会館

外国人留学生・研究者に居住の場を提供すること並びに、国際交流の事業に供するために、国道208号線（南部バイパス）沿いの楠葉寮に隣接して、国際交流会館が設置されています。

会館の、A棟は留学生単身室40室、研究者単身室2室のほか、管理施設、ラウンジ・図書研修室、会議・研修室、和室の共用施設からなり、B棟は留学生夫婦室3室、研究者夫婦室2室、留学生家族室4室、研究者家族室2室からなっています。

詳細は、佐賀大学国際交流会館入居案内及び外国人留学生ガイドブックをご覧ください。

14. 単 位 互 換

放送大学との単位互換.....	93
西九州大学との単位互換.....	94

放送大学との単位互換

放送大学と単位互換協定を締結したことにより、佐賀大学の学生は、特別聴講学生として、放送大学の科目を履修することができます。また、放送大学の通信指導（レポート）及び単位認定試験に合格した場合、放送大学長は、当該学生に対して単位を認定し、佐賀大学では、放送大学で取得した単位（60単位以内）を卒業要件の単位として認定することが可能になります。

1. 放送大学が受け入れる学生数50人程度
2. 放送大学において修得できる単位数60単位以内
3. 単位互換科目
放送大学のすべての放送授業科目（ただし共通科目のうち外国語科目及び司書教諭資格取得に資する科目は除く）
4. 入学資格は本学の学生であること
5. 放送大学における学生の身分は「特別聴講学生」となります。
6. 履修期間
履修期間は1学期間（6ヶ月）です。継続して履修する場合は各学期ごと出願してください。
7. 履修方法
放送大学の学生と同様に、学期開始までに送付される印刷教材、テレビ又はラジオによる放送指導及び通信指導によって学習し、学期末に単位認定試験を受けることとなります。
8. 単位認定試験
単位認定試験は、各学期15週の放送授業が終了した後、佐賀学習センターで全国一斉に実施されます。
9. 単位修得
試験の結果、60点以上の者が合格となり、60単位以内を卒業要件の単位として認定します。但し、佐賀大学の単位として認定する科目は教養教育科目のみです。
10. 放送教材の貸出
佐賀学習センターにて放送教材を借りることが出来ます。
11. 出願に必要な書類
(ア) 出願表（学務部学籍管理係窓口にあります。）
(イ) 在学証明書
12. 出願手続
(ア) 出願表の受付
前学期（4月入学）12月末日（12月1日～12月27日）
後学期（10月入学）6月末日（6月1日～6月30日）
(イ) 出願表の提出の場所
佐賀大学学務部教務課学籍管理係
13. 学費
入学料の徴収はありませんが、授業料として、1科目（2単位）について10,000円の授業料が必要です。

西九州大学との単位互換

西九州大学と単位互換協定を締結したことにより、佐賀大学の学生は、特別聴講学生として、西九州大学の科目を履修することができます。また、西九州大学の単位認定試験に合格した場合、西九州大学長は、当該学生に対して単位を認定し、佐賀大学では、西九州大学で取得した単位（60単位以内）を卒業要件の単位として認定することが可能になります。

- (1) 西九州大学が受け入れる学生数 30人程度
- (2) 西九州大学において修得できる単位数 60単位以内
- (3) 単位互換科目 西九州大学の特定の授業科目
- (4) 入学資格は本学の学生であること。
- (5) 西九州大学における学生の身分は「特別聴講学生」となります。
- (6) 履修期間
履修期間は1学期間（6ヶ月）です。継続して履修する場合は各学期ごと出願してください。
- (7) 履修方法
西九州大学の学生と同様に、学期開始までに西九州大学の履修届けを西九州大学教務課に提出、西九州大学の講義室にて学習し、単位認定試験を受けることとなります。
- (8) 単位認定試験
単位認定試験は、前学期 7月・後学期 2月に実施されます。
- (9) 単位修得
試験の結果、60点以上の者が合格となり、60単位以内を卒業要件の単位として認定します。
- (10) 出願に必要な書類
1 出願表（学籍管理係窓口にあります。）
- (11) 出願手続
1 出願表の受付
前学期（4月入学） 3月中旬まで（3月1日～3月中旬）
後学期（10月入学） 9月中旬まで（9月1日～9月中旬）
2 出願表の提出の場所
教務課学籍管理係
- (12) 学費
入学料及び授業料は必要ありません。

15 . 学 内 関 係 規 則 等

国立大学法人佐賀大学規則.....	97
佐賀大学学則	103
佐賀大学教養教育科目履修規程	114
佐賀大学教養教育科目履修細則	116
佐賀大学文化教育学部規則	120
佐賀大学文化教育学部履修細則	122
佐賀大学経済学部規則	180
佐賀大学経済学部履修細則	182
佐賀大学医学部規則	204
佐賀大学医学部履修細則	206
佐賀大学医学部転学部及び転学科細則	214
佐賀大学理工学部規則	216
佐賀大学理工学部履修細則	219
佐賀大学農学部規則	252
佐賀大学農学部履修細則	254
農学部学生の分属及び卒業研究に関する内規 ...	261
追試験及び再試験に関する農学部内規	261
農学部学生の教員職員免許状取得に関する内規 ...	261
佐賀大学農学部編入学規程	270
農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する内規 ...	271
佐賀大学大学院学則	274
佐賀大学大学院教育学研究科規則	282
佐賀大学大学院教育学研究科履修細則	284
佐賀大学大学院経済学研究科規則	293
佐賀大学大学院経済学研究科履修細則	295
佐賀大学大学院医学系研究科規則	298
佐賀大学大学院医学系研究科履修細則	300
佐賀大学大学院工学系研究科規則	306
佐賀大学大学院工学系研究科履修細則	308
佐賀大学大学院農学研究科規則	326
佐賀大学大学院農学研究科履修細則	328

国立大学法人佐賀大学規則

(平成16年4月1日制定)

目次

第1章 法人

第1節 総則(第1条・第2条)

第2節 運営組織(第3条 - 第7条)

第3節 役員及び職員等(第8条 - 第12条)

第2章 大学

第1節 大学の目的等(第13条 - 第16条)

第2節 組織(第17条 - 第24条)

第3節 運営組織(第25条 - 第27条)

第4節 職員組織等(第28条 - 第35条)

第3章 秘密保持の義務(第36条)

第4章 雑則(第37条)

附則

第1章 法人

第1節 総則

(法人の目的)

第1条 国立大学法人佐賀大学(以下「本法人」という。)は、佐賀大学(以下「本学」という。)を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(業務の範囲等)

第2条 本法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令(平成15年政令第478号)で定めるものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第2節 運営組織

(役員会)

第3条 本法人に、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)第11条第2項の規定に基づき、役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第4条 本法人に、法第12条第2項の規定に基づき、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第5条 本法人に、法第20条第1項の規定に基づき、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第6条 本法人に、法第21条第1項の規定に基づき、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第7条 本法人に、必要に応じ、委員会等を置くことができる。

2 委員会等に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 役員及び職員等

(役員)

第8条 本法人に、次の役員を置く。

学長
理事
監事

- 2 役員の職務は、国立大学法人法その他の法令の定めるところによるほか、別に定めるところによる。
- 3 役員の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(職員)

第9条 本法人に、次の職員を置く。

教授
助教授
講師
助手
教頭
教諭
養護教諭
事務職員
教務職員
技術職員
その他必要な職員

- 2 職員の職務は、学校教育法その他の法令の定めるところによるほか、別に定めるところによる。
- 3 第1項に規定する職員のうち、教授、助教授、講師、助手、教頭、教諭及び養護教諭を教員という。

(教員組織)

第10条 本法人に、教員組織として講座を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、第21条から第23条の2までに規定する組織に、教員組織を置く。
- 3 教員組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第11条 本法人に、事務局その他の事務組織を置く。

- 2 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(室)

第12条 本法人に、室を置くことができる。

- 2 室に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 大学

第1節 大学の目的等

(大学の目的)

第13条 本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に則り、国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第14条 本学は、本学の教育研究水準の向上改善を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、本学の職員以外の者による検証を行い、その結果を公表する。

(情報の積極的な提供)

第15条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第16条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施を図るものとする。

第2節 組織

(学部)

第17条 本学に、次の学部並びに学科及び課程を置く。

文化教育学部
学校教育課程
国際文化課程
人間環境課程

美術・工芸課程
 経済学部
 経済システム課程
 経営・法律課程
 医学部
 医学科
 看護学科
 理工学部
 数理科学科
 物理科学科
 知能情報システム学科
 機能物質化学科
 機械システム工学科
 電気電子工学科
 都市工学科
 農学部
 応用生物科学科
 生物環境科学科
 生命機能科学科

- 2 学部の入学定員，修業年限，教育課程，学生の入学，退学，卒業その他学生の修学上必要な事項は，別に定める。
 （大学院）

第18条 本学に，大学院を置く。

- 2 大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，文化の進展に寄与することを目的とする。
 3 大学院の教員は，本学の教授，助教授及び講師のうちから，各研究科ごとに定める大学院の教員としての資格基準を満たした者をもって組織する。
 4 大学院に置く研究科及び専攻は，次のとおりとする。
- | | |
|----------------|---|
| 教育学研究科（修士課程） | 学校教育専攻
教科教育専攻 |
| 経済学研究科（修士課程） | 金融・経済政策専攻
企業経営専攻 |
| 医学系研究科（修士課程） | 医科学専攻
看護学専攻 |
| （博士課程） | 機能形態系専攻
生体制御系専攻
生態系専攻 |
| 工学系研究科（博士前期課程） | 機能物質化学専攻
物理科学専攻
機械システム工学専攻
電気電子工学専攻
知能情報システム学専攻
数理科学専攻
都市工学専攻
循環物質工学専攻
生体機能システム制御工学専攻 |
| （博士後期課程） | エネルギー物質科学専攻
システム生産科学専攻
生体機能システム制御工学専攻 |
| 農学研究科（修士課程） | 生物生産学専攻
応用生物科学専攻 |

- 5 大学院の入学定員，標準修業年限，教育課程，学生の入学，退学，修了その他学生の修学上必要な事項は，別に定める。
 （附属図書館）

第19条 本学に，附属図書館及びその分館を置く。

- 2 附属図書館及び分館に関し，必要な事項は，別に定める。

(教養教育運営機構)

第20条 本学に、教養教育運営機構を置く。

2 教養教育運営機構に関し、必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第21条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(全国共同利用施設)

第21条の2 本学に、全国共同利用施設として海洋エネルギー研究センターを置く。

2 海洋エネルギー研究センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第22条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

科学技術共同開発センター

総合分析実験センター

総合情報基盤センター

留学生センター

低平地研究センター

海浜台地生物環境研究センター

シンクロトロン光応用研究センター

高等教育開発センター

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

地域学歴史文化研究センター

2 学内共同教育研究施設に関し、必要な事項は、別に定める。

(学部附属の教育施設及び研究施設)

第23条 本学に、次の学部附属の教育施設及び研究施設を置く。

文化教育学部

附属小学校

附属中学校

附属養護学校

附属幼稚園

附属教育実践総合センター

医学部

附属病院

附属地域医療科学教育研究センター

農学部

附属資源循環フィールド科学教育研究センター

2 学部附属の教育施設及び研究施設に関し、必要な事項は、別に定める。

(有明海総合研究プロジェクト)

第23条の2 本学に、有明海異変の原因解明と再生に向けた取組を実施するとともに、有明海沿岸域の維持的発展を可能にするための研究の拠点として事業を進めるため、有明海総合研究プロジェクトを置く。

2 有明海総合研究プロジェクトの研究期間は、平成22年3月31日までとする。

3 有明海総合研究プロジェクトに関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 運営組織

(教授会)

第24条 学部に、教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第25条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し、必要な事項は、当該研究科において別に定める。

(委員会等)

第26条 本学に、必要に応じ、委員会等を置くことができる。

2 委員会等に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 職員組織等

(副学長)

第27条 本学に、副学長若干人を置く。

2 副学長は、学長が指名する。

(学部長)

第28条 学部に、学部長を置く。

2 学部に、学部長を補佐する副学部長を置くことができる。

3 学部に置かれる学科に、学科長を置く。

4 前3項に規定する学部長等の選考の手続等に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第29条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

3 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

(附属図書館長)

第30条 附属図書館に、館長を置く。

2 附属図書館に、館長を補佐する副館長を置く。

3 前2項に規定する館長等の選考の手続等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教養教育運営機構長)

第31条 教養教育運営機構に、機構長を置く。

2 教養教育運営機構に、機構長を補佐する副機構長を置くことができる。

3 前2項に規定する機構長等の選考の手続等に関し、必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター所長)

第32条 保健管理センターに、所長を置く。

2 保健管理センターに、所長を補佐する副所長を置くことができる。

3 前2項に規定する所長等の選考の手続等に関し、必要な事項は、別に定める。

(施設長等)

第33条 全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設に、長(以下「施設長」という。)を置く。

2 全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設に、施設長を補佐する副施設長を置くことができる。

3 前2項に規定する施設長等の選考の手続等に関し、必要な事項は、別に定める。

(学部附属の教育施設及び研究施設の長)

第34条 学部附属の教育施設及び研究施設(以下「附属施設」という。)に、長(以下「附属施設長」という。)を置く。

2 附属施設に、附属施設長を補佐する副附属施設長を置くことができる。

3 前2項に規定する附属施設長等の選考の手続等に関し、必要な事項は、別に定める。

(有明海総合研究プロジェクト長等)

第34条の2 有明海総合研究プロジェクトに、プロジェクト長を置く。

2 有明海総合研究プロジェクトに、プロジェクト長を補佐する副プロジェクト長を置く。

3 前2項に規定するプロジェクト長等の選考の手続等に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 秘密保持の義務

(秘密保持の義務)

第35条 本法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第4章 雑則

(雑則)

第36条 この規則に定めるもののほか、組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第17条第1項の規定に定めるもののほか、次の表に掲げる学部並びに学科及び課程は、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学 部	学 科 又 は 課 程
教 育 学 部	小 学 校 教 員 養 成 課 程
経 済 学 部	経 済 学 科
	管 理 科 学 科
	経 営 学 科
理 工 学 部	情 報 科 学 科
	電 気 工 学 科
	電 子 工 学 科

3 第18条第4項の規定に定めるもののほか、工学系研究科情報科学専攻は、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成17年3月15日改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月16日改正）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第22条第1項の規定のうち総合情報基盤センターに関する部分は、平成18年2月1日から適用する。

2 平成18年3月31日に農学部に置かれている学科は、改正後の規定にかかわらず、平成18年3月31日において現に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

佐賀大学学則

(平成16年4月1日制定)

目次

第1章 総則

第1節 趣旨及び目的(第1条・第2条)

第2節 学部(第3条)

第2章 学部通則

第1節 学年,学期,休業日,修業年限及び在学年限(第4条 - 第7条)

第2節 入学,転入学,編入学及び再入学(第8条 - 第15条)

第3節 教育課程及び履修方法(第16条 - 第21条)

第4節 単位の授与等(第22条 - 第27条)

第5節 休学,復学,退学,転学,転学部,転学科,転課程,派遣,留学及び除籍(第28条 - 第34条)

第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得(第35条 - 第37条)

第7節 賞罰(第38条・第39条)

第8節 学生証(第40条)

第9節 厚生施設(第41条)

第10節 科目等履修生,特別聴講学生及び研究生(第42条 - 第44条)

第11節 外国人留学生(第45条)

第12節 検定料,入学料,授業料及び寄宿料(第46条 - 第57条)

第13節 公開講座(第58条)

第3章 改正(第59条)

附則

第1章 総則

第1節 趣旨及び目的

(趣旨)

第1条 この学則は,国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第17条第2項の規定に基づき,佐賀大学(以下「本学」という。)の学部の入学定員,修業年限,教育課程,学生の入学,退学,卒業その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学は,教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り,国際的視野を有し,豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに,高度の学術的研究を行い,さらに,地域の知的拠点として,地域及び諸外国との文化,健康,社会,科学技術に関する連携交流を通して学術的,文化的貢献を果たすことにより,地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 学部

(学部)

第3条 本学に,次の学部を置く。

文化教育学部

経済学部

医学部

理工学部

農学部

2 前項の学部に置く学科又は課程の入学定員,編入学定員及び収容定員は,次のとおりとする。

学 部	学科又は課程	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
文化教育学部	学校教育課程	90人		360人
	国際文化課程	60人		240人
	人間環境課程	60人		240人
	美術・工芸課程	30人		120人
	(3年次編入学)		20人	40人
	小 計	240人	20人	1,000人
経済学部	経済システム課程	140人		560人
	経営・法律課程	135人		540人
	小 計	275人		1,100人

医 学 部	医学科	95人		570人
	看護学科	60人	10人	260人
	小 計	155人	10人	830人
理 工 学 部	数理科学科	30人		120人
	物理科学科	40人		160人
	知能情報システム学科	60人		240人
	機能物質化学科	90人		360人
	機械システム工学科	90人		360人
	電気電子工学科	90人		360人
	都市工学科 (3年次編入学)	90人	20人	360人 40人
	小 計	490人	20人	2,000人
農 学 部	応用生物科学科	45人		180人
	生物環境科学科	60人		240人
	生命機能科学科	40人		160人
	(3年次編入学)		10人	20人
	小 計	145人	10人	600人
合 計		1,305人	60人	5,530人

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 開学記念日 10月1日
- (4) 春季休業 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項第4号から第6号までの規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、教授会の議を経て、学長が休業日を変更することができる。

3 休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課すことがある。

4 臨時休業については、その都度関係学部の教授会の議を経て、学長が定める。

(修業年限)

第6条 修業年限は、4年とする。ただし、第35条第2項の規定による場合は、3年以上4年未満とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、6年とする。

(在学年限)

第7条 在学年限は、8年とする。ただし、転入学、編入学又は再入学により入学した者は、第14条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、10年とする。ただし、1年次及び2年次の在学期間は、通算して4年を超えることができない。

第2節 入学、転入学、編入学及び再入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
（入学志願）

第10条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

（合格者の決定）

第11条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第12条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除の許可を受けようとする者は、入学料免除願の提出をもって入学料の納付に代えることができる。

（入学許可）

第13条 学長は、前条の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に、入学を許可する。

（転入学、編入学及び再入学）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学（外国の大学を含む。）に在学中の者で転入学を志願するもの
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願するもの
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で編入学を志願するもの
 - (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で編入学を志願するもの
 - (5) 学校教育法第82条の10の規定による専修学校の専門課程を修了した者で編入学を志願するもの
 - (6) 学士の学位を有する者又は大学を退学した者で再入学を志願するもの
 - (7) 本学を除籍された者で同一学部にて再入学を志願するもの
- 2 転入学、編入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

（転入学等の規定の準用）

第15条 転入学、編入学及び再入学の場合には、第10条から第13条までの規定を準用する。

第3節 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成）

第16条 本学の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

- 2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。
- 3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。
- 4 専門教育科目の区分は、各学部の定めるところによる。

（履修方法）

第17条 学生は、各学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。

- 2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程（平成16年4月1日制定）及び各学

部規則の定めるところによる。

- 3 専門教育科目の授業科目，単位数，授業時間数及び履修方法は，各学部規則の定めるところによる。
- 4 前2項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については，各学部の定めるところによる。
- 5 学生は，所定の教育課程以外の授業科目を履修することができる。

（授業の方法）

第18条 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

（単位の基準）

第19条 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

（1年間の授業期間）

第20条 1年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35週にわたることを原則とする。

（授業期間）

第21条 各授業科目の授業は，15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上特別の必要があると認められる場合は，これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

- 2 卒業論文，卒業研究，卒業制作及び経済学部の演習の授業科目については，これらに必要な学修等を考慮して，授業期間を定めることができる。

第4節 単位の授与等

（成績の判定）

第22条 学生が一の授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績は，優・良・可・不可の評語をもって表わし，優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第23条 教育上有益と認めるときは，第33条第1項による他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（授業時間数を定めた授業科目については，これに相当する時間数（以下第24条，第25条及び35条において同じ。）を，教授会の議に基づき，60単位を超えない範囲で，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は，学生が，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第24条 教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，教授会の議に基づき，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は，前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第25条 教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により履修した単位を含む。）を，教授会の議に基づき，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を，教授会の議に基づき，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，転入学，編入学等の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第23条及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算）

第26条 本学の学生以外の者が本学の科目等履修生として一定の単位（学校教育法第56条の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履

修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を助案して教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、各学部の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

第5節 休学、復学、退学、転学、転学部、転学科、転課程、派遣、留学及び除籍

(休学)

第28条 病気その他の事由によって継続して3月以上授業に出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、医学部医学科にあっては3年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 自己の都合により退学する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第31条 他の大学への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学部、転学科及び転課程)

第32条 転学部、転学科又は転課程を志願する者があるときは、関係する学部の教授会の議を経て、学長が学期の始めに限り許可することがある。

2 転学部を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、転入する学部の教授会の議を経て、学部長が認定する。

3 転学科又は転課程を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(派遣及び留学)

第33条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることができる。

2 前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て行うものとする。

3 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。

4 派遣及び留学に関し、必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第7条に定める期間在学して卒業できない者

(2) 病気その他で修業の見込がない者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者であって、その納付すべき入学料を納付しない者

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得

(卒業の認定)

第35条 第6条第1項本文又は第2項に規定された期間以上在学し、第17条に規定された所定の単位を修得又は授業時間を履修した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

2 本学(医学部医学科は除く。)に3年以上在学し、第17条に規定された所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者が、第6条第1項ただし書に定める修業年限で卒業を希望した場合には、別に定めるところにより、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与することができる。

3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第18条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第18条第1項の授業の方法により64単位以上を修得しているときは、同条第2項の授業の方法により取得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

(学位の授与)

第36条 卒業者には、学士の学位を授与するものとする。

- 2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

(教員の免許状)

第37条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学科又は課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

第7節 賞罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することがある。

- 2 学生の表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第39条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退学
- (2) 停学
- (3) 訓告

- 3 停学期間(3月未満のものを除く。)は、第7条に規定する在学年限に含め、第6条に規定する修業年限に含めないものとする。

- 4 懲戒に関し、必要な事項は、別に定める。

第8節 学生証

(学生証の交付)

第40条 入学を許可された者には、学生証を交付する。

第9節 厚生施設

(厚生施設)

第41条 本学に、寄宿舎その他の厚生施設を置く。

- 2 厚生施設に関し、必要な事項は、別に定める。

第10節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第44条 本学教員の指導を受けて、特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が、原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

第11節 外国人留学生

(外国人留学生)

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第46条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

- 2 第27条の規定に基づき、当該修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業することを認められた者(以下「長期履修学生」という。)から徴収する授業料の年額は、長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

(検定料の徴収)

第46条の2 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(入学料の徴収)

第46条の3 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(入学料の免除)

第47条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

- (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 入学料の免除を希望する者は、所定の期日までに願い出て、許可を得なければならない。

(入学料の徴収猶予等)

第48条 入学料の徴収猶予は、本学に入学する者(科目等履修生及び研究生等を除く。)であって、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 入学料の免除を願い出た者については、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの期間、入学料の徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者は、所定の期日までに、所定の入学料を納付しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは未納の入学料の全部を免除する。

- (1) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者が、第2項に規定する期間内において死亡した場合
- (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前項に規定する期間内において死亡した場合
- (3) 第34条第3号の規定により除籍した場合

(授業料の徴収)

第49条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分し、前期に係る授業料は4月に、後期に係る授業料は10月に、それぞれ年額の2分の1に相当する額を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生については、所定の期日までに授業料を徴収するものとする。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第49条の2 特別な事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に入学した日の属する月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(転入学、編入学及び再入学における授業料)

第50条 転入学、編入学又は再入学の場合は、その者の属する年次の在学者にかかる額と同額の授業料を納付しなければならない。

第51条 削除

第52条 削除

(休学期間の授業料等)

第53条 休学を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数を乗じた額を免除する。

2 学期の途中で、復学、転学、編入学又は再入学(以下「復学等」という。)を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額を復学等の当月末日までに納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合における授業料)

第53条の2 特別な事情により、学年の途中で卒業する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する

額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

（除籍及び退学の場合の授業料）

第54条 除籍又は退学の場合は、その者が在籍していた学期までの授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる未納の授業料を免除することができる。

- (1) 授業料の未納を理由として除籍した場合 未納の授業料の全額
- (2) 授業料の徴収猶予又は分納を許可された者が、その願い出により退学を許可された場合 退学の翌月以降納付すべき授業料の全額
- (3) 死亡又は行方不明のため除籍した場合 未納の授業料の全額

（長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例）

第54条の2 長期履修学生が、学年の途中で卒業する場合に徴収する授業料の額は、第46条第2項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

- 2 長期履修学生が、長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて、第46条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、第46条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

（授業料の免除）

第55条 第48条第4項第3号に該当する場合において、授業料が未納であるときは、未納の授業料の全部を免除することができる。

- 2 学業優秀で学資の支弁困難な者及び風水害等特別の事情により学資の支弁に支障を生じた者に対しては、願い出により審査の上、授業料の全部又は一部を免除することがある。

（授業料の徴収猶予及び月割分納）

第55条の2 次の各号に掲げる事由がある者については、願い出により、当該期分の授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することがある。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) その者又は学資負担者が風災害等の災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料の納付が困難と認められる特別の事情がある場合

（寄宿料）

第56条 寄宿料は、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 第34条第3号及び第4号に該当する場合において、寄宿料が未納であるときは、未納の寄宿料の全部を免除することがある。

（既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料）

第57条 既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2次の学力検査等において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行ったときに、第1段階目の選抜で不合格になった者に対しては、所定の期日までに当該者から申出があった場合に限り、既納の検定料のうち、別に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第49条第2項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第49条第3項の規定により授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

第13節 公開講座

（公開講座）

第58条 本学に、地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 改正

(改正)

第59条 この学則の改正は、教育研究評議会において構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により平成15年9月30日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者（次項において「在学者」という。）に係る卒業するために必要であった教育課程の履修は、本学において行うものとし、本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、平成16年3月31日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。
- この学則施行後、第14条の規定に基づき、在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、理工学部機械システム工学科に転入学、編入学又は再入学する者を除き、前項の規定を準用する。

附 則（平成16年7月20日改正）

この学則は、平成16年7月20日から施行する。

附 則（平成17年5月20日改正）

この学則は、平成17年5月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月27日改正）

この学則は、平成17年9月27日から施行する。

附 則（平成17年12月16日改正）

この学則は、平成17年12月16日から施行する。

附 則（平成18年2月16日改正）

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成18年度から平成20年度までの農学部の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
農 学 部	応用生物科学科	45人	90人	135人
	生物環境科学科	60人	120人	180人
	生命機能科学科	40人	80人	120人
	（3年次編入学）			10人

- 平成18年3月31日に農学部において置かれている学科は、改正後の規定にかかわらず、平成18年3月31日において現に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 平成18年3月31日において現に農学部において在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第37条第2項関係）

学 部	学科又は課程	教員免許状の種類	免許教科の種類
文 化 教 育 学 部	学校教育課程	小学校教諭1種免許状	
		中学校教諭1種免許状	数学、理科、音楽
		高等学校教諭1種免許状	数学、理科、音楽、情報
		養護学校教諭1種免許状	
		幼稚園教諭1種免許状	
	国際文化課程	中学校教諭1種免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭1種免許状	国語、書道、地理歴史、公民、英語
	人間環境課程	中学校教諭1種免許状	保健体育、技術、家庭
		高等学校教諭1種免許状	保健体育、家庭、工業
	美術・工芸課程	中学校教諭1種免許状	美術
高等学校教諭1種免許状		美術、工芸	

経済学部	経済システム課程	中学校教諭1種免許状	社会
	経営・法律課程	高等学校教諭1種免許状	地理歴史, 公民, 商業
理工学部	数理科学科	中学校教諭1種免許状	数学
		高等学校教諭1種免許状	数学
	物理科学科	中学校教諭1種免許状	理科
		高等学校教諭1種免許状	理科
	知能情報システム学科	中学校教諭1種免許状	数学
		高等学校教諭1種免許状	数学, 情報
	機能物質化学科	中学校教諭1種免許状	理科
		高等学校教諭1種免許状	理科, 工業
機械システム工学科	高等学校教諭1種免許状	工業	
電気電子工学科			
都市工学科			
農学部	応用生物科学科	中学校教諭1種免許状	理科
	生物環境科学科	高等学校教諭1種免許状	理科, 農業
	生命機能科学科		

教 養 教 育 運 営 機 構

佐賀大学教養教育科目履修規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第17条第2項の規定に基づき、佐賀大学教養教育運営機構(以下「運営機構」という。)が開設する教養教育科目の履修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育課程の編成)

第2条 運営機構の教育課程は、次の教養教育科目をもって編成する。

大学入門科目

共通基礎教育科目

主題科目

2 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

3 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

4 外国人留学生のための授業科目等の特例は、別に定める。

(単位数)

第3条 前条の規定に基づき、各学部が定める学科又は課程の単位数は、別表のとおりとする。

(授業科目及び履修方法)

第4条 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(履修手続)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を所属する学部提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第6条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告及び試験等によって行う。

3 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第7条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 追試験及び再試験については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第8条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、所属学部の教授会の議を経て、認定する。

(科目等履修生)

第9条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、運営機構協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年4月1日改正)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表

学 部	学科・課程	教 養 教 育 科 目									
		大学 入門 科目	共通基礎教育科目						主題科目		計
			外国語科目		健康・スポー ツ科目		情報処理科目		分野別 主題 科目	共 通 主題 科目	
			英語	独 語 仏 語 中国語 朝鮮語	講義・ 演習	実習	講義	演習Ⅰ			
文化教育 学 部	学校教育課程	2	4		2	2	2	1		20	33
	国際文化課程	2	4		2	2	2	1		20	33
	人間環境課程	2	4		2	2	2	1		20	33
	美術・工芸課程	2	4		2	2	2	1		20	33
経済学部	経済システム課程	2	4	4	2	2	2	1		24	41
	経営・法律課程	2	4	4	2	2	2	1		24	41
医 学 部	医学科	4	6	2			2	1		20	35
	看護学科	2	6	2			2			20	32
理工学部	数理科学科	2	4	4	2	2				24	38
	物理科学科	4	4	4	2	2				22	38
	知能情報システム学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37
	機能物質化学科	2	4		2	2		1	1	22	34
	機械システム工学科	2	4	4	2	2		1	1	20	36
	電気電子工学科	2	4	4	2	2	2	1	1	20	38
	都市工学科	2	4	2	2	2	2	1		20	35
農 学 部	応用生物科学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37
	生物環境科学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37
	生命機能科学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37

教養教育
運営機構

佐賀大学教養教育科目履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定。以下「履修規程」という。)第4条の規定に基づき、教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学入門科目)

第2条 大学入門科目の授業科目、単位数及び履修時期については、学部の定めるところによる。

(共通基礎教育科目)

第3条 共通基礎教育科目の授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

(外国語科目)

第4条 外国語科目の授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

2 外国語科目は、2年次までの各年次に2単位を修得するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、学部又は学科若しくは課程(以下「学部等」という。)において履修すべき授業科目、修得すべき単位数及び各年次に修得できる単位数を指定することがある。

(健康・スポーツ科目)

第5条 健康・スポーツ科目は、1年次に講義又は演習のいずれか2単位及び実習2単位を修得するものとする。ただし、学部等によっては、履修を要しないことがある。

(情報処理科目)

第6条 情報処理科目は、講義2単位、演習Ⅰ及び演習Ⅱ各1単位を修得するものとする。ただし、学部等においては、修得すべき単位数を指定することがある。

(主題科目)

第7条 主題科目は、次の分野をもって構成する。

分野別主題科目

- (1) 文化と芸術分野
- (2) 思想と歴史分野
- (3) 現代社会の構造分野
- (4) 人間環境と健康分野
- (5) 数理と自然分野
- (6) 科学技術と生産分野

共通主題科目

- (1) 地域と文明分野
- (2) 各分野に、副主題及び副主題を構成するコア授業を置き、副主題とは別に個別授業を開設する。
- 3 分野ごと、あるいは複数の分野にわたる総合型授業を開設することがある。
- 4 学生は、履修規程別表に掲げる所定の主題科目の単位を、いずれかの学期に修得するものとする。
- 5 学生(医学部の学生を除く。)は、1年次後学期の始めに、分野別主題科目の一つの分野を選んで登録し、前項に規定する所定の単位のうち、登録した主題分野から、登録前に修得した単位を含め、少なくとも8単位を修得しなければならない。また、共通主題科目の単位は、2単位を限度として、登録した主題分野における単位に含めることができる。
- 6 登録の変更は、届出の上、2年次の各学期の始めに行うことができる。
- 7 3年次に転入学、編入学又は再入学した者については、主題分野の登録を必要としない。

第8条 主題科目の構成及び単位数は、別表Ⅱのとおりとする。

(授業科目等の特例)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を別表Ⅰ及び別表Ⅲのとおり開設する。

(授業クラスの指定)

第10条 共通基礎教育科目については、授業クラスを指定することがある。

2 指定されたクラス以外のクラスで履修しようとする場合は、あらかじめ所定の指定外履修願を提出しなければならない。

(単位の授与)

第11条 各授業科目の単位は、学期ごとに与える。ただし、特に指定する授業科目の単位は、学年ごとに与える。

(追試験)

第12条 やむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった授業科目について、追試験を行う。

(再試験)

第13条 不合格と判定された授業科目について、再試験を行うことがある。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、教養教育科目の履修に関し必要な事項は、運営機構協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日改正)

- この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表I

区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
外国語科目	英語	1	前学期・後学期各1単位又は2単位
	ドイツ語Ⅰa	1	aは前学期，b後学期
	ドイツ語Ⅰb	1	
	ドイツ語Ⅱa	1	
	ドイツ語Ⅱb	1	
	フランス語Ⅰa	1	
	フランス語Ⅰb	1	
	フランス語Ⅱa	1	
	フランス語Ⅱb	1	
	中国語Ⅰa	1	
	中国語Ⅰb	1	
	中国語Ⅱa	1	
	中国語Ⅱb	1	
	朝鮮語Ⅰa	1	
	朝鮮語Ⅰb	1	
朝鮮語Ⅱa	1		
朝鮮語Ⅱb	1		
	日本語Ⅰ	1	外国人留学生のための科目
	日本語Ⅱ	1	
健康・スポーツ科目	スポーツ科学講義	2	前学期・後学期各1単位
	スポーツ科学演習	2	
	健康科学講義	2	
	健康科学演習	2	
	スポーツ実習	1	
情報処理科目	情報基礎概論	2	
	情報基礎演習Ⅰ	1	
	情報基礎演習Ⅱ	1	

備考1 外国人留学生が外国語科目を履修する場合は、次に定めるところによる。

(1) 母国語を選択しないこと。

(2) 修得した日本語の単位は、外国語科目の単位に振り替えることができる。

備考2 別に定める「海外語学研修プログラムにおける教養教育科目(外国語科目)の単位認定要項」に基づいて実施された海外語学研修で修得した単位は、履修規程別表(第3条関係)に掲げる外国語科目の単位数として含めることができる。

別表Ⅱ(第8条関係)

主題科目の構成及び単位数

分野別主題科目

分 野	副 主 題	授業の区分	単位数
1 文化と芸術分野	言語とコミュニケーション	コア授業	各2
	文学の世界	コア授業	各2
	芸術と創造	コア授業	各2

1 文化と芸術分野		個別授業	各2
		総合型授業	各2
2 思想と歴史分野	人間・社会と思想	コア授業	各2
	歴史と異文化理解	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
3 現代社会の構造分野	現代の国際社会と環境	コア授業	各2
	現代の政治	コア授業	各2
	現代の経済	コア授業	各2
	現代の日本社会	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
4 人間環境と健康分野	生活と健康	コア授業	各2
	心とからだ	コア授業	各2
	発達と環境	コア授業	各2
		個別授業	各2
	総合型授業	各2	
5 数理と自然分野	数理の世界	コア授業	各2
	物質の科学	コア授業	各2
	身のまわりの科学	コア授業	各2
	自然と生命	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
6 科学技術と生産分野	技術と歴史	コア授業	各2
	資源のエネルギー	コア授業	各2
	ハイテクノロジーと生産	コア授業	各2
	生産と環境	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2

共通主題科目

分 野	副 主 題	授業の区分	単位数
1 地域と文明分野	地域とくらし	コア授業	各2
	佐賀の文化	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2

- 備考 1 コア授業，個別授業及び総合型授業の授業科目は，別に定める。
- 2 九州地区国立大学間合宿共同授業で修得した授業科目の単位数は，本学における授業科目の履修により修得したものとみなし，履修規程別表（第3条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。
- 3 主題科目の中の実験・実習科目については，毎週180分（2コマ）15週の授業で2単位又は毎週90分（1コマ）15週の授業で1単位として開講する。

別表Ⅲ（第9条関係）

外国人留学生のための授業科目及び単位数表

授 業 科 目	単 位
日本事情Ⅰ	2
日本事情Ⅱ	2
日本事情Ⅲ	2

- 備考 1 上記の授業科目について修得した単位数は，履修規程別表（第3条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。
- 2 上記の3科目6単位を修得したときは，この細則第7条第5項により登録した主題分野について修得すべき8単位のうちの6単位に振り替えることができる。ただし，残余の2単位は，登録した主題分野から修得しなければならない。

文 化 教 育 学 部

佐賀大学文化教育学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学文化教育学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(課程及び選修)

第2条 本学部の課程に次の選修を置く。

課 程	選 修
学校教育課程	教育学選修
	教育心理学選修
	教科教育選修
	障害児教育選修
	数学選修
	理科選修
	音楽選修
国際文化課程	日本・アジア文化選修
	欧米文化選修
人間環境課程	生活・環境・技術選修
	健康福祉・スポーツ選修
美術・工芸課程	美術・工芸選修

(入学)

第3条 本学部に入学することのできる者は、学則第9条及び第14条に定めるところによる。

2 編入学、転入学及び再入学に関する事項は、別に定める。

(選修の決定)

第4条 学生が所属する選修の決定は、入学時に行うものとする。ただし、次の選修の決定については、入学後に行うものとする。

学校教育課程

教育学選修

教育心理学選修

国際文化課程

日本・アジア文化選修

欧米文化選修

人間環境課程

生活・環境・技術選修

健康福祉・スポーツ選修

(教育課程の編成)

第5条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。

3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

4 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

5 専門教育科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分する。

(履修方法)

第6条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学文化教育学部履修細則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学文化教育学部履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第8条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。
- 3 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第9条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

- 2 追試験及び再試験については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第10条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(編入学した者の履修科目等の認定)

第11条 編入学、転入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第12条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第5条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第13条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第14条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(研究生)

第15条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(外国人留学生)

第16条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(公開講座)

第17条 学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月15日改正)

この規則は、平成16年12月15日から施行する。

附 則(平成17年1月21日改正)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表(第6条第1項関係)

課 程	教養教育科目								小計	専門教育科目		小計	合計	
	大学 入門 科目	共通基礎教育科目						主題科目		専門 基礎 科目	専門 科目			
		外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		分野 別主 題科 目						共通 主題 科目
学校教育課程	2	4		2	2	2	1		20	33	6	89	95	
国際文化課程	2	4		2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	
人間環境課程	2	4		2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	
美術・工芸課程	2	4		2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	

佐賀大学文化教育学部履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 文化教育学部学生の教養教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則、佐賀大学教養教育科目履修規程及び佐賀大学文化教育学部規則に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

(共通基礎教育科目)

第2条 共通基礎教育科目における外国語科目は、英語を履修しなければならない。ただし、外国人留学生については、この限りでない。

2 共通基礎教育科目における情報処理科目は、情報基礎概論及び情報基礎演習Ⅰを履修しなければならない。

(主題科目)

第3条 学校教育課程の学生は、「現代社会の構造」の分野から現代の法と社会(日本国憲法)2単位を修得しなければならない。

(専門教育科目)

第4条 課程・選修別の専門教育科目の修得単位数は別表Ⅰのとおりとする。

2 学校教育課程の専門教育科目の履修は、別表Ⅱ及び別表ⅢA～別表ⅢGによる。

3 国際文化課程の専門教育科目の履修は、別表ⅣA又は別表ⅣBによる。

4 人間環境課程の専門教育科目の履修は、別表ⅤA又は別表ⅤBによる。

5 美術・工芸課程の専門教育科目の履修は、別表Ⅵによる。

6 教員免許状取得のための授業科目は別表Ⅶのとおりとする。

7 各年度における授業科目の履修年次及び配当学期は、別に定めるものとする。

8 転入学、編入学又は再入学した者の履修方法等については、別に定めるものとする。

9 外国人留学生は、別表Ⅷに定める科目を各課程・選修に定める自由選択科目の一部として履修することができる。

(卒業研究)

第5条 卒業研究に関する細目は、別に定めるものとする。

(教員免許状)

第6条 教員免許状の取得に関する授業科目の履修方法等については、別に定めるものとする。

(履修手続)

第7条 学生は、履修届を、前学期、後学期ともに所定の期間内に学務部教務課へ提出しなければならない。

2 履修届を提出しない場合は、当該学期に受講したすべての授業科目の単位は、認定されない。

3 履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

(追試験及び再試験)

第8条 やむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった授業科目で、担当教員の承認を得た後、所定の願書を提出した者については、追試験を行うことがある。

2 再試験は原則として行わない。ただし、不合格と判定された授業科目で、担当教員の承認を得た後、所定の願書を提出したのものについては、1回限り再試験を行うことがある。

3 追試験又は再試験の願書は、所定の期日までに提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日改正)

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表Ⅰ（第4条第1項関係）

課程・選修別の専門教育科目の修得単位数

課程・選修	専門基礎科目 (必修)	専 門 科 目								合 計	
		課程 共通 科目 (必修)	学校教育 科目 又は 教育科目 (必修)	専門 外国語 科目 (必修)	情報 処理 科目 (必修)	選修科目		自由 選択 科目 (選択)	卒業 研究 (必修)		
						(必修)	(選択)				
学校教育課程	教育学選修	6	6	51	2		8	8	10	4	95
	教育心理学選修	6	6	51	2		12	8	6	4	95
	障害児教育選修	6	6	51	2		8	10	8	4	95
	教科教育選修	6	6	51	2		6	10	10	4	95
	数学選修	6	6	51	2		12	10	4	4	95
	理科選修	6	6	51	2		16	8	2	4	95
	音楽選修	6	6	51	2		14	6	6	4	95
国際課程	日本・アジア文化選修	6	4		12		16	22	25	6	91
	欧米文化選修	6	4		12		12	26	25	6	91
人間環境課程	生活・環境・技術選修	6	4		2	4	12	39	18	6	91
	健康福祉・スポーツ選修	6	4		2	4	17	34	18	6	91
美術・工芸課程	6	4	4	2		24	25	20	6	91	

文化教育

別表Ⅱ（第4条第2項関係）

学校教育課程専門教育科目（各選修共通）

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専門基礎科目	現代教育論	2		
	教育心理学	2		
	国際文化論	2	} 2	
	生活文化論	2		
	実践英語	2		
	小 計	6		
課程共通科目	教職概説	2		
	教育臨床心理学	2		
	授業実践論	2		
	小 計	6		
専門科目	小学国語	1		
	小学書写	1		
	小学社会	2		
	数学概説	2		
	理科講義及び実験	2		
	生活科概説	2		
	小学音楽	1		
	小学ピアノ	1		
	小学図画	1		
	小学工作	1		
	小学体育Ⅰ	1		
	小学体育Ⅱ	1		
	小学家庭Ⅰ	1		
	小学家庭Ⅱ	1		
	教育原論	2		
	道德教育の研究	2		

専 門 科 目	学 校 教 育 科 目	特別活動の研究	2	} 1	事前・事後指導を含む。
		初等国語科教育法Ⅰ	1		
		初等国語科教育法Ⅱ	1		
		初等社会科教育法Ⅰ	1		
		初等社会科教育法Ⅱ	1		
		算数科教育法Ⅰ	1		
		算数科教育法Ⅱ	1		
		初等理科教育法Ⅰ	1		
		初等理科教育法Ⅱ	1		
		初等理科教育法Ⅲ	1		
		生活科教育法	2		
		初等音楽科教育法Ⅰ	1		
		初等音楽科教育法Ⅱ	1		
		図工科教育法Ⅰ	1		
		図工科教育法Ⅱ	1		
		体育科教育法Ⅰ	1		
		体育科教育法Ⅱ	1		
		初等家庭科教育法Ⅰ	1		
		初等家庭科教育法Ⅱ	1		
		カウンセリング	2		
		総合演習	2		
小学校教育実習	5				
教育実践総合研究		1			
小	計	51			

別表Ⅲ A (第4条第2項関係)

学校教育課程専門教育科目(教育学選修)

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目		6		
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
学校教育科目		51		
専 門 外 国 語 科 目	専門教育外国語Ⅰ	1		
	専門教育外国語Ⅱ	1		
	小 計	2		
専 門 選 修 科 目	教育社会学	2		選修選択科目として、8単位以上を修得しなければならない。
	人権教育論	2		
	教育相談	2		
	生徒指導論	2		
	教育学研究法		2	
	教育学講読演習		2	
	教育学課題研究		2	
	教育思想史		2	
	人権意識論		2	
	教育方法学概説		2	
	視聴覚教育		2	
	個別指導計画作成演習		2	
	教育制度論		2	
	学校・学級経営論		2	
	臨床教育学		2	
	社会教育概論Ⅰ		2	
社会教育概論Ⅱ		2		

	社会教育計画Ⅰ		2	
	社会教育計画Ⅱ		2	
	社会教育実習		2	
	高齢化と生涯教育		2	
	生涯教育演習		2	
	国際化と生涯教育		2	
	教育学特殊講義		2	
	小 計	8	8	
自由選択科目			10	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
卒業研究		4		
合 計			95	

別表Ⅲ B (第4条第2項関係)

学校教育課程専門教育科目(教育心理学選修)

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目		6		
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
学校教育科目		51		
専 門 外 国 語 科 目	専門教育外国語Ⅰ	1		
	専門教育外国語Ⅱ	1		
	小 計	2		
専 門 選 修 科 目	教育社会学	2		選修選択科目として、8単位以上を修得しなければならない。
	人権教育論	2		
	教育相談	2		
	生徒指導論	2		
	心理学実験Ⅰ	1		
	心理学実験Ⅱ	1		
	教育統計Ⅰ	2		
	基礎心理学ゼミナール		2	
	発達心理学ゼミナール		2	
	心の健康		2	
	教育統計Ⅱ		2	
	心理学研究法		2	
	乳幼児心理学		2	
	学習心理学		2	
	教育評価		2	
	発達神経心理学		2	
	教育測定法		2	
	学習心理学演習		2	
	臨床心理学演習		2	
	教育心理学演習		2	
教育心理学特殊講義		2		
	小 計	12	8	
自由選択科目			6	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。

	卒業研究	4		
	合計	95		

別表Ⅲ C (第4条第2項関係)

学校教育課程専門教育科目(障害児教育選修)

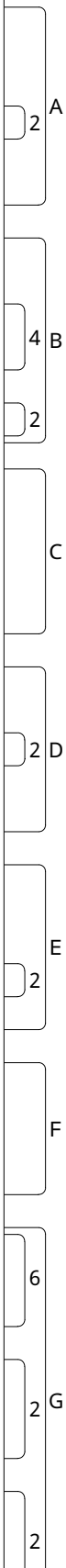
区分	授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目		6		
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
		51		
学校教育科目				
専門外国語科目	専門教育外国語Ⅰ	1		
	専門教育外国語Ⅱ	1		
	小計	2		
専門 目 科 目	障害児教育	2		選修選択科目として、10単位以上を修得しなければならない。
	障害児心理学	2		
	障害児教育社会学	2		
	精神遅滞児心理学	2		
	障害児病理学		2	
	障害児保健学		2	
	精神遅滞児教育		2	
	障害児学習指導法		2	
	心理療法		2	
	障害児教育実習		3	
	障害児教育史		2	
	障害児診断法		2	
	障害児教育演習		2	
	養護学校観察		1	
	人格測定法		2	
	障害児心理学演習		2	
	障害児心理学実験		1	
	小児医学		2	
	大脳生理学		2	
	心身医学		2	
視聴覚教育		2		
障害児教育特殊講義		2		
	小計	8	10	
自由選択科目			8	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究	4		
	合計	95		

別表Ⅲ D (第4条第2項関係)

学校教育課程専門教育科目(教科教育選修)

区分	授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目		6		
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
		51		
学校教育科目				
専門外国語科目	専門教育外国語Ⅰ	1		
	専門教育外国語Ⅱ	1		

		小計	2			
専 門 科 目	選 修 目	教科発達心理論	2	2	A	選修選択科目として、AからJまでのいずれか1つの分野から10単位を修得しなければならない。
		教科教育授業設計論	2			
		教科教育情報論	2			
		国語科教育学	2			
		国語教育学演習	2			
		国語科書写教育学	2			
		国語科教育課題研究Ⅰ	2			
		国語科教育課題研究Ⅱ	2			
		日本語表現論	2			
		日本文学史Ⅰ	2			
		社会科教育学	2			
		社会科教育学演習	2			
		社会科教育課題研究Ⅰ	4			
		社会科教育課題研究Ⅱ	4			
		社会科教育課題研究Ⅲ	4			
		日本史要説	2			
		人文地理学	2			
		数学教育学	2			
		数学教育学演習	2			
		代数学基礎Ⅰ	2			
		幾何学基礎Ⅰ	2			
		解析学基礎Ⅰ	2			
		確率論基礎	2			
		理科教育学	2			
		理科教育学演習	2			
		理科教育課題研究Ⅰ	2			
		理科教育課題研究Ⅱ	2			
		科学者と歴史	2			
		理科教育学実験	2			
		音楽教育学	2			
		音楽科教育課題研究Ⅰ	2			
		音楽科教育課題研究Ⅱ	2			
音楽教育学内容論Ⅰ	2					
音楽教育学内容論Ⅱ	2					
音楽教育実践論	2					
美術教育学	2					
美術教育学演習	2					
基礎デザイン	2					
素描Ⅰ	2					
世界の美術	2					
保健体育教育学	2					
保健体育教育学演習	2					
体育科教育課題研究Ⅰ	2					
体育科教育課題研究Ⅱ	2					
スポーツⅠ A1	1					
スポーツⅠ A2	1					
スポーツⅠ A3	1					
スポーツⅠ A4	1					
スポーツⅠ B1	1					
スポーツⅠ B2	1					
スポーツⅠ B3	1					



社会科教育課題研究Ⅲは日本近現代史演習Ⅰ及び同Ⅱで読み替える。

- A 1 体づくり運動
- A 2 体操競技
- A 3 水泳
- A 4 陸上競技
- B 1 バスケットボール
- B 2 サッカー
- B 3 バレーボール
- C 1 ダンス

専 門 科 目	選 修 科 目	スポーツⅠ C1		1	H 6 I J
		家庭科教育学		2	
		家庭科教育学演習		2	
		家庭科教育学課題研究A		2	
		家庭科教育学課題研究B		2	
		家庭科教育学課題研究C		1	
		家庭科教育学課題研究D		1	
		保育学Ⅰ		2	
		現代社会の家族		2	
		技術教育学		2	
		技術教育学演習		2	
		情報技術教育課題研究		2	
		生活環境電磁気学		2	
		ヒューマンエレクトロニクスⅠ		2	
		プログラミング演習Ⅱ		2	
英語教育学		2			
英語教育学演習		2			
英語科教育課題研究		2			
英語学概論Ⅰ		2			
英語音声学Ⅰ		2			
	小 計	6	10		
	自由選択科目		10	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。	
	卒業研究	4			
合 計			95		

別表Ⅲ E（第4条第2項関係）

学校教育課程専門教育科目（数学選修）

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考	
専 門 基 礎 科 目		6			
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6			
学校教育科目		51			
専 門 科 目	専 門 外 国 語 科 目	専門教育外国語Ⅰ	1		
		専門教育外国語Ⅱ	1		
		小 計	2		
	選 修 科 目	身のまわりの数学	2		選修選択科目として，10単位以上を修得しなければならない。
		コンピュータⅠ	2		
		代数学基礎Ⅰ	2		
		幾何学基礎Ⅰ	2		
		解析学基礎Ⅰ	2		
		確率論基礎	2		
		身近な現象のサイエンス		2	
コンピュータⅡ			2		
統計学基礎			2		
確率論			2		
統計学		2			
応用数学		2			
代数学基礎Ⅱ		2			
代数学Ⅰ		2			

専 門 科 目	選 修 科 目	代数学Ⅱ	2
		代数学Ⅲ	2
		代数学Ⅳ	2
		幾何学基礎Ⅱ	2
		幾何学Ⅰ	2
		幾何学Ⅱ	2
		幾何学Ⅲ	2
		幾何学Ⅳ	2
		解析学基礎Ⅱ	2
		解析学Ⅰ	2
		解析学Ⅱ	2
		解析学Ⅲ	2
		解析学Ⅳ	2
		コンピュータ研究基礎	2
		代数学研究基礎	2
		幾何学研究基礎	2
		解析学研究基礎	2
		統計学研究基礎	2
		コンピュータ領域研究Ⅰ	2
		コンピュータ領域研究Ⅱ	2
		代数学領域研究Ⅰ	2
		代数学領域研究Ⅱ	2
		幾何学領域研究Ⅰ	2
		幾何学領域研究Ⅱ	2
		解析学領域研究Ⅰ	2
		解析学領域研究Ⅱ	2
		統計学領域研究Ⅰ	2
		統計学領域研究Ⅱ	2
		情報社会と倫理	2
		コンピュータハードウェア	2
		コンピュータ演習Ⅰ	2
		コンピュータソフトウェア	2
		コンピュータ演習Ⅱ	2
		計測・制御実験	2
		情報システム論	2
		情報システム演習Ⅰ	2
		情報システム演習Ⅱ	2
		統計情報システム	2
		情報ネットワーク論Ⅰ	2
		情報ネットワーク演習Ⅰ	2
情報ネットワーク論Ⅱ	2		
情報ネットワーク演習Ⅱ	2		
情報メディア論	2		
マルチメディアを用いた図形処理	2		
計算機シュミレーション	2		
画像解析	2		
デジタル画像論	2		
情報と職業	2		
小	計	12	10

自由選択科目		4	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
卒業研究	4		
合計		95	

別表Ⅲ F（第4条第2項関係）

学校教育課程専門教育科目（理科選修）

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目		6		
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
学校教育科目		51		
専 門 外 国 語 科 目	専門教育外国語Ⅰ	1		
	専門教育外国語Ⅱ	1		
	小 計	2		
専 門 科 目	身近な現象のサイエンス	2		
	物理学通論Ⅲ	1		
	物理学通論Ⅳ	1		
	化学通論Ⅰ	1		
	化学通論Ⅱ	1		
	生物学通論Ⅰ	1		
	生物学通論Ⅱ	1		
	地学通論Ⅰ	1		
	地学通論Ⅱ	1		
	物理学基礎実験Ⅰ	1	} 6	いずれか6単位選択必修。超過単位は選修選択科目単位とすることができる。
	物理学基礎実験Ⅱ	1		
	化学基礎実験Ⅰ	1		
	化学基礎実験Ⅱ	1		
	生物学基礎実験Ⅰ	1		
	生物学基礎実験Ⅱ	1		
	地学基礎実験Ⅰ	1		
	地学基礎実験Ⅱ	1		
	理科コンピュータ演習		2	
	身のまわりの数学		2	
	物理学通論Ⅰ		1	
物理学通論Ⅱ		1		
力学		2		
電磁気学		2		
原子物理		2		
放射線科学		2		
固体物理		2		
電子物性		2		
化学通論Ⅲ		1		
化学通論Ⅳ		1		
無機化学		2		
物質環境科学		2		
物理化学		2		
有機化学		2		
分析化学		2		
生物学通論Ⅲ		1		

専 門 科 目	選 修 科 目	生物学通論Ⅳ		1	
		生命科学		2	
		植物分類学		2	
		植物分類学演習		2	
		動物生理学		2	
		分子生物学		2	
		動物生態学		2	
		フィールド生物学		2	
		地学通論Ⅲ		1	
		地学通論Ⅳ		1	
		地球環境科学		2	
		進化古生物学		2	
		岩石鉱物学		2	
天文学		2			
地学巡検		2			
小 計		16	8		
自由選択科目			2	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。	
卒 業 研 究		4			
合 計			95		

別表Ⅲ G (第4条第2項関係)

学校教育課程専門教育科目(音楽選修)

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目		6		
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
学校教育科目		51		
専 門 外 国 語 科 目	専門教育外国語Ⅰ	1		
	専門教育外国語Ⅱ	1		
小 計		2		
専 門 科 目	ソルフェージュⅠ	1		
	ソルフェージュⅡ	1		
	ソルフェージュⅢ	1		
	ソルフェージュⅣ	1		
	ピアノⅠ	1		
	合唱	1		
	音楽理論演習Ⅰ	1		
	指揮法Ⅰ	1		
	合奏	1		
	音楽史Ⅱ	2		
	音楽基礎理論Ⅰ	2		
	音楽基礎理論Ⅱ	1		
	音楽教育学		2	
	音楽科教育課題研究Ⅱ		2	
	音楽教育学内容論Ⅰ		2	
	音楽教育学内容論Ⅱ		2	
	音楽教育実践論		2	
声楽Ⅰ		1		
声楽Ⅱ		1		

専 門 科 目	選 修 科 目	声乐Ⅲ		1	選修選択科目として、6単位以上を修得しなければならない。
		声乐Ⅳ		1	
		声乐Ⅴ		1	
		声乐Ⅵ		1	
		声乐Ⅶ		1	
		声乐課題研究		1	
		ピアノⅡ		1	
		ピアノⅢ		1	
		ピアノⅣ		1	
		ピアノⅤ		1	
	ピアノⅥ		1		
	ピアノⅦ		1		
	ピアノ課題研究		1		
	器楽Ⅰ		1		
	器楽Ⅱ		1		
	指揮法Ⅱ		1		
	音楽実践課題研究		1		
	音楽史Ⅰ		2		
	音楽学課題研究		1		
	伴奏法Ⅰ		1		
伴奏法Ⅱ		1			
音楽理論演習Ⅱ		1			
音楽理論演習Ⅲ		1			
音楽理論演習Ⅳ		1			
編曲法		1			
作曲法		1			
作曲課題研究		1			
日本・民族音楽概説		2			
日本伝統音楽実習Ⅰ		1			
日本伝統音楽実習Ⅱ		1			
	小 計	14	6		
	自由選択科目		6	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。	
	卒業研究	4			
	合 計		95		

別表Ⅳ A (第4条第3項関係)

国際文化課程専門教育科目(日本・アジア文化選修)

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目	国際文化論	2		
	現代教育論	2		
	教育心理学	2		
	生活文化論	2		
	実践英語	2		
	小 計	6		
専 門 科 目	日本・アジアの社会と文化	2		
	欧米の社会と文化	2		
	小 計	4		
	英語 1	1		

専 門 外 国 語 科 目	英語 2	1	1) ドイツ語, フランス語, 中国語, 朝鮮語の中から1つを選んで10単位を, さらに英語1・英語2・英語3・英語4・専門教育外国語Ⅰ・専門教育外国語Ⅱから2単位, 計12単位を修得する。 2) ドイツ語, フランス語, 中国語, 朝鮮語の中から1つを選んで8単位を, さらに英語1・英語2・英語3・英語4・専門教育外国語Ⅰ・専門教育外国語Ⅱから4単位, 計12単位を修得する。
	英語 3	1	
英語 4	1		
ドイツ語 1	1		
ドイツ語 2	1		
ドイツ語 3	1		
ドイツ語 4	1		
ドイツ語 5	1		
ドイツ語 6	1		
ドイツ語 7	1		
ドイツ語 8	1		
ドイツ語 9	1		
ドイツ語 10	1		
フランス語 1	1		
フランス語 2	1		
フランス語 3	1		
フランス語 4	1		
フランス語 5	1		
フランス語 6	1		
フランス語 7	1		
フランス語 8	1		
フランス語 9	1		
フランス語 10	1		
中国語 1	1		
中国語 2	1		
中国語 3	1		
中国語 4	1		
中国語 5	1		
中国語 6	1		
中国語 7	1		
中国語 8	1		
中国語 9	1		
中国語 10	1		
朝鮮語 1	1		
朝鮮語 2	1		
朝鮮語 3	1		
朝鮮語 4	1		
朝鮮語 5	1		
朝鮮語 6	1		
朝鮮語 7	1		
朝鮮語 8	1		
朝鮮語 9	1		
朝鮮語 10	1		
専門教育外国語Ⅰ	1		
専門教育外国語Ⅱ	1		
	小 計	12	
選 修 科 目	A群		A群 から12単位選択必修。
	中国の文学と民俗文化	2	
	日本古典比較文学論	2	
	東アジア国際関係史	2	
	国際経済論	2	
	言語学要論	2	

		韓国・朝鮮社会文化史論	2		
		東南アジアの国家と社会	2		
		朝鮮の社会と文化	2		
		日本の言語と文化	2		
		日中比較思想論	2		
		日本社会経済史	2		
		近代文学における中国と日本	2		
		B群			
		日本前近代史演習Ⅰ	2		B群 から4単位選択必修
		日本前近代史演習Ⅱ	2		
		日本近現代史演習Ⅰ	2		
		日本近現代史演習Ⅱ	2		
		日本古典文学演習Ⅰ	2		
		日本古典文学演習Ⅱ	2		
		日本古典文学演習Ⅲ	2		
		日本古典文学演習Ⅳ	2		
		日本近代文学演習Ⅰ	2		
		日本近代文学演習Ⅱ	2		
		日本語史演習Ⅰ	2		
		日本語史演習Ⅱ	2		
		日本語学演習	2		
		日本語学演習Ⅱ	2		
		中国思想史演習Ⅰ	2		
		中国思想史演習Ⅱ	2		
		中国文学演習Ⅰ	2		
		中国文学演習Ⅱ	2		
		中国語学演習Ⅰ	2		
		中国語学演習Ⅱ	2		
		東洋史演習Ⅰ	2		
		東洋史演習Ⅱ	2		
		国際政治学演習Ⅰ	2		
		国際政治学演習Ⅱ	2		
		韓国・朝鮮学演習Ⅰ	2		
		韓国・朝鮮学演習Ⅱ	2		
		東南アジア学演習Ⅰ	2		
		東南アジア学演習Ⅱ	2		
		国際経済論演習Ⅰ	2		
		国際経済論演習Ⅱ	2		
		セム語学演習Ⅰ	2		
		セム語学演習Ⅱ	2		
		アジア経済論			2
		日本史上の市(いち)と都市			
		近代日本の社会と国家			2
		日本史要説			
		日本近現代史			2
		日本文学史Ⅰ			
		日本文学史Ⅱ			2
		日本古典文学論			
		日本近代文学論			2
		日本文学環境論			
		地域文化と日本文学			2
		現代日本語論			

専 門 科 目	選 修 科 目	日本語要説	2	
		日本語史	2	
		日本語表現論	2	
		日本語文法論	2	
		日本語音声学	2	
		西アジアの言語	2	
		西アジアの文化	2	
		中国思想史Ⅰ	2	
		中国思想史Ⅱ	2	
		中国文学史論	2	
		中国語読解研究	2	
		日中交渉史	2	
		東洋史要説	2	
		東南アジア国際関係論	2	
		朝鮮政治文化論	2	
		朝鮮現代政治史	2	
		朝鮮史	2	
		日朝関係史	2	
		政治学	2	
		国際政治学要論	2	
		西洋史要説	2	
		法学要論	2	
		社会学要論	2	
		経済学要論	2	
		哲学要論Ⅰ	2	
哲学要論Ⅱ	2			
人文地理学	2			
自然地理学	2			
世界地誌	2			
日本語教育概論	2			
日本語教授法Ⅰ	2			
日本語教授法Ⅱ	2			
日本語教育実習	4			
海外実習	2			
	小 計	16	22	
	自由選択科目		25	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究	6		
	合 計	91		

別表ⅣB（第4条第3項関係）

国際文化課程専門教育科目（欧米文化選修）

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目	国際文化論	2		
	現代教育論	2		
	教育心理学	2		
	生活文化論	2		
	実践英語	2		
	小 計	6		

	課程共通科目	日本・アジアの社会と文化	2		
		欧米の社会と文化	2		
		小 計	4		
専 門 外 国 語 科 目	専 門 外 国 語 科 目	英語 1	1		履修方法は、次のいずれかによる。 1) ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語の中から1つを選んで10単位を、さらに英語1・英語2・英語3・英語4・専門教育外国語Ⅰ・専門教育外国語Ⅱから2単位、計12単位を修得する。 2) ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語の中から1つを選んで8単位を、さらに英語1・英語2・英語3・英語4・専門教育外国語Ⅰ・専門教育外国語Ⅱから4単位、計12単位を修得する。 外国人留学生の専門外国語科目の履修方法については、別に定める。
		英語 2	1		
		英語 3	1		
		英語 4	1		
		ドイツ語 1	1		
		ドイツ語 2	1		
		ドイツ語 3	1		
		ドイツ語 4	1		
		ドイツ語 5	1		
		ドイツ語 6	1		
		ドイツ語 7	1		
		ドイツ語 8	1		
		ドイツ語 9	1		
		ドイツ語 10	1		
		フランス語 1	1		
		フランス語 2	1		
		フランス語 3	1		
		フランス語 4	1		
		フランス語 5	1		
		フランス語 6	1		
		フランス語 7	1		
		フランス語 8	1		
		フランス語 9	1		
		フランス語 10	1		
		中国語 1	1		
		中国語 2	1		
		中国語 3	1		
		中国語 4	1		
		中国語 5	1		
		中国語 6	1		
		中国語 7	1		
		中国語 8	1		
		中国語 9	1		
中国語 10	1				
朝鮮語 1	1				
朝鮮語 2	1				
朝鮮語 3	1				
朝鮮語 4	1				
朝鮮語 5	1				
朝鮮語 6	1				
朝鮮語 7	1				
朝鮮語 8	1				
朝鮮語 9	1				
朝鮮語 10	1				
専門教育外国語Ⅰ	1				
専門教育外国語Ⅱ	1				
		小 計	12		
		ヨーロッパ文化論	2		
		スピーチ・コミュニケーション論	2		

専	選	近代欧米文学論Ⅰ	2	} 12		
		国際連合論	2			
		現代欧米の法と政治Ⅰ	2			
		欧米社会経済思想史Ⅰ	2			
		現代ヨーロッパ社会論	2			
		芸術文化論	2			
		近代西洋思想	2			
		哲学要論Ⅰ	2			
		イギリス政治史	2			
		国際文化学概論	2			
門	修	(欧米の歴史・社会・思想)			} 26	
		欧米社会経済思想史Ⅱ	2	} 26		} 26
		近代ヨーロッパの国家と社会	2			
		中世ヨーロッパの国家と社会	2			
		近代ヨーロッパ社会史	2			
		西洋史要説	2			
		国際社会の法と秩序Ⅰ	2			
		国際社会の法と秩序Ⅱ	2			
		法学要論	2			
		現代欧米の法と政治Ⅱ	2			
科	科	経済学要論	2			
		市民社会と倫理	2			
		倫理学要論	2			
		哲学要論Ⅱ	2			
		哲学要論Ⅲ	2			
		プラトン哲学Ⅰ	2			
		プラトン哲学Ⅱ	2			
		美学思想史	2			
		現代美学論	2			
		西洋中世史演習Ⅰ	2			
目	目	西洋中世史演習Ⅱ	2		} 26	
		西洋近代史演習Ⅰ	2			
		西洋近代史演習Ⅱ	2			
		法学演習Ⅰ	2			
		法学演習Ⅱ	2			
		現代欧米の法と政治演習Ⅰ	2			
		現代欧米の法と政治演習Ⅱ	2			
		欧米社会経済思想史演習Ⅰ	2			
		欧米社会経済思想史演習Ⅱ	2			
		倫理学演習Ⅰ	2			
倫理学演習Ⅱ	2					
西洋古代史哲学演習Ⅰ	2					
西洋古代史哲学演習Ⅱ	2					
美学演習Ⅰ	2					
美学演習Ⅱ	2					
美学外書講読Ⅰ	2					
美学外書講読Ⅱ	2					
(欧米の文学)						
近代欧米文学論Ⅱ	2					
イギリス文学Ⅰ	2					
イギリス文学Ⅱ	2					
イギリス文学Ⅲ	2					

選修選択科目として、26単位以上を修得しなければならない。

文化教育

		アメリカ文学Ⅰ	2
		アメリカ文学Ⅱ	2
		英米文学講読Ⅰ	1
		英米文学講読Ⅱ	1
		英米文学講読Ⅲ	1
		英米文学講読Ⅳ	1
		英文学史Ⅰ	2
		英文学史Ⅱ	2
		中世英文学	2
		英米文学理論演習	2
		英文学演習Ⅰ	1
		英文学演習Ⅱ	1
		英文学演習Ⅲ	1
		英文学演習Ⅳ	1
		英文学演習Ⅴ	1
		ドイツ文学史	2
		ドイツ文学	2
		フランス文学史	2
		フランス文学Ⅰ	2
		フランス文学Ⅱ	2
		フランス文学理論演習 (欧米の言語・文化)	2
		英語史Ⅰ	2
		英語史Ⅱ	2
		古英語初歩	2
		英語学概論Ⅰ	2
		英語学概論Ⅱ	2
		英語音声学Ⅰ	2
		英語音声学Ⅱ	2
		異文化間コミュニケーション論	2
		対照言語学	2
		英語音声学演習Ⅰ	1
		英語音声学演習Ⅱ	1
		英語音声学演習Ⅲ	1
		日英比較音韻論	2
		英文法演習Ⅰ	1
		英文法演習Ⅱ	1
		英文法演習Ⅲ	1
		英語学演習Ⅰ	1
		英語学演習Ⅱ	1
		英語学演習Ⅲ	1
		日英異文化コミュニケーションⅠ	2
		日英異文化コミュニケーションⅡ	2
		英語オーラルコミュニケーションⅠ	1
		英語オーラルコミュニケーションⅡ	1
		英語オーラルコミュニケーションⅢ	1
		英語パブリックスピーキングⅠ	1
		英語パブリックスピーキングⅡ	1
		英語論文構成Ⅰ	1
		英語論文構成Ⅱ	1
		英作文演習Ⅰ	1
		英作文演習Ⅱ	1
専	選		
門	修		
科	科		
目	目		

		資格英語Ⅰ	1
		資格英語Ⅱ	1
		ドイツ語表現論	2
		ドイツ語文法論	2
		比較文化論演習	2
		欧米文化論	2
		異文化理解Ⅰ	2
		異文化理解Ⅱ	2
		異文化理解Ⅲ	1
		ジェンダー学	2
		英米文化事情Ⅰ	1
		英米文化事情Ⅱ	1
		現代イギリス事情	2
		アメリカ文化論	2
		現代ドイツ事情Ⅰ	2
		現代ドイツ事情Ⅱ	2
		日独異文化間コミュニケーション論	2
		ドイツ文化論Ⅰ	2
		ドイツ文化論Ⅱ	2
		現代フランス事情	2
		フランス文化論	2
		ジャーナリズム論	2
		欧米文化論演習Ⅰ	1
		欧米文化論演習Ⅱ	1
		欧米文化論演習Ⅲ	1
		欧米文化論演習Ⅳ	1
		(その他)	
		社会学要論	2
		環境と人間の組織社会学	2
		社会調査実習	2
		都市システム論	2
		日本の地理と風土	2
		人文地理学	2
		自然地理学	2
		世界地誌	2
		集落実地調査	2
		地理学フィールドワーク実習	2
		アジア経済論	2
		国際経済論	2
		日本市場の市(いち)と都市	2
		近代日本の社会と国家	2
		日本史要説	2
		日本社会経済史	2
		文献資料・遺構に見る交流の考古学	2
		古墳文化研究演習	2
		日本前近代史演習Ⅰ	2
		日本前近代史演習Ⅱ	2
		日本近現代史	2
		日本近現代史演習Ⅰ	2
		日本近現代史演習Ⅱ	2
		東南アジアの国家と社会	2
		東南アジア学演習Ⅰ	2
専	選		
門	修		
科	科		
目	目		

専 門 科 目	選 修 科 目	東南アジア学演習Ⅱ		2	
		日中交渉史		2	
		東洋史要説		2	
		東アジア国際関係史		2	
		朝鮮史		2	
		東洋史演習Ⅰ		2	
		東洋史演習Ⅱ		2	
		東南アジア国際関係論		2	
		政治学		2	
		国際政治学要論		2	
		朝鮮政治文化論		2	
		朝鮮現代政治史		2	
		日本語教育概論		2	
		日本語教授法Ⅰ		2	
日本語教授法Ⅱ		2			
日本語教育実習		4			
	小計	12	26		
	自由選択科目		25	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。	
	卒業研究	6			
	合計		91		

別表ⅤA（第4条第4項関係）

人間環境課程専門教育科目（生活・環境・技術選修）

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考	
専 門 基 礎 科 目	現代教育論	2			
	教育心理学	2			
	国際文化論	2			
	生活文化論	2			
	実践英語	2			
	小計	6			
専 門 科 目	課程共通科目	生活経営論	2		
		自然環境論	2		
		健康福祉論	2		
	小計	4			
	専門外国語科目	専門教育外国語Ⅰ	1	1	選修必修科目として、A群を選択する者は「専門教育外国語ⅡA」を、B群を選択する者は「専門教育外国語ⅡB」を修得しなければならない。
		専門教育外国語ⅡA	1		
		専門教育外国語ⅡB	1		
	小計	2			
	情報処理科目	情報処理演習Ⅰ	2	2	選修必修科目として、A群を選択する者は「情報処理演習ⅡA」を、B群を選択する者は「情報処理演習ⅡB」を修得しなければならない。
		情報処理演習ⅡA	2		
情報処理演習ⅡB		2			
小計		4			
目	(A群必修科目)			選修必修科目としてA群又はB群（選修必修6単位を含む）から12単位を修得しなければならない。	
	生活環境概説	2			
	生活経済学	2			
	生活環境化学	2			
	日本の地理と風土	2			
	被服衛生学	2			

専 門 科 目	選	食文化論	2	A群必修科目及びB群必修科目 の内で12単位を超えて修得した単 位は選修選択科目の単位数に含め ることができる。	
		(B群必修科目)			
		環境・技術セミナー	2		
		環境問題と対策	2		
		環境情報処理論	2		
		水と空気の運動学	2		
		物質環境科学	2		
		生物科学	2		
		地球環境科学	2		
		ヒューマンエレクトロニクスⅠ	2		
	エネルギー環境論	2			
	修 科 目	(A群関連科目)			選択科目については、A群・B 群に関わらずすべての関連科目か ら履修できる。
		人文地理学	2		
		西ヨーロッパの地理と風土	2		
		世界地誌	2		
		都市システム論	2		
		地理情報システム演習Ⅰ	2		
		地理情報システム演習Ⅱ	2		
		自然地理学	2		
		集落実地調査	2		
		地理学フィールドワーク実習	2		
		人文地理学演習	2		
		地誌学演習	2		
		文献資料・道構に見る交流の考古学	2		
		北部九州地域論	2		
		古墳文化研究演習	2		
		社会学要論	2		
		環境と人間の組織社会学	2		
		環境社会学	2		
		社会調査実習	2		
生活と法律		2			
現代社会の家族	2				
老年家族学	2				
保育学Ⅰ	2				
保育学Ⅱ	2				
フェミニズム論	2				
衣生活科学概論	2				
衣生活材料学	2				
衣生活環境学	2				
衣生活科学実験	2				
被服学	2				
被服衛生学演習	2				
被服新素材論	2				
被服新素材演習	2				
服飾文化論	2				
服飾文化演習	2				
服飾制作基礎実習	2				
服飾制作実習	2				
食物学	2				
食品学	2				
栄養学	2				
食品・栄養学実験	2				

		食環境論	2
		調理文化論	2
		食生活実習	2
		フードコーディネイト実習	2
		調理学実験	2
		生活材料化学	2
		住宅デザイン論	2
		生活環境機器	2
		就業体験実習	2
		(B群関連科目)	
		環境法要論Ⅰ	2
		環境法要論Ⅱ	2
		環境法演習	2
		環境行政	2
		環境行政調査実習	2
		環境熱学	2
		原子物理	2
		放射線科学	2
		無機環境化学	2
		物理化学	2
		環境物理化学	2
		有機環境化学	2
		植物分類学	2
		動物生理学	2
		生命科学	2
		生物群集の数理科学	2
		古環境学	2
		古環境学実験	2
		進化古生物学	2
		気象環境科学	2
		科学者と歴史	2
		物理学基礎実験Ⅰ	1
		物理学基礎実験Ⅱ	1
		環境化学実験Ⅰ	1
		環境化学実験Ⅱ	1
		生物学実験Ⅰ	1
		生物学実験Ⅱ	1
		地学実験Ⅰ	1
		地学実験Ⅱ	1
		地球科学実験	2
		地学巡検	2
		環境科学特別講義	2
		水環境論	2
		環境システム制御	2
		情報システム演習Ⅱ	2
		生活機器製図概論	2
		生活環境デザイン	2
		福祉メカトロニクスⅠ	2
		福祉メカトロニクスⅡ	2
		福祉メカトロニクス実験	2
		生活環境電磁気学	2
		住環境材料工学	2

専 門 科 目	選	環境電気機器概論		2		
		環境電気機器実験		2		
		ヒューマンエレクトロニクスⅡ		2		
		ヒューマンエレクトロニクス実験		2		
		プログラミング演習Ⅰ		2		
		プログラミング演習Ⅱ		2		
		就業体験実習		2		
	修 科 目	(社会福祉関連科目)				
		社会福祉原論		4		
		社会保障論		4		
		老人福祉論		4		
		地域福祉論		2		
		公的扶助論		2		
		介護概論		2		
		障害者福祉論		4		
		児童福祉論		4		
		社会福祉援助技術論		8		
社会福祉援助技術演習		8				
社会福祉援助技術現場実習		4				
社会福祉援助技術現場実習指導		2				
医学一般		4				
小 計		12	39			
自由選択科目			18	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。		
卒業研究		6				
合 計			91			

別表V B (第4条第4項関係)

人間環境課程専門教育科目(健康福祉・スポーツ選修)

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目	現代教育論	2		
	教育心理学	2		
	国際文化論	2		
	生活文化論	2		
	実践英語	2		
	小 計	6		
専 門 科 目	課程共通科目	生活経営論	2	
		自然環境論	2	
		健康福祉論	2	
	小 計	4		
	専門外国語科目	専門教育外国語Ⅰ	1	
		専門教育外国語Ⅱ	1	
	小 計	2		
	情報処理科目	情報処理演習Ⅰ	2	
		情報処理演習ⅡC	2	
		小 計	4	
	健康教育概論	2		
	地域福祉論	2		
	運動生理学	2		

専 門	選 修	体育原理	2	} 4	選修必修科目の理論は8科目から4単位取得，実技はA～Eの3グループ以上から5単位以上取得しなければならない。 A 1 体づくり運動 A 2 体操競技 A 3 水泳 A 4 陸上競技 B 1 バスケットボール B 2 サッカー B 3 バレーボール B 4 ラクビー C 1 ダンス C 2 テニス C 3 柔道 C 4 剣道 D 1 スキー D 2 スケート D 3 ゴルフ D 4 野外活動 II A 3 海洋スポーツ E
		レクリエーション概論	2		
		運動学	2		
		トレーニング科学	2		
		スポーツ経営学	2		
		精神保健	2		
		社会福祉原論	4		
		介護概論	2		
		福祉教育論	2		
		スポーツⅠA 1	1		
		スポーツⅠA 2	1		
		スポーツⅠA 3	1		
		スポーツⅠA 4	1		
		スポーツⅠB 1	1		
		スポーツⅠB 2	1		
		スポーツⅠB 3	1		
		スポーツⅠB 4	1		
		スポーツⅠC 1	1		
		スポーツⅠC 2	1		
		スポーツⅠC 3	1		
スポーツⅠC 4	1				
スポーツⅠD 1	1				
スポーツⅠD 2	1				
スポーツⅠD 3	1				
スポーツⅠD 4	1				
スポーツⅡA 3	1				
レクリエーション実習	2				
フィットネス	1				
科	科	スポーツⅡA 1	1		
		スポーツⅡA 2	1		
		スポーツⅡA 4	1		
		スポーツⅡB 2	1		
		スポーツⅡB 3	1		
		スポーツⅡC 1	1		
		スポーツⅡC 3	1		
		スポーツA 1 演習	2		
		スポーツA 2 演習	2		
		スポーツA 3 演習	2		
		スポーツA 4 演習	2		
		スポーツB 2 演習	2		
		スポーツB 3 演習	2		
		スポーツC 1 演習	2		
		スポーツC 3 演習	2		
		スポーツD 4 演習	2		
		スポーツ測定評価	2		
		スポーツ行政	2		
		栄養学	2		
		スポーツ工学	2		
スポーツ文化論	2				
解剖・生理学	2				
衛生・公衆衛生学	2				
学校保健	2				

専 門 科 目	選 修 科 目	健康教育各論（性教育）		2	
		安全教育		2	
		生涯スポーツ論		2	
		スポーツ社会学		2	
		バイオメカニクス		2	
		トレーニング理論・実習		2	
		コーチング理論・実習		2	
		スポーツ心理学		2	
		スポーツ医学		2	
		救急処置		2	
		運動処方		2	
		野外活動概論		2	
		健康福祉計画		2	
		社会学要論		2	
		社会保障論		4	
		老人福祉論		4	
		公的扶助論		2	
		障害者福祉論		4	
		児童福祉論		4	
		社会福祉援助技術論		8	
社会福祉援助技術演習		8			
社会福祉援助技術現場実習		4			
社会福祉援助技術現場実習指導		2			
医学一般		4			
健康福祉スポーツボランティア活動		2			
健康福祉スポーツ総合セミナー		2			
就業体験実習		2			
小 計		17	34		
自由選択科目			18	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。	
卒 業 研 究		6			
合 計			91		

別表Ⅵ（第4条第5項関係）
美術・工芸課程専門教育科目

区 分	事 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目	現代教育論	2	}	
	教育心理学	2		
	国際文化論	2		
	生活文化論	2		
	実践英語	2		
	小 計	6		
専 門 科 目	世界の美術	2	}	
	工芸理論	2		
	デザイン理論	2		
	小 計	4		
教 育 科 目	教育方法学概説	2	}	
	社会教育概論Ⅰ	2		
	人権教育論	2		

		心の健康	2		
		小計	4		
	専門外国語科目	専門教育外国語Ⅰ	1		
		専門教育外国語Ⅱ	1		
		小計	2		
専 門 科 目	選	日本画	2		選修選択科目として、25単位以上を取得しなければならない。
		西洋画	2		
	素描Ⅰ	2			
	素描Ⅱ	2			
	彫刻	2			
	デザイン	2			
	図法Ⅰ	2			
	窯芸	2			
	木工工芸	2			
	染織工芸	2			
	中等美術科教育法Ⅰ	2			
	工芸科教育法Ⅰ	2			
	修	金工工芸		2	
		応用美術理論		2	
	科	総合美術理論		2	
		基礎美術理論演習		2	
	目	応用美術理論演習		2	
		総合美術理論演習		2	
	目	基礎日本画		2	
		応用日本画		2	
	目	総合日本画		2	
		日本画概論		2	
	目	基礎西洋画		2	
		応用西洋画		2	
	目	総合西洋画		2	
		素描Ⅲ		2	
	目	基礎彫刻		2	
		応用彫刻		2	
	目	総合彫刻		2	
		彫刻概論		2	
	目	基礎デザイン		2	
		応用デザイン		2	
	目	総合デザイン		2	
		基礎窯芸		2	
	目	応用窯芸		2	
		総合窯芸		2	
目	窯芸概論		2		
	基礎木工工芸		2		
目	応用木工工芸		2		
	応用木工工芸実習		2		
目	総合木工工芸		2		
	木工工芸概論		2		
目	木工工芸総論		2		
	基礎染織工芸		2		
目	応用染織工芸Ⅰ		2		
	応用染織工芸Ⅱ		2		
目	総合染織工芸		2		

専 門 科 目	選 修 科 目	染織工芸概論		2	
		基礎金工工芸		2	
		応用金工工芸Ⅰ		2	
		応用金工工芸Ⅱ		2	
		総合金工工芸		2	
		金工工芸概論		2	
		美術理論特別講義		2	
		西洋画特別実習		2	
		日本画特別実習		2	
		彫刻特別実習		2	
		デザイン特別実習		2	
		グラフィックス		2	
		製図		2	
		図法Ⅱ		2	
		窯芸特別実習		2	
		木工工芸特別実習		2	
		陶磁特別演習Ⅰ		2	
		陶磁特別演習Ⅱ		2	
		染織工芸特別実習		2	
		金工工芸特別実習		2	
		博物館学Ⅰ		2	
		博物館学Ⅱ		2	
		博物館学Ⅲ		2	
		博物館実習		3	
		小 計		24	25
自由選択科目			20	本表の他に、本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。	
卒 業 研 究		6			
合 計			91		

別表Ⅶ（第4条第6項関係）

教員免許状取得のための科目

授 業 科 目	自由選択科目	備 考
幼児教育課程論	2	
保育内容の研究（健康）	2	
保育内容の研究（人間関係）	2	
保育内容の研究（環境Ⅰ）	2	
保育内容の研究（環境Ⅱ）	2	
保育内容の研究（言葉）	2	
保育内容の研究（表現Ⅰ）	2	
保育内容の研究（表現Ⅱ）	2	
幼稚園教育実習	2	
教育基礎論	2	
発達と教育の心理学	2	
教育課程論	2	
中等国語科教育法Ⅰ	2	
中等国語科教育法Ⅱ	2	
中等国語科教育法Ⅲ	2	
中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2	

中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）	2	
中等社会科教育法Ⅲ（社会・公民）	2	
中等社会科教育法Ⅳ（社会・公民）	2	
数学科教育法Ⅰ	2	
数学科教育法Ⅱ	2	
数学科教育法Ⅲ	2	
中等理科教育法Ⅰ	1	
中等理科教育法Ⅱ	1	
中等理科教育法Ⅲ	1	
中等理科教育法Ⅳ	1	
中等理科教育法Ⅴ	1	
中等理科教育法Ⅵ	1	
中等音楽科教育法Ⅰ	2	
中等音楽科教育法Ⅱ	2	
中等美術科教育法Ⅱ	2	
中等美術科教育法Ⅲ	2	
保健体育科教育法Ⅰ	2	
保健体育科教育法Ⅱ	2	
保健体育科教育法Ⅲ	2	
中等家庭科教育法Ⅰ	2	
中等家庭科教育法Ⅱ	2	
中等家庭科教育法Ⅲ	2	
技術科教育法Ⅰ	2	
技術科教育法Ⅱ	2	
英語科教育法Ⅰ	2	
英語科教育法Ⅱ	2	
英語科教育法Ⅲ	2	
書道科教育法	2	
工芸科教育法Ⅱ	2	
工業科教育法Ⅰ	2	
工業科教育法Ⅱ	2	
情報科教育法Ⅰ	2	
情報科教育法Ⅱ	2	
中学校教育実習	2	
高等学校教育実習	2	
職業指導	2	
書写Ⅰ	1	
書写Ⅱ	1	
楷書法	2	
行草法	2	
仮名法	2	
篆隸法	2	
書道史	2	
書論	2	
回路理論	2	
電気基礎実習	2	
電気数学	2	
流体工学	2	
機械工学実習	2	
工業力学	2	
金属加工学	2	
栽培学	2	
		(実習を含む。)

心理学	2	(社会福祉士の受験資格取得のための科目)
-----	---	----------------------

別表Ⅷ（第4条第9項関係）

外国人留学生特別科目

授 業 科 目	単 位
日本の文化と教育	2

文化教育

文化教育学部卒業研究に関する細目

平成16年4月1日制定

- 1 卒業研究は、論文のほか、制作、演奏などを含む。
- 2 卒業研究の履修は、3年次前学期終了までに、卒業に必要な単位のうち74単位以上を修得している者に対して認められる。
- 3 卒業研究の指導教員は、学生の所属する選修に関係する研究分野の本学部及び高等教育開発センターの専任教員の中から1人選んで定めるものとする。
- 4 学生は、指導教員と相談の上、卒業研究の題目を定め、3年次の1月20日までに、選修の教員代表に履修の届け出をしなければならない。
選修の教員代表は、学生からの届け出に基づき「卒業研究履修者名簿」を1月末までに文系教務係へ提出するものとする。
ただし、届出の期日に休学中の者は復学決定後、選修の教員代表に速やかに届出をするものとする。
- 5 論文の提出期限は、卒業予定年度の1月末日とし、制作の提出期限並びに演奏の実施期限は、2月15日とする。論文や制作などは、指導教員に提出するものとする。
なお、学年の中途に卒業が予定される者の論文等の提出期限は、卒業予定年度の8月10日とする。
- 6 卒業研究の成績は、「成績判定等に関する規程」の定めるところにより、指導教員と学生の所属する選修に関わる講座の教員1人以上とが合議して判定する。
主査は指導教員とする。
- 7 卒業研究の成績は、選修の教員代表から文系教務係に、卒業予定年度の2月末までに提出するものとする。
ただし、学年の中途に卒業が予定される者の卒業研究の成績は、8月末日までに提出するものとする。

附 則

この細目は、平成16年12月15日から施行する。

教員免許状の取り方

I 教員免許状の種類

本学部において取得できる教員免許状の種類は、以下のとおりである。

- 1 小学校教諭（1種又は2種）普通免許状
- 2 幼稚園教諭（1種又は2種）普通免許状
- 3 中学校教諭（1種又は2種）普通免許状
（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）
- 4 高等学校教諭（1種）普通免許状
（国語，書道，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，工業，家庭，英語，情報）
- 5 養護学校教諭（1種又は2種）普通免許状

II 教員免許状取得のための履修方法

教員免許状を取得するためには、教養教育科目の主題科目の現代の法と社会(日本国憲法)2単位及び外国語コミュニケーション2単位を含め教育職員免許法第5条別表第1（下表）に示す免許状の種類に応じて、所定の単位を修得しなければならない。

別表第1（第5条関係）

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄			
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
免許状の種類			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
小 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高 等 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄			
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
免許状の種類			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				47
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				23
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				13
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		

免許状の種類に応じて、本学部で修得すべき授業科目の履修方法については、以下のとおりである。なお、教育実習の履修に当たっては、「履修の手引」に示す所定の基準を満たしていなければならない。

文化教育学部の教育実習には、次の 8 種類がある。それぞれの教育実習の単為を組み合わせることによって、いろいろな免許状を取得するための教育実習の単為を充足することができる。

下にいくつかの例を示すが、詳細は教育職員免許法施行規則（学生便覧に記載）や履修の手引（「教育実習」のページ）を参照すること。

1) 教育実習の種類

① 小学校教育実習(5 単位)
② 小学校教育実習(3 単位)
③ 中学校教育実習(5 単位)
④ 中学校教育実習(3 単位)
⑤ 高等学校教育実習(3 単位)
⑥ 障害児教育実習(3 単位)
⑦ 幼稚園教育実習(5 単位)
⑧ 幼稚園教育実習(3 単位)

2) 組み合わせることにより取得できる免許状の主な例

学生の在籍する課程	教育実習の組み合わせ	取得できる免許状				
		小学校	中学校	高等学校	養護学校	幼稚園
学校教育課程	①のみ					
	①と④又は⑤					
	①と⑥					
国際文化課程	③のみ					
	⑤のみ					
人間環境課程 美術・工芸課程	⑦のみ					
	④又は⑤と⑥					
	②と④又は⑤					

1. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
科目	単位数		1種	2種	
国語 (書写を含む)	2	小学国語	1	1	
		小学書写	1	1	
社会	2	小学社会	2	2	
算数	2	数学概説	2	2	
理科	2	理科講義及び実験	2	2	
生活	2	生活科概説	2	2	
音楽	2	小学音楽	1	1	
		小学ピアノ	1	1	
図画工作	2	小学図画	1	1	
		小学工作	1	1	
家庭	2	小学家庭Ⅰ	1	1	
		小学家庭Ⅱ	1	1	
体育	2	小学体育Ⅰ	1	1	
		小学体育Ⅱ	1	1	
合計	18		18	6	

2. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
科目	単位数		1種	2種	
教職の意義等に関する科目		教職概説	2	2	
教育の基礎理論に関する科目		教育原論	2	2	この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
		教育思想史	2		
		人権教育論	2		
		教育心理学	2		
		現代教育論	2	2	
		教育社会学	2	2	
教育過程及び指導法に関する科目		初等国語科教育法Ⅰ	1	1	2種における教育法の取り方 国語等のうち6以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上。 ただし、音楽、図画工作又は体育の教科の教育法のうち2単位以上を含むこと。
		初等国語科教育法Ⅱ	1	1	
		初等社会科教育法Ⅰ	1	1	
		初等社会科教育法Ⅱ	1	1	
		算数科教育法Ⅰ	1	1	
		算数科教育法Ⅱ	1	1	
		初等理科教育法Ⅰ	1	1	
		初等理科教育法Ⅱ	1	1	
		初等理科教育法Ⅲ	1	1	
		生活科教育法	2		
		初等音楽科教育法Ⅰ	1	1	
		初等音楽科教育法Ⅱ	1	1	
		図工科教育法Ⅰ	1	1	
		図工科教育法Ⅱ	1	1	
		体育科教育法Ⅰ	1	1	
		体育科教育法Ⅱ	1	1	
		初等家庭科教育法Ⅰ	1	1	
		初等家庭科教育法Ⅱ	1	1	
		道徳教育の研究	2	2	
		特別活動の研究	2	2	

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
教育過程及び指導法に関する科目	教育方法学概説 授業実践論 視聴覚教育 教育評価 教育統計Ⅰ	2 } 2 } 2 2 2	2 } 2 } 2 2 2	この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	カウンセリング 教育臨床心理学	2 2	2 2	
総合演習	総合演習	2	2	
教育実習(事前・事後指導を含む)	小学校教育実習	5	5	
合計		43	35	

3. 幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
国語(書写を含む。)	小学国語 小学書写	1 } 1 }	1 } 1 }	2種は、単位のかかれていているものから4単位を選択すること。
算数	数学概説	2 } 2 }	2 2	
生活	生活科概説	2	2	
音楽	小学音楽	1	1 } 1 }	
	小学ピアノ	1	1 }	
	ソルフェージュⅠ	1	} 4	
	ソルフェージュⅡ	1		
	ピアノⅠ	1		
	ピアノⅡ	1		
	伴奏法Ⅰ	1		
	伴奏法Ⅱ	1		
	音楽基礎理論Ⅰ	2 } 2 }		
	指揮法Ⅰ	1		
	指揮法Ⅱ	1		
	音楽史Ⅰ	2		
	音楽理論演習Ⅰ	1		
音楽理論演習Ⅱ	1			
図画工作	小学図画	1		
	小学工作	1	1	
	総合美術理論	2	} 4	
	素描Ⅰ	2		
	素描Ⅱ	2		
	彫刻	2		
	窯芸	2 } 2 }		
	木工工芸	2		
	金工工芸	2		
	デザイン	2		
染織工芸	2			
体育	小学体育Ⅰ	1		1
	小学体育Ⅱ	1	1	

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
体育	スポーツⅠA1	1		
	スポーツⅠC1	1		
合計		16	4	

4. 幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
教職の意義等に関する科目	教職概説	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教育原論 教育思想史 人権教育論 教育心理学 現代教育論 教育社会学	2 2 2 2 } 2 2 } 2	2 2 2 2 } 2 2 } 2	この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
教育課程及び指導法に関する科目	幼児教育課程論 保育内容の研究(健康) 保育内容の研究(人間関係) 保育内容の研究(環境Ⅰ) 保育内容の研究(環境Ⅱ) 保育内容の研究(言葉) 保育内容の研究(表現Ⅰ) 保育内容の研究(表現Ⅱ) 教育方法学概説 授業実践論 視聴覚教育 教育評価 教育統計Ⅰ	2 2 2 2 2 2 2 } 2 2 } 2 2 2 2 2	2 2 2 2 } 8 2 } 2 2 } 2 2 2 2	保育内容の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の教育法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。 この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
生徒指導、教育相談、進路指導等に関する科目	乳幼児心理学	2	2	
総合演習	総合演習	2	2	
教育実習(事前・事後指導を含む)	幼稚園教育実習	5	5	小学校教育実習の単位をもってこれにかえることができる。 ただし、小学校教育実習を履修した後に、幼稚園教育実習3単位を履修することを望ましい。
合計		35	27	

5. 中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

(1) 中学校，高等学校（国語科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考
		中学校		高等学校			
		1種		2種	1種		
科目	A	B		A	B		
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語音声学	2		2	2		A欄で選択しなかった授業科目は，B欄の科目として履修することができる。
	日本語表現論	2		2	2		
	日本語要説	2		2	2		
	日本語文法論		2			2	
	日本語史		2			2	
国文学（国文学史を含む。）	日本近代文学論	2		2	2	16	
	日本古典文学論	2		2	2		
	日本文学史Ⅰ	2		2	2		
	日本文学史Ⅱ	2		2	2		
漢文学	中国思想史Ⅰ	2		2	2	4	
	中国文学史論	2		2	2		
	中国文学演習Ⅰ		2			2	
	中国文学演習Ⅱ		2			2	
	中国思想史演習Ⅰ		2			2	
	中国思想史演習Ⅱ		2			2	
書道（書写を中心とする。）	書写Ⅰ	1		1			
	書写Ⅱ	1		1			
小計		20	18		20		
選択科目	現代日本語論	2			2	上欄で選択しなかった授業科目は，この欄の授業科目として履修することができる。	
	日本語学演習	2			2		
	日本語史演習Ⅰ	2			2		
	日本語史演習Ⅱ	2			2		
	日本近代文学演習Ⅰ	2			2		
	日本近代文学演習Ⅱ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅰ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅱ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅲ	2	8		2		
	日本古典文学演習Ⅳ	2			2		
	日本文学環境論	2			2		
	中国思想史Ⅱ	2			2		
	楷書法	2					
	行草法	2					
	仮名法	2					
篆隸法	2						
書論	2						
合計		28	18		36		

(2) 高等学校（書道科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		高等学校		
		1種		
科目				
書道（書写を含む。）	書写Ⅰ		1	
	書写Ⅱ		1	
	楷書法		2	

文化教育

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考	
		高等学校			
		1種			
科目					
書道(書写を含む。)	行草法 仮名法 篆隸法	2 2 2			
書道史	書道史	2			
「書論,鑑賞」	書論	2			
「国文学,漢文学」	日本古典文学論 日本近代文学論 日本文学史Ⅰ 日本文学史Ⅱ 中国思想史Ⅰ 中国文学史論	2 2 2 2 2 2			
小計		20			
選択科目	日本近代文学演習Ⅰ 日本近代文学演習Ⅱ 日本古典文学演習Ⅰ 日本古典文学演習Ⅱ 日本古典文学演習Ⅲ 日本古典文学演習Ⅳ 日本文学環境論 中国思想史Ⅱ 中国思想史演習Ⅰ 中国思想史演習Ⅱ 中国文学演習Ⅰ 中国文学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	16		上欄で選択しなかった授業科目は、この欄の授業科目として履修することができる。
合計		36			

(3) 中学校(社会科)

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校			
		1種		2種	
A	B				
日本史及び外国史	日本史要説 東洋史要説 西洋史要説 日本社会経済史 日本近現代史	2 2 2	2 2	2 2 2	A欄で履修しなかった授業科目は、B欄の授業科目として履修することができる。
地理学(地誌を含む。)	人文地理学 自然地理学 世界地誌 日本の地理と風土	2 2 2	2	2 2 2	
「法律学,政治学」	法学要論 政治学 国際政治学要論	2 2	2	2 2	
「社会学,経済学」	社会学要論 経済学要論 国際経済論	2 2	2	2 2	
「哲学,倫理学,宗教学」	倫理学要論 哲学要論Ⅰ	2 2		2 2	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校			
		1種		2種	
A	B				
	哲学要論Ⅱ		2		
小計		20		18	
選択科目	日本史上の市(いち)と都市	2			上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。
	文献資料・遺構にみる交流の考古学	2			
	古墳文化研究演習	2			
	東アジア国際関係史	2			
	日本前近代史演習Ⅰ	2			
	日本前近代史演習Ⅱ	2			
	日本近現代史演習Ⅰ	2			
	日本近現代史演習Ⅱ	2			
	日中交渉史	2			
	朝鮮史	2			
	東洋史演習Ⅰ	2			
	東洋史演習Ⅱ	2			
	中世ヨーロッパの国家と社会	2			
	近代ヨーロッパの国家と社会	2			
	イギリス政治史	2			
	近代ヨーロッパ社会史	2			
	西洋中世史演習Ⅰ	2			
	西洋中世史演習Ⅱ	2			
	西洋近代史演習Ⅰ	2			
	西洋近代史演習Ⅱ	2			
	都市システム論	2			
	集落実地調査	2			
	地理学フィールドワーク実習	2	8		
	国際社会の法と秩序Ⅰ	2			
	国際社会の法と秩序Ⅱ	2			
	国際連合論	2			
	東南アジアの国家と社会	2			
	東南アジアの国際関係論	2			
	東南アジア学演習Ⅰ	2			
	東南アジア学演習Ⅱ	2			
	法と責任	2			
	現代欧米の法と政治Ⅰ	2			
	現代欧米の法と政治Ⅱ	2			
	現代欧米の法と政治演習Ⅰ	2			
	現代欧米の法と政治演習Ⅱ	2			
	法学演習Ⅰ	2			
	法学演習Ⅱ	2			
	環境と人間の組織社会学	2			
	社会調査実習	2			
	欧米社会経済思想史Ⅰ	2			
	欧米社会経済思想史Ⅱ	2			
	欧米社会経済思想史演習Ⅰ	2			
	欧米社会経済思想史演習Ⅱ	2			
	アジア経済論	2			
	市民社会と倫理	2			
	近代西洋思想	2			

文化教育

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校			
		1 種		2 種	
A	B				
科 目	哲学要論Ⅲ プラトン哲学Ⅰ プラトン哲学Ⅱ	2 2 2			
合 計		28		18	

(4) 高等学校（地理歴史科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考	
		高 等 学 校			
		1 種			
科 目		A	B		
日本史	日本史要説 日本社会経済史 日本近現代史 文献資料・遺構による交流の考古学	2		2 2 2	A欄で履修しなかった授業科目は、B欄の授業科目として履修することができる。 日本地誌を含む。
外国史	東洋史要説 西洋史要説 近代ヨーロッパ社会史 東アジア国際関係史	2 2	12	2 2	
人文地理学及び自然地理学	人文地理学 自然地理学 都市システム論	2 2		2	
地誌	世界地誌 日本の地理と風土	2		2	
小 計		20			
選択科目	日本史上の市（いち）と都市 古墳文化研究演習 日本前近代史演習Ⅰ 日本前近代史演習Ⅱ 日本近現代史演習Ⅰ 日本近現代史演習Ⅱ 日中交渉史 朝鮮史 東洋史演習Ⅰ 東洋史演習Ⅱ 中世ヨーロッパの国家と社会 近代ヨーロッパ社会史 近代ヨーロッパの国家と社会 イギリス政治史 西洋中世史演習Ⅰ 西洋中世史演習Ⅱ 西洋近代史演習Ⅰ 西洋近代史演習Ⅱ 集落地調査 地理学フィールドワーク実習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	16		上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。
合 計		36			

(5) 高等学校(公民科)

免許法施行規則に 定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考			
		高 等 学 校					
		1 種					
科 目		A	B				
「法律学(国際法を含む), 政治学(国際政治を含む)」	法学要論	2	}	2	A欄で履修し なかった授業科 目は、B欄の授 業科目として履 修することがで きる。		
	政治学	2					
	国際政治学要論					2	
	国際連合論					2	
	国際社会の法と秩序Ⅰ					2	
国際社会の法と秩序Ⅱ		2					
「社会学, 経済学(国際経 済を含む。)」	社会学要論	2	}	2		}	
	経済学要論	2					
	環境と人間の組織社会学						2
	国際経済論						2
アジア経済論		2					
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	倫理学要論	2	}	2			}
	哲学要論Ⅰ	2					
	哲学要論Ⅱ						
	市民社会と倫理				2		
	近代西洋思想				2		
小 計		20					
選択科目	東南アジアの国家と社会	2	}	16	上記の科目に 属する選択必修 の授業科目のう ち履修しなかつ た授業科目を含 むことができる。		
	東南アジア国際関係論	2					
	東南アジア学演習Ⅰ	2					
	東南アジア学演習Ⅱ	2					
	法と責任	2					
	現代欧米の法と政治Ⅰ	2					
	現代欧米の法と政治Ⅱ	2					
	現代欧米の法と政治演習Ⅰ	2					
	現代欧米の法と政治演習Ⅱ	2					
	法学演習Ⅰ	2					
	法学演習Ⅱ	2					
	社会調査実習	2					
	欧米社会経済思想史Ⅰ	2					
	欧米社会経済思想史Ⅱ	2					
	欧米社会経済思想史演習Ⅰ	2					
	欧米社会経済思想史演習Ⅱ	2					
	朝鮮政治文化論	2					
	朝鮮現代政治史	2					
	哲学要論Ⅲ	2					
	プラトン哲学Ⅰ	2					
プラトン哲学Ⅱ	2						
合 計		36					

(6) 中学校，高等学校（数学科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考
		中学校		高等学校			
		1種		2種	1種		
		A	B		A	B	
代数学	代数学基礎Ⅰ	2		2	2		
	代数学基礎Ⅱ		2			2	
	代数学Ⅰ		2			2	
	代数学Ⅱ		2			2	
	代数学Ⅲ		2			2	
	代数学Ⅳ		2			2	
幾何学	幾何学基礎Ⅰ	2		2	2		
	幾何学基礎Ⅱ		2			2	
	幾何学Ⅰ		2			2	
	幾何学Ⅱ		2			2	
	幾何学Ⅲ		2			2	
	幾何学Ⅳ		2			2	
解析学	解析学基礎Ⅰ	2		2	2		
	解析学基礎Ⅱ		2			2	
	解析学Ⅰ		2			2	
	解析学Ⅱ		2			2	
	解析学Ⅲ		2			2	
	解析学Ⅳ		2			2	
「確率論，統計学」	確率論基礎	2		2	2		
	統計学基礎		2			2	
	確率論		2			2	
	統計学		2			2	
コンピュータ	コンピュータⅠ	2		2	2		
	コンピュータⅡ		2			2	
小計		20	10	20			
選択科目	代数学領域研究Ⅰ	2		2	2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。	
	代数学領域研究Ⅱ	2		2	2		
	幾何学領域研究Ⅰ	2		2	2		
	幾何学領域研究Ⅱ	2		2	2		
	解析学領域研究Ⅰ	2		2	2		
	解析学領域研究Ⅱ	2	8	2	2		16
	統計学領域研究Ⅰ	2		2	2		
	統計学領域研究Ⅱ	2		2	2		
	応用数学	2		2	2		
	コンピュータ領域研究Ⅰ	2		2	2		
コンピュータ領域研究Ⅱ	2		2	2			
合計		28	14	36			

(7) 中学校，高等学校（理科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
物理学	物理学通論Ⅰ	1	1	1	
	物理学通論Ⅱ	1	2又は1	1	
	物理学通論Ⅲ	1		1	
	物理学通論Ⅳ	1		1	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
化学	化学通論Ⅰ 化学通論Ⅱ 化学通論Ⅲ 化学通論Ⅳ	1 1 1 1	1 } 2又は1 1 }	1 1 1 1	
生物学	生物学通論Ⅰ 生物学通論Ⅱ 生物学通論Ⅲ 生物学通論Ⅳ	1 1 1 1	1 } 2又は1 1 }	1 1 1 1	
地学	地学通論Ⅰ 地学通論Ⅱ 地学通論Ⅲ 地学通論Ⅳ	1 1 1 1	1 } 2又は1 1 }	1 1 1 1	
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学基礎実験Ⅰ 物理学基礎実験Ⅱ	1	1	1 1	
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学基礎実験Ⅰ 環境化学実験Ⅰ 化学基礎実験Ⅱ 環境化学実験Ⅱ	1 } 1 1 }	1 } 1 1 }	1 } 1 1 } 1 1 } 1 1 }	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学基礎実験Ⅰ 生物学実験Ⅰ 生物学基礎実験Ⅱ 生物学実験Ⅱ	1 } 1 1 }	1 } 1 1 }	1 } 1 1 } 1 1 } 1 1 }	4
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学基礎実験Ⅰ 地学実験Ⅰ 地学基礎実験Ⅱ 地学実験Ⅱ	1 } 1 1 }	1 } 1 1 }	1 } 1 1 } 1 1 } 1 1 }	
小計		20	10	20	
選択科目	力学 電磁気学 原子物理 固体物理 放射線科学 物質環境科学 無機化学 物理化学 有機化学 分析化学 植物分類学 動物生理学 生命科学 分子生物学 動物生態学 フィールド生物学 地球環境科学 進化古生物学 岩石鉱物学 天文学 地学巡検	2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 8 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 }	2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 4 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 }	2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 16 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 }	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
合計		28	14	36	

(8) 中学校，高等学校（音楽科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考	
		中学校		高等学校				
		1種		2種	1種			
		A	B		A	B		
ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ ソルフェージュⅡ	1 1		1	1 1		番号順（Ⅰ，Ⅱ…）に履修することが望ましい。	
声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	声乐Ⅰ	1		1	1			
	声乐Ⅱ		1			1		
	声乐Ⅲ		1			1		
	声乐Ⅳ		1			1		
	声乐Ⅴ		1			1		
	声乐Ⅵ		1			1		
	声乐Ⅶ		1			1		
	合唱	1		1	1			
日本伝統音楽実習Ⅱ	1		1	1				
楽器（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	ピアノⅠ	1		1	1			
	ピアノⅡ		1			1		
	ピアノⅢ		1			1		
	ピアノⅣ		1			1		
	ピアノⅤ		1			1		
	ピアノⅥ		1			1		
	ピアノⅦ		1			1		
	楽器Ⅰ	18	1	2	18	1		2
	楽器Ⅱ		1			1		
	合奏	1		1	1			
	伴奏法Ⅰ	1		1	1			
伴奏法Ⅱ		1			1			
日本伝統音楽実習Ⅰ	1		1	1				
指揮法	指揮法Ⅰ	1		1	1			
	指揮法Ⅱ		1			1		
音楽理論，作曲法（編曲を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽基礎理論Ⅰ	2		2	2			
	音楽基礎理論Ⅱ		1			1		
	音楽理論演習Ⅰ		1			1		
	音楽理論演習Ⅱ		1			1		
	音楽理論演習Ⅲ		1		1			
	音楽理論演習Ⅳ		1		1			
	作曲法	1		1	1			
	編曲法	1		1	1			
	音楽史Ⅰ	2		2	2			
	音楽史Ⅱ		2			2		
日本・民族音楽概説	2		2	2				
小計		20		17		20		
選択科目	音楽教育学		2			2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。	
	音楽教育学内容論Ⅰ		2			2		
	音楽教育学内容論Ⅱ		2			2		
	音楽教育実践論		2			2		
合計		28		17		36		

(9) 中学校，高等学校（美術科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数				備 考
		中 学 校		高等学校		
		1 種		2 種	1 種	
科 目	A	B				
絵画（映像メディア表現を含む。）	素描Ⅰ	2			2	
	日本画	2		2	2	
	西洋画	2			2	
彫刻	彫刻	2		2	2	
	基礎彫刻		2	2	2	
デザイン（映像メディア表現を含む。）	デザイン	2		2	2	
	基礎デザイン		2		2	
	総合デザイン		2		2	
工芸	窯芸	2		2		
	木工工芸	2		2		
	染織工芸	2		2		
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	世界の美術	2		2	2	
	総合美術理論		2		2	
小 計		20		10	20	
選択科目	素描Ⅱ	2		2	2	上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。
	素描Ⅲ	2		2	2	
	基礎日本画	2		2	2	
	応用日本画	2		2	2	
	総合日本画	2		2	2	
	日本画特別実習	2		2	2	
	基礎西洋画	2		2	2	
	応用西洋画	2		2	2	
	総合西洋画	2		2	2	
	西洋画特別実習	2		2	2	
	応用彫刻	2		2	2	
	総合彫刻	2		2	2	
	彫刻特別実習	2		2	2	
	応用デザイン	2		2	2	
	デザイン特別実習	2		2	2	
	グラフィックス	2		2	2	
	応用美術理論	2		2	2	
	基礎美術理論演習	2		2	2	
	応用美術理論演習	2		2	2	
	総合美術理論演習	2		2	2	
	日本画概論	2		2	2	
	彫刻概論	2		2	2	
	美術理論特別講義	2		2	2	
	基礎窯芸	2		2		
	応用窯芸	2		2		
	総合窯芸	2		2		
	窯芸特別実習	2		2		
陶磁特別演習Ⅰ	2		2			
陶磁特別演習Ⅱ	2		2			
基礎木工工芸	2		2			
応用木工工芸実習	2		2			
総合木工工芸	2		2			
木工工芸特別実習	2		2			

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
	金工工芸	2	2		
	基礎金工工芸	2	2		
	応用金工工芸Ⅰ	2	2		
	応用金工工芸Ⅱ	2	2		
	総合金工工芸	2	2		
	金工工芸特別実習	2	2		
	基礎染織工芸	2	2		
	応用染織工芸Ⅰ	2	2		
	応用染織工芸Ⅱ	2	2		
	総合染織工芸	2	2		
	染織工芸特別実習	2	2		
合計		28	14	36	

(10) 高等学校（工芸科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		A	B	
科目				
図法及び製図	図法Ⅰ 製図	2 2		
デザイン	デザイン 基礎デザイン 総合デザイン	2	2 2	
工芸製作（プロダクト製作を含む。）	窯芸 木工工芸 金工工芸 染織工芸	2 2	2 2	
工芸理論，デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	デザイン理論 工芸理論 世界の美術	2 2 2		
小計		18	2	
選択科目	図法Ⅱ 応用デザイン デザイン特別実習 グラフィックス 基礎窯芸 応用窯芸 総合窯芸 窯芸特別実習 陶磁特別演習Ⅰ 陶磁特別演習Ⅱ 基礎木工工芸 応用木工工芸実習 総合木工工芸 木工工芸特別実習 基礎金工工芸 応用金工工芸Ⅰ 応用金工工芸Ⅱ 総合金工工芸	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	16	上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		A	B	
	金工工芸特別実習	2		
	基礎染織工芸	2		
	応用染織工芸Ⅰ	2		
	応用染織工芸Ⅱ	2		
	総合染織工芸	2		
	染織工芸特別実習	2		
	窯芸概論	2		
	木工工芸総論	2		
	金工工芸総論	2		
	染織工芸総論	2		
合計			36	

(1) 中学校，高等学校（保健体育科）

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考	
		中学校		高等学校		
		1種	2種	1種		
体育実技	スポーツⅠA1	1	1	1	A1体づくり運動	
	スポーツⅠA2	1	1	1		A2体操競技
	スポーツⅠA3	1	1	1		A3水泳
	スポーツⅠA4	1	1	1		A4陸上競技
	スポーツⅠB1	1	1	1	B1バスケットボール	
	スポーツⅠB2	1	1	1		B2サッカー
	スポーツⅠB3	1	1	1		B3バレーボール
	スポーツⅠB4	1	1	1		B4ラグビー
	スポーツⅠC1	1	1	1	C1ダンス	
	スポーツⅠC2	1	1	1		C2テニス
	スポーツⅠC3	1	1	1		C3柔道
	スポーツⅠC4	1	1	1		C4剣道
	スポーツⅠD1	1	1	1	D1スキー	
	スポーツⅠD2	1	1	1		D2スケート
	スポーツⅠD3	1	1	1		D3ゴルフ
	スポーツⅠD4	1	1	1		D4野外活動
	スポーツⅡA1	1		1		
	スポーツⅡA2	1		1		
	スポーツⅡA3	1		1		
	スポーツⅡA4	1		1		
	スポーツⅡB2	1	2	1	2	
	スポーツⅡB3	1		1		
	スポーツⅡC1	1		1		
	スポーツⅡC3	1		1		
スポーツⅡD1	1		1			
スポーツⅡD4	1		1			
「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）	運動学	2	2	2		
	体育原理	2	2	2		
	スポーツ心理学	2	2	2		
	スポーツ経営学	2	2	2		
	スポーツ社会学	2	2	2		
生理学（運動生理学を含む。）	解剖・生理学	2	2	2		

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
科 目		1 種	2 種	1 種	
衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2	2	2	
学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健	2	2	2	
	精神保健	2	2	2	
	安全教育	2		2	
	救急処置	2	2		
小 計		20	12	20	
選択科目	トレーニング理論・実習	2	2	2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	スポーツ測定評価	2	2	2	
	スポーツ工学	2	2	2	
	運動処方	2	2	2	
	スポーツ医学	2	2	2	
	健康教育概論	2	2	2	
	健康教育各論（性教育）	2	2	2	
	トレーニング科学	2	2	2	
運動生理学	2	2	2		
合 計		28	14	36	

(12) 中学校（技術科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		中 学 校		
科 目		1 種	2 種	
木材加工（製図及び実習を含む。）	生活機器製図概論	2	2	
	木工工芸概論	2	2	
	応用木工工芸	2	2	
金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工学	2	2	
機械（実習を含む。）	機械工学実習	2	2	
	福祉メカトロニクスⅠ	2	2	
電気（実習を含む。）	ヒューマンエレクトロニクスⅠ	2	2	
	電気基礎実習	2	2	
栽培（実習を含む。）	栽培学	2	2	
情報とコンピュータ（実習を含む。）	環境情報処理論	2	2	
	プログラミング演習Ⅰ	2	2	
小 計		22	22	
選択科目	生活環境電磁気学	2	6	
	回路理論	2		
	電気数学	2		
	工業力学	2		
	ヒューマンエレクトロニクスⅡ	2		
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2		
	エネルギー環境論	2		
	流体力学	2		
	環境電気機器概論	2		
	環境電気機器実験	2		
	環境システム制御	2		
	福祉メカトロニクスⅡ	2		
	福祉メカトロニクス実験	2		
	プログラミング演習Ⅱ	2		
合 計		28	22	

(13) 高等学校(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		高等学校	1種	
工業の関係科目	生活環境電磁気学	2		
	電気基礎実習	2		
	ヒューマンエレクトロニクスⅠ	2		
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2		
	福祉メカトロニクスⅠ	2		
	エネルギー環境論	2		
	機械工学実習	2		
	環境情報処理論	2		
	プログラミング演習Ⅰ	2		
職業指導	職業指導	2		
小計		20		
選択科目	電気数学	2	} 16	
	回路理論	2		
	工業力学	2		
	ヒューマンエレクトロニクスⅡ	2		
	環境電気機器概論	2		
	環境電気機器実験	2		
	環境システム制御	2		
	福祉メカトロニクス実験	2		
	住環境材料工学	2		
	流体工学	2		
	プログラミング演習Ⅱ	2		
	福祉メカトロニクスⅡ	2		
	コンピュータⅠ	2		
コンピュータⅡ	2			
合計		36		

文化教育

(14) 中学校, 高等学校(家庭科)

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	現代社会の家族	2	2	2	
	生活経済学	2	2	2	
被服学(被服製作実習を含む。)	被服学	2	2	2	
	服飾文化論	2	2	2	
	衣生活科学概論	2	2	2	
	衣生活材料学	2	2	2	
食物学(栄養学, 食品学及び調理実習を含む。)	食物学	2	2	2	
	栄養学	2		2	
	食品学	2		2	
住居学(製図を含む。)	住宅デザイン論	2	2	2	
保育学(実習及び家庭看護を含む。)	保育学Ⅰ	2	2	2	
家庭電気・機械及び情報処理	生活環境機器			2	
	情報処理演習Ⅱ A			2	
小計		20	14	22	

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考	
		中学校		高等学校		
		1種	2種	1種		
選択科目	生活経営論	2		2	上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。但し、生活環境機器及び情報処理演習ⅡAの授業科目は中学校のこの欄の科目としては使用できないので注意すること。	
	老年家族学	2		2		
	服飾文化演習	2		2		
	被服衛生学	2		2		
	被服衛生学演習	2		2		
	服飾制作実習	2		2		
	被服新素材論	2		2		
	被服新素材演習	2		2		
	衣生活環境学	2		2		
	衣生活科学実験	2		2		
	服飾製作基礎実習	2		2		
	食文化論	2	8	2		14
	食品・栄養学実験	2		2		
	調理文化論	2		2		
	調理学実験	2		2		
	食生活実習	2		2		
	食環境論	2		2		
	フードコーディネーター実習	2		2		
	生活環境化学	2		2		
	生活材料化学	2	2			
	生活環境デザイン	2	2			
	介護概論	2		2		
	保育学Ⅱ	2		2		
合計		28	14	36		

(15) 中学校，高等学校（英語科）

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考	
		中学校		高等学校		
		1種	2種	1種		
英語学	英語学概論Ⅰ	2	2	2	Ⅰ～Ⅳの授業科目については番号の順に履修することが望ましい。	
	英語音声学Ⅰ	2		2		
	英語音声学演習Ⅰ	1		1		
	英語学演習Ⅰ	1	3	1		3
	英語史Ⅰ	2		2		
	英文法演習Ⅰ	1		1		
米英文学	近代欧米文学論Ⅰ	2	2	2		
	英米文学講読Ⅰ	1		1		
	英米文学講読Ⅱ	1		1		
	英文学演習Ⅰ	1	3	1		3
	英文学演習Ⅱ	1		1		
	英文学史Ⅰ	2		2		

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
英語コミュニケーション	異文化間コミュニケーション論 英語オーラルコミュニケーションⅠ 英語オーラルコミュニケーションⅡ 英語オーラルコミュニケーションⅢ 英語パブリックスピーキングⅠ 英語パブリックスピーキングⅡ 英語論文構成Ⅰ 英語論文構成Ⅱ	2 1 1 1 1 1 1 1	2 1 1 1 2 1 1 1	2 1 1 1 4 1 1 1	
異文化理解	欧米文化論 英米文化事情Ⅰ 欧米文化論演習Ⅰ 欧米文化論演習Ⅱ 異文化理解Ⅰ	2 1 1 1 1	2 1 2 1 1	2 1 2 1 1	
小計		20	10	20	
選択科目	英語学概論Ⅱ 英語学演習Ⅱ 英語学演習Ⅲ 英語史Ⅱ 英語音声学Ⅱ 英語音声学演習Ⅱ 英語音声学演習Ⅲ 英文法演習Ⅱ 英文法演習Ⅲ 英米文学講読Ⅲ 英米文学講読Ⅳ 近代欧米文学論Ⅱ 英文学史Ⅱ 英文学演習Ⅲ 英米文化事情Ⅱ 欧米文化論演習Ⅲ 欧米文化論演習Ⅳ 英作文演習Ⅰ 英作文演習Ⅱ 日英異文化コミュニケーションⅠ 日英異文化コミュニケーションⅡ 異文化理解Ⅱ 異文化理解Ⅲ	2 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 2 2 1 1	2 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 4 2 2 1 1 1 1 1 1 2 2 1 1	2 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 16 2 2 1 1 1 1 1 1 2 2 1 1	上欄で選択しなかった授業科目はこの欄の科目として履修することができる。 この欄の単位数の半分以上は演習の科目でなければならない。
合計		28	14	36	

(16) 高等学校 (情報)

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
		1種	
情報社会及び情報倫理	情報社会と倫理	2	
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	コンピュータハードウェア	2	
	コンピュータ演習Ⅰ	2	
情報システム(実習を含む。)	情報システム論	2	
	情報システム演習Ⅰ	2	

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		高 等 学 校	1 種	
科 目 学 校		1 種		
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報ネットワーク論Ⅰ		2	
	情報ネットワーク論演習Ⅰ		2	
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	情報メディア論		2	
	マルチメディアを用いた図形処理		2	
情報と職業	情報と職業		2	
小 計			20	
選択科目	コンピュータソフトウェア		2	} 16
	コンピュータ演習Ⅱ		2	
	計測・制御実験		2	
	情報システム演習Ⅱ		2	
	統計情報システム		2	
	情報ネットワーク論Ⅱ		2	
	情報ネットワーク演習Ⅱ		2	
	計算機シュミレーション		2	
	画像解析		2	
	デジタル画像論		2	
合 計			36	

6．中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1 種	2 種	1 種	
教育の意義等に関する科目	教職概説	2	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教育原論	2	2	2	この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
	教育思想史	2		2	
	人権教育論	2		2	
	教育心理学	2		2	
	現代教育論	2 } 2	2 } 2	2 } 2	
	教育社会学	2 } 2	2 } 2	2 } 2	
教育課程及び指導法に関する科目	各教科教育法は、次の別表に示した。	6以上	2以上	2以上	この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
	道徳教育の研究	2	2		
	特別活動の研究	2	2	2	
	教育方法学概説	2 } 2	2 } 2	2 } 2	
	授業実践論	2 } 2	2 } 2	2 } 2	
	視聴覚教育	2		2	
	教育評価	2		2	
	教育統計Ⅰ	2		2	
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2	2	2	
	教育相談（進路指導を含む。）	2	2	2	
総合演習	総合演習	2	2	2	
教育実習（事前事後指導を含む。）	中学校教育実習 高等学校教育実習	5	5	3	中学校教育実習を履修した場合は、高等学校教育実習を履修する必要はない。
合 計		31以上	25以上	23以上	

別表 各教科の教育法

教科	授業科目	単位	単位数		高等学校	備考
			中学校			
			1種	2種	1種	
国語科	中等国語科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等国語科教育法Ⅱ	2	2	2	2	
	中等国語科教育法Ⅲ	2	2	2	2	
	国語科教育学	2			2	
	国語科教育学演習	2			2	
計			6	2	4	
社会科	中等社会科教育法Ⅰ(社会・地歴)	2	2	2	2	
	中等社会科教育法Ⅱ(社会・地歴)	2	2	2	2	
	中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2	2	2	2	
	中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民)	2	2	2	2	
	社会科教育学	2				
社会科教育学演習	2					
計			6	4	4	
数学科	数学科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	数学科教育法Ⅱ	2	2			
	数学科教育法Ⅲ	2	2			
	数学科教育学	2				
	数学科教育学演習	2				
計			6	2	2	
理科	中等理科教育法Ⅰ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅱ	1	1			
	中等理科教育法Ⅲ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅳ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅴ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅵ	1	1	1	1	
	理科教育学	2	2			
	理科教育学演習	2				
理科教育学実験	2					
計			6	2	2	
音楽科	中等音楽科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等音楽科教育法Ⅱ	2	2			
	音楽教育学	2	2			
	音楽教育学演習	2	2			
計			6	2	2	
美術科	中等美術科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等美術科教育法Ⅱ	2	2			
	中等美術科教育法Ⅲ	2	2			
	美術教育学	2				
	美術教育学演習	2				
計			6	2	2	
保健体育科	保健体育科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	保健体育科教育法Ⅱ	2	2			
	保健体育科教育法Ⅲ	2	2			
	保健体育教育学	2				
	保健体育教育学演習	2				
計			6	2	2	
家庭科	中等家庭科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等家庭科教育法Ⅱ	2	2			

教 科	授 業 科 目	単 位	単 位 数		高等学校	備 考
			中 学 校			
			1 種	2 種	1 種	
家 庭 科	中等家庭科教育法Ⅲ	2	2 } 2			
	家庭科教育学	2				
	家庭科教育学演習	2				
	計		6	2	2	
技 術 科	技術科教育法Ⅰ	2	2	2	/	
	技術科教育法Ⅱ	2	2			
	技術教育学	2	2 } 2			
	技術教育学演習	2				
	計		6	2		
英 語 科	英語科教育法Ⅰ	2	2	2	} 2	
	英語科教育法Ⅱ	2	2	2		
	英語科教育法Ⅲ	2	2 } 2	2		
	英語教育学	2				
	英語教育学演習	2	2	2		
	計		6	2		
書 道 科	書道科教育法	2	/		2	
	国語科書写教育学	2				
	計					
工 芸 科	工芸科教育法Ⅰ	2	/		2	
	工芸科教育法Ⅱ	2				
	計					
工 業 科	工業科教育法Ⅰ	2	/		2	
	工業科教育法Ⅱ	2				
	計					
情 報 科	情報科教育法Ⅰ	2	/		2	
	情報科教育法Ⅱ	2				
	計					

*この表で、各教科の合計単位数以上をとったものについては、それぞれの教科に関する科目の選択の科目の単位として加えることができる。

7. 養護学校教諭免許状を取得する場合の「特殊教育に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単 位 数		備 考
科 目	単 位 数		1 種	2 種	
教育の基礎理論に関する科目	4	障害児教育 障害児教育史 障害児教育社会学	2 2 2	2 } 2 2 } 2	
心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	6	障害児心理学 精神遅滞児心理学 障害児病理学 障害児保健学	2 2 2 } 2 2 } 2	2 } 2 2 } 2	
心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	6	精神遅滞児教育 障害児学習指導法 心理療法	2 2 2	2 } 4 2 } 4	
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての実習	3	障害児教育実習	3	3	事前・事後指導 1単位を含む。
小 計	19		21	15	

免許法施行規則に 定める科目区分等		授 業 科 目	単 位 数		備 考
科 目	単 位 数		1 種	2 種	
選択科目 (上記の科目に属する選択 必修の授業科目を含むこと ができる。)	4	障害児教育演習	2	}	
		養護学校観察	1		
		人格測定法	2		
		障害児診断法	2		
		障害児心理学演習	2		
		障害児心理学実験	1		
		小児医学	2		
		大脳生理学	2		
		心身医学	2		
		障害児教育特殊講義	2		
		視聴覚教育	2		
合 計	23		23	15	

文化教育

1. 社会教育主事となる資格の取り方

(1) 社会教育を行う者に専門的、技術的な助言や指導を与える社会教育主事となる資格を得ようとする者は、大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の経歴を有する者でなければならない。

(社会教育法第9条の4)

(2) 社会教育に関する科目の履修は次の表による。

社会教育法に定められている		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等				
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	備 考		
生涯学習概論	4	社会教育概論Ⅰ 社会教育概論Ⅱ	2 2			
社会教育計画	4	社会教育計画Ⅰ 社会教育計画Ⅱ	2 2			
社会教育演習	4	生涯教育演習	2			
社会教育実習 社会教育課題研究		社会教育実習	2			
社会教育特講 (社会教育特講Ⅰ)	12	高齢化と生涯教育 国際化と生涯教育	2 2	4		
(社会教育特講Ⅱ)		人権意識論 視聴覚教育	2 2			
(社会教育特講Ⅲ)		生涯スポーツ論 博物館学Ⅰ	2 2	4		
		野外活動概論 カウンセリング	2 2			
		心身医学 教育心理学	2 2			
		レクリエーション概論 国際政治学要論	2 2			
		人権教育論 心の健康	2 2	4		
		健康福祉ボランティア活動 現代教育論	2 2			
		教育方法学概説 教育社会学	2 2			
		地域福祉論 博物館学Ⅲ	2 2			
		フェミニズム論 老人福祉論	2 2			
		スポーツ行政 環境行政	2 2			
		公的扶助論	2			
			24		24	

2. 学芸員の資格の取り方

- (1) 学芸員は、博物館資料の収集、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事することを職務とし、その資格の取得のためには学士の学位を有し、かつ大学において文部科学省で定める博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。(博物館法第5条)
- (2) 博物館に関する科目の履修は次の表による。

博物館法に定められている		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等		
科目	単位数	授業科目	単位数	備考
博物館概論	2	博物館学Ⅰ	2	
博物館経営論	1	博物館学Ⅱ	2	
博物館資料論	2	博物館学Ⅲ	2	
博物館情報論	1			
生涯学習概論	1	社会教育概論Ⅰ	2	
視聴覚メディア論	1	視聴覚教育	2	
教育学概論	1	現代教育論	2	
博物館実習	3	博物館実習	3	
文化史	4	日本史要説	2	
		東洋史要説	2	
		西洋史要説	2	
		日本・アジアの社会と文化	2	
美術史	4	世界の美術	2	
		応用美術理論	2	
		総合美術理論	2	
考古学		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
自然科学史	4	科学者と歴史	2	
		無機化学	2	
化学	4	有機化学	2	
		生物科学	2	
生物学	4	植物分類学	2	
		動物生態学	2	
		フィールド生物学	2	
		岩石鉱物学	2	
地学	4	進化古生物学	2	
		古環境学	2	
		天文学	2	
		合計	16	

文化教育

3. 社会福祉士の受験資格の取り方

- (1) 社会福祉士の受験資格を得ようとするものは、大学の卒業資格を得るとともに在学中に厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の単位を修得しなければならない。
- (2) 社会福祉士の受験資格に必要な科目の履修は次の表による。

指定科目	授業科目	単位数	備考
心理学	心理学	2	}
社会学	社会学要論	2	
法学	法学要論	2	
医学一般	医学一般	4	}
介護概論	介護概論	2	
社会福祉原論	社会福祉原論	4	
老人福祉論	老人福祉論	4	
障害者福祉論	障害者福祉論	4	
児童福祉論	児童福祉論	4	
社会保障論	社会保障論	4	
公的扶助論	公的扶助論	2	
地域福祉論	地域福祉論	2	
		2又は4	

社会福祉援助技術論 社会福祉援助技術演習	B { 社会福祉援助技術論 社会福祉援助技術演習	8 8	左記の授業科目は、上記Aの授業科目の必要単位を全て修得したか又は必要単位分の授業科目を履修中の者に限り、履修できる。
社会福祉援助技術現場実習	社会福祉援助技術現場実習 社会福祉援助技術現場実習指導	4 2	左記の授業科目は、上記Aの授業科目の必要単位を全て修得し、かつBの全ての授業科目を履修中であるか又はBの単位を全て修得した者に限り、履修できる。
合 計		48又は50	

4. 公認スポーツ指導者の資格の取り方

本学はスポーツ指導者養成講習会免除適応コース承認校である。下表にあげるスポーツ指導者資格対応の履修カリキュラム（共通科目対応）を修得することにより、財団法人日本体育協会で開催する養成講習会における共通科目（段階Ⅰ～Ⅲ）の講習及び試験に相当する部分が免除となる。公認スポーツ指導者資格の履修手順は次のとおりである。

- (1) スポーツ指導者資格対応の履修を志望するものは3年次前学期に文化教育学部教務係まで届け出なければならない。
- (2) 下表にある①～⑳並びにa①b②c③の科目をすべて所定のとおり履修修得しなければならない。
- (3) 所定の手続き申請を経て授与される指導員ならびにコーチの共通科目修了証は、卒業後保管のこと。
- (4) 受講者は別途、財団法人日本体育協会及び各競技団体が主催する専門教科（実技等）の講習及び試験を受け合格した後にスポーツ指導者資格を得る。

スポーツ指導者資格対応の履修カリキュラム（共通科目対応）			
共通科目（指導員・コーチ）	文化教育学部開講の科目履修	単位数	備 考
1. スポーツ社会学	①スポーツ社会学 ②体育原理 ③スポーツ文化論	2 2 2	
2. スポーツ指導論	④保健体育科教育法Ⅰ ⑤保健体育科教育法Ⅱ ⑥運動学 ⑦コーチング理論・実習 ⑧安全教育	2 2 2 2 2	
3. スポーツ心理学	⑨スポーツ心理学	2	
4. スポーツ経営学	⑩スポーツ経営学	2	
5. スポーツ生理学	⑪スポーツ工学 ⑫スポーツ測定評価 ⑬運動生理学	2 2 2	
6. スポーツと栄養	⑭栄養学	2	
7. トレーニング科学	⑮運動処方 ⑯トレーニング科学 ⑰トレーニング理論・実習	2 2 2	
8. スポーツ医学	⑱応急処置 ⑲スポーツ医学	2 2	
9. 地域におけるスポーツ行政	⑳スポーツ行政	2	
10. スポーツ理論・実習	a 2種類以上にわたるスポーツⅠ・Ⅱ・演習を系列履修のこと b スポーツA～Dの実技科目Ⅰ・Ⅱから履修のこと c スポーツⅡA1（体操）	8 6以上 1	同一種目のⅠ・Ⅱ・演習の履修は学年進行順に履修のこと 「体力の維持・向上」の観点より履修のこと
合 計		45以上	

5. レクリエーション・インストラクター資格の取り方

- (1) レクリエーション・インストラクターは、余暇やレクリエーションに関する理論と実技の基本的な学習を積み、社会福祉や企業、学校などあらゆる領域で、コミュニケーション・ワークの援助を中心に、レクリエーションを楽しく教える指導者である。この資格は、財団法人日本レクリエーション協会が認定するものである。
- (2) レクリエーション・インストラクターの資格取得に必要な科目の履修は次の表による。

日本レクリエーション協会が指定する科目		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目		備考	
科目	単位数	授業科目	単位数		
レクリエーション理論	2	レクリエーション概論	2		
レクリエーション実技	2	レクリエーション実習	2		
レクリエーション現場実習	学外実習	2 / 3	教育実習 又は 社会福祉援助技術現場実習	2 ~ 5 6	教育実習は、小学校、中学校、高等学校、障害児、幼稚園のいずれの実習でもよい。なお、教育実習又は社会福祉援助技術現場実習を履修しない場合は、日本レクリエーション協会が認定する「施設実習」を履修すること。
	事業参加	1 / 3			レクリエーション協会主催・共催事業への参加3回で1 / 3単位となる。レクリエーション概論の授業担当教官から「事業参加記録カード」をもらって、事業主催者の参加証明印を受領のうえ、同教官に提出すること。
合計		5			

文化教育

6. 日本語教師養成のための科目の取り方

- (1) 近年、日本への留学生の増大に伴い、東南アジアをはじめとする各国では日本語教師の需要が高まっており、すでに本学部へも日本語教師の派遣要請がなされている。このような状況をうけて、国際文化課程では、新たに4つの科目を新設し、日本語教師養成のためのカリキュラムを設定する。また、その修了者に対しては履修証明書を発行する。
- (2) 日本語教師に関する科目の履修は次の表による。

	中心科目群	18単位必修	発展科目群	各領域の科目から2単位以上取得計30単位以上
言語と教育	日本語教育概論	2	教育評価	2
	日本語教育教授法Ⅰ	2	国語科教育学	2
	日本語教育教授法Ⅱ	2	現代教育論	2
	日本語教育実習	4		
言語	言語学要論	2	日本語要説	2
			対照言語学	2
			日本語音声学	2
			日本語表現論	2
			日本語学演習	2
			日本語学演習Ⅱ	2
			現代日本語論	2
			日本語文法論	2
社会・文化・地域	国際文化論	2	日本語史	2
			日本文学史Ⅰ	2
			日本文学史Ⅱ	2
			日本古典文学論	2
			日本近代文学論	2
			日本文学環境論	2
			日本古典比較文学論	2
				2

社会・文化・地域			地域文化と日本文学	2
			日本の言語と文化	2
			近代文学における中国と日本	2
			日本社会経済史	2
			日本・アジアの社会と文化	2
			東南アジアの国家と社会	2
			東アジア国際関係史	2
			韓国・朝鮮社会文化史論	2
			朝鮮の社会と文化	2
			日中比較思想論	2
			中国の文学と民俗文化	2
			中国思想史Ⅰ	2
			中国思想史Ⅱ	2
			中国文学史論	2
			西アジアの言語	2
			西アジアの文化	2
			欧米の社会と文化	2
			ヨーロッパ文化論	2
			人文地理学	2
			生活文化論	2
		日本語史演習Ⅰ	2	
		日本語史演習Ⅱ	2	
		近代文学演習Ⅰ	2	
		近代文学演習Ⅱ	2	
		日本古典文学演習Ⅰ	2	
		日本古典文学演習Ⅱ	2	
		日本古典文学演習Ⅲ	2	
		日本古典文学演習Ⅳ	2	
		中国思想史演習Ⅰ	2	
		中国思想史演習Ⅱ	2	
		中国文学演習Ⅰ	2	
		中国文学演習Ⅱ	2	
言語と社会	異文化コミュニケーション論	2	スピーチ・コミュニケーション論	2
			異文化理解Ⅰ	1
			異文化理解Ⅱ	1
			異文化理解Ⅲ	1
			専門外国語	2*
			実践英語	2
			中国語学演習Ⅰ	2
			中国語学演習Ⅱ	2
言語と心理	学習心理学	2	学習心理学演習	2
			教育相談	2
			教育心理学	2
合計		18		30以上

* 専門外国語については、『学生便覧』及び『履修の手引』に載る専門外国語科目の中から2単位のみ認める。

經 濟 學 部

經 濟

佐賀大学経済学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学経済学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(入学)

第2条 本学部に入学することのできる者は、学則第9条及び第14条に定めるところによる。

(課程及びコース)

第3条 本学部の課程に次のコースを置く。

課 程	コ ー ス
経済システム課程	国際経済社会コース
	総合政策コース
経営・法律課程	企業経営コース
	法務管理コース

2 このコースは、1年次修了後、別に定めるところにより決定する。

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。

3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

4 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

5 専門教育科目は、専門科目とし、課程及びコース別に、必修科目及び選択科目に分ける。

(履修方法)

第5条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)及び経済学部履修細則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、経済学部履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第7条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

3 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第8条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 追試験及び再試験については、追試験及び再試験に関する経済学部内規の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第9条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(転入学した者の履修科目等の認定)

第10条 転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第11条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第4条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第13条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程（平成16年 4月1日制定）の定めるところによる。

（研究生）

第14条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（外国人留学生）

第15条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（公開講座）

第16条 学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月21日改正）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第5条第1項関係）

課 程			経済システム課程		経営・法律課程		
コ ー ス			国際経済社会 コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース	
教 養 教 育 科 目	大学入門科目		2	2	2	2	
	共通基礎 教育科目	外国語科目	英語	4	4	4	4
			独語、仏語、 中国語、朝鮮語	4	4	4	4
		健康・スポーツ 科目	講義・演習	2	2	2	2
			実習	2	2	2	2
	情報処理科目	講義	2	2	2	2	
		演習	1	1	1	1	
	主題科目	分野別主題科目		24	24	24	24
		共通主題科目					
	小 計			41	41	41	41
専門教育科目	専門科目	必修科目	28	26	26	26	
		選択科目	56	58	58	58	
小 計			84	84	84	84	
合 計			125	125	125	125	

佐賀大学経済学部履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 経済学部学生の専門教育科目の履修については、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学経済学部規則(平成16年4月1日制定)に定めるもののほか、本細則による。

(教養教育科目)

第2条 主題分野の登録に当たっては、第2及び第3主題分野には登録しないものとする。

2 登録前に修得した単位は登録後に必要な8単位の中にも含めることができる。

3 共通基礎教育科目における外国語科目は、英語と英語以外の外国語(独語、仏語、中国語、朝鮮語)との二ヶ国語を履修しなければならない。ただし、外国人留学生の二ヶ国語の履修については、この限りではない。

(専門教育科目)

第3条 佐賀大学経済学部規則第5条第3項の専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表Ⅰ及びⅡによる。

(履修届)

第4条 佐賀大学経済学部規則第6条の履修届は、前学期、後学期とも開講日から所定の期間までに提出しなければならない。

2 所定の期間までに履修届を提出しなければ、当該学期の単位は認定しない。

3 履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

(履修することができる専門教育科目)

第5条 別表Ⅱの授業科目(以下「科目」という。)のうち、1年次生又は2年次生から履修することができる専門教育科目は次のとおりとする。

	経済システム課程		経営・法律課程	
	国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース
1年	経済学基礎 地域と政策 基礎簿記 人権論 国際経済社会入門 総合政策入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ * 東アジア国際関係史 * 市民社会と倫理	経済学基礎 地域と政策 基礎簿記 人権論 国際経済社会入門 総合政策入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ * 東アジア国際関係史 * 市民社会と倫理	経済学基礎 地域と政策 基礎簿記 人権論 企業経営入門 法務管理入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ * 東アジア国際関係史 * 市民社会と倫理	経済学基礎 地域と政策 基礎簿記 人権論 企業経営入門 法務管理入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ * 東アジア国際関係史 * 市民社会と倫理

*の科目は教員免許取得に関連した科目である。

	経済システム課程・経営法律課程			
	国際経済社会コース・総合政策コース・企業経営コース・法務管理コース			
2年	理論経済学Ⅰ 国際交流実習 国際経済論Ⅱ 発展途上国経済論 実践経済学 地方財政論Ⅰ 金融論Ⅱ 現代企業経営論 マーケティング論Ⅱ 会社法 民法総則 環境法 社会保障法Ⅱ * 日本史上の市(いち)と都市 * 哲学要論Ⅰ	経済学原論Ⅰ 理論経済学Ⅱ 国際経済論Ⅲ 基本統計学Ⅰ 経済政策 地方財政論Ⅱ 地域モデル論 会計学原理 経営社会学 法学概論Ⅰ 物権法Ⅰ 労働法Ⅰ ** 特殊講義 * 東洋史要説 * 倫理学要論	ビジネス基礎英語 経済学原論Ⅱ 経済数学Ⅱ 基本統計学Ⅱ 財政学総論Ⅰ 公共政策学 産業組織論 情報処理概論 原価計算論 統治機構論 契約法Ⅱ 刑法Ⅱ 演習(2年) * 自然地理学 § 留学生センター開設授業	ビジネスコミュニケーション英語 経済学史Ⅰ 国際経済社会論 日本経済論 財政学総論Ⅱ 金融論Ⅰ 経営学 簿記・会計 契約法Ⅰ 行政法総論 商法総則 社会保障法Ⅰ * 日本近現代史 * 社会学要論

*印の科目は教員免許取得に関連した科目である。

**印の科目は3年次生以上に受講制限する場合がある。

§印の授業は留学生センターにおいて開設されるものである。

- 2 3年次生以上の者は、全科目履修することができる。ただし、演習（4年）は、4年次生以上の者に限る。
（外書講読の履修方法）

第6条 外書講読の履修方法は、別に定める。

（演習の履修方法）

第7条 演習の履修については、次の各号の定めによる。

- (1) 演習の履修は2年次生後学期から開始し、2年半にわたり10単位を履修しなければならない。その履修方法については別に定める。
- (2) 演習は半期登録を原則とし、半期修了の時点で新たに登録しなければならない。
- (3) 人員等の理由により、登録希望者を選抜することがある。選抜に漏れた場合、新たに登録しなければならない。

2 演習の履修要件については、別に定める。

（教員の免許状）

第8条 教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者は、次の免許状を取得することができる。

経済システム課程	中学校教諭 1種免許状（社会）
経営・法律課程	高等学校教諭 1種免許状（地理歴史・公民・商業）

- 2 教員免許状取得のための教科及び教職に関する科目は、別表Ⅲから別表Ⅹによる。
- 3 教員免許状取得に必要な科目の単位のうち、教科に関する科目の中で他学部開講科目の単位及び教職に関する科目の単位は卒業単位に算入しない。
- 4 教員免許状を取得しようとする者は、主題科目の「現代社会の構造」の分野中、現代の法と社会（日本国憲法）2単位を修得しなければならない。

（教育実習）

第9条 教育実習に参加しようとする者は、4年次の前学期までに次の各号の条件を満たしていなければならない。

- (1) 教科に関する科目については、別表ⅢからⅩに定める必要単位の2分の1以上を修得していなければならない。なお、各科目群別についても必要単位の2分の1以上を修得していなければならない。
- (2) 教職に関する科目については、教育実習及び総合演習を除く必要単位を全て修得していなければならない。
- (3) 履修中の科目は、修得見込科目として修得科目と同等に取り扱うものとする。

2 教育実習は、原則として本学部が定める教育実習校において行う。

（雑則）

第10条 この細則に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は教授会において定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月2日改正）

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年5月11日改正）

この細則は、平成17年5月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年2月1日改正）

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において現に在学する者（以下この項において、「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表Ⅰ 専門教育科目（必修科目・選択科目）

科目	課程 コース	経済システム課程		経営・法律課程	
		国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース
必修科目	学部入門科目	8	8	8	8
	学部基礎科目	8	8	8	8
	外書講読	2			
	演習（2年）	2	2	2	2
	演習（3年）	4	4	4	4
	演習（4年）	4	4	4	4
	小計	28	26	26	26
選択科目	自コースの専門科目	30	32	32	32
	課程他コース専門科目	6	6	6	6
	その他の選択科目 （教員免許取得用科目を含む）	20	20	20	20
	小計	56	58	58	58
卒業に必要な単位数				84	

（注）その他の選択科目の20単位は経済学部の専門科目のほか、教養教育科目（主題科目に限る。）及び他学部指定科目で充当することができる。他学部指定科目は別途定める。

なお、経済学部の専門科目は、必修科目（学部入門科目、学部基礎科目）と選択科目（コース専門科目、課程他コース専門科目、教員免許取得用科目、留学生センター開設授業）のことである。

別表Ⅱ 専門教育科目（コース別授業科目）
経済システム課程（国際経済社会コース）

区 分	授 業 科 目	単位数	備 考	
必修科目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、国際経済社会入門又は総合政策入門の単位を必要とする。
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		国際経済社会入門	2	
		総合政策入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	8
		経済学原論Ⅰ	2	
		日本経済論	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
	コース必修科目	外書講読	2	(前・後期4単位) (前・後期4単位)
演習(2年)		2		
演習(3年)		2		
演習(4年)		2		
選択科目	コース専門科目	ビジネス基礎英語	2	
		ビジネスコミュニケーション英語	2	
		国際交流実習	2	
		理論経済学Ⅱ	2	
		経済学原論Ⅱ	2	
		経済学史Ⅰ	2	
		経済学史Ⅱ	2	
		国際経済論Ⅰ	2	
		国際経済論Ⅱ	2	
		国際経済論Ⅲ	2	
		経済数学Ⅰ	2	
		経済数学Ⅱ	2	
		国際金融論	2	
		現代政治論	2	
		国際政治学	2	
		国際経済社会論	2	
		発展途上国経済論	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
		西洋経済史Ⅱ	2	
		日本社会史Ⅰ	2	
		日本社会史Ⅱ	2	
		マクロ経済学概論	2	
		マクロ経済分析	2	
		計量経済学Ⅰ	2	
		計量経済学Ⅱ	2	
		基本統計学Ⅰ	2	
		基本統計学Ⅱ	2	
		特殊講義	2	
		課程他コース専門科目	実践経済学(実地研修)	2
			経済政策	2
			財政学総論Ⅰ	2

経済

選 択 科 目	課程他コース専門科目	財政学総論Ⅱ	2			
		地方財政論Ⅰ	2			
		地方財政論Ⅱ	2			
		公共政策学	2			
		金融論Ⅰ	2			
		金融論Ⅱ	2			
		地域モデル論	2			
		産業組織論	2			
		社会政策	2			
		福祉社会論	2			
		社会保障論	2			
		労使関係システム	2			
		労働経済論	2			
		NPO論	2			
		サービス産業論	2			
		日本農業論	2			
		農政経済論	2			
		産業システム論	2			
		エネルギー経済論	2			
		産業構造論	2			
		地域開発論	2			
		地域調査論	2			
		地域農業論	2			
		地域システム論	2			
		経済地理学	2			
		特殊講義	2			
		目	教員免許取得用科目	日本史要説	2	
				日本近現代史	2	
				日本社会経済史	2	
日本史上の市(いち)と都市	2					
文献資料・遺構にみる交流の考古学	2					
古墳文化研究演習	2					
東洋史要説	2					
東アジア国際関係史	2					
西洋史要説	2					
自然地理学	2					
社会学要論	2					
環境と人間の組織社会学	2					
哲学要論Ⅰ	2					
倫理学要論	2					
市民社会と倫理	2					
職業指導	2					
留学生センター開設授業	アカデミック・ライティングⅠ			1		
	アカデミック・ライティングⅡ	1				
	アカデミック・スピーキングA	1				
	アカデミック・スピーキングB	1				
	TOEFL ストラテジー	1				
	TOEIC スコア・アップ	1				

経済システム課程（総合政策コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	備 考
必修科目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、国際経済社会入門又は総合政策入門の単位を必要とする。
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
人権論		2		
国際経済社会入門		2		
総合政策入門		2		
学部基礎科目	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	8
		経済学原論Ⅰ	2	
		日本経済論	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
コース必修科目	コース必修科目	演習（2年）	2	（前・後期4単位） （前・後期4単位）
		演習（3年）	2	
		演習（4年）	2	
選択科目	コース専門科目	ビジネス基礎英語	2	
		ビジネスコミュニケーション英語	2	
		実践経済学（実地研修）	2	
		経済政策	2	
		財政学総論Ⅰ	2	
		財政学総論Ⅱ	2	
		地方財政論Ⅰ	2	
		地方財政論Ⅱ	2	
		公共政策学	2	
		金融論Ⅰ	2	
		金融論Ⅱ	2	
		地域モデル論	2	
		産業組織論	2	
		社会政策	2	
		福祉社会論	2	
		社会保障論	2	
		労使関係システム	2	
		労働経済論	2	
		NPO論	2	
		サービス産業論	2	
		日本農業論	2	
		農政経済論	2	
		産業システム論	2	
		エネルギー経済論	2	
		産業構造論	2	
		地域開発論	2	
		地域調査論	2	
		地域農業論	2	
		地域システム論	2	
		経済地理学	2	
		外書講読	2	
		特殊講義	2	
		課程他コース専門科目	課程他コース専門科目	
理論経済学Ⅱ	2			
経済学原論Ⅱ	2			

経済

選 択 科 目	課程他コース専門科目	経済学史Ⅰ	2		
		経済学史Ⅱ	2		
		国際経済論Ⅰ	2		
		国際経済論Ⅱ	2		
		国際経済論Ⅲ	2		
		経済数学Ⅰ	2		
		経済数学Ⅱ	2		
		国際金融論	2		
		現代政治論	2		
		国際政治学	2		
		国際経済社会論	2		
		発展途上国経済論	2		
		日本経済史Ⅰ	2		
		日本経済史Ⅱ	2		
		西洋経済史Ⅰ	2		
		西洋経済史Ⅱ	2		
		日本社会史Ⅰ	2		
		日本社会史Ⅱ	2		
		マクロ経済学概論	2		
		マクロ経済分析	2		
		計量経済学Ⅰ	2		
		計量経済学Ⅱ	2		
		基本統計学Ⅰ	2		
		基本統計学Ⅱ	2		
		特殊講義	2		
		教員免許取得用科目	日本史要説	2	
			日本近現代史	2	
日本社会経済史	2				
日本史上の市(いち)と都市	2				
文献資料・遺構にみる交流の考古学	2				
古墳文化研究演習	2				
東洋史要説	2				
東アジア国際関係史	2				
西洋史要説	2				
自然地理学	2				
社会学要論	2				
環境と人間の組織社会学	2				
哲学要論Ⅰ	2				
倫理学要論	2				
市民社会と倫理	2				
職業指導	2				
留学生センター開設授業	アカデミック・ライティングⅠ		1		
	アカデミック・ライティングⅡ	1			
	アカデミック・スピーキングA	1			
	アカデミック・スピーキングB	1			
	TOEFL ストラテジー	1			
	TOEIC スコア・アップ	1			

経営・法律課程（企業経営コース）

区分	授業科目	単位数	備考	
必修科目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、企業経営入門又は法務管理入門の単位を必要とする。
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		企業経営入門	2	
		法務管理入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	8
		経済学原論Ⅰ	2	
		日本経済論	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
	コース必修科目	演習（2年）	2	（前・後期4単位） （前・後期4単位）
		演習（3年）	2	
		演習（4年）	2	
選択科目	コース専門科目	ビジネス基礎英語	2	
		ビジネスコミュニケーション英語	2	
		現代企業経営論	2	
		会計学原理	2	
		情報処理概論	2	
		財務管理論	2	
		経営組織論	2	
		経営労務論	2	
		流通経済論	2	
		簿記・会計	2	
		マーケティング論Ⅰ	2	
		マーケティング論Ⅱ	2	
		経営史	2	
		経営社会学	2	
		戦略経営論	2	
		流通産業論	2	
		証券論	2	
		企業論	2	
		経営管理論	2	
		管理会計論	2	
		原価計算論	2	
		経営分析	2	
		監査論	2	
		国際会計論	2	
		実践会計	2	
		財務会計論	2	
		経営工学	2	
		経営情報システムⅠ	2	
		経営情報システムⅡ	2	
	外書講読	2		
	特殊講義	2		
	課程他コース専門科目	法学概論Ⅰ	2	
		法学概論Ⅱ	2	
統治機構論		2		
行政法総論		2		

選 択 科 目	課程他コース専門科目	行政救済法	2		
		地方自治法	2		
		刑法Ⅰ	2		
		刑法Ⅱ	2		
		国際法Ⅰ	2		
		国際法Ⅱ	2		
		民法総則	2		
		物権法Ⅰ	2		
		物権法Ⅱ	2		
		債権法総論	2		
		契約法Ⅱ	2		
		不法行為法	2		
		民事手続法	2		
		商法総則	2		
		商行為法	2		
		手形・小切手法	2		
		保険法	2		
		経済法Ⅰ	2		
		経済法Ⅱ	2		
		国際経済法	2		
		環境法	2		
		国際環境法	2		
		労働法Ⅰ	2		
		労働法Ⅱ	2		
		社会保障法Ⅰ	2		
		社会保障法Ⅱ	2		
		特殊講義	2		
	教員免許取得用科目		日本史要説	2	
			日本近現代史	2	
			日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2		
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2		
		古墳文化研究演習	2		
		東洋史要説	2		
		東アジア国際関係史	2		
		西洋史要説	2		
		自然地理学	2		
		社会学要論	2		
		環境と人間の組織社会学	2		
		哲学要論Ⅰ	2		
		倫理学要論	2		
		市民社会と倫理	2		
		職業指導	2		
留学生センター開設授業			アカデミック・ライティングⅠ	1	
		アカデミック・ライティングⅡ	1		
		アカデミック・スピーキングA	1		
		アカデミック・スピーキングB	1		
		TOEFL ストラテジー	1		
		TOEIC スコア・アップ	1		

経営・法律課程（法務管理コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	備 考
必修科目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、企業経営入門又は法務管理入門の単位を必要とする。
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
人権論		2		
企業経営入門		2		
法務管理入門		2		
学部基礎科目		理論経済学Ⅰ	2	8
		経済学原論Ⅰ	2	
		日本経済論	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
コース必修科目		演習（2年）	2	（前・後期4単位） （前・後期4単位）
		演習（3年）	2	
		演習（4年）	2	
選択科目	コース専門科目	ビジネス基礎英語	2	
		ビジネスコミュニケーション英語	2	
		法学概論Ⅰ	2	
		法学概論Ⅱ	2	
		統治機構論	2	
		行政法総論	2	
		行政救済法	2	
		地方自治法	2	
		刑法Ⅰ	2	
		刑法Ⅱ	2	
		国際法Ⅰ	2	
		国際法Ⅱ	2	
		民法総則	2	
		物権法Ⅰ	2	
		物権法Ⅱ	2	
		債権法総論	2	
		契約法Ⅱ	2	
		不法行為法	2	
		民事手続法	2	
		商法総則	2	
		商行為法	2	
		手形・小切手法	2	
		保険法	2	
		経済法Ⅰ	2	
		経済法Ⅱ	2	
		国際経済法	2	
		環境法	2	
		国際環境法	2	
		労働法Ⅰ	2	
		労働法Ⅱ	2	
		社会保障法Ⅰ	2	
		社会保障法Ⅱ	2	
外書講読	2			
特殊講義	2			
課程他コース専門科目		現代企業経営論	2	

経済

選 択 科 目	課程他コース専門科目	会計学原理	2	
		情報処理概論	2	
		財務管理論	2	
		経営組織論	2	
		経営労務論	2	
		流通経済論	2	
		簿記・会計	2	
		マーケティング論Ⅰ	2	
		マーケティング論Ⅱ	2	
		経営史	2	
		経営社会学	2	
		戦略経営論	2	
		流通産業論	2	
		証券論	2	
		企業論	2	
		経営管理論	2	
		管理会計論	2	
		原価計算論	2	
		経営分析	2	
		監査論	2	
		国際会計論	2	
実践会計	2			
財務会計論	2			
経営工学	2			
経営情報システムⅠ	2			
経営情報システムⅡ	2			
特殊講義	2			
教員免許取得用科目	日本史要説	2		
	日本近現代史	2		
	日本社会経済史	2		
	日本史上の市(いち)と都市	2		
	文献資料・遺構にみる交流の考古学	2		
	古墳文化研究演習	2		
	東洋史要説	2		
	東アジア国際関係史	2		
	西洋史要説	2		
	自然地理学	2		
	社会学要論	2		
	環境と人間の組織社会学	2		
	哲学要論Ⅰ	2		
	倫理学要論	2		
	市民社会と倫理	2		
	職業指導	2		
	留学生センター開設授業	アカデミック・ライティングⅠ	1	
アカデミック・ライティングⅡ		1		
アカデミック・スピーキングA		1		
アカデミック・スピーキングB		1		
TOEFL ストラテジー		1		
TOEIC スコア・アップ		1		

別表Ⅲ 社会 中学校教諭 1種免許状（経済システム課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考
必修科目	日本史及び外国史	日本史要説	2	
		東洋史要説	2	
		西洋史要説	2	
	地 理 学 (地誌を含む。)	○人文地理学	2	
		自然地理学 ○世界地誌	2	
	法律学, 政治学	人権論 現代政治論	2 2	
社会学, 経済学	国際経済社会論 地域と政策 理論経済学Ⅰ	2 2 2		
	哲学, 倫理学, 宗教学	哲学要論Ⅰ 倫理学要論	2 2 } 2	
	計		24	
教科に関する科目 選 択 科 目	日本史及び外国史	日本近現代史	2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		日本社会史Ⅰ	2	
		日本社会史Ⅱ	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
	西洋経済史Ⅱ	2		
	地 理 学 (地誌を含む)	○都市システム論 経済地理学	2 2	
○日本の地理と風土		2		
法律学, 政治学	行政法総論	2		
	国際法Ⅰ	2		
	国際法Ⅱ	2		
	環境法	2		
	労働法Ⅰ	2		
	労働法Ⅱ	2		
国際政治学	2			
社会学, 経済学	社会学要論	2		
	環境と人間の組織社会学	2		
	経済学原論Ⅰ	2		
	日本経済論	2		
	理論経済学Ⅱ	2		
	経済学原論Ⅱ	2		
	経済学史Ⅰ	2		
	国際経済論Ⅰ	2		
	国際経済論Ⅱ	2		
	経済数学Ⅰ	2		
	経済数学Ⅱ	2		
国際金融論	2			
発展途上国経済論	2			
経済学史Ⅱ	2			

経 済

教科に関する科目	選 択 科 目	社会学，経済学	マクロ経済学概論	2	
			マクロ経済分析	2	
			計量経済学Ⅰ	2	
			計量経済学Ⅱ	2	
			経済政策	2	
			財政学総論Ⅰ	2	
			財政学総論Ⅱ	2	
			地域モデル論	2	
			産業組織論	2	
			社会政策	2	
			福祉社会論	2	
			社会保障論	2	
			労使関係システム	2	
		哲学，倫理学，宗教学	市民社会と倫理	2	
計		2			
教科に関する科目	必 修 科 目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	
			発達と教育の心理学	2	
			教育社会学	2	
			社会教育概論Ⅰ	2	
			現代教育論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
			中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2	
			中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）	2	
			中等社会科教育法Ⅲ（社会・公民）	2	
中等社会科教育法Ⅳ（社会・公民）	2				
道徳教育の研究	2				
特別活動の研究	2				
教育方法学概説	2				
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2			
	教育相談	2			
総合演習	総合演習	2			
教育実習	中学校教育実習	5	事前事後指導を含む。		
計		33			

中等社会科教育法を履修する以前に，教職概説，教育基礎論，発達と教育の心理学，教育相談及び道徳教育の研究を履修しておくこと。
教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅳ 地理歴史 高等学校教諭1種免許状（経済システム課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考
教科に関する科目	必 修 科 目	日 本 史	日本史要説	2
		外 国 史	東洋史要説	2
			西洋史要説	2
		人文地理学及び自然地理学	○人文地理学 自然地理学	2 2
		地 誌	○世界地誌	2
計		12		
選 択 科 目	日 本 史	日本近現代史	2	教職に関する科目の余剰単位（12単位まで）は選択科目に含める。
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市（いち）と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	

教科に関する科目	選択科目	日本史	日本社会史Ⅰ 日本社会史Ⅱ 日本経済史Ⅰ 日本経済史Ⅱ	2 2 2 2	} 20
		外国史	東アジア国際関係史 西洋経済史Ⅰ 西洋経済史Ⅱ	2 2 2	
	科目	人文地理学及び自然地理学	○都市システム論 経済地理学	2 2	}
		地誌	○日本の地理と風土	2	
	計			20	
必修科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2		
	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	} 2	
		発達と教育の心理学	2		
		教育社会学	2		
		社会教育概論Ⅰ	2		
		現代教育論	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2		
		中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2		
		中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）	2		
		特別活動の研究 教育方法学概説	2 2		
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2			
	教育相談	2			
総合演習	総合演習	2			
教育実習	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。		
計			27		
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2		
		人権教育論	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育 教育評価	2 2		

中等社会科教育法を履修する以前に，教職概説，教育基礎論，発達と教育の心理学及び教育相談を履修しておくこと。
教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅴ 公民 高等学校教諭 1種免許状（経済システム課程）

	科目	種目	単位数	備考		
教科に関する科目	必修科目	法律学 （国際法を含む。）	人権論 国際政治学	2 2		
		政治学 （国際政治を含む。）	現代政治論	2		
	科目	社会学，経済学 （国際経済を含む。）	国際経済社会論 地域と政策 理論経済学Ⅰ	2 2 2		
		哲学，倫理学，宗教学，心理学	哲学要論Ⅰ 倫理学要論	2 2		} 2
			計			
選択科目	法律学 （国際法を含む。） 政治学 （国際政治を含む。）	行政法総論 国際法Ⅰ 国際法Ⅱ 環境法 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ	2 2 2 2 2 2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。 教職に関する科目の余剰単位数（12単位まで）は選択科目に含める。		

教科に関する科目	選択科目	社会学要論	2	18	
		環境と人間の組織社会学	2		
		経済学原論Ⅰ	2		
		日本経済論	2		
		理論経済学Ⅱ	2		
		経済学原論Ⅱ	2		
		経済学史Ⅰ	2		
		国際経済論Ⅰ	2		
		国際経済論Ⅱ	2		
		経済数学Ⅰ	2		
		経済数学Ⅱ	2		
		国際金融論	2		
		発展途上国経済論	2		
		経済学史Ⅱ	2		
		マクロ経済学概論	2		
		マクロ経済分析	2		
		計量経済学Ⅰ	2		
		計量経済学Ⅱ	2		
		経済政策	2		
		財政学総論Ⅰ	2		
財政学総論Ⅱ	2				
地域モデル論	2				
産業組織論	2				
社会政策	2				
福祉社会論	2				
社会保障論	2				
労使関係システム	2				
哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学	市民社会と倫理	2			
計		18			
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	2
			発達と教育の心理学	2	
			教育社会学	2	
			社会教育概論Ⅰ	2	
			現代教育論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
			中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2	
			中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民)	2	
			特別活動の研究	2	
	教育方法学概説	2			
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2			
	教育相談	2			
総合演習	総合演習	2	事前事後指導を含む。		
教育実習	高等学校教育実習	3			
計		27			
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2		
		人権教育論	2		
		教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育		2
	教育評価	2			

中等社会科教育法を履修する以前に, 教育概説, 教育基礎論, 発達と教育の心理学及び教育相談を履修しておくこと。

教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅵ 商業 高等学校教諭 1種免許状（経済システム課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考	
教科に関する科目	必修科目	基礎簿記	2	教職に関する科目の余剰単位数（14単位まで）は選択科目に含める。	
		商業の関係科目	金融論Ⅰ 流通経済論		2 2
		職業指導	職業指導		2
		計			8
	選択科目	商業の関係科目	基本統計学Ⅰ		2
			基本統計学Ⅱ		2
			地方財政論Ⅰ		2
			地方財政論Ⅱ		2
			金融論Ⅱ		2
			労働経済論		2
			NPO論		2
			サービス産業論		2
			日本農業論		2
			農政経済論		2
			産業システム論		2
			エネルギー経済論		2
			産業構造論		2
			地域開発論		2
			地域調査論		2
			地域農業論		2
地域システム論	2				
企業論	2				
物権法Ⅰ	2				
物権法Ⅱ	2				
計		26			
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論 発達と教育の心理学 教育社会学 社会教育概論Ⅰ 現代教育論	2 2 2 2 2	
	必修科目	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
			商業科教育法Ⅰ	2	
			特別活動の研究	2	
			教育方法学概説	2	
	必修科目	生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2	
			教育相談	2	
			総合演習	2	
	必修科目	教育実習	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
計		25			
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2		
		人権教育論	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育 教育評価	2 2		

教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅶ 社会 中学校教諭1種免許状（経営・法律課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考
必修科目	日本史及び外国史	日本史要説	2	
		東洋史要説	2	
		西洋史要説	2	
	地 理 学 (地誌を含む。)	○人文地理学	2	
		自然地理学 ○世界地誌	2	
	法律学, 政治学	人権論 現代政治論	2 2	
社会学, 経済学	国際経済社会論	2		
	地域と政策 理論経済学Ⅰ	2 2		
哲学, 倫理学, 宗教学	哲学要論Ⅰ 倫理学要論	2 2	} 2	
計		24		
教科に関する科目	日本史及び外国史	日本近現代史	2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		日本社会史Ⅰ	2	
		日本社会史Ⅱ	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
	西洋経済史Ⅱ	2		
	地 理 学 (地誌を含む)	○都市システム論	2	
経済地理学		2		
○日本の地理と風土		2		
選択科目	法律学, 政治学	法学概論Ⅰ	2	} 2
		法学概論Ⅱ	2	
		統治機構論	2	
		行政法総論	2	
		行政救済法	2	
		地方自治法	2	
		国際法Ⅰ	2	
		国際法Ⅱ	2	
		民事手続法	2	
		経済法Ⅰ	2	
		経済法Ⅱ	2	
		国際経済法	2	
		環境法	2	
		国際環境法	2	
		労働法Ⅰ	2	
		労働法Ⅱ	2	
		社会保障法Ⅰ	2	
社会保障法Ⅱ	2			
国際政治学	2			
社会学, 経済学	社会学要論	2		
	環境と人間の組織社会学	2		
	国際経済論Ⅰ	2		

教科に関する科目	選 択 科 目	社会学，経済学	国際経済論Ⅱ	2	
			経済政策	2	
			財政学総論Ⅰ	2	
			産業組織論	2	
			社会政策	2	
			社会保障論	2	
			労使関係システム	2	
			経営組織論	2	
			経営労務論	2	
			経営史	2	
			経営社会学	2	
			戦略経営論	2	
			証券論	2	
			経営情報システムⅠ	2	
			経営情報システムⅡ	2	
教職に関する科目	必 修 科 目	哲学，倫理学，宗教学 計	市民社会と倫理	2	
		教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する 科目	教育基礎論	2	} 2
			発達と教育の心理学	2	
			教育社会学	2	
			社会教育概論Ⅰ	2	
			現代教育論	2	
		教育課程及び指導法に関 する科目	教育課程論	2	} 2
			中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2	
			中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）	2	
			中等社会科教育法Ⅲ（社会・公民）	2	
			中等社会科教育法Ⅳ（社会・公民）	2	
			道德教育の研究	2	
			特別活動の研究	2	
		教育方法学概説	2		
生徒指導，教育相談及び 進路指導等に関する科目	生徒指導論	2			
	教育相談	2			
総合演習	総合演習	2			
教育実習	中学校教育実習	5	事前事後指導を含む。		
計		33			

中等社会科教育法を履修する以前に，教育概説，教育基礎論，発達と教育の心理学，教育相談及び道德教育の研究を履修しておくこと。
 教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
 印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅷ 地理歴史 高等学校教諭1種免許状（経営・法律課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考	
教科に関する科目	必 修 科 目	日 本 史	日本史要説	2	
		外 国 史	東洋史要説	2	
			西洋史要説	2	
		人文地理学及び 自然地理学	○人文地理学 自然地理学	2 2	
		地 誌	○世界地誌	2	
計		12			
教科に関する科目	選 択 科 目	日 本 史	日本近現代史	2	} 教職に関する科目の余剰単位（12単位まで）は選択科目に含める。
			日本社会経済史	2	
			日本史上の市（いち）と都市	2	
			文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	

教科に関する科目	選択科目	日 本 史	古墳文化研究演習	2	} 20
			日本社会史Ⅰ	2	
			日本社会史Ⅱ	2	
			日本経済史Ⅰ	2	
			日本経済史Ⅱ	2	
外 国 史	東アジア国際関係史	2			
	西洋経済史Ⅰ	2			
	西洋経済史Ⅱ	2			
人文地理学及び 自然地理学	○都市システム論	2			
	経済地理学	2			
地 誌	○日本の地理と風土	2			
計			20		
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	} 2
			発達と教育の心理学	2	
			教育社会学	2	
			社会教育概論Ⅰ	2	
			現代教育論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
			中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2	
			中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）	2	
			特別活動の研究	2	
生徒指導，教育相談及び 進路指導等に関する科目	教育方法学概説	2			
	生徒指導論	2			
教育相談	2				
総合演習	総合演習	2			
教育実習	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。		
計			27		
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2		
		人権教育論	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育	2		
		教育評価	2		

中等社会科教育法を履修する以前に，教職概説，教育基礎論，発達と教育の心理学及び教育相談を履修しておくこと。

教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅸ 公民 高等学校教諭 1種免許状（経営・法律課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考	
教科に関する科目	必修科目	法 律 学 （国際法を含む。）	人権論	2	} 2
		政 治 学 （国際政治を含む。）	国際政治学 現代政治論	2	
	社会学，経済学 （国際経済を含む。）	国際経済社会論	2		
		地域と政策	2		
		理論経済学Ⅰ	2		
哲学，倫理学，宗教学， 心理学	哲学要論Ⅰ 倫理学要論	2			
計		14			
選択科目	法 律 学 （国際法を含む。）	法学概論Ⅰ 法学概論Ⅱ	2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。 教職に関する科目の余剰単位数（12単位まで）は選択科目に含める。	
政 治 学 （国際政治を含む。）	統治機構論	2			
行政法総論	2				
行政救済法	2				
地方自治法	2				

教科に関する科目	選択科目	法学 (国際法を含む。)	国際法Ⅰ	2	18
		政治学 (国際政治を含む。)	国際法Ⅱ	2	
			民事手続法	2	
			経済法Ⅰ	2	
			経済法Ⅱ	2	
			国際経済法	2	
			環境法	2	
			国際環境法	2	
			労働法Ⅰ	2	
			労働法Ⅱ	2	
			社会保障法Ⅰ	2	
			社会保障法Ⅱ	2	
			社会学要論	2	
			環境と人間の組織社会学	2	
			国際経済論Ⅰ	2	
			国際経済論Ⅱ	2	
			経済政策	2	
			財政学総論Ⅰ	2	
	産業組織論	2			
	社会政策	2			
	社会学, 経済学 (国際経済を含む。)	社会保障論	2		
		労使関係システム	2		
		経営組織論	2		
		経営労務論	2		
		経営史	2		
		経営社会学	2		
		戦略経営論	2		
		証券論	2		
		経営情報システムⅠ	2		
		経営情報システムⅡ	2		
	哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学	市民社会と倫理	2		
	計		18		
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	2
			発達と教育の心理学	2	
			教育社会学	2	
			社会教育概論Ⅰ	2	
			現代教育論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
			中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2	
			中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民)	2	
			特別活動の研究	2	
	教育方法学概説	2			
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2			
	教育相談	2			
	総合演習	2			
	教育実習	3	事前事後指導を含む。		
	計		27		
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2		
		人権教育論	2		
		視聴覚教育	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	教育評価	2		

中等社会科教育法を履修する以前に, 教職概説, 教育基礎論, 発達と教育の心理学及び教育相談を履修しておくこと。

教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表 X 商業 高等学校教諭 1 種免許状（経営・法律課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考	
必修科目	商業の関係科目	基礎簿記	2		
		簿記・会計	2		
マーケティング論Ⅰ		2			
必修科目	職業指導	職業指導	2		
	計		8		
教科に関する科目	商業の関係科目	基本統計学Ⅰ	2	教職に関する科目の余剰単位数（14単位まで）は選択科目に含める。	
		産業システム論	2		
		産業構造論	2		
		経営学	2		
		会計学原理	2		
		情報処理概論	2		
		財務管理論	2		
		流通経済論	2		
		マーケティング論Ⅱ	2		
		流通産業論	2		
		企業論	2		
		経営管理論	2		
		管理会計論	2		
		原価計算論	2		
		経営分析	2		
		国際会計論	2		
		財務会計論	2		
		契約法Ⅰ	2		
		契約法Ⅱ	2		
		会社法	2		
		民法総則	2		
		物権法Ⅰ	2		
		物権法Ⅱ	2		
		借権法総論	2		
		商法総則	2		
		商行為法	2		
手形・小切手法	2				
保険法	2				
計		26			
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	
			発達と教育の心理学	2	
			教育社会学	2	
			社会教育概論Ⅰ	2	
		現代教育論	2		
		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
			商業科教育法Ⅰ	2	
			特別活動の研究	2	
		生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	教育方法学概説	2	
生徒指導論	2				
教育相談	2				
総合演習	総合演習	2			
教育実習	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。		
計		25			
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2		
		人権教育論	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育	2		
教育評価	2				

教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

印の種目は文化教育学部で履修すること。

医 学 部

医 学

佐賀大学医学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学医学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定。以下「佐賀大学規則」という。)及び佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(副医学部長)

第2条 本学部に、佐賀大学規則第28条第2項の規定の基づき、副医学部長を置く。

2 副医学部長に関し、必要な事項は、別に定める。

(講座主任)

第3条 佐賀大学規則第10条第1項に規定する本学部の講座に講座主任を置く。

2 講座主任は、当該講座に属する教授をもって充てる。

3 講座主任は、講座の運営を総括する。

4 講座主任の任期は、2年とし、再任することができる。

第4条 削除

(入学)

第5条 本学部に入学者は、学則第9条及び第14条に定めるところによる。

2 編入学、転入学及び再入学に関する事項は、佐賀大学医学部看護学科編入学規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(教育課程の編成)

第6条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。

3 共通基礎教育科目は、外国語科目及び情報処理科目とし、健康・スポーツ科目は履修を要しない。

4 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

5 専門教育科目は、医学科にあっては専門基礎科目、基礎医学科目、機能・系統別PBL科目、臨床実習及び選択コースに区分し、看護学科にあっては、専門基礎科目、看護専門科目に区分する。

(履修方法)

第7条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から別表に示す単位をそれぞれ修得しなければならない。

2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学医学部履修細則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学医学部履修細則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(履修手続)

第8条 学生は、選択科目を履修するときは、所定の期日までに履修届を提出しなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第9条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告及び試験等によって行う。

3 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第10条 試験は、各授業科目の担当教官(教科主任を含む。)が必要と認めたときに適宜実施するものとする。

2 追試験及び再試験については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第11条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(転入学、編入学及び再入学した者の履修科目の認定)

第12条 転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び履修単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第13条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第7条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第14条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(特別聴講生)

第15条 特別聴講生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(外国人留学生)

第16条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(関連教育病院)

第17条 臨床教育の充実を期するため、国公立又は法人の設立する病院を関連教育病院に定め、学生の臨床教育の一部を行わせるものとする。

2 前項の臨床教育について必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第18条 本学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月21日改正)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月25日改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第7条第1項関係)

学 科	教 養 教 育 科 目						小 計	専 門 教 育 科 目					小 計	合 計	
	大学 入 門 科 目	共通基礎教育科目				主題科目		専 門 基 礎 科 目	基 礎 医 学 科 目	機 能 ・ 系 統 別 P B L 科 目	臨 床 実 習	選 択 コ ー ス			
		外国語科目		情報処理 科 目		分 野 別 主 題 科 目									共 通 主 題 科 目
		英 語	独語, 仏語, 中国語, 朝鮮語	講 義	演 習 I										
医学科	4	6	2	2	1	20	35	16	37	46	32	22	153	188	

別表(第7条第1項関係)

学 科	教 養 教 育 科 目						小 計	専 門 教 育 科 目			小 計	合 計
	大学 入 門 科 目	共通基礎教育科目				主題科目		専 門 基 礎 科 目	看 護 専 門 科 目			
		外国語科目		情報処理 科 目		分 野 別 主 題 科 目				共 通 主 題 科 目		
		英 語	独語, 仏語, 中国語, 朝鮮語	講 義								
看護学科	2	6	2	2		20	32	必修 選択	29 8	59	96	128

佐賀大学医学部履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学医学部学生の教養教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学医学部規則(平成16年4月1日制定)に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

(教養教育科目)

第2条 外国語科目は、英語を必修とし、独語、仏語、中国語、朝鮮語の中から1か国語を選択して履修しなければならない。

2 情報処理科目は、医学科にあっては「情報基礎概論」及び「情報基礎演習Ⅰ」を、看護学科にあっては「情報基礎概論」をそれぞれ履修しなければならない。

3 主題科目は、主題科目として開設する授業科目の中から20単位を修得しなければならない。

(専門教育科目)

第3条 医学科における専門教育科目の授業科目及び修得単位数は別表1のとおりとする。

2 看護学科における専門教育科目の授業科目及び修得単位数は別表2のとおりとする。

(履修方法)

第4条 各年度における授業科目の履修年次及び配当学期は、別表3のとおりとする。

2 医学科の選択コース科目は、2～6年次の間に履修するものとする。

3 転入学、編入学又は再入学した者の履修方法等については、別に定める。

(試験の実施)

第5条 試験の実施については、別に定める。

(授業科目等の履修に係る資格要件)

第6条 医学科3・4年次の授業科目の履修及び医学科、看護学科の臨床実習を行うための資格要件は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際、平成15年度以前に入学し在学する者については、第1条及び第3条の規定にかかわらず、入学した学科及び年度の別に別表4から別表8に定めるところにより履修するものとする。

附 則(平成17年2月17日改正)

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際、平成16年度以前に入学し在学する者については、第1条及び第3条の規定にかかわらず、入学した学科及び年度の別に別表4から別表10に定めるところにより履修するものとする。

附 則(平成17年12月15日改正)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

別表1(第3条第1項関係)

医学科専門教育科目

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門基礎科目	医療人間学	1		
	医療心理学	1		
	医療社会法制	1		
	生活医療福祉学	1		
	生活と支援技術	1		
	医療入門Ⅱ	2		
	医療入門Ⅲ	2		
	医療統計学	1		
	基礎生命科学	4		
	基礎生命科学実験	2		
	小計	16		
基礎医学科目	細胞生物学Ⅰ	2		
	細胞生物学Ⅱ	2		

	細胞生物学Ⅲ	2		
	細胞生物学Ⅳ	2		
	感染・免疫	2		
	人体科学入門	3		
	受胎・発育・成長	2		
	人体構造概説	8		
	人体機能概説Ⅰ	2		
	人体機能概説Ⅱ	2		
	人体機能概説Ⅲ	2		
	人体機能概説Ⅳ	2		
	発病機構入門	5		
	小 計	37		
機能・系統別 P B L 科目	呼吸器	5	P B L 教育 (総括講義を除く)	
	循環・腎泌尿器	4		
	消化器	4		
	血液・代謝・内分泌	4		
	小児・女性医学	5		
	皮膚・結合織	4		
	精神・神経	5		
	運動・感覚器	3		
	社会医学	6		
	プライマリーケア・救急・周術期医療	4		
	総括講義	2		
	小 計	46		
臨床実習	臨床入門	2		
	臨床実習	30		
	小 計	32		
選択コース	語学系選択科目		} 22	
	基礎系・臨床系選択科目			
	臨床選択実習(専門)			
	学外研修・ボランティア等			
	小 計		22	
	小 計	131	22	
	合 計	153		

別表2 (第3条第2項関係)
看護学科専門教育科目

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門基礎科目	プレゼンテーション技法	1		
	人体の構造・機能Ⅰ	1		
	人体の構造・機能Ⅱ	3		
	人体の構造・機能Ⅲ	1		
	微生物学	1		
	看護統計学	1		
	リハビリテーション概論	1		
	保健学	2		
	社会福祉	1		
	保健医療福祉行政論	1		
	病理学	1		
	女性の健康学	2		
	病態・疾病論Ⅰ	4		
	病態・疾病論Ⅱ	3		

専門基礎科目	地域保健と疫学	2	
	臨床薬理学	1	
	医療における倫理	1	
	臨床心理学	1	
	放射線診療	1	
	生活行動支援論		1
	リハビリテーション学		1
	臨床栄養学		1
	ヒトの遺伝の基礎と遺伝相談		1
	看護と病態		1
	保健医療福祉の最近の話題		1
	看護英会話		1
	英書で読む看護		1
	小 計	29	
看護専門科目			
看護の機能と方法	基礎的看護技術Ⅰ	3	
	基礎的看護技術Ⅱ	3	
	看護過程の展開の基礎	1	
	健康教育と集団指導の技術	1	
	家族看護論	1	
	フィジカルアセスメントⅠ	1	
	クリティカルケア	1	
	看護研究入門	1	
	看護制度・管理	1	
	看護とカウンセリング		1
	看護情報学		1
	ヘルスカウンセリング入門		1
	看護の歴史		1
	看護技術と生体反応		1
	セルフケア		1
	フィジカルアセスメントⅡ		1
小 計	13		
ライフサイクルと看護	発達看護論Ⅰ	1	
	発達看護論Ⅱ	1	
	急性期・回復期の成人看護	2	
	慢性期・終末期の成人看護	2	
	老年看護援助論	1	
	小児看護援助論	1	
	母性看護援助論	1	
	看護診断実践論	1	
	発達看護論演習Ⅰ	2	
	発達看護論演習Ⅱ	1	
	親と子の発達論		1
	ターミナルケア		1
	生活主体発達援助論		1
	小児看護臨床実践論		1
小 計	13		
地域における看護	地域看護学総論	1	
	地域看護方法論Ⅰ	1	
	在宅看護論	1	
	地域・在宅看護演習	1	
	精神保健看護論	1	
	精神看護援助論	1	

	国際保健看護論	1	
	地域ケアシステム論		1
	学校保健活動		1
	産業保健活動		1
	在宅高齢者のヘルスアセスメント		1
	地域看護方法論Ⅱ		1
	小 計	7	
臨地実習	基礎看護実習	3	
	成人看護実習	7	
	小児看護実習	2	
	母性看護実習	2	
	精神看護実習	2	
	老年看護実習	3	
	在宅看護実習	2	
	地域看護実習	3	
	総合的な実習	2	
	小 計	26	
助産コース	基礎助産学		2
	助産診断・技術学Ⅰ		2
	助産診断・技術学Ⅱ		2
	助産管理		2
	助産実習		8
	小 計		
	小 計	88	8
	合 計		96

別表3（第4条第1項関係）

医学科

教養教育科目

区 分	授 業 科 目	単 位 数	修 得 区 分	履 修 年 次												時 間 数	備 考
				1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		5 年 次		6 年 次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
大学入門科目	医療入門Ⅰ	4	必	4												60	
	小計	4		4												60	
共通基礎教育科目	外国語科目	英語A	4	必	4											120	
		英語B	2	必		2										60	
		独語Ⅰ, 仏語Ⅰ, 中国語Ⅰ, 朝鮮語Ⅰ	2	選必	2												60
	小計	8		6	2											240	
情報処理科目	情報基礎概論	2	必		2											30	
	情報基礎演習Ⅰ	1	必	1												30	
	小計	3		3												60	
主題科目	小計	20	選必		20											300	
教養教育科目合計		35															

専門教育科目

区 分	授 業 科 目	単 位 数	修 得 区 分	履 修 年 次												時 間 数	備 考
				1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		5 年 次		6 年 次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
専門基礎科目	医療人間学	1	必		1											30	
	医療心理学	1	必	1												30	
	医療社会法制	1	必						1							30	
	生活医療福祉学	1	必	1												30	

	第2外国語Ⅰ	2	選必	1	1					60
	小計	8		6	2	0	0	0		240
情報処理科目	情報基礎概論	2	必	2						30
	小計	2		2	0	0	0			30
主題科目	小計	20	選必	20						300
教養教育科目合計		32								

専門教育科目

区分	授業科目	単位数	修得区分	履修年次								時間数		備考	
				1年次		2年次		3年次		4年次		必	選		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
専門基礎科目	プレゼンテーション技法	1	必		1								20		
	人体の構造・機能												90		
	Ⅰ．解剖学	1	必		1								(30)		
	Ⅱ．生理学	3	必		3								(45)		
	Ⅲ．生化学	1	必		1								(15)		
	微生物学	1	必		1								15		
	看護統計学	1	必		1								30		
	Ⅰ．統計学の基礎														
	Ⅱ．統計ソフト演習														
	リハビリテーション概論	1	必				1						15		
	保健学	2	必		2								30		
	Ⅰ．保健学総論														
	Ⅱ．ライフサイクルと保健														
	社会福祉	1	必		1								15		
	保健医療福祉行政論	1	必			1							15		
	病理学	1	必			1							20		
	女性の健康学	2	必			2							40		
	病態・疾病論														
	Ⅰ．消化器・呼吸器など	4	必			4							80		
	Ⅱ．精神系・神経系など	3	必				3						60		
	地域保健と疫学	2	必				2						30		
	臨床薬理学	1	必				1						15		
	医療における倫理	1	必				1						15		
	臨床心理学	1	必				1						30		
	Ⅰ．臨床心理学														
	Ⅱ．カウンセリング技術														
	放射線診療		必					1					15		
生活行動支援論	1	選						1				15			
リハビリテーション学	1	選						1				15			
臨床栄養学	1	選						1				15			
ヒトの遺伝の基礎と遺伝相談	1	選							1			30			
看護と病態	1	選								1		20			
保健医療福祉の最近の話題	1	選								1		15			
看護英会話	1	選								1		30			
英書で読む看護	1	選								1		30			
専門基礎科目計		37	29	8	19	10	3	5	535	170					

医学

区分	授業科目	単位数	修得区分		履修年次								時間数		備考		
					1年次		2年次		3年次		4年次		必	選			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
看護の機能と方法	基礎的看護技術Ⅰ	3	必			3								75			
	基礎的看護技術Ⅱ	3	必				3							90			
	看護過程の展開の基礎	1	必				1							30			
	健康教育と集団指導の技術	1	必					1						30			
	家族看護論	1	必			1								15			
	フィジカルアセスメントⅠ	1	必					1						30			
	クリティカルケア	1	必					1						30			
	看護研究入門	1	必							1				30			
	看護制度・管理	1	必							1				30			
	看護とカウンセリング	1		選					1						20		
	看護情報学	1		選							1				15		
	ヘルスカウンセリング入門	1		選							1				20		
	看護の歴史	1		選								1			15		
	看護技術と生体反応	1		選								1			20		
	セルフケア	1		選								1			15		
フィジカルアセスメントⅡ	1		選								1			20			
小計		20	13	7	4	5	3	8	360	125							
看護専門科目	発達看護論Ⅰ(成人・老年)	1	必			1								30			
	発達看護論Ⅱ(母性・小児)	1	必			1								30			
	急性期・回復期の成人看護	2	必				2							45			
	慢性期・終末期の成人看護	2	必				2							45			
	老年看護援助論	1	必				1							30			
	小児看護援助論	1	必				1							30			
	母性看護援助論	1	必				1							30			
	看護診断実践論	1	必					1						15			
	発達看護論演習Ⅰ(成人・老年)	2	必					2						45			
	発達看護論演習Ⅱ(母性・小児)	1	必					1						30			
	親と子の発達論	1		選			1								20		
	ターミナルケア	1		選							1				15	合同	
	生活主体発達援助論	1		選				1						30			
小児看護臨床実践論	1		選							1			30				
小計		15	13	2	0	10	4	1	330	35							
地域における看護	地域看護学総論	1	必			1								15			
	地域看護方法論Ⅰ	1	必					1						30			
	在宅看護論	1	必					1						30			
	地域・在宅看護演習	1	必					1						30			
	精神保健看護論	1	必				1							15			
	精神看護援助論	1	必					1						30			
	国際保健看護論	1	必							1				15			
	地域ケアシステム論	1		選						1					15		
	学校保健活動	1		選						1					15		
	産業保健活動	1		選						1					15		
	在宅高齢者のヘルスアセスメント	1		選						1					15		
	地域看護方法論Ⅱ	1		選							1				20		
小計		12	7	5	0	2	4	6	150	80							
臨地実習	基礎看護実習	3	必		0.6		2.4							135			
	成人看護実習	7	必					7						315			
	小児看護実習	2	必					2						90			
	母性看護実習	2	必					2						90			
	精神看護実習	2	必					2						90			

看護専門科目	臨地実習	老年看護実習	3	必				3		135			
		在宅看護実習	2	必					2		90		
		地域看護実習	3	必					3		135		
		総合的な実習	2	必					2		90		
		小計	26	26	0	0.6	2.4	19	4	1170			
	助産コース	基礎助産学	2		選				2		60	*	
		助産診断・技術学Ⅰ	2		選				2		60	*	
		助産診断・技術学Ⅱ	2		選				2		60	*	
		助産管理	1		選				1		30	*	
		助産実習	8		選				8		360	*	
	小計	15	0	15	0	0	0	15		570			
看護専門科目計		88	59	29	4.6	20.4	30	35					
専門教育科目合計		125	88	37	23.6	30.4	33	40					

備考 *印：助産コースに必要な選択科目
 合同：医学科との合同授業

注)

助産コース以外の者

区分	科 目	備 考
1	専門基礎科目 8 つの選択科目 看護専門科目「看護の機能と方法」7 つの選択科目 看護専門科目「ライフサイクルと看護」4 つの選択科目 看護専門科目「地域における看護」5 つの選択科目	左記の中から 8 単位以上を選択しなければならない
2	「基礎助産学」(2 単位) 「助産診断・技術学Ⅰ」(2 単位) 「助産診断・技術学Ⅱ」(2 単位) 「助産管理」(1 単位)	希望者は選択してもよい

助産コースの者

科 目	備 考
「基礎助産学」(2 単位) 「助産診断・技術学Ⅰ」(2 単位) 「助産診断・技術学Ⅱ」(2 単位) 「助産管理」(1 単位) 「助産実習」(8 単位)	左記の中から 8 単位以上を選択しなければならない

医 学

佐賀大学医学部転学部及び転学科細則

(平成17年5月19日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)第32条の規定及び佐賀大学における入学後の進路変更に関する方針(平成17年3月25日制定)に基づき、佐賀大学医学部(以下「本学部」という。)に係る転学部及び転学科に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転学部・転学科の許可)

第2条 本学部の学生で他学部への転学部を志願する場合は、当該学部と協議の上、教授会の議を経て、学期の始めに許可することができる。

2 他学部の学生で本学部への転学部を志願する場合は、当該学部と協議の上、転学部を希望する前年の12月1日現在で、志願する学科の1年次に欠員があるときに限り、当該学科において第3条第2項に定める選考を実施の上、教授会の議を経て、学年の始めに2年次生に転入することとして許可することができる。

3 本学部の学生で転学科を志願する場合は、転学科を希望する前年の12月1日現在で、志願する学科の1年次に欠員があるときに限り、当該学科において第3条第2項に定める選考を実施の上、教授会の議を経て、学年の始めに2年次生に転入することとして許可することができる。

(選考)

第3条 本学部への転学部及び転学科志願者の選考作業を処理するため、教授会において、転学部転学科選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 第2条第2項及び同第3項に定める選考は、選考委員会が大学入学時の大学入試センター試験における成績及び本学における学業成績をもって書類審査を行い、当該審査に合格した者には、さらに、面接及び学力試験等を課し、教授会が総合的に判断して決定する。

3 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(願書等の提出)

第4条 本学部にて転学部及び転学科を志願する者は、所定の願書、履歴書、成績証明書を、転学部及び転学科を希望する前年の12月28日までに、医学部長へ提出しなければならない。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、転学部及び転学科に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この細則は、平成17年5月19日から施行する。

理 工 学 部

理 工

佐賀大学理工学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学理工学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(入学)

第2条 本学部に入学することのできる者は、学則第9条及び第14条に定めるところによる。

2 編入学に関する事項は、佐賀大学理工学部編入学規程(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学理工学部履修細則(平成16年4月1日制定。以下「履修細則」という。)の定めるところによる。

(学科及びコース)

第3条 本学部の学科に次のコースを置く。

学 科	コ ー ス
数理科学科	
物理科学科	
知能情報システム学科	
機能物質化学科	物質化学コース
	機能材料化学コース
機械システム工学科	
電気電子工学科	
都市工学科	都市環境基盤コース
	建築・都市デザインコース

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。

3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

4 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

5 専門教育科目は、専門科目、専門基礎科目及び専門周辺科目に区分し、学科及びコース別に、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(履修方法)

第5条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)及び履修細則の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第7条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験によって行う。

3 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第8条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 不合格と判定された科目については、再試験を行うことがある。

3 やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった科目については、追試験を行う。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第9条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)における授

業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(転入学した者の履修科目等の認定)

第10条 転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第11条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第4条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

(技術者教育プログラム等)

第12条 本学部にて技術者教育プログラム及び学術教育プログラムを置く。

2 技術者教育プログラムを置く学科及びその名称は、次のとおりとする。

知能情報システム学科	知能情報システム専修プログラム
機能物質化学科	機能材料化学コース
機械システム工学科	機械システム工学科
電気電子工学科	電気電子システム工学プログラム

3 学術教育プログラムを置く学科及びその名称は、次のとおりとする。

知能情報システム学科	知能情報システム総合プログラム
機能物質化学科	物質化学コース
電気電子工学科	電気電子工学総合プログラム

4 技術者教育プログラム及び学術教育プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第13条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第14条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(研究生)

第15条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(外国人留学生)

第16条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(公開講座)

第17条 学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年5月12日改正)

1 この規則は、平成16年5月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規則施行の際、平成16年3月31日において現に在学する者及び知能情報システム学科を平成15年度に卒業した者並びに平成16年4月1日以降において知能情報システム学科に転入学、編入学又は再入学する者については、改正後の第12条第2項及び第3項の規定を適用する。

附 則(平成17年1月21日改正)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月16日改正)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第5条第1項関係）

学科・コース	教養教育科目									小計	専門教育科目			小計	合計	
	大学 入 門 科 目	共通基礎教育科目							主題科目		専 門 科 目	専 門 基 礎 科 目	専 門 周 辺 科 目			
		外国語科目		健康・ スポーツ 科目		情報処理科目			分野別 主題科目							共通 主題科目
		英語	独語 仏語 中国語 朝鮮語	講義・ 実習	講義	演習 Ⅰ	演習 Ⅱ									
数理科学科	2	4	4	2	2				24	38	66	16	4	86	124	
物理科学科	4	4	4	2	2				22	38	78	4	4	86	124	
知能情報システム学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37	76	10	4	90	127	
機能物質 化学科	物質化学 コース	2	4		2	2		1	1	22	34	84	8	4	96	130
	機能材料 化学コース	2	4		2	2		1	1	22	34	84	8	4	96	130
機械システム工学科	2	4	4	2	2		1	1	20	36	71	15	4	90	126	
電気電子工学科	2	4	4	2	2	2	1	1	20	38	63	20	4	87	125	
都市 工学 科	都市環境 基盤コース	2	4	2	2	2	2	1		20	35	52	33	4	89	124
	建築・都市 デザインコース	2	4	2	2	2	2	1		20	35	52	33	4	89	124

佐賀大学理工学部履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 理工学部学生の教養教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学理工学部規則(平成16年4月1日制定。以下「理工学部規則」という。)に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

(教養教育科目等)

第2条 大学入門科目における授業科目名及び単位数は次のとおりとする。

学 科	授 業 科 目	単 位
数理科学科	大学入門科目	2
物理科学科	大学入門科目Ⅰ	2
	大学入門科目Ⅱ	2
知能情報システム学科	大学入門科目	2
機能物質化学科	大学入門科目	2
機械システム工学科	創造工学入門	2
電気電子工学科	大学入門科目	2
都市工学科	大学入門科目	2

- 共通基礎教育科目における外国語科目の英語は、必修とする。ただし、外国人留学生は、この限りでない。
- 知能情報システム学科知能情報システム専修プログラムの学生は、教養教育科目における主題科目について、「文化と芸術」、「思想と歴史」、「現代社会の構造」、「人間環境と健康」の中から8単位以上を修得しなければならない。
- 機能物質化学科機能材料化学コースの学生は、教養教育科目における主題科目の履修について、「文化と芸術」、「思想と歴史」、「現代社会の構造」、「人間環境と健康」の中から12単位以上を履修しなければならない。
- 機械システム工学科の学生は、教養教育科目における主題科目の履修について、「文化と芸術」、「思想と歴史」、「現代社会の構造」の中から6単位以上を、同学科の3年次に編入学した者については、12単位以上を履修しなければならない。
- 都市工学科の学生は、共通基礎教育科目における情報処理科目の演習のうち、情報基礎演習Ⅰを履修しなければならない。

(専門教育科目)

第3条 各学科及びコースの専門教育科目における専門科目及び専門基礎科目の授業科目、単位数及び履修は、別表Ⅰ-1～Ⅰ-7(以下「別表Ⅰ」という。)のとおりとする。

- 専門教育科目における専門周辺科目の授業科目、単位数及び履修は、別表Ⅱのとおりとする。
- 第1項の各年度における科目の配当年次は、別途示すものとする。

(編入学者の教養教育科目等)

第4条 理工学部の次表に示す学科の3年次に編入学した者(以下「編入学者」という。)は、教養教育科目の単位を次表のとおり修得しなければならない。

学 科	教養教育科目								合計	
	大学入門科目	共通基礎教育科目						主題科目		
		外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		分野別主題科目		共通主題科目
		英語	独語, 仏語, 中国語, 朝鮮語	講義・演習	実習	講義	演習Ⅰ			
数理科学科		2						8	10	
物理科学科		2						6	8	
知能情報システム学科								6	6	
機能物質化学科	物質化学コース	2						6	8	
	機能材料化学コース	2						12	14	
機械システム工学科		2				1		12	15	
電気電子工学科		2						6	8	
都市工学科	都市環境基盤コース	2					6	8		
	建築・都市デザインコース	2					6	8		

理 工

(編入学者の専門教育科目)

第5条 編入学者は、別表Ⅰから各学科及びコースにおいて指定された専門教育科目の単位を修得しなければならない。

(他学科及び他学部等の開講科目)

第6条 学生は、別表Ⅰに定めるところにより、本学部他学科及び他学部において開講される科目を選択科目の一部として履修することができる。

2 外国人留学生は、別表Ⅲに定める科目を別表Ⅰに定める選択科目の一部として履修することができる。

(自由科目)

第7条 別表Ⅰに定める自由科目は、理工学部規則第11条に規定する卒業の要件の単位の中に算入しない。

(履修登録)

第8条 学生は、理工学部規則第6条に規定する履修届を、前学期及び後学期とも開講日から所定期間以内に教務係へ提出しなければならない。

2 前項の履修届を提出しない場合は、当該学期に受講したすべての科目の単位は、認定されない。

3 履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

(技術者教育プログラム)

第9条 技術者教育プログラムを修了しようとする者は、所属するプログラムが定める修了要件を満たさなければならない。

2 学術教育プログラムを修了しようとする者は、所属する学科が定める卒業要件を満たさなければならない。

3 技術者教育プログラム及び学術教育プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教員免許状)

第10条 教員免許状を取得しようとする者は、所定の教育課程に定める単位のほか、免許教科ごとに別に定める科目の単位及び教養教育科目のうち日本国憲法2単位を修得しなければならない。

2 教育実習参加資格等に関する事項は、別に定める。

(卒業研究)

第11条 卒業研究(「数学講究及び卒業研究」を含む。)は通年科目とし、着手時期は学年の始めとする。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、教授会で定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月2日改正)

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月16日改正)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第4条の表機能物質化学科機能材料化学コースの主題科目の単位数、改正後の第3条別表Ⅰ-2物理科学科2専門科目の選択科目の表に規定する授業科目「回路理論」及び改正後の第3条別表Ⅰ-2機能物質化学科(機能材料化学コース)4第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位については、この限りでない。

別表Ⅰ-1(第3条第1項関係)

数理科学科

1 専門基礎科目

必修科目

授 業 科 目	単 位
微分積分学基礎Ⅰ	2
微分積分学基礎Ⅱ	2
線形代数学基礎Ⅰ	2
線形代数学基礎Ⅱ	2
微分積分学基礎演習Ⅰ	2
微分積分学基礎演習Ⅱ	2
線形代数学基礎演習Ⅰ	2
線形代数学基礎演習Ⅱ	2

2 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位
数理科学英語	2
微分積分学Ⅰ	2
微分積分学Ⅱ	2
線形代数学Ⅰ	2
線形代数学Ⅱ	2
微分積分学演習Ⅰ	2
微分積分学演習Ⅱ	2
線形代数学演習Ⅰ	2
線形代数学演習Ⅱ	2
集合・位相Ⅰ	2
集合・位相Ⅱ	2
数学講究及び卒業研究	12

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
数理文書作成Ⅰ	2	離散数学	2
数理文書作成Ⅱ	2	グラフィック数学	2
代数学Ⅰ	2	確率解析学	2
代数学Ⅱ	2	シミュレーション数学	2
幾何学Ⅰ	2	数理統計学	2
幾何学Ⅱ	2	情報数学	2
解析学Ⅰ	2	応用関数論	2
解析学Ⅱ	2	工業数学	2
微分方程式論Ⅰ	2	数学	2
微分方程式論Ⅱ	2	応用数学	2
複素関数論Ⅰ	2	数学特別講義	
複素関数論Ⅱ	2	応用数学特別講義	
プログラミング	2	他学科で開講される専門科目	

自由科目

授 業 科 目	単 位
教員免許状取得に関する科目	

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	16
専門科目	
必修科目	34
選択科目	32
専門周辺科目	4
計	86

4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	26
選択科目	24
専門周辺科目	2
計	52

5 備考

- (1) 「数理学特別講義」及び「応用数理学特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目32単位のうち6単位までは、「他学科で開講される専門科目」で充当することができる。
- (3) 専門周辺科目の授業科目、単位数及び履修は、別表Ⅱのとおりである。
- (4) 「数学講究及び卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
 - ア 教養教育科目のうち主題科目を22単位以上、大学入門科目2単位を修得していること。
 - イ 共通基礎教育科目について、所定の単位をすべて修得していること。
 - ウ 専門基礎科目を16単位並びに専門科目の必修科目中「数学講究及び卒業研究」以外の22単位を修得していること。
 - エ 「他学科で開講される専門科目」以外の専門科目の選択科目を14単位以上修得していること。
 - オ 専門周辺科目を2単位以上修得していること。
- (5) 上記(4)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「数学講究及び卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (6) 編入学者の「数学講究及び卒業研究」履修資格は、別途認定する。

別表Ⅰ - 2 (第3条第1項関係)

物理科学科

1 専門基礎科目

必修科目

授 業 科 目	単 位
物理数学A	4

2 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
物理数学B	4	電磁気学Ⅰ	2
物理数学C	4	電磁気学Ⅱ	2
力学A	2	電磁気学Ⅲ	2
力学B	2	電磁気学Ⅳ	2
力学C	2	量子力学A	4
力学D	2	量子力学B	4
物理学演習A	2	統計力学A	4
物理学演習B	2	統計力学B	4
熱力学	2	科学英語Ⅰ	1
物理学実験A	3	科学英語Ⅱ	1
		卒業研究	10

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
相対論	2	計算機物理学 B	2
物理数学 D	2	放射線物理学	2
宇宙物理学	2	光学	2
物性物理学	2	回路理論	2
物理学通論 A	2	特別講義	
物理学通論 B	3	他学科で開講される専門科目	
物理学実験 B	2	他学部で開講される専門科目	
計算機物理学 A	2	教員免許状取得に関する科目	

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	4
専門科目	
必修科目	61
選択科目	17
専門周辺科目	4
計	86

4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	4
専門科目	
必修科目	43
選択科目	5
専門周辺科目	2
計	54

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5 備考

- (1) 「特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目のうち4単位までは、他学科で開講される専門科目，他学部で開講される専門科目，教員免許状取得に関する科目及び専門周辺科目で充当することができる。
- (3) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
 - ア 主題科目及び大学入門科目について、修得単位数が18単位以上であること。
 - イ 共通基礎教育科目について、所定の単位をすべて修得していること。
 - ウ 3年次までの専門科目の必修科目をすべて修得していること。
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (5) 編入学者の「卒業研究」履修資格は、別途認定する。

別表Ⅰ - 3 (第3条第1項関係)

知能情報システム学科

1 専門基礎科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
情報数理Ⅰ	2	プログラミング概論Ⅱ	2
情報数理Ⅱ	2	プログラミング演習Ⅰ	1
プログラミング概論Ⅰ	2	プログラミング演習Ⅱ	1

2 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
線形数学Ⅰ	2	オブジェクト指向開発	2
線形数学Ⅱ	2	データベース	2
基礎解析学Ⅰ	2	形式言語とオートマトン	2
基礎解析学Ⅱ	2	ハードウェア実験	2
論理設計	2	オペレーティングシステム	2
計算機アーキテクチャ	2	情報ネットワーク	2
技術文書作成	2	科学英語Ⅰ	1
工業数学Ⅰ	2	科学英語Ⅱ	1
工業数学Ⅱ	2	情報システム実験	2
情報理論	2	情報ネットワーク実験	2
データ構造とアルゴリズム	2	システム開発実験	2
確率統計	2	シミュレーション実験	2
ソフトウェア工学	2	卒業研究	12

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
応用線形数学	2	デジタル通信技術	2
情報代数と符号理論	2	情報社会と倫理	2
コンピュータグラフィックス	2	情報と職業	2
記号論理学	2	画像情報処理	2
コンパイラ	2	モデリングとシミュレーション	2
数値解析	2	自主演習	1
グラフと組合せ	2	情報学特別講義	
信号処理	2	他学科で開講される専門科目	
人工知能	2	他学科で開講される専門周辺科目	
プログラミング言語論	2	教員免許状取得に関する科目	

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	10
専門科目	
必修科目	60
選択科目	16
専門周辺科目	4
計	90

4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	} 54
必修科目	
専門科目	
必修科目	
選択科目	} 2
専門周辺科目	
計	56

ただし、専門基礎科目及び専門科目の中で以下の科目の単位を修得すること。

(1) 次の2項目のうちいずれかの項目の科目

- ア 「情報システム実験」、「情報ネットワーク実験」、「シミュレーション実験」、「システム開発実験」のうち2科目及び「プログラミング概論Ⅰ」、「プログラミング演習Ⅰ」、「プログラミング概論Ⅱ」、「プログラミング演習Ⅱ」
- イ 「情報システム実験」、「情報ネットワーク実験」、「シミュレーション実験」、「システム開発実験」

(2) 「情報理論」、「データ構造とアルゴリズム」、「工業数学Ⅰ」、「工業数学Ⅱ」、「ソフトウェア工学」、「技術文書作成」、「科学英語Ⅰ」、「科学英語Ⅱ」及び「卒業研究」

5 備考

(1) 「情報学特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。

(2) 「自主演習」の単位数は1単位として、同一学期で1単位修得可能で、卒業要件単位として最大6単位まで修得できる。

(3) 知能情報システム専修プログラムの学生は、「情報社会と倫理」の単位を修得しなければならない。

(4) 知能情報システム総合プログラムの学生は、専門科目の選択科目16単位のうち6単位までは、「他学科で開講される専門科目」及び「教員免許状取得に関する科目」並びに4単位を超えて修得した専門周辺科目で充当することができる。

(5) 「情報システム実験」、「情報ネットワーク実験」、「シミュレーション実験」、「システム開発実験」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。

ア 理工学部規則の別表に定める卒業要件単位を66単位以上修得していること。

イ 教養教育科目のうち、大学入門科目2単位を修得していること。

ウ 共通基礎教育科目について、外国語科目を6単位以上、健康・スポーツ科目を4単位、情報処理科目を3単位修得していること。

エ 「情報数理Ⅰ」、「情報数理Ⅱ」、「計算機アーキテクチャ」、「プログラミング概論Ⅰ」、「プログラミング演習Ⅰ」、「線形数学Ⅰ」、「線形数学Ⅱ」、「基礎解析学Ⅰ」、「基礎解析学Ⅱ」、「論理設計」、「ハードウェア実験」の単位を全て修得していること。

(6) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。

ア 理工学部規則の別表に定める卒業要件単位を106単位以上修得していること。

イ 教養教育科目のうち、大学入門科目2単位及び主題科目16単位以上を修得していること。

ウ 共通基礎教育科目について、所定の単位をすべて修得していること。

エ 専門周辺科目について、2単位以上を修得していること。

オ 専門基礎科目の全て、並びに専門科目のうち「ハードウェア実験」、「情報システム実験」、「情報ネットワーク実験」、「シミュレーション実験」、「システム開発実験」の単位をすべて修得していること。

(7) 上記(6)の規定に関わらず、2年終了時点の成績が特に優秀であると認められる者については3年生から「卒業研究」を含む4年次開講科目の履修を認める。

(8) 編入学者の「卒業研究」履修資格は別途認定する。

別表Ⅰ - 4 (第3条第1項関係)
機能物質化学科 (物質化学コース)

1 専門基礎科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
基礎数学及び演習Ⅰ	2	基礎物理学及び演習Ⅰ	2
基礎数学及び演習Ⅱ	2	基礎物理学及び演習Ⅱ	2

2 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
基礎化学Ⅰ	2	技術英語Ⅰ	1
基礎化学Ⅱ	2	技術英語Ⅱ	1
基礎化学Ⅲ	2	基礎化学実験Ⅰ	2
基礎化学Ⅳ	2	基礎化学実験Ⅱ	2
基礎化学演習Ⅰ	1	機能物質化学実験Ⅰ	4
基礎化学演習Ⅱ	1	機能物質化学実験Ⅱ	4
科学英語Ⅰ	1	機能物質化学実験Ⅲ	4
科学英語Ⅱ	1	機能物質化学実験Ⅳ	4
		卒業研究	8

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
A群			
無機化学Ⅰ	2	エネルギー材料工学	2
無機化学Ⅱ	2	固体科学	2
錯体構造化学	2	セラミックス工学	2
錯体物性化学	2	環境無機材料工学	2
電気化学	2	セラミックス科学	2
電子材料工学	2	先端無機化学	2
固体材料解析工学	2	機能物質化学特講Ⅰ	2
B群			
有機化学Ⅰ	2	構造生物化学	2
有機化学Ⅱ	2	生物情報化学	2
有機反応化学Ⅰ	2	有機材料化学Ⅰ	2
有機反応化学Ⅱ	2	有機材料化学Ⅱ	2
機能有機化学Ⅰ	2	高分子合成化学	2
機能有機化学Ⅱ	2	高分子物性化学	2
有機金属化学Ⅰ	2	機能物質化学特講Ⅱ	2
有機金属化学Ⅱ	2		
C群			
化学熱力学Ⅰ	2	分子分光學	2
化学熱力学Ⅱ	2	物質移動論	2
量子化学Ⅰ	2	溶液物理化学	2
量子化学Ⅱ	2	構造化学	2
反応速度論	2	機能物質化学特講Ⅲ	2
統計熱力学	2		

D群			
基礎分析化学	2	化学工学基礎 I	2
分離化学	2	化学工学基礎 II	2
環境分析化学	2	環境化学工学	2
地球環境化学	2	電気分析化学	2
物質循環化学	2	材料分析化学	2
溶液化学	2	機能物質化学特講IV	2
分子計測化学	2		
その他			
化学技術者倫理	2	知的財産権法	2

自由科目

授 業 科 目	単 位
教員免許状取得に関する科目	

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	8
専門科目	
必修科目	42
選択科目	42
専門周辺科目	4
計	96

4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	20
選択科目	32
専門周辺科目	4
計	56

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5 備考

- 専門科目の選択科目は「機能材料化学コースで開講される専門科目」から充当することができる。
- コース進学（プログラム履修）は原則として、1年次で開講されている基礎化学実験Ⅰ及びⅡを修得し、さらにそれ以外の専門基礎科目及び専門科目10科目のうち、7科目以上を修得している者に対して認められる。
- 2年次以上向けに開講されている専門科目は、コース進学（プログラム履修）が許可されている者のみ受講することが出来る。
- 専門科目の選択科目は、各科目群（A～D）より少なくともそれぞれ4単位以上を修得しなければならない。
- 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たすものに対して認められる。
 - 理工学部規則別表に定める卒業要件単位を108単位以上修得していること。
 - 専門教育科目の卒業要件単位を80単位以上修得していること。
 - 1年次で開講されている専門基礎科目及び専門科目を全て修得していること。
 - 機能物質化学実験Ⅰ～Ⅳをすべて修得していること。
- 上記(5)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- 編入学者の「卒業研究」履修資格は別途認定する。

機能物質化学科（機能材料化学コース）

1 専門基礎科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
基礎数学及び演習Ⅰ	2	基礎物理学及び演習Ⅰ	2
基礎数学及び演習Ⅱ	2	基礎物理学及び演習Ⅱ	2

2 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
基礎化学Ⅰ	2	分離工学	2
基礎化学Ⅱ	2	反応工学	2
基礎化学Ⅲ	2	環境化学	2
基礎化学Ⅳ	2	分離分析化学	2
基礎化学演習Ⅰ	1	機器分析化学	2
基礎化学演習Ⅱ	1	工業数学	2
無機化学	2	化学技術者倫理	2
応用無機化学	2	知的財産権法	2
無機材料科学	2	科学英語Ⅰ	1
無機材料工学	2	科学英語Ⅱ	1
有機化学	2	技術英語Ⅰ	1
応用有機化学	2	技術英語Ⅱ	1
生物化学	2	基礎化学実験Ⅰ	2
高分子化学	2	基礎化学実験Ⅱ	2
物理化学Ⅰ	2	機能物質化学実験Ⅰ	4
物理化学Ⅱ	2	機能物質化学実験Ⅱ	4
応用物理化学	2	機能物質化学実験Ⅲ	4
化学工学Ⅰ	2	機能物質化学実験Ⅳ	4
化学工学Ⅱ	2	卒業研究	8

自由科目

授 業 科 目	単 位
教員免許状取得に関する科目	

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	8
専門科目	
必修科目	84
専門周辺科目	4
計	96

4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	8
必修科目	84
専門科目	4
必修科目	
専門周辺科目	
計	96

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

教育上有益と認めるときは、学生が本学に編入学する前に高等専門学校又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき、機能物質化学科機能材料化学コースの専門教育科目の50単位を超えない範囲で、本学科における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業要件単位に含めることができる。

5 備考

- (1) コース進学（プログラム履修）は原則として、1年次で開講されている基礎化学実験Ⅰ及びⅡを修得し、さらにそれ以外の専門基礎科目及び専門科目10科目のうち、7科目以上を修得している者に対して認められる。
- (2) 2年次以上向けに開講されている専門科目は、コース進学（プログラム履修）が許可されている者のみ受講することが出来る。
- (3) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たすものに対して認められる。
 - ア 理工学部規則別表に定める卒業要件単位を104単位以上修得していること。
 - イ 専門教育科目の卒業要件単位を76単位以上修得していること。
 - ウ 1年次で開講されている専門基礎科目及び専門科目を全て修得していること。
 - エ 機能物質化学実験Ⅰ～Ⅳをすべて修得していること。
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (5) 編入学者の履修すべき科目及び「卒業研究」履修資格は別途認定する。

別表Ⅰ - 5（第3条第1項関係）
機械システム工学科

1 専門基礎科目
必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
微分積分学Ⅰ	2	工業力学Ⅰ	2
微分積分学Ⅱ	2	工業力学Ⅱ	2
線形代数学	2	図学製図	1
物理学概説	2	実用英語基礎Ⅰ	1
		実用英語基礎Ⅱ	1

2 専門科目
必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
応用関数論	2	機械工作実習Ⅱ	1
確率・統計	2	機械工学実験Ⅰ	1
科学技術英語	2	機械工学実験Ⅱ	1
数値計算法	2	機械要素設計製図Ⅰ	1
流体力学	2	機械要素設計製図Ⅱ	1
熱力学Ⅰ	2	機械工学設計製図	1
材料力学Ⅰ	2	微分積分学演習Ⅰ	1
機械材料	2	微分積分学演習Ⅱ	1
機械設計Ⅰ	2	線形代数学演習	1
機械工作Ⅰ	2	工業力学演習Ⅰ	1

理 工

機構学	2	工業力学演習Ⅱ	1
機械力学Ⅰ	2	流体工学演習	1
機械制御Ⅰ	2	熱力学演習	1
計測工学	2	材料力学演習	1
技術者倫理	2	卒業研究	6
機械工作実習Ⅰ	1		

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
応用解析学	2	トライボロジー概論	2
流体力学	2	機械工作Ⅱ	2
流体機械	2	生産システム概論	2
圧縮性流体力学	2	機械力学Ⅱ	2
熱力学Ⅱ	2	機械制御Ⅱ	2
伝熱工学	2	メカトロニクス	2
エネルギー変換工学Ⅰ	2	ロボット工学	2
エネルギー変換工学Ⅱ	2	自動車工学	2
材料力学Ⅱ	2	基礎電気電子工学	2
弾・塑性力学	2	機械システム学外実習	1
材料強度学	2	機械工学特別講義	
機械設計Ⅱ	2	他学科で開講される専門科目	
構造力学	2		

自由科目

授 業 科 目	単 位
教員免許状取得に関する科目	
機械工学基礎演習	

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	15
専門科目	
必修科目	51
選択科目	20
専門周辺科目	4
計	90

4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の単位数は、前項「3 専門教育科目の卒業要件単位」と同じ90単位である。

なお、教育上有益と認めるときは、学生が本学に編入学する前に高等専門学校又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき、機械システム工学科の専門教育科目の50単位を超えない範囲で、本学科における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業要件単位に含めることができる。

5 備考

- (1) 「機械工学特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目20単位のうち8単位までは、「他学科で開講される専門科目」で充当することができる。
- (3) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
 - ア 理工学部規則別表に定める卒業要件単位を100単位以上修得していること。
 - イ 教養教育科目のうち、大学入門科目2単位を修得し、かつ、主題科目の修得単位が12単位以上であること。

- ウ 共通基礎教育科目について、所定の単位をすべて修得していること。
 - エ 専門基礎科目を修得していること。
 - オ 3年次までに開講される「設計・製図」及び「実験・実習」を修得していること。
 - カ 専門周辺科目を2単位以上修得していること。
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点の成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (5) 編入学者の「卒業研究」履修資格は、別途認定する。

別表1 - 6 (第3条第1項関係)

電気電子工学科

1 専門基礎科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
微分積分学	2	ベクトル解析学	2
微分積分学演習	1	複素関数論	2
線形代数学	2	確率統計学	2
線形代数学演習	1	電気系基礎物理学	2
電気系数学演習	1	電気系化学・生物学	2
微分方程式	2	電気電子工学基礎演習	1

2 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
電気回路Ⅰ及び演習	3	信号解析論	2
電気回路Ⅱ及び演習	3	論理回路	2
電気回路Ⅲ	2	プログラミング演習	1
電気回路Ⅲ演習	1	エネルギー変換工学	2
電磁気学Ⅰ及び演習	3	情報通信工学	2
電磁気学Ⅱ及び演習	3	技術英語	1
電磁気学Ⅲ	2	プロジェクト基礎実験	1
電磁気学Ⅲ演習	1	電気電子工学実験Ⅰ	1
電子回路	2	電気電子工学実験Ⅱ	1
電子回路演習	1	電気電子工学実験Ⅲ	1
電子計測	2	プロジェクト応用実験	2
電子物性論	2	卒業研究	6

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
離散数学	2	制御理論	2
工業力学	2	情報伝送工学	2
電気設計学	2	L S I 回路設計	2
電気機器学	2	光通信技術	2
パワーエレクトロニクス	2	通信法規	2
電気電子材料学	2	コンピュータ工学	2
電気法規及び電力管理	2	半導体デバイス工学	2
環境電気工学	2	音響工学	2
センサ工学	2	アナログ回路設計	2
放電工学	2	アルゴリズム論	2
プラズマエレクトロニクス	2	画像処理工学	2
オプトエレクトロニクス	2	情報処理工学	2
システム制御工学	2	電気電子工学学外実習	1

エネルギーシステム工学	2	電気電子工学特別講義	
計算機ソフトウェア	2	他学科で開講される専門科目	
マイクロ波光学	2	他学部で開講される専門科目	
情報理論	2		

自由科目

授 業 科 目	単 位
技術者倫理 教職免許状取得に関する科目	2

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	20
専門科目	
必修科目	47
選択科目	16
専門周辺科目	4
計	87

4 第3年次編入学生の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	} 52
必修科目	
専門科目	
必修科目	
選択科目	
専門周辺科目	2
計	54

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5 備考

- (1) 電気電子工学科特別講義の具体的科目名および単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目16単位のうち2単位は、「他学科で開講される専門科目」及び「他学部で開講される専門科目」ならびに卒業要件単位を超えて修得した専門周辺科目で充当することができる。
- (3) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
 - ア 主題科目を18単位以上修得し、大学入門科目2単位及び共通基礎教育科目について所定の16単位をすべて修得していること。ただし、主題科目のうち登録した主題分野から8単位以上修得していること。
 - イ 専門基礎科目を20単位、専門周辺科目を4単位修得していること。
 - ウ 専門科目の必修科目を41単位、専門科目の選択科目を12単位以上修得していること。
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められるものについては、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (6) 編入学生の「卒業研究」の履修資格は、別途認定する。

別表Ⅰ - 7 (第3条第1項関係)

都市工学科

1 専門基礎科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
専門基礎数学演習Ⅰ	2	都市工学基礎演習	2
専門基礎数学演習Ⅱ	2	基礎設計製図演習	2
専門基礎数学演習Ⅲ	2	コミュニケーション英語	1
専門基礎力学演習	2	技術英語	1
構造力学基礎	2	測量学Ⅰ	2
構造力学基礎演習	2	測量学実習Ⅰ	1
都市工学概論	2		

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
建設構造力学	2	都市構成論	2
システム分析	2	環境デザイン学	2
土質力学	2	建設材料学	2
水理学	2		

2 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位
卒業研究	8

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
<コース共通科目>			
測量学Ⅱ	2	建設施工・維持管理工学	2
測量学実習Ⅱ	1	建設材料実験演習	2
統計数理	2	都市防災工学	2
工業数学	2	都市交通システム学	2
構造力学実験演習	2	都市・地域計画	2
鉄骨構造学	2	都市・地域環境計画	2
地震工学	2	地区環境計画演習	2
鉄筋コンクリートの力学	2	インターンシップ	2
鉄筋コンクリート構造	2	技術者倫理	2
ランドスケープデザイン	2	コース共通特別演習	2
<都市環境基盤コース科目>			
地盤工学実験演習	2	流域水工学	2
地盤工学	2	水環境システム工学	2
基礎地盤設計演習	2	環境衛生工学	2
地盤環境学	2	環境生態工学	2
水工水理学	2	廃棄物処理	2
水工学実験演習	2	都市環境基盤特別講義	2
<建築・都市デザインコース科目>			
居住環境デザイン演習	4	建築環境工学	2
建築都市デザイン演習Ⅰ	4	建築空間史	2
建築都市デザイン演習Ⅱ	4	建築エレメント	2
居住環境計画	2	現代建築概論	2
地域施設計画	2	都市デザイン	2

建築法制度とデザイン	2	建築環境工学演習	2
デザイン手法分析	2	建築・都市デザイン特別講義	

自由科目

授 業 科 目	単 位
基礎物理数学演習 教員免許状取得に関する科目	1

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	23
選択科目	10
専門科目	
必修科目	8
選択科目	44
専門周辺科目	4
計	89

専門科目の選択科目の履修方法は以下の通りとする。

- (1) 都市環境基盤コースに進学した者は、専門科目の選択科目の卒業要件44単位のうち、都市環境基盤コース科目及びコース共通科目から34単位以上を修得すること。
- (2) 建築・都市デザインコースに進学した者は、専門科目の選択科目の卒業要件44単位のうち、建築・都市デザインコース科目及びコース共通科目から34単位以上を修得すること。

4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	} 50
必修科目	
選択科目	
専門科目	}
必修科目	
選択科目	
専門周辺科目	4
計	54

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

編入学後の専門科目の選択科目の履修方法については別途定める。

5 備考

- (1) コース進学は、2年次前学期終了時までには開講される専門基礎科目及び専門科目のうち、8科目以上を修得している者に認められる。コース進学を認められなかった者は、2年次後学期以降に開講される専門科目を履修することは出来ない。
- (2) 「コース共通特別演習」、「都市環境基盤特別講義」及び「建築・都市デザイン特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (3) 専門科目の選択科目の単位として、合計10単位を上限として、次の修得単位より充当することが出来る。
 - ア 専門基礎科目の選択科目の卒業要件単位を超えて修得した単位
 - イ 専門周辺科目の卒業要件単位を超えて修得した単位
 - ウ 他学科で開講される専門科目
 - エ 他学部で開講される専門教育科目
 - オ 共通基礎教育科目の「情報基礎演習Ⅱ」の単位
 - カ 共通基礎教育科目の「仏語」「仏語」「中国語」「朝鮮語」の2単位を超えて修得した単位

- (4) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項のいずれかを満たすものに対して認められる。
 ただし、「卒業研究」の履修は4年次前学期から開始するものとする。
- ア 3年次前学期終了時まで(3年を超えて在学し「卒業研究」を未履修の者にあつては、各年の前学期終了時まで)に、次の各号を満たしていること。
- (1) 主題科目の修得単位が14単位以上であること。
 - (2) 大学入門科目及び共通基礎教育科目の卒業要件単位を修得していること。
 - (3) 専門基礎科目の必修科目のうち、「コミュニケーション英語」及び「技術英語」を除く、全ての科目を修得していること。
 - (4) 専門周辺科目の修得単位が2単位以上であること。
 - (5) 専門基礎科目の選択科目の修得単位が10単位以上であること。
 - (6) 専門科目の修得単位が24単位以上であること。
- イ 3年次後学期終了時まで(3年を超えて在学し「卒業研究」を未履修の者にあつては、各年の後学期終了時まで)に、アの条件を満たし、かつ理工学部規則別表の卒業要件単位を100単位以上修得していること。
- (5) 上記(4)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (6) 編入学者の「卒業研究」履修資格は、別途認定する。

別表Ⅱ(第3条第2項関係)

専門周辺科目

区分	授 業 科 目	単位数	備 考
Ⅰ	理工学基礎科学	2	1 各学科が他学科の学生に開講するもので、主として2、3年次生対象とする。 2 毎年度ごとに、具体的な授業名及び対象学科学生を定め、それぞれ複数科目開講する。
	理工学基礎技術	2	
Ⅱ	理工学トピックス	2又は1	1 主として3、4年次対象とする。 2 毎年度ごとに、具体的なテーマ等を定め開講する。
	理工学先端科学	2又は1	
	理工学先端技術	2又は1	

履修方法

- 1 学生は、区分Ⅰから、次のとおり単位を修得しなければならない。
 - (1) 数理科学科、物理科学科及び情報システム学科の学生は、「理工学基礎技術」を少なくとも2単位
 - (2) 機械システム工学科、電気電子工学科及び都市工学科の学生は、「理工学基礎科学」を少なくとも2単位
 - (3) 機能物質化学科の学生は、「理工学基礎技術」及び「理工学基礎科学」をそれぞれ2単位以上
- 2 学生は、上記1の単位を含めて、各学科が定める単位数を修得しなければならない。
- 3 区分Ⅱの授業科目の履修方法等については、その都度指示する。

別表Ⅲ(第4条第2項関係)

外国人留学生特別科目

授 業 科 目	単 位
理工学基礎Ⅰ	2
理工学基礎Ⅱ	2
理工学基礎演習Ⅰ	1
理工学基礎演習Ⅱ	1

技術者教育プログラムの履修に関し必要な事項（第9条関係）

平成17年4月1日
理工学部教務委員会

知能情報システム専修プログラム

（知能情報システム学科）

- (1)本教育プログラムを履修しようとする者は、所定の期日までに登録しなければならない。
- (2)本学科に入学した者が本教育プログラムを修了するには、本学科の卒業要件を満たさなければならない。
- (3)本学科に編入学した者が本教育プログラムを修了するには、次の各項を満たさなければならない。
 - ア 本学科の卒業要件を満たしていること。
 - イ 専門基礎科目、専門科目の必修科目、「情報社会と倫理」の単位を全て修得していること。
- (4)本教育プログラムの登録を取り下げた者は、所定の期日までに願出しなければならない。
- (5)本教育プログラムの履修者のうち、次の各項の一に該当する者は、本教育プログラムの登録を抹消される。
 - ア 本教育プログラムの修了要件を満たす前に、本学科の卒業要件を満たして卒業した者
 - イ 退学した者
 - ウ 除籍された者
 - エ 転学、転学部又は転学科した者
- (6)本教育プログラムの登録を取り下げた者及び本教育プログラムの登録を抹消された者は、原則として本教育プログラムに再度登録することはできない。
- (7)平成15年3月31日において現に在学する者（以下、「在学者」という。）及び平成15年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が本教育プログラムを修了するための要件は別途定める。
- (8)以上のほか、本教育プログラムを履修するために必要な事項は別途定める。

機能材料化学コース

（機能物質化学科）

本教育プログラムの修了要件は、機能物質化学科機能材料化学コースの卒業要件と同一である。

機械システム工学科

（機械システム工学科）

本教育プログラムの修了要件は、機械システム工学科の卒業要件と同一である。

電気電子システム工学プログラム

（電気電子工学科）

- (1)本教育プログラムを履修しようとする者は、所定の期日までに登録しなければならない。
- (2)本学科に入学した者が本教育プログラムを修了するには、次の各項を満たさなければならない。
 - ア 本学科の卒業要件を満たしていること。
 - イ 本学科が開講する「技術者倫理」の単位を修得していること。
 - ウ 本学科が開講する専門科目の選択科目に関しては、三分野（環境・エネルギー分野、エレクトロニクス分野、情報通信分野）の一つを登録し、その分野から16単位以上修得していること。ただし、三分野に対応する科目表は別途指示する。
 - エ 卒業要件に関する全ての専門科目のGPA評価点が、20以上であること。ただし、GPAは、修得した科目の成績（優：3点、良：2点、可：1点）の平均値とする。

ここで、GPAとは、Grade Point Averageの略であり、以下の式により計算する。

$$GPA = (\text{優の数} \times 3 + \text{良の数} \times 2 + \text{可の数} \times 1) / (\text{優の数} + \text{良の数} + \text{可の数})$$
 - オ 編入学者の「電気電子システム工学プログラム」修了要件は、個別に設定する。
- (3)本教育プログラムの登録を取り下げた者は、所定の期日までに願出なければならない。
- (4)本教育プログラムの履修者のうち、次の各項の一に該当する者は、本教育プログラムの登録を抹消される。
 - ア 卒業研究着手時の成績で、(2)-エの要件を満たしていない者
 - イ 本教育プログラムの修了要件を満たす前に、本学科の卒業要件を満たして卒業した者
 - ウ 退学した者
 - エ 除籍された者
 - オ 転学、転学部又は転学科した者
- (5)本教育プログラムの登録を取り下げた者及び本教育プログラムの登録を抹消された者は、原則として本教育プログラム

に再度登録することはできない。

学術教育プログラムの履修に関し必要な事項（第9条関係）

平成17年4月1日
理工学部教務委員会

知能情報システム総合プログラム

（知能情報システム学科）

本教育プログラムの修了要件は、知能情報システム学科の卒業要件と同一である。

物質化学コース

（機能物質化学科）

本教育プログラムの修了要件は、機能物質化学科物質化学コースの卒業要件と同一である。

電気電子工学総合プログラム

（電気電子工学科）

本教育プログラムの修了要件は、電気電子工学科の卒業要件と同一である。

教育職員免許状取得に必要な単位の修得方法（第10条第1項関係）

平成18年1月25日

理工学部教務委員会

教養教育科目の主題科目「現代の法と社会(日本国憲法)」2単位、「情報機器の操作」(別表1)、「教科に関する科目」(別表2)及び「教職に関する科目」(別表3)に定める単位を修得することにより、教育職員免許状を取得することができる。

なお、高等学校1種普通免許状(工業)を取得する場合の「教職に関する科目」23単位は、当分の間、工業の教科に関する科目をもって替えるものとする。

(別表1)

情報機器の操作

学 科	授 業 科 目	単 位	備 考
数理科学科	数理文書作成Ⅰ	2	} いずれか2単位 } 選択
	数理文書作成Ⅱ	2	
物理科学科	計算機物理学A	2	
知能情報システム学科	プログラミング演習Ⅰ	1	
	プログラミング演習Ⅱ	1	
	技術文書作成	2	
機能物質化学科 (物質化学コース)	情報基礎演習Ⅰ	1	
	情報基礎演習Ⅱ	1	
機能物質化学科 (機能材料化学コース)			
機械システム工学科			
電気電子工学科			
都市工学科	情報基礎概論	2	
	情報基礎演習Ⅰ	1	

(別表2)

教科に関する科目

数理科学科 [中学校1種又は高等学校1種普通免許状(数学)を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
代 数 学	線形代数学Ⅰ	2		
	線形代数学Ⅱ	2		
	代数学Ⅰ		2	
	代数学Ⅱ		2	
	離散数理学		2	
	数理学		2	
幾 何 学	集合・位相Ⅰ	2		
	集合・位相Ⅱ	2		
	幾何学Ⅰ		2	
	幾何学Ⅱ		2	
	複素関数論Ⅰ		2	
	複素関数論Ⅱ		2	
	グラフィック数理学		2	
解 析 学	微分積分学Ⅰ	2		
	微分積分学Ⅱ	2		
	解析学Ⅰ		2	
	解析学Ⅱ		2	
	微分方程式論Ⅰ		2	
	微分方程式論Ⅱ		2	
	応用関数論		2	
「 確 率 論 , 統 計 学 」	確率解析学		2	} 中1種免,高1種免ともに } いずれか1科目選択必修
	数理統計学		2	
	工業数理学		2	
	応用数理学		2	
コ ン ピ ュ ー タ	プログラミング		2	} 中1種免,高1種免ともに } いずれか1科目選択必修
	情報数理学		2	
	シミュレーション数理学		2	
計			26	中学校
			34	高等学校

理 工

物理科学科 [中学校 1 種又は高等学校 1 種普通免許状 (理科) を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
物 理 学	物理数学 B	4		中 1 種免, 高 1 種免ともに必修 中 1 種免, 高 1 種免ともに必修
	物理数学 C	4		
	物理数学 D		2	
	力学 A	2		
	力学 B	2		
	力学 C	2		
	力学 D	2		
	電磁気学 I	2		
	電磁気学 II	2		
	電磁気学 III	2		
	電磁気学 IV	2		
	量子力学 A	4		
	量子力学 B	4		
	物理学通論 A		2	
	物理学通論 B		2	
	放射線物理学		2	
	相対論		2	
	熱力学	2		
	統計力学 A	4		
	統計力学 B	4		
物性物理学		2		
光学		2		
計算機物理学 B		2		
物 理 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験 A	3		
	物理学実験 B		3	
化 学	化学概論 I		2	中 1 種免, 高 1 種免ともに必修
	化学概論 II		2	
化 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	化学実験 I		1	中 1 種免は必修
	化学実験 II		1	
生 物 学	生物学概論 I		2	中 1 種免, 高 1 種免ともに必修
	生物学概論 II		2	
生 物 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学実験 I		1	中 1 種免は必修
	生物学実験 II		1	
地 学	地球科学		2	中 1 種免, 高 1 種免ともに必修
	地球環境学		2	
地 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	地学実験 I		1	中 1 種免は必修
	地学実験 II		1	
計		26		中学校
		34		高等学校

知能情報システム学科（数学コース）

[中学校 1 種又は高等学校 1 種普通免許状（数学）を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考	年 次
		必修	選択		
代 数 学	線形数学Ⅰ	2			1
	形式言語とオートマトン	2			2
	情報代数と符号理論		2		2
幾 何 学	線形数学Ⅱ	2			1
	工業数学Ⅱ	2			2
	グラフと組合せ		2		3
解 析 学	基礎解析学Ⅰ	2			1
	基礎解析学Ⅱ	2			1
	工業数学Ⅰ	2			2
	数値解析		2		3
「 確 率 論 , 統 計 学 」	情報理論	2			2
	確率統計	2			2
コ ン ピ ュ ー タ	データ構造とアルゴリズム	2			2
	プログラミング言語論		2		3
	コンパイラ		2		3
	モデリングとシミュレーション		2		3
	記号論理学		2		2
	人工知能		2		3
計		26		中学校	
		34		高等学校	

理 工

知能情報システム学科（情報コース）[高等学校 1 種普通免許状（情報）を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考	年 次
		必修	選択		
情報社会および情報倫理	情報社会と倫理		2	必修	3
コンピュータ及び情報処理 （実習を含む。）	ハードウェア実験	2			3
	計算機アーキテクチャ	2			1
	論理設計	2			1
情報システム（実習を含む。）	データベース	2			2
	オペレーティングシステム	2			3
	情報システム実験	2			3
	システム開発実験	2			3
	ソフトウェア工学	2			2
	オブジェクト指向開発	2			3
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報ネットワーク	2			3
	デジタル通信技術		2		3
	情報ネットワーク実験	2			3
マルチメディア表現及び技術 （実習を含む。）	応用線形数学		2		2
	シミュレーション実験	2			3
	信号処理		2		3
	画像情報処理		2		3
	コンピュータグラフィックス		2		2
情 報 と 職 業	情報と職業		2	必修	3
計			32		

機能物質化学科（物質化学コース）

[中学校 1 種又は高等学校 1 種普通免許状（理科）を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
物 理 学	物理学概論Ⅰ		2	中 1 種免，高 1 種免ともに必修
	物理学概論Ⅱ		2	
物 理 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)	物理学実験Ⅰ		1	中 1 種免は必修
	物理学実験Ⅱ		1	
化 学	化学概論		2	中 1 種免，高 1 種免ともに必修
	無機化学Ⅰ		2	
	無機化学Ⅱ		2	
	錯体構造化学		2	
	錯体物性化学		2	
	電気化学		2	
	電子材料工学		2	
	エネルギー材料工学		2	
	固体科学		2	
	セラミックス工学		2	
	先端無機化学		2	
	有機化学Ⅰ		2	
	有機化学Ⅱ		2	
	有機反応化学Ⅰ		2	
	有機反応化学Ⅱ		2	
	機能有機化学Ⅰ		2	
	機能有機化学Ⅱ		2	
	構造生物化学		2	
	生物情報化学		2	
	有機金属化学Ⅰ		2	
	有機金属化学Ⅱ		2	
	有機材料化学Ⅰ		2	
	有機材料化学Ⅱ		2	
	高分子合成化学		2	
	高分子物性化学		2	
	化学熱力学Ⅰ		2	
	化学熱力学Ⅱ		2	
	量子化学Ⅰ		2	
	量子化学Ⅱ		2	
	反応速度論		2	
	分子分光学		2	
	統計熱力学		2	
	物質移動論		2	
	溶液物理化学		2	
	構造化学		2	
	基礎分析化学		2	
	分離化学		2	
	環境分析化学		2	
	地球環境化学		2	
	物質循環化学		2	
	溶液化学		2	
分子計測化学		2		
化学工学基礎Ⅰ		2		
化学工学基礎Ⅱ		2		
環境化学工学		2		

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
	電気分析化学 材料分析化学		2 2	
化 学 実 験 (コンピューター活用を含む)	基礎化学実験Ⅰ 基礎化学実験Ⅱ	1 1		
生 物 学	生物学概論Ⅰ 生物学概論Ⅱ		2 2	中1種免, 高1種免ともに必修
生 物 学 実 験 (コンピューター活用を含む)	生物学実験Ⅰ 生物学実験Ⅱ		1 1	中1種免は必修
地 学	地球科学 地球環境学		2 2	中1種免, 高1種免ともに必修
地学実験 (コンピューター活用を含む)	地学実験Ⅰ 地学実験Ⅱ		1 1	中1種免は必修
計		26		中学校
		34		高等学校

機能物質化学科（機能材料化学コース）

[高等学校1種普通免許状（工業）を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
工 業 の 関 係 科 目	基礎化学Ⅰ	2		
	基礎化学Ⅱ	2		
	基礎化学Ⅲ	2		
	基礎化学Ⅳ	2		
	無機化学	2		
	応用無機化学	2		
	無機材料科学	2		
	無機材料工学	2		
	有機化学	2		
	応用有機化学	2		
	生物化学	2		
	高分子化学	2		
	物理化学Ⅰ	2		
	物理化学Ⅱ	2		
	応用物理化学	2		
	化学工学Ⅰ	2		
	化学工学Ⅱ	2		
	分離工学	2		
	反応工学	2		
	環境化学	2		
	分離分析化学	2		
	機器分析化学	2		
	工業数学	2		
	科学英語Ⅰ	1		
	科学英語Ⅱ	1		
	機能物質化学実験Ⅰ	4		
機能物質化学実験Ⅱ	4			
機能物質化学実験Ⅲ	4			
機能物質化学実験Ⅳ	4			
職 業 指 導	職業指導		2	必修
計		59		

機械システム工学科 [高等学校 1 種普通免許状 (工業) を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
工 業 の 関 係 科 目	工業力学Ⅰ	2		
	工業力学Ⅱ	2		
	流体工学	2		
	流体機械		2	
	流体力学		2	
	流体工学演習	1		
	圧縮性流体力学		2	
	機械工学実験Ⅰ	1		
	機械工学設計製図	1		
	科学技術英語	2		
	機構学	2		
	機械工作Ⅰ	2		
	機械工作Ⅱ		2	
	機械設計Ⅰ	2		
	機械設計Ⅱ		2	
	構造力学		2	
	機械工作実習Ⅰ	1		
	機械工作実習Ⅱ	1		
	機械要素設計製図Ⅰ	1		
	機械要素設計製図Ⅱ	1		
	工業力学演習Ⅰ	1		
	工業力学演習Ⅱ	1		
	応用関数論	2		
	機械力学Ⅰ	2		
	機械力学Ⅱ		2	
	機械制御Ⅰ	2		
	機械制御Ⅱ		2	
	ロボット工学		2	
	熱力学Ⅰ	2		
	熱力学Ⅱ		2	
	伝熱工学		2	
	熱力学演習	1		
	エネルギー変換工学Ⅰ		2	
	エネルギー変換工学Ⅱ		2	
	機械工学実験Ⅱ	1		
	材料力学Ⅰ	2		
	材料力学Ⅱ		2	
	機械材料	2		
	材料強度学		2	
	材料力学演習	1		
トライボロジー概論		2		
数値計算法	2			
計測工学	2			
弾・塑性力学		2		
メカトロニクス		2		
職 業 指 導	職業指導		2	必修
計		59		

電気電子工学科 [高等学校 1 種普通免許状 (工業) を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
工 業 の 関 係 科 目	微分積分学	2		
	微分積分学演習	1		
	線形代数学	2		
	線形代数学演習	1		
	電気系数学演習	1		
	ベクトル解析学	2		
	微分方程式	2		
	複素関数論	2		
	確率統計学	2		
	電気系基礎物理学	2		
	電気系化学・生物学	2		
	電気電子工学基礎演習	1		
	電気回路Ⅰ及び演習	3		
	電気回路Ⅱ及び演習	3		
	電気回路Ⅲ	2		
	電気回路Ⅲ演習	1		
	電磁気学Ⅰ及び演習	3		
	電磁気学Ⅱ及び演習	3		
	電磁気学Ⅲ	2		
	電磁気学Ⅲ演習	1		
	電子回路	2		
	電子回路演習	1		
	電子計測	2		
	論理回路	2		
	電子物性論	2		
	信号解析論	2		
	情報通信工学	2		
	プログラミング演習	1		
	エネルギー変換工学	2		
	技術英語	1		
	プロジェクト基礎実験	1		
	電気電子工学実験Ⅰ	1		
	電気電子工学実験Ⅱ	1		
	電気電子工学実験Ⅲ	1		
	プロジェクト応用実験	2		
	離散数学		2	
	工業力学		2	
	情報理論		2	
	アナログ回路設計		2	
	エネルギーシステム工学		2	
	制御理論		2	
	画像処理工学		2	
	放電工学		2	
電気機器学		2		
電気電子材料学		2		
オプトエレクトロニクス		2		
センサ工学		2		
システム制御工学		2		
プラズマエレクトロニクス		2		
コンピュータ工学		2		

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
	情報伝送工学		2	
	半導体デバイス工学		2	
	アルゴリズム論		2	
	L S I 回路設計		2	
	情報処理工学		2	
	電気法規及び電力管理		2	
	電気設計学		2	
	パワーエレクトロニクス		2	
	環境電気工学		2	
	マイクロ波光工学		2	
	計算機ソフトウェア		2	
職 業 指 導	職業指導		2	必修
計			59	

都市工学科 [高等学校 1 種普通免許状 (工業) を取得する場合]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
工 業 の 関 係 科 目	都市工学概論	2		
	都市工学基礎演習	2		
	構造力学基礎	2		
	構造力学基礎演習	2		
	測量学Ⅰ	2		
	測量学実習Ⅰ	1		
	専門基礎数学演習Ⅰ	2		
	専門基礎数学演習Ⅱ	2		
	専門基礎数学演習Ⅲ	2		
	専門基礎力学演習	2		
	基礎設計製図演習	2		
	コミュニケーション英語	1		
	技術英語	1		
	建設構造力学		2	
	システム分析		2	
	土質力学		2	
	水理学		2	
	都市構成論		2	
	環境デザイン学		2	
	建設材料学		2	
	測量学Ⅱ		2	
	測量学実習Ⅱ		1	
	統計数理		2	
	工業数学		2	
	構造力学実験演習		2	
	鉄骨構造学		2	
	地震工学		2	
	鉄筋コンクリートの力学		2	
	鉄筋コンクリート構造		2	
	建設施工・維持管理工学		2	
	建設材料実験演習		2	
	都市防災工学		2	

理 工

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
工 業 の 関 係 科 目	都市交通システム学		2	
	都市・地域計画		2	
	都市・地域環境計画		2	
	地区環境計画演習		2	
	技術者倫理		2	
	地盤工学		2	
	基礎地盤設計演習		2	
	地盤環境学		2	
	水工水理学		2	
	水工学実験演習		2	
	流域水工学		2	
	水環境システム工学		2	
	環境衛生工学		2	
	環境生態工学		2	
	地盤工学実験演習		2	
	居住環境デザイン演習		4	
	建築都市デザイン演習Ⅰ		4	
	建築都市デザイン演習Ⅱ		4	
	居住環境計画		2	
	地域施設計画		2	
	建築法制度とデザイン		2	
	デザイン手法分析		2	
	建築環境工学		2	
建築空間史		2		
建築エレメント		2		
現代建築概論		2		
都市デザイン		2		
建築環境工学演習		2		
職 業 指 導	職業指導		2	必修
計			59	

(別表3)

教職に関する科目(中学校1種又は高等学校1種普通免許状を取得しようとする場合)

科目	各科目に含める必要事項		授業科目	単 位	修得すべき単位数		備 考	
					中学校	高等学校		
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修・サービス及び身分保証等を含む。) ・進路選択に資する各種機会の提供等		教職概説	2	2	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育基礎論 教育思想史 人権教育論	2 2 2	2	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		発達と教育の心理学 障害児教育	2 2	2	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		現代教育論 教育社会学 社会教育概論Ⅰ	2 2 2	2	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法		教育課程論	2	2	2		
	各教科の指導法	数学	数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 数学科教育法Ⅲ	2 2 2	2 2 2	2		
		理科	中等理科教育法Ⅰ 中等理科教育法Ⅱ 中等理科教育法Ⅲ 中等理科教育法Ⅳ 中等理科教育法Ⅴ 中等理科教育法Ⅵ 理科教育学	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1	1	1	
			情報	情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ	2 2		2 2	Ⅰ、Ⅱとも必修
	・道徳の指導法		道徳教育の研究	2	2			
	・特別活動の指導法		特別活動の研究	2	2	2		
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法学概説 視聴覚教育 教育評価	2 2 2	2	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	2	2	2		
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2	2	2		
	・進路指導の理論及び方法							
総合演習			総合演習	2	2	2		
教育実習			中学校教育実習	5	5		事前・事後指導 1単位を含む。	
			高等学校教育実習	3		3		
合 計					33	25 25 27	数学 理科 情報	

農 学 部

佐賀大学農学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学農学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(入学)

第2条 本学部に入学することのできる者は、学則第9条及び第14条に定めるところによる。

2 編入学に関する事項は、佐賀大学農学部編入学規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(学科及びコース)

第3条 本学部の学科に次のコースを置く。

学 科	コ ー ス
応用生物科学科	
生物環境科学科	生物環境保全学コース
	資源循環生産学コース
	地域社会開発学コース
生命機能科学科	

2 前項に掲げるコースは、2年次前学期の始めに決定する。なお、決定方法については別に定める。

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。

3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

4 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

5 専門教育科目は、専門基礎科目、農学基礎科目及び専門科目に区分し、学科及びコース別に、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(履修方法)

第5条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学農学部履修細則(平成16年4月1日制定。以下「履修細則」という。)の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第7条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

3 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第8条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 追試験及び再試験については、追試験及び再試験に関する農学部内規(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第9条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(転入学、編入学及び再入学した者の履修科目等の認定)

第10条 転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第11条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第4条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなけれ

ばならない。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第13条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(研究生)

第14条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(外国人留学生)

第15条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(公開講座)

第16条 学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月21日改正)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月17日改正)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表(第5条第1項関係)

学 科	教養教育科目								小 計	専門教育科目			小 計	合計	
	大学入門科目	共通基礎教育科目						主題科目		専門基礎科目	農学基礎科目	専門科目			
		外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		分野別主題科目							共通主題科目
		英語	独語, 仏語, 中国語, 朝鮮語	講義・演習	実習	講義	演習Ⅰ								
応用生物科学科	2	4	4	2	2	2	1	20	37	4	6	79	89	126	
生物 環境 科学 科	生物環境保全学コース	2	4	4	2	2	2	1	20	37	4	6	79	89	126
	資源循環生産学コース	2	4	4	2	2	2	1	20	37	4	6	79	89	126
	地域社会開発学コース	2	4	4	2	2	2	1	20	37	4	6	79	89	126
生命機能科学科	2	4	4	2	2	2	1	20	37	8	6	75	89	126	

佐賀大学農学部履修細則

(趣旨)

第1条 農学部学生の教養教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学農学部規則(平成16年4月1日制定)に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

(共通基礎教育科目)

第2条 共通基礎教育科目中、外国語科目については、英語を必修とし、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語の中から1か国語を選択して履修するものとする。ただし、外国人留学生については、この限りでない。

2 共通基礎教育科目中、情報処理科目の演習については、情報基礎演習Ⅰを必修とする。

(専門教育科目)

第3条 各学科及びコースの専門教育科目における専門基礎科目、農学基礎科目及び専門科目の授業科目及び単位等は、別表Ⅰ～Ⅶのとおりとする。

2 前項の授業科目の配当年次は、別に定める。

(外国人留学生の履修)

第4条 外国人留学生は、別表Ⅷに定める授業科目を専門科目における選択科目の一部として履修することができる。

(転入学、編入学及び再入学した者の履修科目等の認定)

第5条 佐賀大学農学部規則第10条に規定する転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数の認定については、別に定める。

(履修登録)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、履修届を学務部教務課に、履修カードを授業担当教員に提出しなければならない。提出期限は、原則として、各学期の開講日から1週間以内とする。ただし、集中講義等各学期の途中から開始される授業科目については、その都度指定された日までに所定の手続きをしなければならない。

2 前項の履修届を提出しなかった場合、当該学期に受講したすべての授業科目の単位は認定されない。

3 各学期に登録できる科目の単位数の上限は、教育職員免許法における教職に関する科目及び集中講義の科目を除き25単位とする。ただし、転入学、編入学又は再入学した者については、各学期に登録できる科目の単位数の上限は定めない。

(教育職員免許状)

第7条 教育職員免許状取得に関する科目は、「農学部学生の教育職員免許状取得に関する内規(平成16年4月1日制定)」に定める。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、教授会で定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月12日改正)

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月17日改正)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表Ⅰ

専門基礎科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
数学	2	化学	2
物理学	2	生物学	2

備 考

- (1) 応用生物科学科の学生は、「化学」及び「生物学」を必ず履修しなければならない。
- (2) 生物環境科学科の学生は、上記専門基礎科目の中から4単位以上履修しなければならない。
- (3) 生命機能科学科の学生は、上記専門基礎科目の全て(8単位)について履修しなければならない。

- (4) 応用生物科学科と生物環境科学科の学生が、各学科の上限単位数を超えて単位を修得した場合、その単位を専門科目（選択科目）に算入する。

別表Ⅱ

農学基礎科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
作物生産学	2	生物化学	2
動物資源開発学	2	食料流通経済学	2
土壌学	2		

備考

6単位を超えて修得した単位は、専門科目（選択科目）の単位として算入する。

別表Ⅲ

応用生物科学科

1 専門科目

○必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
植物生理学	2	応用化学実験	1
熱帯農業論	2	果樹園芸学	2
遺伝学	2	蔬菜園芸学	2
応用動物昆虫学	2	応用生物学実験	1
生物統計学	2	科学英語	2
植物育種学	2	生物科学英語	2
植物病理学Ⅰ	2	生物情報処理演習	2
フィールド科学基礎実習Ⅰ	1	卒業研究	8
生物学実験	1		

農 学

○選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
線虫学	2	果樹園芸学実験Ⅰ	1
システム生態学	2	果樹園芸学実験Ⅱ	1
動物行動生態学	2	熱帯作物改良学実験Ⅰ	1
植物工学	2	熱帯作物改良学実験Ⅱ	1
熱帯作物改良学	2	蔬菜花卉園芸学実験Ⅰ	1
動物繁殖生理学	2	蔬菜花卉園芸学実験Ⅱ	1
植物病原学	2	植物分子育種学実験Ⅰ	1
昆虫学	2	植物分子育種学実験Ⅱ	1
フィールド科学基礎実習Ⅱ	1	動物資源開発学実験Ⅰ	1
農業政策論	2	動物資源開発学実験Ⅱ	1
植物発生生理学	2	植物病理学実験Ⅰ	1
植物分子遺伝学	2	植物病理学実験Ⅱ	1
観賞園芸学	2	線虫学実験Ⅰ	1
動物遺伝育種学	2	線虫学実験Ⅱ	1
動物生体生理学	2	昆虫学実験Ⅰ	1
植物病理学Ⅱ	2	昆虫学実験Ⅱ	1
植物生態生理学	2	生態学実験Ⅰ	1
植物栄養学	2	生態学実験Ⅱ	1
動物生産管理学	2	熱帯有用植物学	2
インターンシップ	2	飼料資源学	2
植物工学実験Ⅰ	1	経営資源管理学	2
植物工学実験Ⅱ	1	食用作物学	2
植物代謝解析学実験Ⅰ	1	同位元素利用論	2
植物代謝解析学実験Ⅱ	1		

2 自由科目

授 業 科 目
他学部開講の専門教育科目
応用生物科学科の専門科目を除く他学部開講の専門科目

備 考

上記の自由科目については、10単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	4
農学基礎科目	6
専門科目	
必修科目	36
選択科目	43
計	89

別表Ⅳ

生物環境科学科（生物環境保全学コース）

1 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
生物環境保全学概説	2	実験生物環境保全学Ⅱ	2
資源循環生産学概説	2	科学英語	2
地域社会開発学概説	2	生物環境保全学演習	2
実験生物環境保全学Ⅰ	2	卒業研究	8

○選択必修

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
実験水気圏環境学	2	実験生物環境学	2
実験地圏環境学	2		

備 考

上記選択必修科目の中から1科目（2単位）修得しなければならない。

○選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
環境水理学Ⅰ	2	植物栄養学	2
環境水理学Ⅱ	2	土壌微生物学	2
環境水理学演習Ⅰ	2	システム生態学	2
環境水理学演習Ⅱ	2	応用微生物学	2
環境基礎解析学	2	測地学演習Ⅰ	2
環境植物学	2	測地学演習Ⅱ	2
環境分析化学	2	地域計画学	2
応用力学Ⅰ	2	地盤環境学	2
応用力学Ⅱ	2	地盤環境学Ⅱ	2
地球環境学	2	水環境学	2
気象水文学	2	現代環境学	2
土壌環境科学	2	地水環境保全学	2
環境化学	2	環境浄化生物学	2
同位元素利用論	2	生物統計学	2
干潟生態環境学	2	応用力学演習Ⅰ	2

測地学Ⅰ	2	応用力学演習Ⅱ	2
測地学Ⅱ	2	英書講読	2
環境水文学	2	インターンシップ	2
生産情報処理学Ⅰ	2		

2 自由科目

授 業 科 目
他学部開講の専門教育科目
生物環境保全学コースの専門科目を除く他学科開講の専門科目
生物環境保全学コースの専門科目を除く他コース開講の専門科目

備 考

上記の自由科目については、20単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	4
農学基礎科目	6
専門科目	
必修科目	22
選択必修科目	2
選択科目	55
計	89

農 学

別表Ⅴ

生物環境科学科（資源循環生産学コース）

1 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
生物環境保全学概説	2	フィールド科学基礎実習Ⅰ	1
資源循環生産学概説	2	フィールド科学基礎実習Ⅱ	1
地域社会開発学概説	2	生物科学実験実習	2
栽培技術論	2	科学英語	2
栽培環境制御学	2	卒業研究	8
農業生産機械学	2		

○選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
バイオマス利用学	2	動物生産管理学	2
植物生理学	2	生産システム実験実習Ⅰ	1
植物育種学	2	生産システム実験実習Ⅱ	1
農産食品流通貯蔵学	2	資源循環フィールド科学実習	1
環境科学演習（分野演習）	1	遺伝資源フィールド科学実習	1
エネルギー利用学	2	作物学演習Ⅰ	1
応用動物昆虫学	2	作物学演習Ⅱ	1
同位元素利用論	2	資源循環フィールド科学演習Ⅰ	1
生産プロセス工学	2	資源循環フィールド科学演習Ⅱ	1
生産エンジニアリング	2	園芸工学演習Ⅰ	1
植物生態生理学	2	園芸工学演習Ⅱ	1
生産情報管理学	2	農業生産機械学演習Ⅰ	1

植物病理学Ⅰ	2	農業生産機械学演習Ⅱ	1
植物栄養学	2	生産システム演習Ⅰ	1
インターンシップ	2	生産システム演習Ⅱ	1
フィールド科学総合実習	2	遺伝学	2
雑草学	2	システム生態学	2
応用植物資源学	2	植物工学	2
生産システム設計論	2	動物繁殖生理学	2
生産システム設計論Ⅱ	2	農業政策論	2
熱帯有用植物学	2	植物分子遺伝学	2
果樹園芸学	2	動物遺伝育種学	2
蔬菜園芸学	2	動物生体生理学	2
経営資源管理学	2	動物資源開発学実験Ⅰ	1
生物統計学	2	動物資源開発学実験Ⅱ	1
食用作物学	2	飼料資源学	2
環境保全型農業論	2	分子生物学	2
作物学実験実習Ⅰ	1	食糧流通貯蔵学	2
作物学実験実習Ⅱ	1	土壌微生物学	2
園芸工学実験実習Ⅰ	1	食品衛生学	2
園芸工学実験実習Ⅱ	1	食糧安全学	2
生産情報処理学Ⅰ	2	食品工学	2
生産情報処理学Ⅱ	2	食品機能化学	2
		農産物利用学	2

2 自由科目

授 業 科 目
他学部開講の専門教育科目
資源循環生産学コースの専門科目を除く他学科開講の専門科目
資源循環生産学コースの専門科目を除く他コース開講の専門科目

備 考

上記の自由科目については、20単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	4
農学基礎科目	6
専門科目	
必修科目	26
選択科目	53
計	89

別表Ⅵ

生物環境科学科（地域社会開発学コース）

1 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
生物環境保全学概説	2	地域ビジネス開発論	2
資源循環生産学概説	2	フィールドワーク基礎演習	1
地域社会開発学概説	2	フィールド科学基礎実習Ⅰ	1
地域資源論	2	科学英語	2
人間開発論	2	卒業研究	8

○選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
アジア環境政策学	2	地域ビジネス開発学演習Ⅰ	1
システム生態学	2	地域ビジネス開発学演習Ⅱ	1
バイオマス利用学	2	植物病理学Ⅰ	2
環境基礎解析学	2	エネルギー利用学	2
栽培環境制御学	2	農村開発学	2
環境植物学	2	地域社会論	2
環境保全型農業論	2	国際農村保健学	2
国際環境農業論	2	農業会計学	2
土壌環境科学	2	地域農業組織論	2
同位元素利用論	2	半島・島嶼産業論	2
生態人類学	2	NPO・NGO論	2
食料市場論	2	食用作物学	2
アジア開発教育論	2	生物統計学	2
地域資源学演習Ⅰ	1	熱帯有用植物学	2
地域資源学演習Ⅱ	1	熱帯農業論	2
人間開発学演習Ⅰ	1	観光人類学	2
人間開発学演習Ⅱ	1	人間生物学	2
アジアフィールドワーク	1	環境地理学	2
生産情報処理学Ⅰ	2	環境社会学	2
社会統計学	2	経営資源管理学	2
生産情報処理学Ⅱ	2	農業政策論	2
インターンシップ	2	国際地域開発論	2
土壌微生物学	2	アジア比較農業論	2

2 自由科目

授 業 科 目
他学部開講の専門教育科目
地域社会開発学コースの専門科目を除く他学科開講の専門科目
地域社会開発学コースの専門科目を除く他コース開講の専門科目

備 考

上記の自由科目については、20単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	4
農学基礎科目	6
専門科目	
必修科目	24
選択科目	55
計	89

別表Ⅶ

生命機能科学科

1 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
物理化学	2	食品衛生学	2
有機化学	2	栄養化学	2

分析化学	2	食品化学	2
化学実験Ⅰ	1	生化学実験	2
生物有機化学	2	分子生物学	2
生化学	2	化学実験Ⅱ	3
生物物理化学	2	微生物学実験	2
微生物学	2	科学英語	2
生命化学概説	2	生物学基礎実験	1
食糧科学概説	2	卒業研究	8

○選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
食糧安全学	2	遺伝子工学	2
食品工学	2	専門外書講読	2
食品機能化学	2	演習	2
分子細胞生物学	2	遺伝学	2
応用微生物学	2	植物生理学	2
海洋生物資源化学	2	生物統計学	2
食糧科学特講	2	環境化学	2
生命化学特講	2	昆虫学	2
化学基礎実験	1	植物病原学	2
インターンシップ	2	地球環境学	2
農産物利用学	2	人間生物学	2
食糧流通貯蔵学	2	同位元素利用論	2
生物資源化学	2	植物栄養学	2

2 自由科目

授 業 科 目
他学部開講の専門教育科目
生命機能科学科の専門科目を除く他学部開講の専門科目

備 考

上記の自由科目については、10単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	8
農学基礎科目	6
専門科目	
必修科目	45
選択科目	30
計	89

別表Ⅷ（外国人留学生特別科目）

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
農学概論	2	農学演習	2

農学部学生の分属及び卒業研究に関する内規

(平成16年4月1日制定)

- 1 学生は、教育研究分野に分属する。
- 2 単位修得状況が良くない場合は、教育研究分野分属を保留されることがある。
- 3 卒業年次の学生は、学年始めに専攻教育研究分野の教員と協議し、研究題目を定め、卒業研究を行う。ただし、単位修得状況が良くない場合は、卒業研究を保留されることがある。
- 4 卒業論文及び論文要旨は、卒業年次の2月末日までに指導教員に提出しなければならない。
- 5 卒業論文の審査は、指導教員がこれにあたる。
- 6 学生は、卒業論文発表会において論文の概要を発表しなければならない。
- 7 外国の大学に派遣留学した学生については、学科の議に基づき単位を認定する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

追試験及び再試験に関する農学部に規

(平成16年4月1日制定)

- 1 やむを得ない理由(病気、事故、天災など)により、定期試験を受験できなかった科目で、担当教員の承認を得た後、所定の願書を提出した者については、教授会の議を経て追試験を行うことがある。
 - (2) 追試験を受けようとする者は、所定の願書に欠席の理由を証明する書類を添えて、欠席の事由発生の日から、原則として、7日以内に農学部教務係に提出しなければならない。
- 2 不合格と判定された科目については、再試験を行うことがある。
 - (2) 再試験を受けようとする者は、担当教員の承認を得た後、所定の願書を所定の期日までに農学部教務係に提出しなければならない。
 - (3) 合格の評価は、「可(C)」とする。
- 3 教養教育運営機構において開設される教養教育科目の追試験及び再試験については、教養教育運営機構の定めるところによる。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

農学部学生の教育職員免許状取得に関する内規

(平成18年4月1日制定)

教員免許状取得を目的とする場合は、教養教育科目における主題科目「現代の法と社会(日本国憲法)」2単位及び免許教科ごとに、次に定める単位を修得しなければならない。

教科に関する科目

1種免許状(理科)「応用生物科学科」

区分	科 目	授 業 科 目	単 位 数		備 考	
			中学校	高等学校		
必 修	物理学	物理学	2	2		
	化学	化学	2	2		
		植物生理学	2	2		
	生物学	生物学	2	2		
		植物病理学Ⅰ	2	2		
		蔬菜園芸学	2	2		
		遺伝学	2	2		
	地学	地球環境学	2	2		
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	1			
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	応用化学実験	1	1		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学実験 応用生物学実験	1 1	1 1			
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	実験地圏環境学	2				
計			22	19		
選 択	物理学	環境水理学Ⅰ	2	2		
		環境水理学Ⅱ	2	2		
		応用力学Ⅰ	2	2		
		応用力学Ⅱ	2	2		
	化学	生物化学	2	2		
		栄養化学	2	2		
		環境化学	2	2		
		生物物理化学	2	2		
		食品化学	2	2		
		生物資源化学	2	2		
		生物有機化学	2	2		
		物理化学	2	2		
		分析化学	2	2		
		有機化学	2	2		
		同位元素利用論	2	2		
		生物学	昆虫学	2	2	
			食用作物学	2	2	
	線虫学		2	2		
	植物分子遺伝学		2	2		
	動物遺伝育種学		2	2		
	動物生体生理学		2	2		
	植物生態生理学		2	2		
	植物病原学		2	2		
	システム生態学		2	2		
	動物行動生態学		2	2		
	熱帯作物改良学		2	2		
	動物繁殖生理学		2	2		
	地学	土壌環境科学	2	2		
		干潟生態環境学	2	2		
		気象水文学	2	2		
		地盤環境学	2	2		

選	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	環境水理学演習Ⅰ	2	2	
		環境水理学演習Ⅱ	2	2	
		応用力学演習Ⅰ	2	2	
		応用力学演習Ⅱ	2	2	
択	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学実験Ⅰ	1	1	
		化学実験Ⅱ	3	3	
		生化学実験	2	2	
		生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	2	2	
択	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	微生物学実験	2	2	
		実験水気圏環境学	2	2	
計			4	15	
合 計			26	34	

1種免許状(理科)「生物環境科学科」

区分	科 目	授 業 科 目	単 位 数		備 考
			中学校	高等学校	
必修	物理学	物理学	2	2	
	化学	化学	2	2	
	生物学	生物学	2	2	
	地学	地球環境学	2	2	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	1	1	1 又は 2
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	応用化学実験	1	1	
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物科学実験実習	2	2	
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	実験地圏環境学	2	2	
計			14	9又は10	
選	物理学	環境水理学Ⅰ	2	2	
		環境水理学Ⅱ	2	2	
		応用力学Ⅰ	2	2	
		応用力学Ⅱ	2	2	
	化学	生物化学	2	2	
		環境化学	2	2	
		環境分析化学	2	2	
		同位元素利用論	2	2	
		植物生理学	2	2	
		環境植物学	2	2	
	生物学	環境浄化生物学	2	2	
		土壌微生物学	2	2	
		システム生態学	2	2	
		植物病理学Ⅰ	2	2	
		食用作物学	2	2	
		応用植物資源学	2	2	
植物生態生理学		2	2		
環境地理学		2	2		
人間生物学		2	2		
生態人類学		2	2		
遺伝学	2	2			
動物繁殖生理学	2	2			

選 択	生物学	植物分子遺伝学	2	2	
		植物遺伝育種学	2	2	
		動物生体生理学	2	2	
	地学	気象水文学	2	2	
		地盤環境学	2	2	
		地盤環境学Ⅱ	2	2	
		土壌環境科学	2	2	
		干潟生態環境学	2	2	
		現代環境学	2	2	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	環境水理学演習Ⅰ	2	2	
		環境水理学演習Ⅱ	2	2	
		応用力学演習Ⅰ	2	2	
		応用力学演習Ⅱ	2	2	
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	園芸工学実験実習Ⅰ	1	1	
		園芸工学実験実習Ⅱ	1	1	
		園芸工学演習Ⅰ	1	1	
		園芸工学演習Ⅱ	1	1	
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	実験生物環境学	2	2	
作物学実験実習Ⅰ		1	1		
作物学実験実習Ⅱ		1	1		
作物学演習Ⅰ		1	1		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	作物学演習Ⅱ	1	1		
	実験水気圏環境学	2	2		
計			12	24又は25	
合 計			26	34	

1種免許状(理科)「生命機能科学科」

区分	科 目	授 業 科 目	単 位 数		備 考
			中学校	高等学校	
必 修	物理学	物理学	2	2	
	化学	化学	2	2	
		栄養化学	2	2	
		生物物理化学	2	2	
		食品化学	2	2	
		生物有機化学	2	2	
		物理化学	2	2	
		分析化学	2	2	
		有機化学	2	2	
	生物学	生物学	2	2	
		微生物学	2	2	
	地学	地球環境学	2	2	
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	1			
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学実験Ⅰ	1	1		
	化学実験Ⅱ	3	3		
	生化学実験	2	2		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学基礎実験	1	1		
	微生物学実験	2	2		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	実験地圏環境学	2			
計			36	33	

選 択	物理学	環境水理学Ⅰ	2	2	
		環境水理学Ⅱ	2	2	
		応用力学Ⅰ	2	2	
		応用力学Ⅱ	2	2	
	化学	環境化学	2	2	
		生物化学	2	2	
		生物資源化学	2	2	
		海洋生物資源化学	2	2	
植物生理学		2	2		
同位元素利用論		2	2		
生物学	昆虫学	2	2		
	植物病原学	2	2		
	人間生物学	2	2		
	蔬菜園芸学	2	2		
	遺伝学	2	2		
地学	土壌環境科学	2	2		
	干潟生態環境学	2	2		
	気象水文学	2	2		
	地盤環境学	2	2		
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	環境水理学演習Ⅰ	2	2		
	環境水理学演習Ⅱ	2	2		
	応用力学演習Ⅰ	2	2		
	応用力学演習Ⅱ	2	2		
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学基礎実験	1	1		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	実験水気圏環境学	2	2		
計		0	1		
合 計		36	34		

1種免許状(農業)「応用生物科学科」

区分	科 目	授 業 科 目	単位数	備 考
			高等学校	
必 修	農業	植物育種学	2	
		熱帯農業論	2	
		応用動物昆虫学	2	
		生物統計学	2	
		フィールド科学基礎実習Ⅰ	1	
		果樹園芸学	2	
		科学英語	2	
		生物科学英語	2	
		生物情報処理演習	2	
	職業指導	職業指導	2	
計		19		
選 択	農業	作物生産学	2	
		植物工学	2	
		フィールド科学基礎実習Ⅱ	1	
		農業政策論	2	
		植物発生生理学	2	
		観賞園芸学	2	
		植物病理学Ⅱ	2	

選 択	農業	植物栄養学	2	
		土壌学	2	
		動物生産管理学	2	
		動物資源開発学	2	
		植物工学実験Ⅰ	1	
		植物代謝解析学実験Ⅰ	1	
		果樹園芸学実験Ⅰ	1	
		熱帯作物改良学実験Ⅰ	1	
		蔬菜花卉園芸学実験Ⅰ	1	
		植物分子育種学実験Ⅰ	1	
		動物資源開発学実験Ⅰ	1	
		植物病理学実験Ⅰ	1	
		線虫学実験Ⅰ	1	
		昆虫学実験Ⅰ	1	
		生態学実験Ⅰ	1	
		熱帯有用植物学	2	
		飼料資源学	2	
		食料流通経済学	2	
		経営資源管理学	2	
		植物工学実験Ⅱ	1	
		植物代謝解析学実験Ⅱ	1	
		果樹園芸学実験Ⅱ	1	
		熱帯作物改良学実験Ⅱ	1	
		蔬菜花卉園芸学実験Ⅱ	1	
		植物分子育種学実験Ⅱ	1	
		動物資源開発学実験Ⅱ	1	
		植物病理学実験Ⅱ	1	
		線虫学実験Ⅱ	1	
		昆虫学実験Ⅱ	1	
		生態学実験Ⅱ	1	
		計	15	
		合計	34	

1種免許状（農業）「生物環境科学科」

区分	科目	授業科目	単位数	備考
			高等学校	
必修	農業	作物生産学	2	
		生物環境保全学概説	2	
		資源循環生産学概説	2	
		地域社会開発学概説	2	
		科学英語	2	
職業指導	職業指導	2		
	計		12	
選択	農業	植物育種学	2	
		応用動物昆虫学	2	
		熱帯有用植物学	2	
		環境基礎解析学	2	
		土壌学	2	
		実験生物環境保全学Ⅰ	2	
		実験生物環境保全学Ⅱ	2	
		環境水利学	2	

選 択	農業	植物栄養学	2
		地域計画学	2
		水環境学	2
		応用微生物学	2
		地水環境保全学	2
		生物統計学	2
		測地学Ⅰ	2
		測地学Ⅱ	2
		測地学演習Ⅰ	2
		測地学演習Ⅱ	2
		生物環境保全学演習	2
		生産情報処理学Ⅰ	2
		栽培環境制御学	2
		動物資源開発学	2
		栽培技術論	2
		動物生産管理学	2
		バイオマス利用学	2
		エネルギー利用学	2
		フィールド科学基礎実習Ⅰ	1
		環境保全学農業論	2
		農産食品流通貯蔵学	2
		農業生産機械学	2
		フィールド科学基礎実習Ⅱ	1
		食料流通経済学	2
		生産プロセス工学	2
		生産エンジニアリング	2
		生産情報処理学Ⅱ	2
		生産情報管理学	2
		フィールド科学総合実習	2
		雑草学	2
		生産システム設計論	2
		生産システム設計論Ⅱ	2
		果樹園芸学	2
		地域資源論	2
		人間開発論	2
		地域ビジネス開発論	2
		フィールドワーク基礎演習	1
		観光人類学	2
		環境社会学	2
		経営資源管理学	2
		農業政策論	2
		国際地域開発論	2
アジア比較農業論	2		
食料市場論	2		
アジア開発教育論	2		
地域資源学演習Ⅰ	1		
人間開発学演習Ⅰ	1		
地域ビジネス開発学演習Ⅰ	1		
アジアフィールドワーク	1		
農村開発学	2		
地域社会論	2		
国際農村保健学	2		

選 択	農業	農業会計学	2	
		半島・島嶼産業論	2	
NPO・NGO論		2		
地域資源学演習Ⅱ		1		
人間開発学演習Ⅱ		1		
地域ビジネス開発学演習Ⅱ		1		
熱帯農業論		2		
社会統計学		2		
生産システム実験実習Ⅰ		1		
生産システム実験実習Ⅱ		1		
資源循環フィールド科学実習		1		
遺伝資源フィールド科学実習		1		
資源循環フィールド科学演習Ⅰ		1		
資源循環フィールド科学演習Ⅱ		1		
農業生産機械学演習Ⅰ		1		
農業生産機械学演習Ⅱ		1		
生産システム演習Ⅰ		1		
生産システム演習Ⅱ		1		
	アジア環境政策学	2		
	計	22		
	合計	34		

1種免許状(農業)「生命機能科学科」

区分	科目	授業科目	単位数	備考
			高等学校	
必 修	農業	科学英語	2	
		生命化学概説	2	
		食糧科学概説	2	
		分子生物学	2	
		食品衛生学	2	
		生化学	2	
		職業指導	職業指導	2
	計	14		
選 択	農業	応用動物昆虫学	2	
		観賞園芸学	2	
		作物生産学	2	
		植物栄養学	2	
		植物工学	2	
		植物発生生理学	2	
		植物病理学Ⅱ	2	
		食料流通経済学	2	
		飼料資源学	2	
		生命化学特講	2	
		食糧科学特講	2	
		生物統計学	2	
		動物生産管理学	2	
		土壌学	2	
		バイオマス利用学	2	
		フィールド科学基礎実習Ⅰ	1	
		フィールド科学基礎実習Ⅱ	1	
	遺伝子工学	2		

選 択	農業	応用微生物学	2	
		果樹園芸学	2	
		経営資源管理学	2	
		食品工学	2	
		食品機能化学	2	
		食糧安全学	2	
		食糧流通貯蔵学	2	
		分子細胞生物学	2	
		熱帯農業論	2	
		熱帯有用植物学	2	
		農業政策論	2	
		農産物利用学	2	
		専門外書講読	2	
		計		20
合計		34		

備考 教員免許状に関する授業科目で農学部履修細則別表Ⅰ～Ⅶに記載されていない科目の単位は、卒業単位に算入しない。

佐賀大学農学部編入学規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学農学部規則(平成16年4月1日制定)第2条第2項の規定に基づき、農学部(以下「本学部」という。)への編入学に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 本学部に編入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業(卒業見込みを含む。)した者
- (2) 短期大学を卒業(卒業見込みを含む。)した者
- (3) 下記のいずれかに該当する者
 - ア 大学を卒業(卒業見込みを含む。)した者
 - イ 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得(修得見込みを含む。)した者
 - ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与(授与される見込みを含む。)された者
- (4) 国立工業教員養成所及び国立養護教諭養成所(大学に設置された養護教諭養成所を含む。)を卒業(卒業見込みを含む。)した者
- (5) 学校教育法第82条の10の規定による専修学校の専門課程を修了(修了見込みを含む。)した者
- (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業(修了・卒業見込みを含む。)した者
- (7) 外国において、学校教育における14年課程を修了(修了見込みを含む。)した者

(選考)

第3条 編入学者の選考は、学力検査、面接、健康診断書、出身学校における学業成績及び推薦書を総合して行う。

(入学の時期)

第4条 編入学の時期は、学年の始めとし、原則として第3年次に編入学するものとする。

(在学期間)

第5条 編入学者の修業年限は原則として2年とし、その2倍を超えて在学することはできない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、編入学に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する内規

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学農学部履修細則(平成16年4月1日制定)第5条に規定する編入学した者の履修科目及び修得単位数(以下「既修得単位」という。)の認定については、この内規の定めるところによる。

(認定の基準)

第2条

I 教養教育科目

大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目からなる教養教育科目は次表に示す単位を履修しなければならない。

ただし、大学入門科目(2単位)及び主題科目(14単位)と共通基礎教育科目のうち第1外国語[英語A](4単位)、第2外国語(4単位)、健康・スポーツ科目(4単位)及び情報処理科目(3単位)は修得したものとし、短大等での既修得単位で一括して認定する。

なお、主題分野の登録は必要としない。

教養教育科目								
大学入門科目	共通基礎教育科目						主題科目	
	外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		分野別主題科目	共通主題科目
	第1 (英語B)	第2	講義・演習	実習	講義	演習		
0	2	0	0	0	0	0	6	

II 専門教育科目

1 専門基礎科目

専門基礎科目については、それぞれの学科で修得すべき単位(生物生産学科:8単位、応用生物科学科:8単位)を短大等での既修得単位で一括して認定する。

2 専門科目

生物生産学科では、専門科目A群のうち農業技術経済学(2単位)、環境気象学(2単位)、生産生物学(2単位)、環境情報学(2単位)、資源社会管理学(2単位)及び共生環境科学(2単位)を修得したものとし、短大等での既修得単位で一括認定する。

応用生物科学科では、専門科目B群のうち生物工学概説(2単位)、生物調節学概説(2単位)、動物資源学概説(2単位)、生物機能化学概説(2単位)及び生物資源利用化学概説(2単位)を修得したものとし、短大等での既修得単位で一括認定する。

このほかの専門科目については、各学科の申合せに従い、短大等での既修得単位から14単位まで本学部の修得単位として認定することができる。

(雑則)

第3条 この内規に定めるもののほか、認定に必要な事項は、農学部教授会において定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年7月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

大 学 院

佐賀大学大学院学則

(平成16年4月1日制定)

目次

第1章 総 則

- 第1節 趣旨及び目的(第1条・第2条)
- 第2節 研究科(第3条)
- 第3節 課程(第4条)
- 第4節 鹿児島大学大学院連合農学研究科(第5条)
- 第5節 入学定員及び収容定員(第6条)

第2章 大学院通則

- 第1節 標準修業年限, 在学年限, 学年, 学期及び休業日(第7条 - 第11条)
- 第2節 教育方法等(第12条 - 第17条)
- 第3節 課程の修了要件等(第18条 - 第21条)
- 第4節 学位の授与(第22条)
- 第5節 入学, 進学, 転入学及び再入学等(第23条 - 第33条)
- 第6節 休学, 復学, 退学, 転学, 転研究科, 転専攻, 派遣, 留学及び除籍(第34条 - 第40条)
- 第7節 科目等履修生, 特別研究学生, 特別聴講学生, 研究生及び外国人留学生(第41条 - 第45条)
- 第8節 検定料, 入学料及び授業料(第46条・第47条)
- 第9節 教員の免許状授与の所要資格の取得(第48条)
- 第10節 賞罰(第49条)

第3章 準用規定(第50条)

第4章 改正(第51条)

附則

第1章 総 則

第1節 趣旨及び目的

(趣旨)

第1条 この大学院学則は, 国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第18条第2項の規定に基づき, 佐賀大学大学院(以下「大学院」という。)の入学定員, 標準修業年限, 教育課程, 学生の入学, 退学, 修了その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大学院は, 学術の理論及び応用を教授研究し, その深奥を究めて, 文化の進展に寄与することを目的とする。

第2節 研究科

(研究科)

第3条 大学院に, 次の研究科を置く。

- 教育学研究科
- 経済学研究科
- 医学系研究科
- 工学系研究科
- 農学研究科

第3節 課 程

(課程)

第4条 大学院の課程は, 修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は, 広い視野に立って精深な学識を授け, 専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は, 専攻分野について, 研究者として自立して研究活動を行い, 又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 工学系研究科の課程は, 博士課程とし, これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し, 博士前期課程は, 修士課程として取り扱うものとする。

第4節 鹿児島大学大学院連合農学研究科

(鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第5条 鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては, 佐賀大学, 宮崎大学, 鹿児島大学及び琉球大学が協力するものとする。

2 前項に規定する連合農学研究科の連合講座は、佐賀大学の農学部及びこれに関連を有する学内共同教育研究施設の教員が、宮崎大学農学部、鹿児島大学の農学部及び水産学部並びに琉球大学農学部の教員とともに担当するものとする。

第5節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士課程・博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	6人	12人		
	教科教育専攻	33人	66人		
	小計	39人	78人		
経済学研究科	金融・経済政策専攻	4人	8人		
	企業経営専攻	4人	8人		
	小計	8人	16人		
医学系研究科	医科学専攻	15人	30人		
	看護学専攻	16人	32人		
	小計	31人	62人		
	機能形態系専攻			13人	52人
	生体制御系専攻			14人	56人
	生態系専攻			3人	12人
	小計			30人	120人
工学系研究科	機能物質化学専攻	18人	36人		
	物理科学専攻	16人	32人		
	機械システム工学専攻	27人	54人		
	電気電子工学専攻	24人	48人		
	知能情報システム学専攻	10人	20人		
	数理科学専攻	14人	28人		
	都市工学専攻	27人	54人		
	循環物質工学専攻	18人	36人		
	生体機能システム制御工学専攻	32人	64人		
	小計	186人	372人		
	エネルギー物質科学専攻			9人	27人
	システム生産科学専攻			7人	21人
	生体機能システム制御工学専攻			14人	42人
小計			30人	90人	
農学研究科	生物生産学専攻	20人	40人		
	応用生物科学専攻	30人	60人		
	小計	50人	100人		
合計		314人	628人	60人	210人

第2章 大学院通則

第1節 標準修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修士課程及び博士前期課程の標準修業年限)

第7条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士後期課程の標準修業年限)

第8条 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(医学系研究科の博士課程の標準修業年限)

第9条 医学系研究科の博士課程の標準修業年限は4年とする。

(在学年限)

第10条 大学院における在学年限は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、医学系研究科の博士課程にあつては8年とする。

(学年、学期及び休業日)

第11条 大学院の学年、学期及び休業日については、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第4条及び第5条第1項の規定を準用する。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第12条 大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められた場合には、他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により、当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと(連携大学院方式と称する。)ができる。

(履修方法等)

第13条 研究科における授業科目、単位数及び研究指導並びにこれらの履修方法は、当該研究科において定める。

(他の大学院及び外国の大学院における授業科目の履修)

第14条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)との協議に基づき、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が当該他の大学院において修得した単位を、研究科委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲内で、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、研究科委員会の議に基づき、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学、再入学の場合を除き、10単位を超えない範囲内で、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、各研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。この場合において、在学年限は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、博士課程にあつては8年を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第3節 課程の修了要件等

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第6条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士後期

課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（医学系研究科の博士課程の修了要件）

第20条 医学系研究科の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文及び最終試験）

第21条 前3条に規定する最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 学位論文の審査及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科委員会が決定し、その方法は各研究科において定める。

3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等の協力を得ることができる。

第4節 学位の授与

（学位の授与）

第22条 修士課程、博士前期課程、博士後期課程又は博士課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 前2項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、進学、転入学及び再入学等

（入学の時期）

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、後学期の始めに学生を入学させることができる。

（入学資格）

第24条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

第26条 医学系研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含む16年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (7) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
（入学志願）

第27条 大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて、提出しなければならない。

（入学志願者の選考及び入学の許可）

第28条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考結果に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が入学を許可する。

（入学手続及び入学許可の取消し）

第29条 入学を許可された者は、別に定めるところにより入学の手続を行い、かつ、誓約書を提出しなければならない。

2 前項の規定に違反したときは、学長は、入学許可を取り消すものとする。

（博士後期課程又は博士課程への進学資格）

第30条 博士後期課程又は博士課程に進学することのできる者は、大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者とする。

（進学志願）

第31条 進学を志願する者は、所定の期日までに願書書類その他必要な書類を提出しなければならない。

（進学志願者の選考及び進学の許可）

第32条 進学志願者については、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長が進学を許可する。

（転入学及び再入学）

第33条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、志願する専攻に係る研究科委員会の議を経て、学期の始めに学長が、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 他の大学院（外国の大学院を含む。）に在学中の者で転入学を志願する者

(2) 大学院を退学した者で再入学を志願する者

2 転入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数、履修すべき単位数は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

第6節 休学、復学、退学、転学、転研究科、転専攻、派遣、留学及び除籍

（休学）

第34条 病気その他の事由によって継続して3月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第35条 休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

（退学）

第36条 自己の都合により退学する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

（転学）

第37条 他の大学院への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

（転研究科及び転専攻）

第38条 転研究科又は転専攻を志願する者があるときは、関係する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が学期の始めに限り許可することがある。

2 転研究科又は転専攻を許可された者の在学すべき年数、履修すべき単位数は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

（派遣及び留学）

第39条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、当該他の大学院又は研究所等に学生を派遣し、又は留学させることができる。

- 2 前項の派遣及び留学については、研究科委員会の議を経て行うものとする。
- 3 派遣及び留学の期間は、標準修業年限に算入する
- 4 派遣及び留学に関し、必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第17条に規定する期間在学して修了できない者
- (2) 病気その他で修業の見込みがない者
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者であって、その納付すべき入学料を納付しない者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第7節 科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、当該研究科において選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第42条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、学長が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

- 2 特別研究学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、学長が特別聴講学生として履修を認めることがある。

- 2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第44条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、当該研究科において選考の上、学長が原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科において選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第8節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第46条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

- 2 第16条の規定に基づき、当該標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者(以下「長期履修学生」という。)から徴収する授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

(検定料の徴収)

第46条の2 検定料は、入学、編入学、転入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(入学料の徴収)

第46条の3 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料及び入学料の不徴収)

第46条の4 前2条の規定にかかわらず、大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き大学院の博士課程又は博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学料を徴収しないものとする。

(入学料の免除等)

第47条 大学院に入学する者(研究生又は科目等履修生として入学する者を除く。)であって、学業優秀であり、かつ、入学料の納付が困難な経済的理由があると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の徴収方法、免除及び徴収猶予並びに既納の授業料の返還については、学則第48条から第55条の2までの規定及び第57条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「卒業」とあるのは「修了」と、読み替えるものとする。

第9節 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状)

第48条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院の専攻において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

第10節 賞 罰

(表彰及び懲戒)

第49条 表彰及び懲戒については、学則第38条及び第39条の規定を準用する。

第3章 準用規定(準用規定)

第50条 大学院の学生に関しては、この大学院学則に定めるもののほか、学則及び本学の諸規則等の学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、それぞれ読み替えるものとする。

第4章 改 正

(改正)

第51条 この大学院学則の改正は、教育研究評議会において構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

附 則

1 この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この大学院学則施行前の佐賀大学に、平成15年10月1日以降入学した者が修得した教育課程の履修は、この大学院学則の規定に基づき修得した教育課程の履修とみなす。

3 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律(平成15年法律第29号)附則第2項の規定により平成15年9月30日に在学する者(次項において「在学者」という。)が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者に係る修了するために必要であった教育課程の履修は、本学において行うものとし、本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、平成16年3月31日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。

4 この大学院学則施行後、第33条の規定に基づき、在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、前項の規定を準用する。

附 則(平成17年5月20日改正)

この大学院学則は、平成17年5月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年9月27日改正)

この大学院学則は、平成17年9月27日から施行する。

附 則(平成17年12月16日改正)

この大学院学則は、平成17年12月16日から施行する。

別表(第48条第2項関係)

研究科	課 程	専 攻	取得できる教員免許状	教 科
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
			高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭情報, 工業, 英語
			養護学校教諭専修免許状	
		教科教育専攻	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
			高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭工業, 英語
		幼稚園教諭専修免許状		

経済学研究科	修士課程	金融・経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	公民
		企業経営専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
工学系研究科	博士前期課程	機能物質化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科，工業
		物理科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
		機械システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		知能情報システム学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
			高等学校教諭専修免許状	数学，情報
		数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
			高等学校教諭専修免許状	数学
		都市工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		循環物質工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
高等学校教諭専修免許状	理科，工業			
農学研究科	修士課程	生物生産学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		応用生物科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科，農業

佐賀大学大学院教育学研究科規則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)及び佐賀大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専攻並びにコース及び専修)

第2条 研究科の専攻に次のコース及び専修を置く。

専攻名	コース及び専修名
学校教育専攻	教育学コース, 教育心理学コース, 障害児教育コース
教科教育専攻	国語教育専修, 社会科教育専修, 数学教育専修, 理科教育専修, 音楽教育専修, 美術教育専修, 保健体育専修, 技術教育専修, 家政教育専修, 英語教育専修

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院教育学研究科履修細則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院学則第14条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第6条 研究科が必要と認めたとときは、大学院学則第15の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第7条 学生は、大学院学則第17条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第8条 履修しようとする授業科目については、每学期始めに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第9条 試験は、每学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第10条 学位規則第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類とともに、学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第11条 佐賀大学大学院教育学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員(以下「審査員」という。)を選出し、うち1人を主査とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)の教員等を審査員に加えることができる。

(入学者の選考)

第12条 入学者の選考は、その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

(研究生及び科目等履修生)

第13条 研究科の教育研究に支障のないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

(特別研究学生)

第14条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第15条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定)

第16条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、佐賀大学の大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学大学院教育学研究科履修細則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院教育学研究科規則(平成16年4月1日制定。以下「研究科規則」という。)第4条の規定に基づく佐賀大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(修了に必要な単位数)

第2条 研究科の修了に必要な単位数は、次の表に掲げるとおりとする。

科 目	専 攻	
	学校教育専攻	教科教育専攻
学校教育に関する科目	10単位	4単位
学校教育コース共通科目	6単位	
教科教育共通科目		2単位
教科教育に関する科目	4単位	4単位
教科内容に関する科目		8単位
自由選択科目	6単位	8単位
課題研究	4単位	4単位
計	30単位	30単位

(授業科目、単位数)

第3条 授業科目及び単位数等については、各専攻・専修ごとに別表に掲げるとおりとする。

(履修方法)

第4条 専攻ごとの履修方法は、次のとおりとする。

2 学校教育専攻

- (1) 学校教育に関する科目
学校教育専攻で開設する授業科目から、学校教育コース共通科目を除いて10単位以上を選択履修する。
- (2) 学校教育コース共通科目
「教育哲学特論」、「教育心理学特論」及び「障害児教育学特論Ⅰ」の各2単位を履修する。
- (3) 教科教育に関する科目
教科教育専攻のいずれか一つの専修から、4単位以上を選択履修する。
- (4) 自由選択科目
研究科全体の開設授業科目から、6単位以上を選択履修する。
- (5) 課題研究
課題研究4単位は、自コースの一つの分野の指導教員を中心とする関係教員の指導のもとに研究を行う。

3 教科教育専攻

- (1) 学校教育に関する科目
学校教育専攻で開設する授業科目から、4単位以上を選択履修する。
- (2) 教科教育共通科目
自専修の実践授業研究2単位を履修する。
- (3) 教科教育に関する科目
自専修の教科教育に関する授業科目から、4単位以上を選択履修する。
- (4) 教科内容に関する科目
自専修の教科内容に関する授業科目から、8単位以上を選択履修する。
- (5) 自由選択科目
研究科全体の開設授業科目から、8単位以上を選択履修する。
- (6) 課題研究
課題研究4単位は、自専修の一つの分野の指導教員を中心とする関係教員の指導のもとに研究を行う。

(単位の認定)

第5条 研究科規則第5条の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を限度として、第2条に定める単位に含めることができる。

- 2 研究科規則第6条の規定により修得したものとみなす授業科目の単位は、10単位を限度として、第2条に定める単位に含めることができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

1 学校教育専攻

分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
教育学・教育史	日本教育史特論	2	
	日本教育史特別演習	1	
	教育哲学特論	2	
	教育哲学特別演習	1	
	人権教育特論	2	
	人権教育特別演習	1	
学校経営	学校・学級経営学特論	2	
	学校・学級経営学特別演習	1	
教育内容・方法論	教育方法学特論	2	
	教育方法学特別演習	1	
社会教育学	社会教育学特論	2	
	社会教育学特別演習	1	
道德教育	道德教育特論	2	
	道德教育特別演習	1	
教育社会学	教育社会学特論	2	
	教育社会学特別演習	1	
教育心理学	教育心理学特論	2	
	教育測定・評価特別演習	1	
	学習心理学特論	2	
	学習心理学特別演習	1	
	学級集団心理学・生徒指導特論 進路指導特別演習	2 1	
教育臨床心理学	教育臨床心理学特論	2	
	教育臨床心理学特別演習	1	
	教育相談心理学特別演習	1	
発達心理学	発達心理学特論Ⅰ	2	
	発達心理学特別演習	1	
	発達心理学特論Ⅱ	2	
障害児教育	障害児教育学特論Ⅰ	2	
	障害児教育学特論Ⅱ	2	
	障害児教育学研究方法論	2	
	障害児教育学特別演習	1	
障害児心理	障害児心理学特論Ⅱ	2	
	障害児心理学特論Ⅱ	2	
	障害児心理学研究方法論	2	
	障害児心理学・心理検査特別演習	1	
障害児病理	障害児医学特論Ⅰ	2	
	障害児医学特論Ⅱ	2	

障害児病理	障害児医学研究方法論	2
	障害児医学特別演習	1
障害児臨床	障害児臨床医学特論	2
	障害児臨床医学特別演習	1
	学校教育課題研究	4
	障害児教育課題研究	4

2 教科教育専攻

国語教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する教科教育に	国語科教育	国語教育学特論Ⅰ	4	教科教育に関する科目のうち「国語教育学特論Ⅰ」を必修とする。 教科内容に関する科目は、「国語学特論Ⅰ」、「古典文学特論」、「現代文学特論」、「漢文学特論」から1科目4単位を必ず修得すること。 なお、自由選択科目のうち、書道特別研究を履修することが望ましい。
		国語教育学特別演習	2	
		国語教育学特論Ⅱ	2	
		日本語教育学特論	2	
教科内容に関する科目	国語学	国語学特論Ⅰ	4	
		国語学特別演習Ⅰ	2	
		国語学特論Ⅱ	4	
		国語学特別演習Ⅱ	2	
	国文学	古典文学特論	4	
		古典文学特別演習	2	
		現代文学特論	4	
		現代文学特別演習	2	
		日本文学思潮	4	
	漢文学	漢文学特論	4	
		漢文学特別演習	2	
		中国古典文学特論	4	
		中国古典文学特別演習	2	
中日比較文学特論		4		
中日比較文学特別演習		2		
書道	書道特別研究	2		
	国語課題研究	4		
	国語教育課題研究	4		
	書道課題研究	4		
	実践授業研究	2		

社会科教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する教科教育に	社会科教育	社会科教育学特論Ⅰ（社会・地歴）	4	教科教育に関する科目のうち「社会科教育学特論Ⅰ（社会・地歴）」又は「社会科教育学特論Ⅱ（社会・公民）」のいずれか4単位を必ず修得すること。
		社会科教育学特別演習Ⅰ（社会・地歴）	2	
		社会科教育学特論Ⅱ（社会・公民）	4	
		社会科教育学特別演習Ⅱ（社会・公民）	2	
教科内容に関する科目	歴史学	考古学特論Ⅰ	2	
		考古学特論Ⅱ	2	
		考古学特別演習	2	
		日本史特論AⅠ	2	
		日本史特論AⅡ	2	
		日本史特論BⅠ	2	
		日本史特論BⅡ	2	
		日本史特別演習A	2	
		日本史特別演習B	2	

教 科 内 容 に 関 す る 科 目	歴史学	東洋史特論 A I	2
		東洋史特論 A II	2
		東洋史特論 B I	2
		東洋史特論 B II	2
		東洋史特別演習 A	2
		東洋史特別演習 B	2
		西洋史特論 A I	2
		西洋史特論 A II	2
		西洋史特論 B I	2
		西洋史特論 B II	2
		西洋史特別演習 A	2
		西洋史特別演習 B	2
	地理学	地理学特論 A I	2
		地理学特論 B I	2
		地理学特別演習 I	2
		地理学特論 A II	2
		地理学特論 B II	2
		地理学特別演習 II	2
	法律学	法律学特論 A I	2
		法律学特論 A II	2
		法律学特論 B I	2
		法律学特論 B II	2
		法律学特論 C I	2
		法律学特論 C II	2
		法律学特別演習 A	2
		法律学特別演習 B	2
		法律学特別演習 C	2
政治学	政治学特論 I	2	
	政治学特論 II	2	
	政治学特別演習	2	
	国際政治学特論 I	2	
	国際政治学特論 II	2	
	国際政治学特別演習	2	
経済学	経済学特論 I	2	
	経済学特論 II	2	
	経済学特別演習	2	
	国際経済学特論 I	2	
	国際経済学特論 II	2	
	国際経済学特別演習	2	
社会学	社会学特論 A I	2	
	社会学特論 A II	2	
	社会学特論 B I	2	
	社会学特論 B II	2	
	社会学特別演習 A	2	
	社会学特別演習 B	2	
哲学・倫理学	倫理学特論 I	2	
	倫理学特論 II	2	
	倫理学特別演習	2	
	社会科課題研究（社会・地歴）	4	
	社会科課題研究（社会・公民）	4	
	社会科教育課題研究（社会・地歴）	4	
	社会科教育課題研究（社会・公民）	4	
	実践授業研究	2	

数学教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に	数学科教育	数学教育学特論Ⅰ	4	
		数学教育学特別演習Ⅰ	2	
		数学教育学特論Ⅱ	4	
		数学教育学特別演習Ⅱ	2	
教科内容に関する科目	代数学	代数学特論	4	
		代数学特別演習	2	
	幾何学	幾何学特論Ⅰ	4	
		幾何学特別演習Ⅰ	2	
		幾何学特論Ⅱ	4	
		幾何学特別演習Ⅱ	2	
	解析学	解析学特論	4	
		解析学特別演習	2	
		統計学特論	4	
		統計学特別演習	2	
			数学課題研究	4
			数学教育課題研究	4
実践授業研究			2	

理科教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に	理科教育	理科教育学特論Ⅰ	2	
		理科教育学特別演習Ⅰ	2	
		理科教育学特論Ⅱ	2	
		理科教育学特別演習Ⅱ	2	
		理科教育学特論Ⅲ	2	
教科内容に関する科目	物理学	固体物理学特論	2	
		固体物理学特別演習	2	
		中間エネルギー物理学特論	2	
		中間エネルギー物理学特別演習	2	
		量子物理学特論	2	
		量子物理学特別演習	2	
		半導体物理学特論	2	
	化学	物理化学特論	2	
		物理化学特別演習	2	
		無機化学特論	2	
		無機化学特別演習	2	
		有機化学特論	2	
		有機化学特別演習	2	
	生物学	高分子化学特論	2	
比較生理学特論		2		
比較生理学特別演習		2		
群集生態学特論		2		
群集生態学特別演習		2		
植物分類生態学特論		2		
植物分類生態学特別演習		2		
行動生態学特論		2		
生命化学特論	2			
地学		地球史特論	2	
		地球史特別演習	2	

関する科目に	地学	火山岩岩石学特論	2	
		火山岩岩石学特別演習	2	
		大陸地殻進化化学特論	2	
		大陸地殻進化化学特別演習	2	
		宇宙物理学特論	2	
		理科課題研究	4	
		理科教育課題研究	4	
		実践授業研究	2	

音楽教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に	音楽科教育	音楽教育学特論ⅠA	2	
		音楽教育学特論ⅠB	2	
		音楽教育学特別演習Ⅰ	2	
		音楽教育学特論ⅡA	2	
		音楽教育学特論ⅡB	2	
		音楽教育学特別演習Ⅱ	2	
関する科目に	器楽	器楽特論ⅠA	2	
		器楽特論ⅠB	2	
		器楽特別演習Ⅰ	2	
		器楽特論ⅡA	2	
		器楽特論ⅡB	2	
		器楽特別演習Ⅱ	2	
	声乐	声乐特論Ⅰ	2	
		声乐特論Ⅱ	2	
		声乐特別演習	2	
	作曲・指揮法	作曲法特論Ⅰ	2	
		作曲法特論Ⅱ	2	
		作曲法特別演習	2	
		指揮法特論	2	
		指揮法特別演習	1	
	音楽学	音楽学特論Ⅰ	2	
		音楽学特論Ⅱ	2	
		音楽学特別演習	2	
		日本の音楽文化特論	2	
日本の音楽文化特別演習		1		
		音楽課題研究	4	
		音楽教育課題研究	4	
		実践授業研究	2	

美術教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に	美術・工芸科教育	美術教育特論	4	
		工芸教育特別演習	1	
		工芸教育教材特論	4	
		美術教育教材特別演習	1	
関する科目に	絵画	絵画特論Ⅰ	4	
		絵画特別演習Ⅰ	1	
		絵画特論Ⅱ	4	
		絵画特別演習Ⅱ	1	

教科 内容に 関する 科目	彫刻	彫刻特論	4	
		彫刻特別演習	1	
	デザイン	デザイン特論	4	
		デザイン特別演習	1	
	工芸	工芸特論Ⅰ	2	
		工学特別演習Ⅰ	1	
		工芸特論Ⅱ	4	
		工芸特別演習Ⅱ	1	
		工芸特論Ⅲ	4	
		工芸特別演習Ⅲ	1	
		工芸特論Ⅳ	4	
	美術理論・美術史	工芸特別演習Ⅳ	1	
		美術・工芸論特論	2	
		美術方法特論	2	
美学・美術史特論		4		
	美学・美術史特別演習	1		
	美術・工芸課題研究	4		
	美術教育課題研究	4		
	工芸教育課題研究	4		
	実践授業研究	2		

保健体育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
教科 教育に 関する 科目	保健体育科教育	保健体育教育学特論Ⅰ	2	教科教育に関する科目のうち 「保健体育教育学特論Ⅰ」を必 修とする。
		保健体育教育学特別演習Ⅰ	1	
		保健体育教育学特論Ⅱ	2	
		保健体育教育学特別演習Ⅱ	1	
		保健体育教育学特論Ⅲ	2	
教科 内容に 関する 科目	体育学	体育学特論Ⅰ	2	
		体育学特別演習	1	
		体育学特論Ⅱ	2	
	運動学	運動学特論	2	
		運動学特別演習	1	
		運動方法学特論Ⅰ	2	
		運動方法学特別演習Ⅰ	1	
		運動方法学特論Ⅱ	2	
	健康運動実践学	運動方法学特別演習Ⅱ	1	
		健康運動実践学特論	2	
		健康運動実践学特別演習	1	
		健康運動実践方法学特論Ⅰ	2	
		健康運動実践方法学特別演習Ⅰ	1	
	運動生理学	健康運動実践方法学特論Ⅱ	2	
健康運動実践方法学特別演習Ⅱ		1		
運動生理学特論		2		
学校保健	運動生理学特別演習	1		
	健康生理学特論	2		
	学校保健特論	2		
	学校保健特別演習Ⅰ	1		
	学校保健特別演習Ⅱ	1		
	保健体育課題研究	4		
	保健体育教育課題研究	4		
	実践授業研究	2		

技術教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に	技術科教育	技術教育特論	4	教科内容に関する8単位は、電気工学特論Ⅰ、Ⅱの4単位と機械工学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうちから4単位を修得するものとする。
		技術教育特別演習Ⅰ	2	
		技術教育実践教育研究	4	
		技術教育特別演習Ⅱ	2	
教科内容に関する科目	電気	電気工学特論Ⅰ	2	
		電気工学特論Ⅱ	2	
		電気工学特別演習	2	
	機械	機械工学特論Ⅰ	2	
		機械工学特論Ⅱ	2	
		機械工学特論Ⅲ	2	
		機械工学特別演習	2	
	材料	材料工学特論	4	
		材料工学特別演習	2	
	情報基礎	情報工学特論	4	
		情報工学特別演習	2	
		電子計算機特論	4	
電子計算機特別演習		2		
		技術科課題研究	4	
		技術教育課題研究	4	
		実践授業研究	2	

家政教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考	
関する科目に	家庭科教育	家庭科教育学特論Ⅰ	2		
		家庭科教育学特論Ⅱ	2		
		家庭科教育学特論Ⅲ	2		
		家庭科教育学特別演習	2		
教科内容に関する科目	食物学	食物学特論Ⅰ	2		
		食物学特論Ⅱ	2		
		食物学特別演習Ⅰ	2		
		食物学特別演習Ⅱ	2		
	被服学	被服学特論Ⅰ	2		
		被服学特論Ⅱ	2		
		被服学特論Ⅲ	2		
		被服学特別演習Ⅰ	2		
			被服学特別演習Ⅱ		2
	住居学	住居学特論	2		
		住居学特別演習	2		
	保育学	保育学特論	2		
保育学特別演習		2			
家政一般	家族関係学特論	2			
	家族関係学特別演習	2			
		家政学課題研究	4		
		家庭科教育課題研究	4		
		実践授業研究	2		

英語教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に 教科教育に	英語科教育	英語教育学特論ⅠA	2	
		英語教育学特論ⅠB	2	
		英語教育学特別演習Ⅰ	1	
		英語教育学特論ⅡA	2	
		英語教育学特論ⅡB	2	
		英語教育学特別演習Ⅱ	1	
教科内容に関する科目	英語学	英語学特論ⅠA	2	
		英語学特論ⅠB	2	
		英語学特別演習Ⅰ	1	
		英語学特論Ⅱ	2	
		英語学特別演習Ⅱ	1	
		英米文学	英米文学特論ⅠA	
	英米文学特論ⅠB		2	
	英米文学特別演習Ⅰ		1	
	英米文学特論ⅡA		2	
	英米文学特論ⅡB		2	
	英米文学特別演習Ⅱ		1	
			英語課題研究	4
英語教育課題研究			4	
実践授業研究			2	

佐賀大学大学院経済学研究科規則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院経済学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)及び佐賀大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専攻及び講座)

第2条 研究科の専攻に次の講座を置く。

専攻名	講座名
金融・経済政策専攻	経営システム, 地域政策, 国際経済社会, 経済情報, 法政策
企業経営専攻	

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

(授業科目, 単位数及び履修方法)

第4条 授業科目, 単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院経済学研究科履修細則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院学則第14条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第6条 研究科が必要と認めるときは、大学院学則第15条の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第7条 学生は、大学院学則第17条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第8条 履修しようとする授業科目については、每学期始めに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第9条 試験は、每学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第10条 学位規則第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類とともに、学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第11条 佐賀大学大学院経済学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員(以下「審査員」という。)を選出し、うち1人を主査とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)の教員等を審査員に加えることができる。

(入学者の選考)

第12条 入学者の選考は、その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

(研究生及び科目等履修生)

第13条 研究科の教育研究に支障のないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

(特別研究学生)

第14条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第15条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定)

第16条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、佐賀大学の大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学大学院経済学研究科履修細則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院経済学研究科規則(平成16年4月1日制定。以下「研究科規則」という。)第4条の規定に基づく佐賀大学大学院経済学研究科(以下「研究科」という。)の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(授業科目、単位及び履修方法)

第2条 授業科目及び単位数は、各専攻ごとに別表Ⅰ、別表Ⅱ及び別表Ⅲに定めるとおりとする。

2 学生は、各専攻ごとに別表Ⅰ又は別表Ⅱに掲げる自専攻の授業科目から20単位以上(演習Ⅰ4単位、演習Ⅱ4単位を含む。)、自専攻又は他専攻の授業科目から8単位以上、別表Ⅲの共通科目の中から2単位以上、計30単位以上を履修しなければならない。

3 演習については、演習Ⅰ、演習Ⅱを2年間にわたり履修するものとする。ただし、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとし、自専攻の授業科目をもつて演習Ⅱに代えることができる。

(単位認定)

第3条 研究科規則第5条及び第6条の規定により履修した授業科目の単位は、8単位を限度として前条第2項に定める8単位に含めることができる。

2 研究科が必要と認めるときは、学生が履修した学部(部)の授業科目を4単位に限り、前条に定める授業科目の履修とみなし、当該専攻の履修に必要な単位に含めることができる。なお、この単位は前項に定める8単位に含めるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

別表Ⅰ(第2条関係)

金融・経済政策専攻

教育・研究分野	授 業 科 目	単位数
数量経済分析	数量経済モデル分析研究	2
	マクロ経済データ分析研究	2
	現代経済分析研究	2
	応用計量経済分析研究	2
	応用計量経済学研究	2
	社会選択理論研究	2
金融・政策分析	金融経済論研究	2
	国際通貨システム研究	2
	経済動態分析研究	2
	国際金融・証券論研究	2
	国際金融論研究	2
	国際経済政策研究	2
	産業政策論研究	2
	農業経済論研究	2
	公共財政論研究	2
比較経済	日本産業経済史研究	2
	近代日本資本主義史研究	2
	日本社会史研究	2
	日本アジア比較経済史研究	2
	西欧産業社会構造分析研究	2
	比較経済思想研究	2

比較経済	産業史研究	2
	発展途上国経済論研究	2
	国際関係論研究	2
	開発経済学研究	2
	比較労働経済研究	2
地域・福祉政策	地域開発研究	2
	地域農業政策研究	2
	地域福祉研究	2
	福祉政策研究	2
	行政基礎法研究	2
	地方自治法制研究	2
	地域政治研究	2
	地方公共政策研究	2
	演習Ⅰ	4
	演習Ⅱ	4

別表Ⅱ（第2条関係）
企業経営専攻

教育・研究分野	授業科目	単位数
統計情報	情報処理研究	2
	情報システム論研究	2
	地域データ解析研究	2
	情報資源管理研究	2
	応用通信システム研究	2
	経営情報システム研究	2
	統計情報研究	2
	時系列データ解析研究	2
	経営管理	経営財務論研究
経営史研究		2
現代労使関係研究		2
投資決定研究		2
経営管理史研究		2
組織行動論研究		2
経営組織論研究		2
企業論研究		2
マーケティング論研究		2
商業経済論研究		2
会計	財務会計論研究	2
	簿記論研究	2
	管理会計論研究	2
	経営分析論研究	2
企業関係法	企業法研究	2
	会社法研究	2
	労働関係法研究	2
	福利厚生関係法研究	2
	産業経済法研究	2
	経済法研究	2
	環境法研究	2
	民法研究	2
	契約法研究	2
	演習Ⅰ	4
	演習Ⅱ	4

別表Ⅲ（第2条関係）

共通科目

教育・研究分野	授 業 科 目	単位数
共通科目	情報基礎	2
	実用外国語	2

佐賀大学大学院医学系研究科規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)及び佐賀大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専攻及び部門)

第2条 研究科に次の専攻及び部門を置く。

- (1) 修士課程
医科学専攻
看護学専攻
- (2) 博士課程

専攻名	部門名
機能形態系専攻	発生・分化部門
	機能構造部門
	病態構造部門
	病態機能部門
生体制御系専攻	生体情報処理部門
	代謝部門
	遺伝部門
	腫瘍・免疫・感染部門
	化学物質作用部門
生態系専攻	保健疫学部門
	環境医学部門
	裁判医学部門

(専攻長)

第3条 修士課程の各専攻に専攻長を置く。

- 2 専攻長に関し、必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

第4条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

- 2 研究科修士課程の学生の指導教員は、1人とする。
- 3 研究科博士課程の学生の指導教員は、主指導教員1人とし、研究上必要な場合は、副指導教員として2人以内を加えることができる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第5条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院医学系研究科履修細則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

- 2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第6条 学生は、大学院学則第14条の規定に基づき、他の大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目を履修することができる。

- 2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 研究科が必要と認めるときは、大学院学則第15条の規定に基づき学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第8条 学生は、大学院学則第17条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、修士課程の学生においては1年、博士課程の学生においては2年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第9条 履修しようとする授業科目については、履修届を提出しなければならない。

(試験)

第10条 試験は、授業科目の担当教員が必要と認めたときに適宜実施する。

(学位論文の提出)

第11条 学位規則第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類と共に、学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 学位規則第7条第2項、第3項及び第4項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類と共に、学位論文を指定した期日までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第12条 佐賀大学大学院医学系研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人の学位論文審査員(以下「審査員」という。)を選出し、うち1人を主査とする。

2 研究科委員会は、博士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人の審査員を選出し、うち1人を主査とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、研究科委員会の構成員以外の者を審査員に加えることができる。

(入学者の選考)

第13条 修士課程の入学者の選考は、各専攻ごとに、専門の科目等についての筆記試験、口頭試問及び面接等により行う。

2 博士課程の入学者の選考は、専門の科目等についての筆記試験、口頭試問、及び面接等により行う。

(研究生及び科目等履修生)

第14条 研究科の教育研究に支障がないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生として入学できる者は、大学院学則第24条の各号のいずれかに該当するもので、かつ、研究能力があると認められた者とする。

3 科目等履修生として入学できる者は、修士課程にあつては、大学を卒業した者又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者とし、博士課程にあつては、大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(特別研究学生)

第15条 研究科は、他の大学院等(外国の大学院を含む。)との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第16条 研究科は、他の大学院等(外国の大学院を含む。)との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定)

第17条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、他の大学院(外国の大学院を含む。)又は本学の大学院で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し、必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学大学院医学系研究科履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院医学系研究科規則(平成16年4月1日制定。以下「研究科規則」という。)第5条の規定に基づく佐賀大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 修士課程の授業科目及び単位数は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

2 修士課程医科学専攻の学生は、別表1に掲げる共通必修科目7単位、系必修科目から12単位、専門選択科目から11単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

3 修士課程看護学専攻の学生は、別表2に掲げる共通科目から6単位以上、所属する専門領域の授業科目を16単位、所属する専門領域以外の授業科目(特論及び演習に限る)から8単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

第2条の2 博士課程の授業科目及び単位数は、別表3-1、別表3-2及び別表3-3に掲げるとおりとする。

2 博士課程の学生は、所属する専攻の共通科目から4単位、所属する部門の選択必修科目から3単位以上及び選択科目から8単位以上、並びに所属する専攻の選択必修科目及び選択科目から15単位以上(ただし、8単位までは所属専攻以外の授業科目の単位をもって代替可。)計30単位以上を修得しなければならない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月21日改正)

この細則は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年10月20日改正)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月16日改正)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

別表1-1(第2条第1項関係)

医科学専攻

区分	授業科目	授業を行う 年次	単位数			備考	
			講義	演習	実習		
共通 必修 科目	人体構造機能学概論	1	2			必修7単位を修得すること。	
	病因病態学概論	1	2				
	社会・予防医学概論	1	2				
	生命科学倫理概論	1	1				
系 必修 科目	学系 基礎 生命 科学 コース	分子生命科学概論	1	2		どれか1つの系区分12単位を修得すること。	
		基礎生命科学研究法	1~2		2		
		基礎生命科学研究実習	1~2				8
	系 医療 科学 コース	臨床医学概論	1	2			
		医療科学研究法	1~2		2		
		医療科学研究実習	1~2				8
	学系 総合 ケア 科学 コース	総合ケア科学概論	1	2			
		総合ケア科学研究法	1~2		2		
		総合ケア科学研究実習	1~2				8
専 門 選 択 科 目	医用統計学特論	1・2	1			コースワークに沿って11単位以上を修得すること。	
	医用情報処理特論	1・2	1				
	実験動物学特論	1・2	1				
	実験・検査機器特論	1・2	1				
	バイオテクノロジー特論	1・2	1				
	解剖学特論	1・2	1				
	生理学特論	1・2	1				
	分子生化学特論	1・2	1				

専門 選 択 科 目	微生物学・免疫学特論	1・2	1		
	薬物作用学特論	1・2	1		
	病理学特論	1・2	1		
	法医学特論	1・2	1		
	環境・衛生・疫学特論	1・2	1		
	精神・心理学特論	1・2	1		
	遺伝子医学特論	1・2	1		
	周産期医学特論	1・2	1		
	障害者・高齢者支援にみる差別と偏見	1・2	1		
	高齢者・障害者の生活環境（道具と住宅）特論	1・2	1		
	リハビリテーション医学特論	1・2	1		
	健康スポーツ医学特論	1・2	1		
	緩和ケア特論	1・2	1		
	医療福祉学特論	1・2	1		
	心理学的社会生活行動支援特論	1・2	1		
	高齢者・障害者生活支援特論	1・2	1		
	地域医療科学特論	1・2	1		
	医療ケアマネージメント特論	1・2	1		
	人体構造実習	1・2			1
	病院実習	1・2			1

別表1-2（第2条第1項関係）
医科学専攻（平成17年度以前入学者用）

区分	授業科目	授業を行う 年次	単位数			備考
			講義	演習	実習	
必修 科目	分子生命科学概論	1	2			必修23単位
	人体構造機能学概論	1	2			
	人体構造実習	1		1		
	病因病態学概論	1	2			
	社会・予防医学概論	1	2			
	臨床医学概論	1	2			
	病院実習	1		1		
	生命科学倫理概論	1	1			
	医科学研究法	1	2			
	医科学研究実習	1～2			8	
選択	一般基礎医学特論					3単位以上を修得すること。
	医用統計学特論	1	1			
	医用情報処理特論	1	1			
	実験動物学特論	1	1			
	実験・検査機器特論	1	1			
バイオテクノロジー特論	1	1				
専門 医学 科学 特論	解剖学特論	1	1			4単位以上を修得すること。
	生理学特論	1	1			
	分子生化学特論	1	1			
	微生物学・免疫学特論	1	1			
	薬物作用学特論	1	1			
	病理学特論	1	1			
	法医学特論	1	1			
	環境・衛生・疫学特論	1	1			
	精神・心理学特論	1	1			
	遺伝子医学特論	1	1			
	周産期医学特論	1	1			

科 目	専門 医科学 特論	障害者・高齢者支援にみる差別と偏見	1	1		
		高齢者・障害者の生活環境（道具と住宅）特論	1	1		
		リハビリテーション医学特論	2	1		
		健康スポーツ医学特論	2	1		
		緩和ケア特論	2	1		
		医療福祉学特論	2	1		
		心理学的社会生活行動支援特論	2	1		
		高齢者・障害者生活支援特論	2	1		
		地域医療科学特論	2	1		
		医療ケアマネージメント特論	2	1		

別表2（第2条第1項関係）

看護学専攻

区 分	授 業 科 目		授業を行う 年次	単 位 数		備 考	
				講義	演習		
看 護 学 専 攻	共 通	看護教育方法論	1・2	2		共通の授業科目から6 単位以上を修得するこ と。	
		看護理論	1・2	2			
		看護研究	1・2	2			
		看護倫理	1・2	2			
		看護管理論	1・2	2			
	基 礎 看 護 学	基礎看護学特論	1・2	2		所属する専門領域の授 業科目16単位は必修	
		基礎看護学演習	1・2		2		
		基礎看護学特別研究	1～2		12		
	成 人 看 護 学	成人看護学特論	1・2	2			
		成人看護学演習	1・2		2		
		成人看護学特別研究	1～2		12		
	母 子 看 護 学	母子看護学特論	1・2	2			所属する専門領域以外 の授業科目（特論及び 演習に限る。）から8 単位以上を修得するこ と。
		母子看護学演習	1・2		2		
		母子看護学特別研究	1～2		12		
	老 年 看 護 学	老年看護学特論	1・2	2			
老年看護学演習		1・2		2			
老年看護学特別研究		1～2		12			
地 域 看 護 学	地域看護学特論	1・2	2				
	地域看護学演習	1・2		2			
	地域看護学特別研究	1～2		12			

別表3 - 1（第2条の2第1項関係）

機能形態系専攻

機 能 形 態 系 専 攻	授 業 科 目		授業を行う 年次	単 位 数			必修・選択 の別			
				講義	演習	実習				
分 化 部 門 発 生 ・ 実 験	共 通	人体機能構造学概論	1	1		1	} 必 修			
		病態機能と病態構造概論	1	1		1				
	発 生 ・ 実 験	発生学概論	1	1			2	} 選 択 必 修		
		組織培養法	1	1			2			
		実 験 発 生 学	実験発生学	1	1	1			2	} 選 択
				1	1				2	

機 能 形 態 系 専 攻	発生・ 分化部門	生殖生理学	2	2	2	}	選 択	
		加齢と老化	2	2	2			
		形質人類学	1・2	1	1			2
	機能 構造部門	組織細胞化学研究法	1	1		2	}	選 択 必 修
		超微形態観察法	1	1		2		
		人体局所解剖学	1・2	2	2	4		
		神経機能構造学	1・2	2	2	4		
		神経伝達の機能構造	1	1	1	2		
	皮膚結合組織機能構造学	1・2	1	1	2			
	病態 構造部門	病態構造学特論	1・2	1		2	}	選 択 必 修
		アイソト - プ実験法	1	1		2		
		腎臓・血管病理学	1・2	1	1	2		
神経病理学		1	1	1	2			
病態内分泌学		1・2	2	2	4			
消化器病理学		2	1	1	2			
生殖病理学		1・2	1	1	2			
声帯の構造と病態生理		1・2	2	2	4			
映像診断		1・2	1	1	2			
放射線生物学概論	2	1	1	2				
病態 機能部門	病態機能学特論	1	1		2	}	選 択 必 修	
	画像解析法	1	1		2			
	眼の病態機能	1・2	2	2	4			
	頭頸部の病態機能	1・2	2	2	2			
	運動器学	1	1	1	2			
	尿路の病態機能	1・2	2	2	4			
	呼吸循環の病態機能	1・2	2	2	4			
	リハビリテ - ション	1・2	1	1	2			
	人工臓器	2	1	1	2			

別表3 - 2 (第2条の2第1項関係)
生体制御系専攻

	授 業 科 目	授業を行う 年次	単 位 数			必修・選択 の別		
			講義	演習	実習			
生 体 制 御 系 専 攻	共通	生体制御概論	1	1	1	}	必 修	
		病態・病因概論	1	1	1			
	生 体 情 報 処 理 部 門	デ - タ処理	1	1		2	}	選 択 必 修
		電気生理学的研究法	1	1		2		
		中枢神経生理学	1・2	1	1	4		
		行動発現の脳内機構	1・2	2	2	4		
		生体の環境適応機構	1	1	1	2		
		情報伝達の生物物理学	1・2	1	1	4		
		細胞膜の生化学・生理学	1・2	1	1	2		
		精神医学特論	1・2	1	1	2		
		行動科学	1・2	1	1	4		
		神経化学特論	2	2				
		臨床神経学	2	1	1	2		
		代 謝 部 門	生化学・生物学的研究法	1	1			
	組織学研究法		1	1		2		
	代謝調節機構		1・2	1	1	4		
	細胞運動機構		1	1	1	2		
	病態生化学		1・2	1	1	2		

生 体 制 御 系 専 攻	代謝部門	先天性代謝異常	1	1	1	2	}
		内分泌代謝学	1・2	1	1	2	
		消化管の病態	2	1	1	2	
		肝・胆道の病態	1・2	1	1	2	
		循環動態	1・2	1	1	2	
		組織内微量元素代謝	2	1	1	2	
	遺伝部門	生物物理化学研究法	1	1		2	} 選択必修
		細胞培養法	1	1		2	
		分子遺伝・分子生物学	1・2	2	2	4	} 選 択
		遺伝子工学	1	2	2	4	
		人類遺伝学	1・2	1	1	2	
		免疫遺伝	1・2	1	1	2	
		細胞工学	2	2	2	4	
	腫瘍・免疫・感染部門	免疫学的研究法	1	1		2	} 選択必修
		超微形態観察法	1	1		2	
		免疫反応の制御	1・2	1	1	2	} 選 択
		臓器及び腫瘍免疫	1・2	1	1	2	
		生体防御機構	1・2	1	1	4	
		病原微生物学	1	1	1	2	
		ウイルス学特論	1・2	1	1	2	
		媒介動物学	1・2	1	1	2	
		体液・血液循環病態生理	1・2	1	1	2	
		化学療法	2	1	1	2	
	免疫性神経疾患	2	1	1	2		
化学物質作用部門	機器分析法	1	1		2	} 選択必修	
	アイソト - プ実験法	1	1		2		
	受容体の分子薬理学	1・2	1	1	4	} 選 択	
	生理活性物質	1	1	1	2		
	薬物作用の生化学的機構	1・2	1	1	2		
	毒性学	2	1	1	2		
	麻酔と神経機構	1・2	1	1	4		
	薬物動態論	1・2	1	1	2		

別表3 - 3 (第2条の2第1項関係)

生態系専攻

授 業 科 目		授業を行う 年次	単 位 数			必修・選択 の別
			講義	演習	実習	
生 態 系 専 攻	共通	社会医学概論	1	1	1	} 必 修
		社会生態学的研究法	1	1	1	
	保健疫学部門	データ処理	1	1	2	} 選択必修
		組織学実験法	1	1	2	
		地域医療特論	1・2	1	1	} 選 択
		疫学特論	1・2	1	1	
		予防医学特論	1・2	1	1	
		健康スポーツ学特論	1・2	1	1	
		障害者・高齢者福祉支援	1・2	1	1	
		国際保健・災害医療	1・2	1	1	
	環境医学部門	機器分析法	1	1	2	} 選択必修
		有機・無機定性定量実験法	1	1	2	
		環境医学特論	1・2	1	3	} 選 択
		食環境・環境栄養学特論	1・2	1	1	

生態系專攻	環境醫學部門	環境中毒學特論	1・2	1	1	2	}
		環境發癌學	1	1	1	2	
		産業衛生學特論	1・2	1	1	2	
		環境污染論	2	1	1	2	
		人類生態學	2	1	1	2	
	裁判醫學部門	人體計測法	1	1		2	} 選択必修
		生化學的研究法	1	1		2	
		個人識別論	1・2	1	3	4	} 選 択
		法醫中毒論	1・2	1	1	2	
		血液型學	1・2	1	1	2	
		犯罪精神醫學	2	1	1	2	

佐賀大学大学院工学系研究科規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院工学系研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)及び佐賀大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専攻及び講座)

第2条 研究科の専攻に、別表のとおり講座を置く。

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

2 研究科の前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)の学生の指導教員は、1人とする。

3 研究科の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)の学生の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員2人以上とする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院工学系研究科履修細則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 教育上特別の必要があると認められる場合には、他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により、当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと(連携大学院方式と称する。)ができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院学則第14条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第6条 研究科が必要と認めるときは、大学院学則第15条の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第7条 学生は、大学院学則第17条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第8条 履修しようとする授業科目については、毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第9条 試験は、毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第10条 学位規則第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類とともに、学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 学位規則第7条第2項、第3項及び第4項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類とともに、学位論文を指定した期日までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第11条 佐賀大学大学院工学系研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員(以下「審査員」という。)を選出し、うち1人を主査とする。

2 研究科委員会は、博士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の審査員を選出し、うち1人を主査とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)の教員等を審査員に加えることができる。

(入学者及び進学者の選考)

第12条 博士前期課程の入学者の選考は、各専攻ごとに、専門の科目等についての筆記又は口述試験、大学等の調査書及び面接等により行う。

2 博士後期課程の入学者の選考は、修士論文又はそれに代る研究業績、専門の科目等についての筆記又は口述試験、大学等の調査書及び面接等により行う。

第13条 博士後期課程への進学者の選考は、修士論文及びそれに関連する科目等についての口述試験並びに博士前期課程の指導教員の所見等により行う。

(研究生及び科目等履修生)

第14条 研究科の教育研究に支障がないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者

(2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

(特別研究生)

第15条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第16条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定)

第17条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、本学の大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し、必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

博士前期課程

専攻名	講座名
機能物質化学専攻	物性化学, 機能材料化学, 電子セラミックス材料工学
物理科学専攻	基礎物理学, 応用物理学
機械システム工学専攻	環境流動システム学, 熱エネルギーシステム学, 先端材料システム学, 設計生産システム学, 知能機械システム学
電気電子工学専攻	電子システム工学, 知能計測制御工学, 電子情報工学, 情報通信工学
知能情報システム学専攻	情報基礎学, 計算システム学, 高次情報処理学
数理学専攻	数理学, 応用数理学
都市工学専攻	建設構造学, 建設地盤工学, 環境システム工学, 環境設計学, 社会システム学
循環物質工学専攻	反応化学, 機能分子システム工学
生体機能システム制御工学専攻	インターフェイス機能工学, インテリジェント制御工学, 生体システム工学

博士後期課程

専攻名	講座名
エネルギー物質科学専攻	エネルギー開発工学, 物質科学, 機能材料工学
システム生産科学専攻	生産開発工学, 社会システム工学, 情報システム学
生体機能システム制御工学専攻	インターフェイス機能工学, インテリジェント制御工学, 生体システム工学

佐賀大学大学院工学系研究科履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院工学系研究科規則(平成16年4月1日制定。以下「研究科規則」という。)第4条の規定に基づく佐賀大学大学院工学系研究科(以下「研究科」という。)の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 博士前期課程の授業科目及び単位数は、別表1-1～別表1-9及び別表3に掲げるとおりとする。

2 研究科が教育上特別の必要があると認める場合は、博士前期課程の機能物質化学、機械システム工学、電気電子工学、都市工学、循環物質工学及び生体機能システム制御工学の専攻にそれぞれ国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

3 博士前期課程の学生は、各専攻(生体機能システム制御工学専攻を除く。)ごとに、別表1-1～別表1-8に掲げる専門科目から、特別研究を含めて24単位以上、専攻外科目から4単位以上、研究科共通科目から2単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、特別コースの学生については、所属する専攻ごとの専門科目から特別研究を含めて18単位以上、専攻外科目から4単位以上、別表1-9から8単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

4 博士前期課程の生体機能システム制御工学専攻の学生は、別表3に掲げる授業科目から特別研究を含めて26単位以上、別表1-1～1-8の専攻外科目及び研究科共通科目から4単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、特別コースの学生については、別表3に掲げる授業科目から特別研究を含めて18単位以上、別表1-1～1-8の専攻外科目から4単位以上、別表1-9から8単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

第3条 博士後期課程の授業科目は、別表2及び別表3に掲げる授業科目並びに研究科特別講義、環境科学特別講義、総合セミナー、特定プロジェクトセミナー及び特別実習・演習とする。

2 前項に掲げる授業科目(特別実習・演習を除く。)の単位数は、別表2及び別表3にあつては、同表に定める各授業科目の単位数とし、研究科特別講義、環境科学特別講義、総合セミナー及び特定プロジェクトセミナーにあつては、各2単位とする。

3 研究科が教育上特別の必要があると認める場合は、博士後期課程の各専攻にそれぞれ国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

4 博士後期課程の学生は、各専攻(生体機能システム制御工学専攻を除く。)ごとに、別表2に掲げる授業科目から2単位以上、研究科特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計6単位以上を修得しなければならない。ただし、特別コースの学生については、別表2に掲げる授業科目から2単位以上、環境科学特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計6単位以上を修得しなければならない。

5 博士後期課程の生体機能システム制御工学専攻の学生は、別表3に掲げる授業科目から4単位以上、研究科特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計8単位以上を修得しなければならない。ただし、特別コースの学生については、別表3に掲げる授業科目から4単位以上、環境科学特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計8単位以上を修得しなければならない。

6 前2項に掲げるもののほか、博士後期課程の学生は、指導教員の定める特別実習・演習を履修するものとする。ただし、特定プロジェクトセミナーを履修する者は、特別実習・演習の履修を必要としない。

7 研究科特別講義、環境科学特別講義、総合セミナー及び特定プロジェクトセミナーは、年度ごとに定めるものとする。

第4条 前2条に定めるもののほか外国人留学生のための授業科目として、別表4に掲げる授業科目を開設する。

(単位認定)

第5条 研究科規則第5条の規定により修得した授業科目の単位は、博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては2単位を限度として第2条及び第3条に定める各課程修了の要件となる単位に含めることができる。

2 研究科規則第6条の規定により認定された単位については、博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては2単位を限度として第2条及び第3条に定める各課程修了の要件となる単位に含めることができる。

3 研究科が必要と認めるときは、博士前期課程の学生が修得した学部授業科目を4単位に限り、第2条に定める授業科目の修得とみなし、当該課程の修了に必要な単位に含めることができる。なお、この単位は、第1項に定める10単位の中に含めるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- この細則は，平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日において現に知能情報システム学専攻に在学する者については，なお従前の例による。

附 則

この細則は，平成17年10月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成18年4月1日から施行する。

別表1 - 1 (第2条第1項関係)

機能物質化学専攻

科目区分	授 業 科 目	単位数	備 考	
専門科目	応用物理化学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修	
	化学反応速度論	2		
	光物理化学特論	2	別表1 - 8 (循環物質工学専攻)の専門科目の単位を8単位まで上記24単位に含めることができる。	
	高分子光化学特論	2		
	溶液物性化学特論	2		
	分子集合化学特論	2		
	物質物理化学特論	2		
	物性物理化学特論	2		
	無機構造化学特論	2		
	錯体化学特論	2		専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。
	無機物性化学特論	2		
	磁気化学特論	2		
	無機反応化学特論	2		
	錯体生命化学特論	2		
	反応有機化学特論	2		
	精密合成化学特論	2		
	生体有機化学特論	2		
	分離分析化学特論	2		
	非水溶媒化学特論	2		
	有機材料学特論	2		
	高分子物性論	2		
	高温化学特論	2		
	固体物理化学	2		
	無機固体材料特論	2		
	分析化学特論	2		
	プロセス設計特論	2		
	化学工学特論	2		
	生体機能化学特論	2		
	物理有機化学特論	2		
	無機材料特論	2		
無機高分子化学	2			
機能材料学特論	2			
化学コロキウム	2			
特別研究	8			
専攻外科目	ライフサイエンス概論	2	4単位選択必修 6単位まで修了要件に含めてよい。	
	物質物理学	2		
	先端材料学概論	2		
	物質機能学概論	2		
	機械基礎工学特論	2		
	機械科学基礎論	2		
	プラズマ物理工学特論	2		

専攻外科目	環境工学基礎論	2	2 単位選択必修
	エネルギー変換工学特論	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
ベンチャービジネス論	2		

別表 1 - 2 (第 2 条第 1 項関係)

物理科学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	数理物理学特論	2	特別研究セミナー及び特別研究を含めて24単位以上選択必修
	場の理論	2	
	素粒子物理学	2	
	高エネルギー物理学 I	2	
	高エネルギー物理学 II	2	
	素粒子物理実験学	2	
	量子力学特論 I	2	
	量子力学特論 II	2	
	多体系物理学	2	
	物性物理学特論 I	2	
	物性物理学特論 II	2	
	凝縮系物理学特論	2	専攻外科目は 2 単位まで上記24単位に含めることができる。
	低温物理学特論	2	
	超伝導体物理学特論	2	
	地球物理学特論	2	
	量子光学	2	
	原子核物理学特論	2	
	* 量子力学	2	
	* 統計力学	2	
	特別講義	2	
特別研究セミナー	4		
特別研究	8		
専攻外科目	ライフサイエンス概論	2	4 単位選択必修 6 単位まで修了要件に含めてよい。
	物質物理学	2	
	先端材料学概論	2	
	物質機能学概論	2	
	機械基礎工学特論	2	
	機械科学基礎論	2	
	プラズマ物理工学特論	2	
	環境工学基礎論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	2 単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	

研究科共通科目	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表1 - 3 (第2条第1項関係)

機械システム工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	流休工学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。
	流体力学特論	2	
	流体機械特論	2	
	環境熱流動学特論	2	
	流動システム工学特論	2	
	海洋流体力学特論	2	
	海洋工学特論	2	
	熱力学特論Ⅰ	2	
	熱力学特論Ⅱ	2	
	伝熱工学特論Ⅰ	2	
	伝熱工学特論Ⅱ	2	
	エネルギー変換特論	2	
	数値伝熱工学	2	
	熱物質移動工学特論Ⅰ	2	
	熱物質移動工学特論Ⅱ	2	
	材料強度学特論	2	
	トライボロジー特論	2	
	材料加工学特論	2	
	固体力学特論	2	
	材料力学特論	2	
	粉末冶金工学特論	2	
	機械設計特論	2	
	表面工学特論	2	
	精密機器工学特論	2	
	生産加工学特論	2	
	工作機械特論	2	
	計測制御特論	2	
	機械力学特論	2	
	自動機械特論	2	
	応用力学特論	2	
	機械システム工学特論Ⅰ	2	
機械システム工学特論Ⅱ	2		
特別研究	8		
専攻外科目	ライフサイエンス概論	2	4単位選択必修 6単位まで修了要件に含めてよい。
	物質物理学	2	
	先端材料学概論	2	
	物質機能学概論	2	
	機械基礎工学特論	2	
	機械科学基礎論	2	

専攻外科目	プラズマ物理工学特論	2	2 単位選択必修
	環境工学基礎論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表 1 - 4 (第 2 条第 1 項関係)

電気電子工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考	
専門科目	プラズマ計測工学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修	
	プラズマエネルギー工学特論	2		
	電離気体発生工学特論	2		
	プロセスプラズマ工学特論	2		専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。
	プラズマエレクトロニクス特論	2		
	環境電気工学特論	2		
	パルスパワー工学特論	2		
	新・省エネルギー工学特論	2		
	電力システム工学特論	2		
	パルスパワー計測工学特論	2		
	高速パルス放電工学特論	2		
	フォトン工学特論	2		
	マイクロプラズマ工学特論	2		
	ルミネッセント工学特論	2		
	オプトエレクトロニクス応用特論	2		
	表面物性工学特論	2		
	数値解析特論	2		
	応用電磁工学特論	2		
	電磁計測工学特論	2		
	最適化学特論	2		
	センシング工学特論	2		
	応用計測工学特論	2		
	計算論的知能工学特論	2		
	イメージング工学特論	2		
	電気計測システム工学特論	2		
	制御工学特論	2		
	システム工学特論	2		
	適応信号処理特論	2		
	集積回路プロセス工学特論	2		
	物質情報エレクトロニクス特論	2		
	光量子エレクトロニクス特論	2		
	超短波長光利用科学技術工学特論	2		
ナノエレクトロニクス特論	2			

専門科目	高周波回路設計特論	2	
	信号伝送工学特論	2	
	通信工学演習	2	
	電磁波信号伝送特論	2	
	波動情報処理特論	2	
	マイクロ波集積回路特論	2	
	電子情報システム設計特論	2	
	情報通信工学特論	2	
	情報電子回路特論	2	
	情報回路技術特論	2	
	システム LSI 回路設計特論	2	
	LSI 回路設計演習	2	
	脳型情報処理特論	2	
	オブジェクト指向パラダイム特論	2	
	グラフィカル・ユーザ・インターフェース特論	2	
	情報通信ネットワーク特論	2	
	ハードウェア・インターフェース工学特論	2	
	視覚処理工学特論	2	
	光情報処理工学特論	2	
	ソフトコンピューティング特論	2	
	知能電子制御工学特論	2	
電子情報工学修士実験	2		
電気電子工学専攻特別講義	2		
特別研究	8		
専攻外科目	気体エレクトロニクス特論	2	4 単位選択必修 6 単位まで修了要件に 含めてよい。
	基礎オプトエレクトロニクス特論	2	
	ナノ - マイクロシステム工学特論	2	
	インターネット特論	2	
	情報処理特論	2	
	応用離散数理	2	
	応用幾何学	2	
	数理モデル解析	2	
	複雑系数理学	2	
	予測数学	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	2 単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表 1 - 5 (第2条第1項関係)

知能情報システム学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	計算科学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。
	非線形科学特論	2	
	ネットワークシステム解析特論	2	
	分散情報システム特論	2	
	ユビキタス情報環境特論	2	
	情報離散数理特論	2	
	符号暗号特論	2	
	情報数理解析特論	2	
	数値解析特論	2	
	情報伝達特論	2	
	情報ネットワーク解析特論	2	
	情報システム特論	2	
	情報セキュリティ特論	2	
	ソフトウェア科学特論	2	
	情報システムアーキテクチャ特論	2	
	パターン情報理解特論	2	
	パターン情報認識特論	2	
	情報取得処理特論	2	
	人工知能システム学	2	
	知能情報学特論	2	
	知的教育システム特論	2	
	言語処理系特論	2	
	プログラム最適化特論	2	
	数値計算技法特論	2	
	量子コンピュータ特論	2	
	Fortran90数値計算特論	2	
	情報伝播モデル特論	2	
	ソフトウェア開発法特論	2	
	プログラミング環境特論	2	
	情報数理幾何学特論	2	
情報応用数理学特論	2		
特別研究	8		
専攻外科目	気体エレクトロニクス特論	2	4単位選択必修 6単位まで修了要件に含めてよい。
	基礎オプトエレクトロニクス特論	2	
	ナノ-マイクロシステム工学特論	2	
	インターネット特論	2	
	情報処理特論	2	
	応用離散数理	2	
	応用幾何学	2	
	数理モデル解析	2	
	複雑系数理学	2	
	予測数学	2	
	数理と創造	2	
研究科共通科目	原子力エネルギーと安全	2	2単位選択必修
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	

研究科共通科目	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表1-6 (第2条第1項関係)

数理科学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	*代数学特論Ⅰ	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修
	*代数学特論Ⅱ	2	
	*代数学特論Ⅲ	2	
	*代数学特論Ⅳ	2	
	*代数的整数論Ⅰ	2	専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。
	*代数的整数論Ⅱ	2	
	*幾何学特論Ⅰ	2	
	*幾何学特論Ⅱ	2	
	*位相幾何学特論Ⅰ	2	
	*位相幾何学特論Ⅱ	2	
	*微分幾何学特論Ⅰ	2	
	*微分幾何学特論Ⅱ	2	
	*多様体特論Ⅰ	2	
	*多様体特論Ⅱ	2	
	*大域幾何学Ⅰ	2	
	*大域幾何学Ⅱ	2	
	*解析学特論Ⅰ	2	
	*解析学特論Ⅱ	2	
	*関数解析学特論Ⅰ	2	
	*関数解析学特論Ⅱ	2	
	*関数方程式特論Ⅰ	2	
	*関数方程式特論Ⅱ	2	
	*応用数学特論Ⅰ	2	
	*応用数学特論Ⅱ	2	
	*確率数学特論Ⅰ	2	
	*確率数学特論Ⅱ	2	
	*非線形数学特論Ⅰ	2	
	*非線形数学特論Ⅱ	2	
特別研究	8		
専攻外科目	気体エレクトロニクス特論	2	4単位選択必修 6単位まで修了要件に含めてよい。
	基礎オプトエレクトロニクス特論	2	
	ナノ・マイクロシステム工学特論	2	
	インターネット特論	2	
	情報処理特論	2	
	応用離散数理	2	
	応用幾何学	2	
	数理モデル解析	2	
	複雑系数理学	2	
	予測数学	2	
	研究科共通科目	数理と創造	
原子力エネルギーと安全		2	
シンクロトロン光応用工学特論		2	
科学技術と倫理		2	

研究科共通科目	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表1 - 7 (第2条第1項関係)

都市工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	数値力学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。
	構造解析プログラム論	2	
	構造工学特論	2	
	構造材料学特論	2	
	情報化施工学特論	2	
	複合構造工学特論	2	
	建設構造学特論	2	
	地盤工学特論1	2	
	低平地地圏環境学特論	2	
	防災地盤工学特論	2	
	地盤工学特論Ⅱ	2	
	地盤動力学特論	2	
	応用地質学特論	2	
	環境地盤工学特論	2	
	建設地盤工学特論	2	
	水処理工学特論	2	
	応用流体力学特論	2	
	低平地水圏環境学特論	2	
	水環境システム工学特論	2	
	水循環システム論	2	
	数値水理学特論	2	
	環境輸送特論	2	
	環境システム工学概論	2	
	都市交通システム学	2	
	建築都市空間論	2	
	都市デザイン論	2	
	都市環境デザイン演習Ⅰ	2	
	都市環境デザイン演習Ⅱ	2	
	環境設計学特論	2	
	都市構成システム論	2	
	自然災害論	2	
	社会システム特別演習	2	
	プロジェクト演習	2	
都市環境性能特論	2		
Urban Residential Environment (都市住環境論)	2		
社会システム学特論	2		
特別研究	8		
専攻外科目	環境工学特論	2	4単位選択必修
	社会環境論	2	6単位まで修了要件に含めてよい。
	建設材料リサイクル論	2	

専攻外科目	エネルギー変換基礎工学	2	2 単位選択必修
	ゼロエミッション基礎工学	2	
	化学物質と生態環境	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表 1 - 8 (第 2 条第 1 項関係)

循環物質工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考		
専門科目	環境超微量分析化学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修		
	環境分子認識化学特論	2			
	地球環境化学特論	2			
	資源化学特論	2		別表 1 - 1 (機能物質化学専攻)の専門科目の単位を8単位まで上記24単位に含めることができる。	
	環境溶液化学特論	2			
	分子分析化学特論	2			
	構造生物化学特論	2			
	生物情報化学特論	2			
	細胞情報化学特論	2			
	錯体材料化学特論	2			専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。
	環境錯体化学特論	2			
	分離機能材料工学	2			
	物質循環工学	2			
	セラミックス創成工学特論	2			
	セラミックス工学特論	2			
	理論電気エネルギー化学	2			
	電子セラミックス工学	2			
	無機溶液化学	2			
	セラミックス材料工学	2			
	光機能分子化学特論	2			
	電子機能材料工学特論	2			
	超分子化学特論	2			
	機能分子創成学特論	2			
	超分子構造論	2			
	分子組織学特論	2			
	グリーンケミストリー特論	2			
	超原子価化合物特論	2			
	環境材料化学特論	2			
	セラミックス機能発現学特論	2			
	機能性分子集積化技術特論	2			
	ナノ複合材料学特論	2			
高温構造材料特論	2				
天然高分子系機能材料特論	2				

専門科目	薄膜科学特論	2	
	耐熱材料設計学特論	2	
	環境医科学特論	2	
	植物バイオ工学特論	2	
	環境情報ネットワーク特論	2	
	自然エネルギー利用・開発工学	2	
	循環エネルギー工学特論	2	
	循環物質化学演習	2	
	循環物質工学演習	2	
	循環物質化学特別講義Ⅰ	2	
	循環物質化学特別講義Ⅱ	2	
	循環物質工学特別講義Ⅰ	2	
	循環物質工学特別講義Ⅱ	2	
	シンクロトロン光応用解析科学特論	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	環境工学特論	2	4単位選択必修 6単位まで修了要件に 含めてよい。
	社会環境論	2	
	建設材料リサイクル論	2	
	エネルギー変換基礎工学	2	
	ゼロエミッション基礎工学	2	
	化学物質と生態環境	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	2単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表1 - 9 (第2条第1項関係)

Special Subjects on Environmental Science (環境科学特別授業科目)

Subjects (授業科目)	Credits(単位数)	Note (備考)	
Physical Chemistry of Environment (環境の物理化学)	2	Chemistry and Applied Chemistry, Ecomaterial Science and Engineering (化学系)	
Advanced Analytical Chemistry Environment (環境分析化学特論)	2		
Advanced Inorganic Chemistry I (無機化学特論Ⅰ)	2		
Advanced Environmentally Benign Organic Synthesis I (環境調和型有機反応特論Ⅰ)	2		
Advanced Inorganic Materials Science (無機材料化学特論)	2		
Advanced Separation Technology (分離工学特論)	2		
Ceramic Science (無機高分子化学)	2		
Molecular Organized Assembly (分子組織学特論)	2		
Energy and the Environment (エネルギーと環境)	2		Mechanical Engineering (機械系)
Advanced Technology of Energy (エネルギー工学特論)	2		
Nuclear Energy and Environmental Effects (核エネルギーと環境への影響)	2		
Advanced Aeroacoustics (空力音響学特論)	2		
Advanced Fluid Machinery (流体機械特論)	2		
Advanced Strength of Materials (材料強度学特論)	2		

Advanced Environmental Thermofluid Mechanics (環境熱流動学特論)	2	
Advanced Rarefied Gas Dynamics (希薄流体工学特論)	2	
Advanced Systems Science (システム工学特論)	2	Electrical and Electronic Engineering (電気系)
Advanced Discharge Application Engineering (放電応用工学特論)	2	
Advanced Sensing Engineering (センシング工学特論)	2	
Advanced Gaseous Electronics Engineering (気体電子工学特論)	2	
Advanced Signal Processing and Control (信号処理制御特論)	2	
Advanced Biological Engineering (生体工学特論)	2	
Advanced Laser Engineering (レーザー工学特論)	2	
Advanced Plasma Electronics Engineering (プラズマエレクトロニクス工学特論)	2	
Applied Structural Engineering (応用構造工学特論)	2	Civil Engineering (建設系)
Advanced planning Theory on Environment (環境計画学特論)	2	
Advanced Geomechanics (岩盤工学特論)	2	
Water Environmental Engineering (環境水資源工学特論)	2	
Advanced Hydraulics (水理学特論)	2	
Advanced System Analysis (システム分析特論)	2	
Advanced Geoenvironmental Engineering (環境地盤工学特論)	2	
Advanced Disaster Prevention Engineering (防災工学特論)	2	
Adaptive and Learning Systems (適応・学習システム特論)	2	Advanced Systems Control Engineering (生体系)
Advanced Softcomputing (ソフトコンピューティング特論)	2	
Intelligent Systems Control (知能システム制御工学特論)	2	
Advanced Multi-dimensional Sensing Engineering (多次元センシング工学特論)	2	
Advanced Ecology of Resource Plants (資源植物生態学特論)	2	Agricultural Sciences (生物生産系)
Advanced Physiology on Tropical Crops (熱帯作物生理学特論)	2	
Advanced Science on Life Environment (生物環境学特論)	2	
Advanced Animal Breeding (動物育種学特論)	2	
Advanced Agricultural Environment Economics (農業環境経済学特論)	2	
Advanced Agricultural System Engineering (生産システム工学特論)	2	
Advanced Shallow Sea Environmental Engineering (浅海環境工学特論)	2	
Advanced Agricultural Soil Engineering (農業土壌工学特論)	2	
Advanced Biotechnology and Plant Breeding (生物工学特論)	2	Applied Biological Sciences (応用生物系)
Advanced Horticulture Science (園芸科学特論)	2	
Advanced Plant Virology (植物ウイルス病学特論)	2	
Advanced Nutrition Biochemistry (栄養化学特論)	2	
Advanced Molecular Biology (生物分子論特論)	2	
Advanced Soil Ecology (土壌生態学特論)	2	
Advanced Biofunctional Chemistry (生物機能化学特論)	2	
Advanced Food Science and Nutrition (食料科学特論)	2	

別表2 (第3条関係)

エネルギー物質科学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
エネルギー開発工学	海洋熱エネルギー開発工学特論	2	
	エネルギー開発工学特論	2	
	数値移動現象学特論	2	
	海洋熱エネルギー利用学特論	2	
	熱エネルギー移動工学特論	2	
	沸騰熱伝達学特論	2	
	熱エネルギー利用機器特論	2	
	高熱負荷熱移動工学特論	2	

エネルギー開発工学	流体機器開発工学特論	2	
	圧縮性流体工学特論	2	
	流体エネルギー開発工学特論	2	
	海洋流体エネルギー開発工学特論	2	
	海洋流体エネルギー利用システム特論	2	
	流体関連振動学特論	2	
	混相流工学特論	2	
	超電導エネルギー工学特論	2	
	エネルギー制御工学特論	2	
	プラズマ発生工学特論	2	
	プラズマ制御工学特論	2	
	プロセスプラズマ工学特論	2	
	プラズマエレクトロニクス工学特論	2	
	環境エネルギー工学特論	2	
	レーザ応用工学特論	2	
	パルスパワー工学特論	2	
	光応用工学特論	2	
	高エネルギー物理学特論	2	
	放射線計測学特論	2	
	情報ディスプレイ工学特論	2	
数値電磁工学特論	2		
物質科学	応用加速器科学特論	2	
	ハドロン物理学特論	2	
	素粒子実験学特論	2	
	基本粒子実験物理学特論	2	
	素粒子核分光学特論	2	
	素粒子論特論	2	
	場の理論特論	2	
	宇宙論特論	2	
	量子多体論特論	2	
	複雑系の科学特論	2	
	量子干渉特論	2	
	量子光学特論	2	
	数値くりこみ法特論	2	
	複合錯体構造学特論	2	
	錯体基礎化学特論	2	
	金属錯体化学特論	2	
	金属錯体解析学特論	2	
	金属錯体電子構造特論	2	
	高機能分析化学特論	2	
	分子認識化学特論	2	
	生体分子構造特論	2	
	物質移動学特論	2	
	高機能物質化学特論	2	
	生体物質学特論	2	
	計算機物質化学特論	2	
	機能蛋白質化学特論	2	
	物質変換化学特論	2	
	セラミックス材料設計特論	2	
	応用材料化学特論	2	
	ナノテクノロジー応用特論	2	
非平衡プロセス学特論	2		

機能材料工学	半導体材料学特論	2	
	磁性体物性特論	2	
	半導体物性特論	2	
	半導体表面科学特論	2	
	応用薄膜工学特論	2	
	シンクロトロン光物性特論	2	
	光電子物性特論	2	
	固体物性基礎特論	2	
	低温物性特論	2	
	超伝導体特論	2	
	低次元強相関係物理特論	2	
	高分子材料学特論	2	
	機能分子設計特論	2	
	有機薄膜構造学特論	2	
	有機光化学特論	2	
	環境調和型有機化学特論	2	
	両親媒性物質機能学特論	2	
	機能材料工学特論	2	
	両親媒性物質学特論	2	
	光感応両親媒性物質学特論	2	
	無機電子材料学特論	2	
	機能セラミックス特論	2	
	セラミックス材料学特論	2	
	セラミックプロセス特論	2	
	分離機能化学特論	2	
	生体反応工学特論	2	
	廃棄物工学特論	2	
	金属疲労学特論	2	
	材料複合工学特論	2	
	粉体プロセス特論	2	
機能制御材料学特論	2		
複合材料構造学特論	2		
化学応用特論	2		
複合材料界面制御工学特論	2		
先端耐熱材料工学特論	2		

システム生産科学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
生産開発工学	機能材料強度学特論	2	
	潤滑材料基礎学特論	2	
	生産機器開発工学特論	2	
	精密機器開発工学特論	2	
	精密生産加工学特論	2	
	機器構造解析特論	2	
	機器要素設計学特論	2	
	生産システム設計学特論	2	
	精密機構設計学特論	2	
	知能システム制御特論	2	
	多次元計測システム特論	2	
	宇宙システム制御工学特論	2	
	機械システム力学特論	2	

生産開発工学	システム制御学特論	2	
	信号処理特論	2	
	生体情報学特論	2	
	情報処理学特論	2	
	高度計測学特論	2	
	適応システム特論	2	
社会システム工学	基礎地盤工学特論	2	
	地盤開発学特論	2	
	環境地盤学特論	2	
	地盤設計工学特論	2	
	土質工学特論	2	
	岩盤形成過程特論	2	
	計算工学特論	2	
	システム解析工学特論	2	
	構造設計学特論	2	
	コンクリート工学特論	2	
	建築・都市デザイン学特論	2	
	景観設計学特論	2	
	都市水系設計学特論	2	
	交通計画学特論	2	
	環境システム評価特論	2	
	環境水理学特論	2	
	水資源管理学特論	2	
	水環境システム特論	2	
	環境システム工学特論	2	
	水質制御工学特論	2	
	地盤材料学特論	2	
	地盤材料解析学特論	2	
	地域産業政策特論	2	
	地域労働政策特論	2	
	マーケティング特論	2	
	途上国開発特論	2	
	産業会計測定特論	2	
	ベンチャー会計特論	2	
	金融特論	2	
	国際金融特論	2	
	地域社会学特論	2	
	地域経済学特論	2	
環境法学特論	2		
都市地理学特論	2		
環境生態学特論	2		
情報システム学	離散数理学特論	2	
	情報代数学特論	2	
	代数幾何学特論	2	
	多様体論基礎特論	2	
	部分多様体特論	2	
	トポロジー特論	2	
	リーマン幾何学特論	2	
	大域幾何学特論	2	
	情報幾何学特論	2	
	大域変分法特論	2	
	組合せ代数学特論	2	

情報システム学	数理基礎学特論	2
	確率基礎学特論	2
	数論的幾何学特論	2
	確率解析学特論	2
	数理解析学特論	2
	応用解析学特論	2
	数値関数解析特論	2
	数理情報理論特論	2
	偏微分方程式特論	2
	統計数学特論	2
	複素解析学特論	2
	センシングシステム特論	2
	知覚情報システム特論	2
	多次元計測工学特論	2
	電磁波工学特論	2
	高周波回路特論	2
	信号処理回路特論	2
	通信システム工学特論	2
	アンテナ開発工学特論	2
	情報通信工学特論	2
	人工知能システム特論	2
	教育システム情報特論	2
	生命情報工学特論	2
	脳型情報処理特論	2
	インテリジェント情報システム特論	2
	知能情報処理特論	2
	教育工学システム特論	2
コード最適化特論	2	
認知システム特論	2	
神経情報処理工学特論	2	

別表3（第2条及び第3条関係）
生体機能システム制御工学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
インターフェイス 機能工学	* 人間機械協調工学特論	2	*は、博士前期課程のみの授業科目とする。
	* 生体情報処理システム特論	2	
	システムアーキテクチャ特論	2	
	インターフェイス機能工学演習	1	
	ソフトコンピューティング特論	2	
	人間共存型ロボット特論	2	
	行動型ロボット特論	2	
	適応・学習システム特論	2	
	* 非ホロノミックモーション特論	2	
	* 行動型ロボット工学演習	1	
	機能マテリアル工学特論	2	
	基礎粉体工学特論	2	
	応用機能材料工学特論	2	
	ファイン素材工学特論	2	
	生化学システム工学特論	2	
	生体機能複合化材料工学特論	2	

インテリジェント 制御工学	知能システム制御工学特論	2	
	複雑システム制御工学特論	2	
	制御情報システム工学特論	2	
	システム制御設計特論	2	
	* 生体制御システム特論	2	
	* 生体信号処理特論	2	
	先端システム制御工学特論	1	
	知能システム制御工学演習	1	
	多次元センシング工学特論	2	
	生体模倣計測学特論	2	
	知能化センシングシステム特論	2	
	高次計測工学特論	2	
	* 生体センシング工学特論	2	
	* 生体可視化学特論	2	
	先端知能センシング工学特論	1	
知能計測工学演習	1		
生体システム工学	生体システム工学特論	2	
	生体機能工学特論	2	
	生体情報工学特論	2	
	生命情報工学特論	2	
	ニューロモルフィック工学特論	2	
	* 生体システム工学演習	1	
	* 生体情報工学演習	1	
共通	熱移動工学特論	2	
	衝撃波工学特論	2	
	加工科学特論	2	
	熱流体システム工学特論	2	
	混相流体工学特論	2	
	構造強度学特論	2	
	神経情報学特論	2	
	インテリジェントデバイス工学特論	2	
	インテリジェント光加工工学特論	2	
	レーザ診断工学特論	2	
	プラズマナノテクノロジー特論	2	
	自由電子レーザの基礎とその応用	2	
	マイクロ波機能工学特論	2	
	マン・マシンインタフェース特論	2	
	ヒューマンインターフェース工学特論	2	
	プラズマナノプロセス工学特論	2	
	生態環境リモートセンシング特論	2	
	磁性材料学特論	2	
	アルゴリズム特論	2	
	生物分子システム情報特論	1	
	生体機能情報学演習	1	
	* 特別研究	8	

別表4（第4条関係）

外国人留学生のための授業科目

授 業 科 目	単位数	備 考
実用日本語Ⅰ	2	
実用日本語Ⅱ	2	
日本文化Ⅰ	2	
日本文化Ⅱ	2	
現代日本事情Ⅰ	2	
現代日本事情Ⅱ	2	

佐賀大学大学院農学研究科規則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院農学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)及び佐賀大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専攻及び講座)

第2条 研究科に次の専攻及び講座を置く。

専攻名	講座名
生物生産学専攻	資源社会管理学, 生産生物学, 生産情報科学, 生産環境工学
応用生物科学専攻	生物工学, 生物調節学, 動物資源学, 生物機能化学, 生物資源利用化学

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院農学研究科履修細則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院学則第14条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第6条 研究科が必要と認めるときは、大学院学則第15条の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得した者とみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第7条 学生は、大学院学則第17条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第8条 履修しようとする授業科目については、每学期始めに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第9条 試験は、每学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第10条 学位規則第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類とともに、学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第11条 佐賀大学大学院農学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員(以下「審査員」という。)を選出し、うち1人を主査とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)の教員等を審査員に加えることができる。

(入学者の選考)

第12条 入学者の選考は、その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

(研究生及び科目等履修生)

第13条 研究科の教育研究に支障のないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者

(2)研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

(特別研究学生)

第14条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

（特別聴講学生）

第15条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

（転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定）

第16条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、佐賀大学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学大学院農学研究科履修細則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院農学研究科規則(平成16年4月1日制定。以下「研究科規則」という。)第4条の規定に基づく佐賀大学大学院農学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 授業科目及び単位数は、各専攻ごとに別表Ⅰから別表Ⅴまでに定めるとおりとする。

2 研究科が教育上特別の必要があると認める場合は、各専攻に国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

3 学生は、特別研究8単位及び指導教員の指示による授業科目を合わせて計30単位以上履修しなければならない。ただし、特別コースの学生については、各専攻が特別コースの学生のために別に定める授業科目(以下「特別コース科目」という。)から特別研究8単位を含めて22単位以上、別表Ⅰに定める環境科学特別授業科目から8単位以上、計30単位以上履修しなければならない。

(単位認定)

第3条 研究科規則第5条の規定により指導教員が必要と認めて履修した他専攻、他研究科又は他大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目の単位は、10単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。

2 研究科規則第6条の規定により修得した授業科目の単位は、10単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。

3 研究科が必要と認めて履修した本学の学部の授業科目(外国人留学生においては、佐賀大学農学部履修細則(平成16年4月1日制定)第4条に定める別表Ⅲの授業科目を含む。)については、4単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。ただし、この単位は、第1項に定める10単位の中に含めるものとする。

4 前3項の規定は、特別コースの学生には適用しない。

5 特別コースの学生については、当該学生が環境科学特別授業科目から履修した単位のうち、8単位を超える単位については、特別コース科目の必要履修単位に含めることができるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

別表Ⅰ(第2条関係)

生物生産学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
資源社会管理学	農村地理学特論	2	
	地域資源学特論	2	
	文化人類学特論	2	
	環境社会学特論	2	
	Advanced Human Ecology (人類生態学特論)	2	
	食糧生産経営学特論	2	
	管理意思決定支援特論	2	
	農業経済政策特論	2	
	協同組合分析特論	2	
	海浜台地政策学特論	2	
	流通情報マーケティング特論	2	
	農業経済分析特論	2	
	資源社会管理学特別講義Ⅰ	2	
	資源社会管理学特別講義Ⅱ	2	
	資源社会管理学特別演習	2	
	特別研究	8	

生産生物学	作物生態生理学特論	2	
	応用植物生態学特論	2	
	熱帯作物改良学特論	2	
	熱帯農業資源学特論	2	
	施設農業生産学特論	2	
	動物繁殖生理学特論	2	
	動物生産学特論	2	
	生産生態学特論	2	
	家畜飼養管理学特論	2	
	応用遺伝資源学特論	2	
	作物生産学特論	2	
	生物環境学特論	2	
	動物遺伝育種学特論	2	
	生物資源論特別講義Ⅰ	2	
	生物資源論特別講義Ⅱ	2	
	生産生物学特別演習	2	
	特別研究	8	
生産情報科学	生産システム工学特論Ⅵ	2	
	生体計測工学特論	2	
	生産情報処理学特論	2	
	生体情報科学特論	2	
	利水情報工学特論	2	
	水資源計画学特論	2	
	農地計画学特論	2	
	農地工学特論	2	
	リモートセンシング工学特論	2	
	生産システム情報学特別演習	2	
	生産情報工学特別演習	2	
特別研究	8		
生産環境工学	土壌物理学特論	2	
	地水学特論	2	
	浅海環境工学特論	2	
	生産地盤工学特論	2	
	土質工学特論	2	
	農業生産機械学特論	2	
	農産機械学特論	2	
	環境資源学特論	2	
	物理探査学特論	2	
	土地生産機能学特論	2	
	応用水力学特論	2	
	農村計画学特論	2	
	農業構造特論	2	
	Applied Hydrodynamics (応用流体力学)	2	
	生産環境工学特別演習	2	
	特別研究	8	

別表Ⅱ（第2条関係）

応用生物科学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
生物工学	植物遺伝子工学特論	2	
	植物化学特論	2	
	細胞工学特論	2	
	種苗生産学特論	2	
	遺伝資源学特論	2	
	植物育種学特論Ⅰ	2	
	植物育種学特論Ⅱ	2	
	生物工学特別講義Ⅰ	2	
	生物工学特別講義Ⅱ	2	
	生物工学演習Ⅰ	2	
	生物工学演習Ⅱ	2	
	特別研究	8	
生物調節学	土壌学特論	2	
	植物栄養調節学特論	2	
	植物感染病学特論	2	
	植物病学特論	2	
	植物栄養管理学特論	2	
	生物調節学特論	2	
	生物調節学演習	2	
	特別研究	8	
動物資源学	線虫学特論	2	
	土壌生態学特論	2	
	害虫制御学特論	2	
	システム生態学特論	2	
	動物行動生態学特論	2	
	土壌動物学特論	2	
	個体群生態学特論	2	
	動物資源学特論	2	
	Advanced Entomopathogenic Nematology (昆虫病原性線虫学特論)	2	
	動物資源学演習	2	
	特別研究	8	
生物機能化学	生化学特論	2	
	生物化学特論	2	
	生命化学特論	2	
	分子細胞生物学特論	2	
	分子生物学特論	2	
	微生物機能学特論	2	
	応用微生物学特論	2	
	微生物遺伝学特論	2	
	微生物学特論	2	
	生物物理化学特論	2	
	生物機能化学特別講義	2	
	生物機能化学演習	2	
特別研究	8		
生物資源利用化学	生物資源化学特論	2	
	食品生化学特論	2	
	食糧化学工学特論	2	
	食糧化学特論	2	

生物資源利用化学	食糧安全学特論	2	
	食品機能学特論	2	
	栄養化学特論	2	
	海洋生物資源化学特論	2	
	バイオマス利用特論	2	
	食糧流通貯蔵学特論	2	
	栄養生理学特論	2	
	生物資源利用化学特別講義	2	
	生物資源利用化学演習	2	
	特別研究	8	

別表Ⅲ（第2条関係）

各専攻共通（単位互換）

授業科目	単位数	備考
特別講義（植物生産学）	2	
特別講義（生物環境保護学）	2	
特別講義（熱帯資源生物学）	2	
特別講義（動物生産学）	2	
特別講義（応用生物化学）	2	
特別講義（資源利用化学）	2	
特別講義（生物機能開発学）	2	
特別講義（農林資源経営学）	2	
特別講義（生物生産工学）	2	

別表Ⅳ（第2条関係）

Special Subjects on Environmental Science（環境科学特別授業科目）

Subjects（授業科目）	Credits（単位数）	Note（備考）	
Physical Chemistry of Environment（環境の物理化学）	2	Chemistry and Applied Chemistry, Ecomaterial Science and Engineering（化学系）	
Advanced Analytical Chemistry of Environment（環境分析化学特論）	2		
Advanced Inorganic Chemistry I（無機化学特論 I）	2		
Advanced Environmentally Benign Organic Synthesis I （環境調和型有機反応特論 I）	2		
Advanced Inorganic Materials Science（無機材料化学特論）	2		
Advanced Separation Technology（分離工学特論）	2		
Ceramic Science（無機高分子化学）	2		
Molecular Organized Assembly（分子組織学特論）	2		
Energy and the Environment（エネルギーと環境）	2		Mechanical Engineering（機械系）
Advanced Technology of Energy（エネルギー工学特論）	2		
Nuclear Energy and Environmental Effects（核エネルギーと環境への影響）	2		
Advanced Aeroacoustics（空力音響学特論）	2		
Advanced Fluid Machinery（流体機械特論）	2		
Advanced Strength of Materials（材料強度学特論）	2		
Advanced Environmental Thermofluid Mechanics（環境熱流動学特論）	2		
Advanced Rarefied Gas Dynamics（希薄流体工学特論）	2		
Advanced Systems Science（システム工学特論）	2	Electrical and Electronic Engineering（電気系）	
Advanced Discharge Application Engineering（放電応用工学特論）	2		
Advanced Sensing Engineering（センシング工学特論）	2		
Advanced Gaseous Electronics Engineering（気体電子工学特論）	2		
Advanced Signal Processing and Control（信号処理制御特論）	2		
Advanced Biological Engineering（生体工学特論）	2		

Advanced Laser Engineering (レーザー工学特論)	2	
Advanced Plasma Electronics Engineering(プラズマエレクトロニクス工学特論)	2	
Advanced Structural Engineering (応用構造工学特論)	2	Civil Engineering (建設系)
Advanced Planning Theory on Environment (環境計画学特論)	2	
Advanced Geomechanics (岩盤工学特論)	2	
Water Environmental Engineering (環境水資源工学特論)	2	
Advanced Hydraulics (水理学特論)	2	
Advanced System Analysis (システム分析特論)	2	
Advanced Geoenvironmental Engineering (環境地盤工学特論)	2	
Advanced Disaster Prevention Engineering (防災工学特論)	2	
Adaptive and Learning Systems(適応・学習システム特論)	2	Advanced Systems Control Engineering (生体系)
Advanced Softcomputing (ソフトコンピューティング特論)	2	
Intelligent Systems Control (知能システム制御工学特論)	2	
Advanced Multi-dimensional Sensing Engineering(多次元センシング工学特論)	2	
Advanced Ecology of Resource Plants (資源植物生態学特論)	2	Agricultural Sciences (生物生産系)
Advanced Physiology on Tropical Crops (熱帯作物生理学特論)	2	
Advanced Science on Life Environment (生物環境学特論)	2	
Advanced Animal Breeding (動物育種学特論)	2	
Advanced Agricultural Environment Economics (農業環境経済学特論)	2	
Advanced Agricultural System Engineering (生産システム工学特論)	2	
Advanced Shallow Sea Environmental Engineering (浅海環境工学特論)	2	
Advanced Agricultural Soil Engineering (農業土壌工学特論)	2	
Advanced Biotechnology and Plant Breeding (生物工学特論)	2	Applied Biological Sciences (応用生物系)
Advanced Horticulture Science (園芸科学特論)	2	
Advanced Plant Virology (植物ウイルス病学特論)	2	
Advanced Nutrition Biochemistry (栄養化学特論)	2	
Advanced Molecular Biology (生物分子論特論)	2	
Advanced Soil Ecology (土壌生態学特論)	2	
Advanced Biofunctional Chemistry (生物機能化学特論)	2	
Advanced Food Science and Nutrition (食料科学特論)	2	

別表V (第2条関係)
外国人留学生特別科目

授 業 科 目	単位数	備 考
アグロサイエンス特論	2	
アグロサイエンス特別演習	2	

16 . 教育職員免許法等

教育職員免許法	335
教育職員免許法施行規則	338

教育職員免許法（抄）

（昭和24年5月31日法律第147号）

最終改正：平成17年7月15日法律第83号

第1章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下学校という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下教員という。）をいう。

2 この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校の教員にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあってはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあっては都道府県知事をいう。

（免許）

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 講師については、前項の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有する者をこれに充てるものとする。

3 盲学校、聾学校及び養護学校の教員（養護教諭及び養護助教諭及び栄養教諭並びに盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担当する教員を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許状のほか、盲学校、聾学校又は養護学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 中等教育学校の教員（養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

（免許状を要しない非常勤の講師）

第3条の2 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

(1) 小学校における次条第6項第1号に掲げる教科の領域の一部に係る事項

(2) 中学校における次条第5項第1号に掲げる教科及び第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

(3) 高等学校における次条第5項第2号に掲げる教科及び第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

(4) 中等教育学校における前2号に掲げる事項

(5) 盲学校、聾学校並びに養護学校（幼稚部を除く。）における第1号から第3号までに掲げる事項及び特殊の教科の領域の一部に係る事項

(6) 教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの

2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第5条第6項で定める授与権者に届け出なければならない。

第2章 免許状

（種類）

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（中等教育学校及び幼稚園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

(1) 中学校の教員にあっては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか1以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教

(2) 高等学校の教員にあっては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教

- 6 小学校教諭，中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は，次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。
- (1) 小学校教諭にあつては，国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭及び体育
 - (2) 中学校教諭にあつては，前項第1号に掲げる各教科及び第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科
 - (3) 高等学校教諭にあつては，前項第2号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第16条の4第1項の文部科学省令で定めるもの並びに第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科
- 7 盲学校教諭，聾学校教諭及び養護学校教諭特別免許状は，第17条第1項の規定により，免許状の種類をその別により定めることとされた文部科学省令で定める特殊の教科について授与するものとする。

(授与)

第5条 普通免許状は，別表第1，若しくは第2に定める基礎資格を有し，かつ，大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1，第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし，次の各号のいずれかに該当する者には，授与しない。

- (1) 18歳未満の者
 - (2) 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし，文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
 - (3) 成年被後見人又は被保佐人
 - (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (5) 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い，当該失効の日から3年を経過しない者
 - (6) 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け，当該処分の日から3年を経過しない者
 - (7) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者
- 2 特別免許状は，教育職員検定に合格した者に授与する。ただし，前項各号の一に該当する者には，授与しない。
- 3 前項の教育職員検定は，次の各号のいずれにも該当する者について，教育職員に任命し，又は雇用しようとする者が，学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - (2) 社会的信望があり，かつ，教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- 4 第6項で定める授与権者は，第2項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは，あらかじめ，学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かななければならない。
- 5 臨時免許状は，普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り，第1項各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし，高等学校助教諭の臨時免許状は，次の各号の一に該当する者以外の者には授与しない。

- (1) 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者
- (2) 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者

6 免許状は，都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別表第1（第5条関係）

第1欄		第2欄	第3欄			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	

盲学校教諭，聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				47
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				23
	二種免許状	小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				13
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
備考						
1 この表における単位の修得方法については，文部科学省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする。）						
2 第2欄の「修士の学位を有すること」には，大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し，30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）						
2の2 第2欄の「学士の学位を有すること」には，文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の場合においても同様とする。）						
2の3 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には，文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）						
3 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては，第3欄の「大学」には，文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。						
4 この表の規定により小学校，中学校，高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学校中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については，特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）						
5 第3欄に定める科目の単位は，次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）						
イ 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの						
ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので，当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの						
6 前号の認定課程には，第3欄に定める科目の単位のうち，教職に関する科目又は特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。						
7 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち，その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については，大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）						
8 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第3欄に定める科目の単位数は，短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において，その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については，短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。						
9 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，農業，工業，商業，水産及び商船の各教科についての免許状については，当分の間，この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については，第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は，当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。						

教育職員免許法施行規則（抄）

（昭和29年10月27日文部省令第26号）

最終改正：平成17年9月9日文部科学省令第40号

第1章 単位の修得方法等

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法 別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項に定める基準によるものとする。

第1条の3 免許法 別表第1備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第2条 免許法 別表第1に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第3条 免許法 別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計20単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
	書道（書写を中心とする。）
社会	日本史及び外国史
	地理学（地誌を含む。）
	「法律学，政治学」
	「社会学，経済学」
	「哲学，倫理学，宗教学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論，統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
	化学
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）
	生物学
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
	地学
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）

美術	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	工芸
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技
	「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学及び公衆衛生学
保健	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
	生理学及び栄養学
	衛生学及び公衆衛生学
技術	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
	木材加工（製図及び実習を含む。）
	金属加工（製図及び実習を含む。）
	機械（実習を含む。）
	電気（実習を含む。）
	栽培（実習を含む。）
家庭	情報とコンピュータ（実習を含む。）
	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服製作実習を含む。）
	食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。）
	住居学
職業	保育学（実習を含む。）
	産業概説
	職業指導
	「農業，工業，商業，水産」
職業指導	「農業実習，工業実習，商業実習，水産実習，商船実習」
	職業指導
	職業指導の技術
英語	職業指導の運営管理
	英語学
	英米文学
	英語コミュニケーション
宗教	異文化理解
	宗教学
	宗教史
備考	「教理学，哲学」
	1 第2欄に掲げる教科に関する科目は，一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）
	2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は，それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。）
	3 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は，当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。ただし，「農業，工業，商業，水産」の修得方法は，これらの科目のうち2以上の科目（商船をもって水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。（次条，第9条，第15条第4項及び第64条第3項の場合においても同様とする。）

第4条 免許法 別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
地理歴史	日本史
	外国史
	人文地理学及び自然地理学
	地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」
	「社会学，経済学（国際経済を含む。）」
	「哲学，倫理学，宗教学，心理学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論，統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	化学
	生物学
	地学
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音楽	ソルフェージュ
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統的美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法及び製図
	デザイン
	工芸制作（プロダクト制作を含む。）
	工芸理論，デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。）
	書道史
	「書論，鑑賞」
	「国文学，漢文学」
保健体育	体育実技
	「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学，栄養学，微生物学，解剖学」
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学，生化学，病理学，微生物学，薬理学」
	看護学（成人看護学，老年看護学及び母子看護学を含む。）

看護	看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服製作実習を含む。）
	食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。）
	住居学（製図を含む。）
	保育学（実習及び家庭看護を含む。）
	家庭電気・機械及び情報処理
情報	情報社会及び情報倫理
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）
	情報システム（実習を含む。）
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）
	マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）
	情報と職業
農業	農業の関係科目
	職業指導
工業	工業の関係科目
	職業指導
商業	商業の関係科目
	職業指導
水産	水産の関係科目
	職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）
	高齢者福祉，児童福祉及び障害者福祉
	社会福祉援助技術
	介護理論及び介護技術
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
商船	商船の関係科目
	職業指導
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英米文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学，哲学」

第5条 免許法 別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち1以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するにあたっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第6条 免許法 別表第1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄		最低修得単位数										第5欄	第6欄						
		第2欄		第3欄		第4欄													
教職に関する科目		教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目		教育課程及び指導法に関する科目						生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		総合演習	教育実習				
右項の各科目に含めることが必要な事項		教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育課程の意義及び編成の方法	保育内容の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	の理論及び方法	教育相談カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）	の理論及び方法	幼児理解の理論及び方法	進路指導の理論及び方法
小学校教諭	専修免許状	2	6	22									4					2	5
	一種免許状	2	6	22									4					2	5
	二種免許状	2	4	14									4					2	5
中学校教諭	専修免許状	2	6(5)	12(6)									4(2)					2	5(3)
	一種免許状	2	6(5)	12(6)									4(2)					2	5(3)
	二種免許状	2	4(3)	4(3)									4(2)					2	5(3)
高等学校教諭	専修免許状	2	6(4)	6(4)									4(2)					2	3(2)
	一種免許状	2	6(4)	6(4)									4(2)					2	3(2)
幼稚園教諭	専修免許状	2	6							18					2			2	5
	一種免許状	2	6							18					2			2	5

幼稚園教諭	二種免許状	2	4		12		2	2	5
-------	-------	---	---	--	----	--	---	---	---

備考

1 教育課程及び指導法に関する科目は、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。

2 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第25条に規定する小学校学習指導要領、同令第54条の2に規定する中学校学習指導要領、同令第57条の2に規定する高等学校学習指導要領又は同令第76条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

3 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

4 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。）についてそれぞれ2単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

5 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位以上を修得するものとする。

6 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとする。

7 総合演習は、人類に共通する課題又は我が国社会全体にかかわる課題のうち1以上のものに関する分析及び検討並びにその課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技術を含むものとする（第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）

8 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校及び幼稚園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校の教育を中心とするものとする。この場合において、小学校又は幼稚園には、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は幼稚部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部又は高等部を含む。

9 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（第7条第1項、第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）

10 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部並びに附則第17項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部並びに附則第17項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。

11 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部並びに附則第17項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部並びに附則第17項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることが

できる。

12 小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、総合演習又は教育実習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、総合演習にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

13 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、総合演習又は教育実習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、総合演習にあつては2単位まで、教育実習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

14 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは、小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。

15 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもってあてることができる。

16 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。

17 括弧内の数字は、免許法別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2 免許法 別表第1備考第6号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第6条の2 免許法 別表第1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法 別表第1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

第7条 免許法 別表第1に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特殊教育に関する科目		最低修得単位数				
		第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	
		教育の基礎理論に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	
免許状の種類	盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	4	6	6	3
		一種免許状	4	6	6	3
		二種免許状	2	4	4	3
備考						
1 第1欄に掲げる科目は、盲学校、聾学校及び養護学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。						

2 第2欄及び第3欄に掲げる科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校の教育を中心とし、第4欄に掲げる科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ修得するものとする。

3 盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第1欄に掲げる科目の単位は、盲学校、聾学校又は養護学校のいずれかの教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第1欄に掲げる科目の単位をもってあてることができる。

4 第4欄に定める単位は、免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第1欄から第3欄までに掲げる科目に関する単位をもって、これに替えることができる。

2 免許法 別表第1に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状の種類に応じ、大学の加える特殊教育に関する科目についても修得することができる。

3 免許法 別表第1備考第6号に規定する特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「特殊教育特別課程」という。）における特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、前2項に定める修得方法の例によるものとする。

第8条 削除

17. その他の規則等

佐賀大学学生交流に関する規程	349
佐賀大学外国人留学生規程	354
佐賀大学科目等履修生規程	356
佐賀大学研究生規程	358
佐賀大学学生の懲戒に関する規程	360
佐賀大学成績判定等に関する規程	361
佐賀大学学生表彰規程	362
佐賀大学団体設立，集会及び 掲示等に関する内規.....	364
佐賀大学授業料の督促及び指導要領	366
佐賀大学合宿研修所規程	367
佐賀大学学生会館規程	368
佐賀大学医学部会館管理運営内規	370
佐賀大学体育施設規程	372
佐賀大学医学部体育施設使用要項	373
佐賀大学サークル会館使用規程	375
佐賀大学サークル会館使用細則	376
佐賀大学医学部課外活動 共用施設管理運営内規.....	377
佐賀大学本庄地区構内交通規程	379
佐賀大学医学部構内交通規制要項	381
気象警報発表時等における授業等の 取扱いに関する申合せ.....	384

佐賀大学学生交流に関する規程

(平成16年4月1日制定)

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 学部学生との交流
 - 第1節 大学間の協議(第2条)
 - 第2節 学生の派遣及び留学(第3条 - 第10条)
 - 第3節 特別聴講学生(第11条 - 第17条)
- 第3章 大学院学生との交流
 - 第1節 大学院等との協議(第18条)
 - 第2節 学生の派遣及び留学(第19条 - 第26条)
 - 第3節 特別聴講学生(第27条 - 第33条)
 - 第4節 特別研究学生(第34条 - 第40条)
- 第4章 雑則(第41条)

附則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第33条第4項及び第43条第2項の規定に基づく学生との交流について必要な事項並びに佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)第39条第4項、第42条第2項及び第43条第2項に定める学生との交流を実施するため必要な事項を定めるものとする。

第2章 学部学生との交流

第1節 大学間の協議

(大学間の協議)

第2条 佐賀大学(以下「本学」という。)と他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。)との学生との交流は、当該他の大学等との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学と事前の協議を行うことが困難な場合は、この限りでない。

2 前項の協議は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、教授会の議を経て、学長が、又は学長の承認を得て、学生が所属する学部(以下「所属学部」という。)の長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 履修期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

第2節 学生の派遣及び留学

(出願手続)

第3条 他の大学等の授業科目の履修を志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、所属学部の長に、願い出なければならない。

2 所属学部の長は、前項の願い出に基づき、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

(派遣及び留学の許可)

第4条 学長は、前条第2項の申請により他の大学等の長に依頼し、その承認を得て派遣又は留学を許可する。

(履修期間)

第5条 派遣又は留学を許可された学生(以下「派遣等学生」という。)の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の履修期間の変更については、学長は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、許可することができる。

(修業年限及び在学期間の取扱い)

第6条 派遣等学生の履修期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣等学生は、他の大学等における所定の授業科目の履修が終了したときは、直ちに、所属学部の長を経て、学長に所定の履修報告書及び他の大学等の長が交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣等学生が他の大学等において修得した単位は、教授会の議に基づき、本学における課程修了又は卒業の要件と

なる単位の一部として認定することができる。

(授業料等)

第9条 派遣等学生は、学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣等学生以外の大学等における授業料その他の費用の取扱いは、大学間の協議により定めるものとする。

(派遣許可等の取消し)

第10条 学長は、派遣等学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、派遣又は留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣等学生が、他の大学等の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、派遣又は留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3節 特別聴講学生

(出願手続)

第11条 他の大学等の学生であって、本学の特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書

(受入れの許可)

第12条 特別聴講学生の受入れの許可は、他の大学等の長からの依頼に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

(受入期間)

第13条 特別聴講学生の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の受入れ期間の変更については、学長は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、許可することができる。

(学業成績証明書)

第14条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、所属学部の長を経て、学長が学業成績証明書を交付する。

(特別聴講学生証)

第15条 特別聴講学生には、所定の学生証を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第16条 特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- (2) 特別聴講学生が他の大学(短期大学を含む。)又は外国の大学(短期大学を含む。)の学生であるときは、別に定める額の授業料を、入学許可の日から20日以内に納付しなければならない。
- (3) 特別聴講学生が、大学間相互単位互換協定において授業料を相互に徴収しないこととしている大学(短期大学を含む。)の学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (4) 特別聴講学生が、大学間交流協定(学部間協定及びこれに準ずる協定を含む。)において授業料を相互に徴収しないこととしている外国の大学の学生であるときは、第2号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (5) 既納の授業料は、返還しない。

(受入れの許可の取消し)

第17条 学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 大学院学生の交流

第1節 大学院等との協議

(大学院等との協議)

第18条 本学の大学院と他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等(以下「他の大学院等」という。)との学生の交流は、当該他の大学院等との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学院若しくは研究所等と事前の協議を行うことが困難な場合は、この限りでない。

2 前項の協議は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、研究科委員会の議を経て、学長が、又は学長の承認を得て、学生が所属する研究科(以下「所属研究科」という。)の長が行うものとする。

- (1) 授業科目又は研究指導の範囲
- (2) 履修期間又は研究指導を受ける期間

- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位又は研究指導の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

第2節 学生の派遣及び留学

(出願手続)

第19条 他の大学院等の授業科目の履修又は研究指導を受けることを志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、所属研究科の長に、願い出なければならない。

2 所属研究科の長は、前項の願い出に基づき、研究科委員会の議を経て、学長に申請するものとする。

(派遣及び留学の許可)

第20条 学長は、前条第2項の申請により他の大学院等の長に依頼し、その承認を得て派遣又は留学を許可する。

(派遣期間)

第21条 派遣等学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本学の大学院の修士課程又は博士前期課程の学生が他の大学院等で研究指導を受ける期間は、1年以内とする。

3 第1項の履修期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。

(標準修業年限及び在学年限の取扱い)

第22条 派遣等学生の履修期間は、本学の修業年限及び在学年限に算入する。

(研究報告書等の提出)

第23条 派遣等学生は、他の大学院等における所定の授業科目の履修又は研究指導が終了したときは、直ちに、所属研究科の長を経て、学長に所定の履修報告書又は研究報告書及び他の大学院等の長が交付する学業成績証明書又は研究指導状況報告書を提出しなければならない。

(研究指導等の認定)

第24条 派遣等学生が他の大学院等において修得した単位又は受けた研究指導の成果は、研究科委員会の議に基づき、本学の大学院における課程修了の要件となる単位又は研究指導の一部として認定することができる。

(授業料等)

第25条 派遣等学生は、大学院学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣等学生の他の大学院等における授業料その他の費用の取扱いは、大学間の協議により定めるものとする。

(派遣許可等の取消し)

第26条 学長は、派遣等学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、派遣又は留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣等学生が、受入れ大学院の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、派遣又は留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3節 特別聴講学生

(出願手続)

第27条 他の大学院等の学生であって、本学の大学院における特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学院の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書

(受入れの許可)

第28条 特別聴講学生の受入れの許可は、他の大学院等の長からの依頼に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(受入期間)

第29条 特別聴講学生の受入期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の受入期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。

(学業成績証明書)

第30条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、所属研究科の長を経て、学長が学業成績証明書を交付する。

(特別聴講学生証)

第31条 特別聴講学生には、所定の学生証を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第32条 特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- (2) 特別聴講学生が他の大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、別に定める額の授業料を、入学許可の日から20日以内に納付しなければならない。
- (3) 特別聴講学生が、大学間相互単位互換協定において授業料を相互に徴収しないこととしている大学の大学院の学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (4) 特別聴講学生が、大学間交流協定(研究科間協定及びこれに準ずる協定を含む。)において授業料を相互に徴収しないこととしている外国の大学の大学院の学生であるときは、第2号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (5) 既納の授業料は、返還しない。

(受入許可の取消し)

第33条 学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第4節 特別研究学生

(出願手続)

第34条 他の大学院等の学生であって、本学の大学院における特別研究学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学院の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別研究学生願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書

(受入れの許可)

第35条 特別研究学生の受入れの許可は、他の大学院等の長からの依頼に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(受入期間)

第36条 特別研究学生の受入期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り研究期間を変更することができる。

2 前項の受入れ期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。

(研究指導状況報告書)

第37条 特別研究学生が所定の研究指導の研究を終了したときは、所属研究科の長を経て、学長が研究指導状況報告書を交付する。

(特別研究学生証)

第38条 特別研究学生には、所定の学生証を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第39条 特別研究学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- (2) 特別研究学生が他の大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、別に定める額の授業料を、入学許可の日から20日以内に納付しなければならない。
- (3) 特別研究学生が、大学間交流協定(研究科間協定及びこれに準ずる協定を含む。)において授業料を相互に徴収しないこととしている外国の大学の大学院の学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (4) 既納の授業料は、返還しない。

(受入許可の取消し)

第40条 学長は、特別研究学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別研究学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第4章 雑 則

(細則)

第41条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学部又は研究科の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学外国人留学生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第45条第2項及び佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)第45条第2項の規定に基づき、外国人留学生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部の学生
- (2) 大学院研究科の学生
- (3) 科目等履修生
- (4) 研究生
- (5) 特別聴講学生
- (6) 特別研究学生

(入学の時期)

第3条 外国人留学生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第4条 外国人留学生の入学資格は、次表のとおりとする。

区 分	入 学 資 格
学部の学生	学則第9条又は第14条第1項各号のいずれかに該当する者
大学院研究科の学生	修士課程及び博士前期課程は、大学院学則第24条又は第33条第1項各号のいずれかに該当する者 博士後期課程は、大学院学則第25条又は第33条第1項各号のいずれかに該当する者 博士課程は、大学院学則第26条又は第33条第1項各号のいずれかに該当する者
科目等履修生	学部の科目等履修生は、学則第9条各号のいずれかに該当する者又は履修しようとする授業科目について相当の学力があると教授会が認められた者 大学院研究科の科目等履修生は、大学を卒業した者又は各研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
研究生	学部の研究生は、学則第9条各号のいずれかに該当する者又は研究しようとする専門的課題について相当の学力があると教授会が認められた者 大学院研究科の研究生は、大学を卒業した者又は各研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
特別聴講学生	外国の大学又は大学院との協議に基づき、特定の授業科目の履修が認められた者
特別研究学生	外国の大学院との協議に基づき、研究指導を受けることが認められた者

(出願の手続)

第5条 外国人留学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料(特別聴講学生及び特別研究学生を除く。)を添えて、学長に願い出なければならない。

(合格者の決定)

第6条 入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学の手続)

第7条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学金(特別聴講学生及び特別研究学生を除く。)を納付しなければならない。

(入学の許可)

第8条 学長は、前条の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(検定料等)

第9条 国費外国人留学生については、第5条及び第7条の規定にかかわらず、検定料、入学金及び授業料は、徴収しない。

2 私費外国人留学生(外国政府派遣留学生を含む。)は、所定の期日までに、所定の授業料(授業料等を相互に徴収しないこととする大学間交流協定(学部間協定、研究科間協定及びこれらに準ずる協定を含む。))を締結をしている場合を除く。)を納付しなければならない。

(既納の検定料等)

第10条 既納の検定料、入学金及び授業料は、返還しない。

(規定の準用)

第11条 外国人留学生に関しては、この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則及び佐賀大学の諸規則等の学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学科目等履修生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第42条第2項及び佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)第41条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第3条 学部の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学則第9条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 履修しようとする授業科目について相当の学力があると教授会又は教養教育運営機構協議会が認めた者
- 2 大学院の科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学院学則第24条、第25条又は第26条の各号のいずれかに該当する者
 - (2) 履修しようとする授業科目について相当の学力があると研究科委員会が認めた者

(出願の手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、原則として、前学期においては2月末、後学期においては8月末までに、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
 - (2) 最終学校の卒業・修了証明書
 - (3) 健康診断書
 - (4) 現に職にある者は、その所属長の承諾書(第11条第1項に定める者については、任命権者の依頼書)
- 2 前項の規定にかかわらず、科目等履修生として入学を志願する者が佐賀大学(以下「本学」という。)の学部の学生又は大学院の学生であるときは、同項第1号以外の書類の提出を要しない。

(選考)

第5条 入学を志願した者については、教授会又は教養教育運営機構協議会の定めるところにより選考を行うものとする。

(入学の手続)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、外国人登録証明書(写)その他の所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第7条 学長は、前条の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間等)

第8条 科目等履修生の履修期間は、6月又は1年とする。ただし、年度を越えて開設する授業科目を履修するときは、当該授業科目の履修が完了する年度までとする。

- 2 科目等履修生が履修期間終了後、継続して履修することを志願するときは、前項の規定にかかわらず、教授会又は教養教育運営機構協議会の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。
- 3 前項の履修期間の延長については、第4条から第7条までの規定を準用する。ただし、検定料及び入学料は、納付を要しない。

(単位の授与)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して、所定の単位を与える。

(検定料、入学料、授業料)

第10条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 科目等履修生は、入学許可の日から20日以内に、履修する授業科目の単位数に応じて、所定の授業料を納付しなければならない。

(検定料等の不徴収等)

第11条 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)等に基づく現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、第4条、第6条及び第10条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。ただし、単位の認定を受ける場合は、授業料を徴収する。

- 2 本学と高等学校、中等教育学校、専修学校、地方公共団体その他の団体との協定により入学する者については、当該協定の定めるところにより、検定料、入学料及び授業料のそれぞれについて、一部又は全部を徴収しないことがある。
- 3 本学の大学院の学生が別表1に掲げる学部等の授業科目を、本学の学部の学生が別表2に掲げる研究科の授業科目を履修し、単位の認定を受ける場合は、第4条、第6条及び第10条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収

しない。

(既納の授業料等)

第12条 既納の検定料，入学金及び授業料は，返還しない。

(科目等履修生証)

第13条 科目等履修生として入学を許可された者には，科目等履修生証を交付する。

(証明書の交付)

第14条 科目等履修生の修得単位，履修期間等については，本人の申請により，所定の証明書を交付する。

(規定の準用)

第15条 科目等履修生については，この規程に定めるもののほか，学則，大学院学則その他学生に関する規定を準用する。

(大学院の科目等履修生に対する読替)

第16条 大学院の科目等履修生については，第5条，第8条第2項の「教授会」とあるのは，「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか，科目等履修生に関し，必要な事項については，各学部長及び教養教育運営機構長並びに各研究科長が別に定める。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月6日改正)

この規程は，平成17年12月6日から施行し，平成18年度の入学を志願する者及び平成17年度末に履修期間が終了し継続して履修期間の延長を志願する者から適用する。

別表1(第11条第3項関係)

学部等	授業科目
全学部	教員の免許状取得に必要な授業科目
教養教育運営機構	現代の法と社会(日本国憲法)

別表2(第11条第3項関係)

研究科・専攻	授業科目
工学系研究科機能物質化学専攻	無機物性化学特論
工学系研究科物理科学専攻	量子力学 統計力学
工学系研究科知能情報システム学専攻	情報数理解析特論 数値解析特論
工学系研究科都市工学専攻	構造解析プログラム論 環境地盤工学特論 都市構成システム論 都市デザイン論
工学系研究科循環物質工学専攻	超原子価化合物特論
農学研究科応用生物科学専攻	土壌学特論

佐賀大学研究生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第44条第2項及び佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)第44条第2項に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第3条 学部の研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学則第9条各号のいずれかに該当する者

(2) 研究しようとする専門的課題について相当の学力があると教授会が認めた者

2 大学院の研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院規則第24条、第25条及び第26条の各号のいずれかに該当する者

(2) 研究しようとする専門的課題について相当の学力があると研究科委員会が認めた者

(出願の手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書

(2) 最終学校の卒業・修了証明書

(3) 健康診断書

(4) 現に職にある者は、その所属長の承諾書(第12条に定める者については、任命権者の依頼書)

(選考)

第5条 入学を志願した者については、教授会の定めるところにより選考を行うものとする。

(入学の手続)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、外国人登録証明書(写)その他の所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

第7条 学長は、前条の手続を完了した者に、入学を許可する。

(研究期間等)

第8条 研究生の研究期間は、2月以上1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、研究期間の延長を許可することがある。

3 前項の研究期間の延長については、第4条から第7条までの規定を準用する。ただし、検定料及び入学料は、納付を要しない。

(研究指導)

第9条 研究生は、研究題目を定め、指導教官の指導のもとに研究に従事するものとする。

(講義等への出席等)

第10条 研究生は、指導教官及び当該授業科目担当教官の承認を得て、研究題目に関連のある講義、実験又は実習等に出席することができる。

2 研究生には、単位を与えない。

(検定料、入学料、授業料)

第11条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 研究生は、それぞれの研究予定期間に応じ、3月分又は6月分に相当する額の授業料を当該期間の当初の月の20日までに納付しなければならない。ただし、研究予定期間が3月未満又は6月未満である時は、その期間分に相当する額の授業料を当該期間の当初の月の20日までに納付しなければならない。

(現職教育職員の検定料等)

第12条 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)等に基づく現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、第4条、第6条及び第11条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(既納の授業料等)

第13条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(研究生証)

第14条 研究生として入学を許可された者には、研究生証を交付する。

(研究報告書)

第15条 研究生は、研究期間の終了時に研究報告書を指導教官を経て、学部長に提出するものとする。

(証明書の交付)

第16条 研究報告書を提出した者には、本人の申請により、所定の研究修了証明書を交付する。

(規定の準用)

第17条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則その他学生に関する規定を準用する。

(大学院の研究生に対する読替)

第18条 大学院の研究生については、第5条及び第8条第2項中「教授会」とあるのは、「研究科委員会」と、第15条中「学部長」とあるのは、「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学学生の懲戒に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)第39条第4項の規定に基づき、佐賀大学学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査委員会の設置)

第2条 学部長は、懲戒に相当するとと思われる学生の行為(以下、単に「事案」という。)を知ったときは、直ちに、副学長のうち学長が指名した者に報告するとともに、教授会の議を経て、学部選出の佐賀大学学生委員会委員2人を含む若干人で組織する調査委員会を設置するものとする。

2 調査委員会は、当該事案について、調査及び事実の確認を行い、懲戒の必要性の有無等を検討するものとする。

(事情の聴取等)

第3条 調査委員会は、調査に当たり、当該学生に対し、事情の聴取を行うものとする。

2 調査委員会は、事情の聴取に際し、当該学生が、弁明し、自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

3 調査委員会は、事情の聴取に際し、当該学生が本学の教職員又は学生を指名し、その補佐を受けることを希望する場合は、当該教職員又は学生が、当該学生のために弁明し、必要な証拠を提出し、意見を述べることを認めるものとする。

(学生委員会との協議)

第4条 調査委員会は、当該事案について、懲戒の要否及び種類・程度を佐賀大学学生委員会と協議するものとする。

(調査等の結果の報告)

第5条 調査委員会は、調査結果を学部長に報告するものとする。

(教授会審議)

第6条 学部長は、調査委員会の報告に基づき、教授会において、懲戒の要否及び種類・程度を審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

第7条 学長は、学部長の報告に基づき、教育研究評議会の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分書の交付等)

第8条 学部長は、学長の命により、当該学生に対し懲戒処分書を交付し、懲戒の内容を公示するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、懲戒の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前の事案に対する調査委員会の設置その他学生の懲戒に関する決定事項等は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

佐賀大学成績判定等に関する規程

(平成16年4月1日規定)

(趣旨)

第1条 成績判定及び試験等に関する事項は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(成績の判定)

第2条 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

2 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、100点満点中80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とし、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(試験)

第3条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 定期試験の時間割は、少なくとも1週間前に公示する。

(成績の取消し)

第4条 一度判定された成績は、取り消すことができない。

(合格科目の再履修)

第5条 学生は、一度合格と判定された授業科目については、再履修をすることができない。

(定期試験における不正行為)

第6条 学生が定期試験において不正行為をしたときは、当該学生がその定期試験期間中に受験したすべての試験科目の成績を無効とする。

(実験等における不正行為)

第7条 学生が実験、実習、学修報告、論文又は平素の試験等において不正行為をしたときは、当該実験、実習、学修報告、論文又は平素の試験等に係る科目の成績を無効とする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第3条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、各学部等において特段の定めがある場合においては、当分の間、その定めるところによる。

佐賀大学学生表彰規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)第38条第2項の規定に基づき、佐賀大学の学生及び学生団体(学生が任意に組織したサークル等のグループを含む。以下同じ。)の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体について行うことができる。

(1) 学術研究活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められるとき。

ア 国際的又は全国的規模の学会から賞を受けた場合

イ その他これに準じた学会等において高い評価を受けた場合

(2) 課外活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められるとき。

ア 国際的規模の競技会、展覧会又は公演会等(以下「競技会等」という。)に出場、出展又は出演(以下「出場等」という。)した場合

イ 全国的規模の競技会等に出場等をし、第3位までに入賞(これに相当する賞を含む。)した場合

ウ 九州地区又は九州地区を含む複数の地区が合同で行う競技会等に出場等をし、優勝(これに相当する賞を含む。)した場合

(3) 社会活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められるとき。

ア ボランティア活動等において、公共団体等から表彰を受け顕著な活動が認められる場合

イ 人命救助、犯罪防止又は災害防止等で国内外の公的機関等において表彰された場合

(4) その他前各号に掲げる基準と同等以上の表彰に値する行為があったと認められるとき。

(表彰対象者の推薦)

第3条 学部長、研究科長又は課外活動の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体を、別記様式1の推薦書により学長に推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、その都度速やかに行うものとする。

(表彰対象者の決定)

第4条 学長は、前条第1項により推薦があった場合には、佐賀大学学生委員会の議を経て、表彰する学生又は学生団体を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長賞として、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、第4条の規定により表彰対象者が決定された後、速やかに行うものとする。

(表彰状の様式)

第7条 表彰状は、別記様式2のとおりとする。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、学務部学生生活課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

推 薦 書

平成 年 月 日

学 長 殿

推 薦 者 名 _____
(学部長, 研究科長, 顧問教員等)

下記の学生・学生団体は, 佐賀大学学生表彰規程第2条第 号 に該当すると認められるので, 推薦します。

記

1 推薦対象者	学 生 所 属	学 部	学 科	第 年 次
		研究科	課 程	専 攻
	氏名 _____			
	学生団体	団体名 佐賀大学	部 人数	人
		代表者所属	学 部	学 科
			第 年 次	課 程
			研究科	専 攻
		代表者氏名 _____		

2 推薦理由

表彰状の写し, 新聞記事等を添付して下さい。

学 長 賞

氏名又は学生団体名 殿

あなたは _____ に

おいて _____ ました

ここに日頃の努力に対して敬意を
表するとともに本学の名誉を高め
た功績を称え表彰します

平成 年 月 日

佐賀大学長

印

備考 表彰の事由によって表彰状の本文を変更することができ、規格は、B4版とする。

佐賀大学団体設立，集会及び掲示等に関する内規

(平成16年4月1日制定)

(団体の設立)

第1条 佐賀大学の学生(以下「学生」という。)が学内において団体を設立しようとするときは、本学の専任教員の中から顧問教員を定め、学生団体設立願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の団体設立許可の有効期間は、許可を受けた日からその年度の末日までとする。

(団体規約等の変更)

第2条 前条の規定により許可を受けた団体(以下「許可団体」という。)がその後団体の規約等を変更しようとするときは、学生団体変更願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(団体の継続)

第3条 許可団体が団体活動を継続しようとするときは、毎年4月末日までに、学生団体継続願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の願出をしない団体は解散したものとみなす。

(団体の解散)

第4条 許可団体が存続期間中に解散したときは、直ちに学生団体解散届を学長に提出しなければならない。

(学外団体への加入又は参加等)

第5条 許可団体が学外団体に加入又は学外の行事に参加著しくは共催しようとするときは、学外団体加入・行事参加・行事共催願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の学外団体への加入の有効期間は、許可を受けた日からその年度の末日までとする。

(加入学外団体規約の変更)

第6条 加入した学外団体の規約が変更になったときは、直ちに加入学外団体規約変更届を学長に提出しなければならない。

(学外団体への加入の継続)

第7条 許可団体が学外団体への加入を継続しようとするときは、毎年4月末日までに学外団体加入継続願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の願出をしない団体は、当該学外団体から脱退したものとみなす。

(加入学外団体からの脱退)

第8条 許可団体が学外団体の加入有効期間中に当該学外団体から脱退したときは、直ちに加入学外団体脱退届を学長に提出しなければならない。

(集会等)

第9条 学生又は許可団体が学内において集会又は行事をしようとするときは、当該日の3日前までに集会・行事願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(出版物配付，署名・募金活動等)

第10条 学生又は許可団体が学内において雑誌，新聞，小冊子，ピラ等の印刷物を配付しようとするとき又は署名・募金活動等をしようとするとき及び学外において本学の名を用いて同様の行為をしようとするときは、あらかじめ学長に届け出て、承認を受けなければならない。

(掲示)

第11条 学生又は許可団体が学内において、ピラ，ポスター等を掲示しようとするときは、あらかじめ学長に掲示物を提示して承認を得なければならない。

2 掲示物は、虚偽を記載したもの、個人の名譽を毀損するもの、営利を目的としたもの、破壊活動、暴力活動、特定の政党・宗教活動等を扇動するものであってはならない。

3 掲示物に関する責任は、掲示したものが負うものとし、必ずその責任者氏名又は学生団体名及び掲示期間を明示しなければならない。

4 掲示物は、掲示場以外に掲示することは出来ない。ただし、特別に許可された場合は、この限りではない。

(施設・設備の使用の願出)

第12条 学生又は許可団体が本学の施設・設備を使用しようとするときは、あらかじめ、所定の願出を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(届出の受理又は許可の取消し及び行為の禁止)

第13条 学生又は許可団体の行為が、学則その他の諸規程に違反し、又は本学の秩序を乱すと認められたときは、前条までに規定する届出の受理若しくは願出の許可を取消し、又はその行為を禁止することがある。

(提出)

第14条 この内規に定める届出又は願出等に関する事項は、医学部にあっては医学部総務学事課、医学部以外の学部にあつては学務部学生生活課が所管するものとする。

(所管)

第15条 この内規にある願，届等の様式については，別に定める。

附 則

この内規は，平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学授業料の督促及び指導要領

[目的]

- 1 授業料収納及び学生指導の見地からこの要領を定め、授業料の円滑なる納入を図ることを目的とする。

[督促要領]

- 2 所定の納付期間内に納付しない学生に対しては、下記により督促を行うものとする。

区 分	期 日		事 項
	前 期	後 期	
納付期間	自 4月1日 至 4月30日	自 10月1日 至 10月31日	掲示をもって納入の請求をする。
督促	第1回	6月1日 12月1日	第1号様式（保証人あて）
	第2回	7月10日 1月10日	第2号様式（保証人あて）
除 籍	7月31日	1月31日	該当者は教授会又は研究科委員会の議を経て、学長に申達する。
延納期限	9月10日	2月20日	延納を許可された者で、許可期限までに納入しなかった場合は、その日付けで除籍する。

[学生の指導]

- 3 学務部教務課は指導計画を立て、財務部と緊密な連絡のもとに、事前指導及び未納者の指導を行うものとする。
督促期間及び学務部教務課において必要と認める期間中、財務部は納入者の氏名を学務部教務課に通知するものとする。

附 則（抄）

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

佐賀大学合宿研修所規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学(以下「本学」という。)に、佐賀大学合宿研修所(以下「研修所」という。)を置く。

(目的)

第2条 研修所は、本学学生の集団活動における訓練の場として、学生相互あるいは教職員との集団共同生活を通じて、学生の人間形成に資することを目的とする。

(管理運営の責任者)

第3条 研修所の管理運営の責任者は、副学長のうち学長が指名した者(以下「副学長」という。)とする。

(重要事項の諮問)

第4条 副学長は、研修所の管理運営に関する重要事項については、佐賀大学学生委員会(以下「委員会」という。)に諮問しなければならない。

(利用者)

第5条 研修所を利用できる者は、本学の教職員及び学生とする。

(収容定員)

第6条 研修所の収容定員は、40人とする。

(利用申込等)

第7条 研修所の利用を希望する者は、利用開始予定日の1月前から7日前までに第9条に定める諸経費を添えて所定の利用申込書を学生生活課に提出し、あらかじめ副学長の許可を受けなければならない。

(利用上の注意)

第8条 利用者は、研修所の利用に際しては、別に定める合宿研修所利用心得を遵守するほか、あらかじめ利用許可書を研修所管理人に提出し、その利用上の指示に従わなければならない。

(経費の負担)

第9条 利用者は、その利用に係る諸経費を負担しなければならない。

(施設の保全)

第10条 利用者は、研修所の施設、設備の保全に留意し、常に正常な状態で利用しなければならない。

2 利用者は、防火、保健衛生及び災害防止等に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。

3 利用者は、故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退所処置)

第11条 研修所管理人は、利用者が合宿研修所利用心得を無視し、又は他に迷惑を及ぼす行為があると認めたときは、速やかに退所を命ずるものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研修所の管理運営に関し、必要な事項は、学生委員会の議を経て、副学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学大学会館規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学(以下「本学」という。)に、佐賀大学大学会館(以下「会館」という。)を置く。

(目的)

第2条 会館は、本学学生及び職員の間関係の緊密化を図るとともに、学生及び職員の福利厚生に寄与し、学園生活を豊かにすることを目的とする。

(施設)

第3条 会館に、研修室、和室、多目的ホールその他の施設を設ける。

(職員)

第4条 会館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 会館主事
- (3) その他必要な職員

(館長)

第5条 館長は、副学長のうち学長が指名した者をもって充てる。

2 館長は、会館の業務を掌理する。

(会館主事)

第6条 会館主事は、学務部学生生活課長をもって充てる。

2 会館主事は、館長の命を受け、会館の事務を整理する。

(重要事項の諮問)

第7条 館長は、会館の管理運営に関する重要事項については、学生委員会に諮問しなければならない。

(利用者)

第8条 会館を利用できる者は、本学の教職員、学生及び館長が特に必要があると認めたとする。

(開館時間及び休館日)

第9条 会館の開館時間及び休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開館時間 9時から20時まで
- (2) 休館日
 - ア 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - イ 8月12日から8月16日まで
 - ウ 12月27日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたとときは、前項に定める開館時間及び休館日を変更することがある。

(利用申込等)

第10条 研修室、和室又は多目的ホールの利用を希望する者は、利用開始予定日の1月前から7日前までに所定の利用許可書を会館事務室に提出し、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 前項に掲げる施設は、同一の者が2日以上引続き利用することはできない。ただし、館長が特に必要があると認めたとときは、この限りでない。

(貸出用備品)

第11条 会館の貸出用備品類は、所定の手続により使用することができる。

(利用上の注意)

第12条 利用者は、会館の利用に際しては、別に定める大学会館利用心得を遵守するほか、あらかじめ利用許可書を会館事務室に提出し、その利用上の指示に従わなければならない。

2 利用者が前項の規定を遵守しない場合は、その利用許可を取り消し、又は以後の利用を許可しないことがある。

(施設の保全)

第13条 利用者は、会館の施設、設備の保全に留意し、常に正常な状態で利用しなければならない。

2 利用者は、防火、保健衛生及び災害防止等に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。

3 利用者は、故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退館処置)

第14条 会館職員は、利用者が大学会館利用心得を無視し、又は他に迷惑を及ぼす行為があると認めたとときは、速やかに退館を命ずるものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか，会館の管理運営に関し，必要な事項は，学生委員会の議を経て，館長が別に定める。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学医学部会館管理運営内規

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、佐賀大学医学部会館(以下「会館」という。)の円滑な運営を図るため、その管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(会館の性格)

第2条 会館は、本学の学生相互及び学生と職員の間の人間関係を深めるとともに、学生及び職員の福利厚生を増進することを目的とする。

(部屋の名称、使用時間等)

第3条 会館の部屋の名称及び使用時間等は別表のとおりとする。

(開館時間)

第4条 開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

(使用者)

第5条 会館を使用できるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生及び職員
- (2) その他医学部長が特に認めた者

(休館日)

第6条 休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、食堂、売店及び喫茶室については、医学部長が別に定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(開館時間等の変更)

第7条 医学部長は、必要と認めた場合は第3条、第4条及び前条の規定にかかわらず、使用時間、開館時間及び休館日等を変更することができる。

(使用手続)

第8条 会館の使用を希望する者は、使用願を提出し医学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の使用願は、使用予定日の3週間前から前日(学外者を含むときは、1週間前までに)提出するものとする。

(使用の中止及び変更)

第9条 使用責任者は、会館の使用を中止しようとするときは、速やかに医学部長に届け出なければならない。

- 2 使用責任者は、使用願の内容を変更しようとするときは、事前に医学部長の許可を受けなければならない。
- 3 使用の許可を受けた使用責任者は、他の者に転貸してはならない。

(施設の保全等)

第10条 会館を使用する者は、施設、設備、備品等の保全に努めなければならない。

2 前項及び前2条の規定に違反があった場合は、以後の会館の使用を禁止することがある。

(損害賠償)

第11条 会館を使用する者が故意又は過失により、施設、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償させるものとする。

(事務)

第12条 会館に関する事務は、学生サービス課において行う。

2 この内規に規定する願の様式については、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部屋の名称	使用時間	備考
食堂	営業時間	
	営業終了時から午後7時まで	使用願が必要
売店（雑貨）	営業時間	
売店（書籍）		
喫茶室	営業時間	
	営業終了時から午後7時まで	使用願が必要
談話ホール	午前9時から午後5時まで	
	午後5時から午後7時まで	使用願が必要
第1セミナー室	午前9時から午後7時まで	使用願が必要
第2セミナー室		
第3セミナー室		
第4セミナー室		
小会議室		
第1和室		
第2和室		

佐賀大学体育施設規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学体育施設(医学部の体育施設を除く。以下「体育施設」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において体育施設とは、次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 体育館
- (2) スポーツセンター(柔道場、剣道場、トレーニング室)
- (3) プール
- (4) 野球場
- (5) 陸上競技場
- (6) テニスコート
- (7) バレーコート

(管理運営責任者)

第3条 体育施設の管理運営責任者は、副学長のうち学長が指名した者とする。

(施設の保全)

第4条 利用者は、体育施設、設備の保全に留意し、常に正常な状態で利用しなければならない。

2 利用者は、防火、保健衛生及び災害防止等に留意し、快適な環境の保全に努めなければならない。

3 利用者は、故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(事務)

第5条 体育施設に関する事務は、学務部学生生活課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、体育施設に関し、必要な事項は、学生委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学医学部体育施設使用要項

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1 佐賀大学医学部の体育施設の使用については、法令等に別段の定めがあるもののほか、この要項に定めるところによる。

(種類)

第2 この要綱において体育施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 体育館
- (2) 格技体育館
- (3) 弓道場
- (4) 運動場
- (5) 野球場
- (6) テニスコート
- (7) トレーニングマシン室
- (8) 水泳プール

(使用の範囲等)

第3 体育施設とは、次の各号に掲げる場合に使用することができる。ただし、医学部長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 本学の体育授業
- (2) 本学の行事
- (3) 本学学生の課外体育活動
- (4) 本学職員のスポーツ活動

2 体育施設使用の優先順位は、前項に掲げる各号の順位とする。

(使用できる日及び時間)

第4 体育施設を使用できる日及び時間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、医学部長が必要と認めた場合はこの限りでない。

	使用できる日	使用できる時間
体育施設(水泳プールを除く)	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)を除く日	(1)体育館、格技体育館、弓道場、トレーニングマシン室 9時～17時 (2)運動場、野球場、テニスコート 9時～19時
水泳プール	6月1日から9月30日までの期間で日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日	9時～17時

(使用手続)

第5 体育施設を使用しようとする者は、第3第1項第1号に掲げる場合を除き、あらかじめ医学部長の許可を受けるものとする。ただし、水泳プール使用の場合は使用しようとする日の前日までに許可を受けるものとする。

2 前項の手続きは、所定の使用願を総学生サービス課に提出することにより行う。

3 体育施設を長期間、定期的に継続して使用しようとする者は、各学期毎に使用願を提出するものとする。

(使用の特例)

第6 学生又は職員が、体育施設(水泳プールを除く。)を第4に定める使用できる日の12時から13時までの間に使用する場合は、他に特段の支障がない限り、第5第1項の規定にかかわらず、医学部長の許可を受けることなく使用することができる。

(使用責任者等)

第7 第3第1項第3号及び第4号に掲げる体育施設使用の場合は、当該グループの構成員のうちから使用責任者を置き、体育施設使用の一切について責任を負うものとする。

2 水泳プールを使用する場合は、3人以上のグループとして、前項に規定する使用責任者のほかに、救助能力を有し、かつ蘇生法に通じている監視責任者を置くものとする。

(使用許可の取消し等)

第8 医学部長は使用を許可した後であっても、次の各号に掲げる場合は、使用の許可を取り消し又は使用を中止させるこ

とができる。

- (1) 当該使用予定日時に大学の授業・行事を行う必要が生じた場合
- (2) 使用願に虚偽の事項が記載されている場合
- (3) この要項に定める事項を順守しない場合
- (4) その他本学部として特別な事情が生じた場合

2 許可の取消しのために使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学部はその責任を負わない。

(遵守事項)

第9 体育施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災等の災害予防に留意すること。
- (2) 施設、設備、備品等を破損又は紛失しないこと。
- (3) 許可された使用時間を守ること。
- (4) 許可された目的以外の使用及び転貸はしないこと。
- (5) 使用の中止をしたときは、直ちに学生サービス課に届け出ること。
- (6) 喫煙は所定の場所で行うこと。
- (7) 体育施設に適した運動靴を用いること。使用後は清掃の上、用具等の整理整頓、戸締まり及び消灯を行うこと。
- (8) 体育活動をする場合は、各自十分注意し相互の危険防止に努めること。(水泳プールの使用の場合は、監視責任者は、特に当該グループ構成員の水難事故の防止に努めること。)
- (9) その他学生サービス課職員の指示に従うこと。

(損害賠償)

第10 体育施設を使用する者は、故意又は過失により施設、設備、備品等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(管理業務)

第11 体育施設の管理業務は、学生サービス課において行う。

(鍵の受領及び返却)

第12 体育施設を使用する者は、使用の都度、学生サービス課において鍵を受け取り、使用後は速やかに返却しなければならない。ただし、鍵の受領又は返却が17時以降となる場合は、これを防災センターにおいて行うものとする。

(雑則)

第13 この要項に定めるもののほか、体育施設の使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学サークル会館使用規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学(以下「本学」という。)に学生の課外活動共用施設として、佐賀大学サークル会館(以下「会館」という。)を置く。

(目的)

第2条 会館は、本学学生の課外活動を助成するための施設とする。

(管理運営)

第3条 会館の管理運営については、この規程の定めるところによる。

(管理運営責任者)

第4条 会館の管理運営の責任者は、副学長のうち学長が指名した者(以下「副学長」という。)とする。

(施設)

第5条 会館に、別表の施設を置く。

(使用)

第6条 会館を使用することができる者は、本学が認めたサークルに限る。

2 前項の規定にかかわらず、副学長が特に必要と認めたものは、この限りでない。

(許可)

第7条 会館を使用しようとするサークルは、別に定める使用許可願を副学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(遵守の義務)

第8条 会館の使用者は、この規則を遵守するとともに、副学長の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び使用の中止)

第9条 副学長は、前条の規定により使用の許可を受けたサークル又はその構成員が、この規程及び許可条件に違反したときは、使用の途中であっても、当該許可を取り消し、又は使用の中止をさせることができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により施設及び備品を破損し、又は滅失したときは、その原状回復に必要な経費を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会館の管理運営について必要な事項は、副学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

施設名	室名
第1サークル会館(文化系)	共用室,集会室,音楽練習室,練習室(和),制作室,暗室,器具庫,印刷室
第2サークル会館(体育系)	共用室,多目的室,倉庫,事務室兼器具庫

佐賀大学サークル会館使用細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学サークル会館使用規程第10条の規定に基づき、佐賀大学サークル会館(以下「会館」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用区分)

第2条 佐賀大学サークル会館使用規程第4条に定める各室の使用区分は、共用室については長期(1年以内)にわたって使用することができるものとし、その他については、短期使用とする。

(使用手続)

第3条 会館を長期使用するサークルは、様式第1号による使用許可願を副学長のうち学長が指名した者(以下「副学長」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。

2 会館を短期使用するサークルは、使用日の3日前までに、様式第2号による使用許可願を副学長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 同一のサークルが引き続き使用することができる短期使用の期間は、原則として、7日以内とする。

(使用許可)

第4条 副学長は、前条の規定により会館の使用を許可する場合には、様式第3号又は様式第4号による使用許可書を当該サークルに交付する。

(使用の中止)

第5条 前条の規定により使用の許可を受けたサークルが、会館の使用を中止しようとするときは、速やかに副学長に届け出なければならない。

(使用時間)

第6条 会館の使用時間は、月曜日から金曜日までは8時30分から22時30分、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は9時から22時30分までとする。この場合において、短期使用する各室については、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 8時30分から12時30分まで
- (2) 13時から16時まで
- (3) 16時30分から22時30分まで

(休業日)

第7条 会館の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 12月28日から1月4日まで

(使用時間等の変更)

第8条 副学長は、特に必要があると認めた場合には、前2条に規定する使用時間及び休業日を変更することができる。

(転貸の禁止)

第9条 使用の許可を受けたサークルは、その部屋を他の者に転貸してはならない。

(鍵の管理)

第10条 会館の鍵は、学生生活課が管理する。

2 使用許可を受けた者は、会館事務室で鍵を受領し、その保管に十分注意するとともに、使用が終了したときは速やかに返却しなければならない。

(施設保全の義務)

第11条 使用者は、別に定める会館使用心得を守り、施設設備及び備品の保全に努めなければならない。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、会館の管理運営について必要な事項は、副学長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学医学部課外活動共用施設管理運営内規

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学医学部に課外活動共用施設(以下「共用施設」という。)を置く。

(管理運営)

第2条 共用施設の管理運営については、法令等に別段の定めがあるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 共用施設の管理運営の責任者は医学部長とする。

(部屋)

第3条 共用施設に会議室、共用室、音楽練習室、暗室及び器具庫を置く。

2 共用施設の部屋の名称及び使用者の区分は、別表のとおりとする。

(使用者)

第4条 共用施設を使用できる者は、医学部長に学生団体設立願を提出し許可された本学部の学生団体(以下「学生団体」という。)とする。ただし、医学部長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(使用時間)

第5条 共用施設の使用時間は、午前9時から午後7時までとする。

(休業日)

第6条 共用施設の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日までの日

(使用時間等の変更)

第7条 医学部長は、特に必要と認めた場合は、前2条の規定にかかわらず使用時間及び休業日を変更することができる。

(使用区分)

第8条 共用施設は、次の区分により使用するものとする。

- (1) 長期使用 長期間(ただし、当該年度限り)にわたる定期的な使用
- (2) 短期使用 短期間(2日間以内)の不定期的な使用

(使用の手続)

第9条 前条第1号の使用を希望する者は、毎年4月30日までに当該年度における使用について長期使用願を提出し、医学部長の許可を受けなければならない。

2 前条第2号の使用を希望する者は、使用しようとする日の2週間から3日前までに短期使用願を提出し、医学部長の許可を受けなければならない。

3 医学部長は、使用の許可を行うにあたり、学生団体から提出された使用願について、必要に応じ各使用責任者から使用方法等について意見を聴取し、使用日時及び部屋を変更させる等、使用の調整を行うものとする。

(使用の変更及び中止)

第10条 共用施設の使用責任者は、使用願の内容を変更しようとするときは、事前に医学部長の許可を受けなければならない。

2 共用施設の使用責任者は、部屋の使用を中止しようとするときは、速やかに医学部長に届け出なければならない。

(使用許可の取り消し等)

第11条 共用施設の利用者が、この内規及び内規に基づく本学部の指示に違反した場合及び使用させることが適当でないと認められた場合は、当該使用の許可を取り消し、若しくは一定期間の使用の中止又は以後の当該年度における使用を禁止することができる。

(損害賠償)

第12条 共用施設の利用者は、故意又は過失により施設、設備及び備品を破損並びに滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事務及び鍵の管理)

第13条 共用施設に関する事務及び鍵の管理は、学生サービス課において行うものとする。

2 共用施設の利用者は、使用の都度、学生サービス課において鍵を受け取り、使用後は速やかに返却しなければならない。ただし、鍵の受領又は返却が午後5時以降となる場合は、これを防災センターにおいて行うものとする。

(細目)

第14条 この内規に定めるもののほか、使用心得その他共用施設の管理、運営の細目に関して必要な事項は、医学部長が、別に定める。

2 この内規に規定する願の様式については、別に定める。

附 則

この内規は，平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部屋名	使用者の区分	使用区分	備考
会 議 室	全学生団体	短 期	
第1共用室	体育系学生団体	長 期	
第2 "	"	"	
第3 "	"	"	
第4 "	文化系学生団体	"	
第5 "	"	"	
第6 "	"	"	
第7 "	"	"	
音楽練習室	"	"	
暗 室	"	"	
体育系器具庫	体育系学生団体	"	
文化系器具庫	文化系学生団体	"	

国立大学法人佐賀大学本庄地区構内交通規程

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学(以下「本学」という。)の本庄地区構内(南部バイパス南地区を除く。以下「構内」という。)における自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車(以下「車両」という。)の交通規制を実施し、もって構内の交通安全、交通秩序の維持及び教育研究環境の保全を図ることを目的とする。

(車両運転の心得)

第2条 役員、職員、臨時職員等(以下「職員」という。)及び学生で車両を運転して構内に入構する者は、この規程の目的に従い、歩行者の安全を守り、構内の交通規制を遵守しなければならない。

2 学外者で車両を運転して構内に入構する者は、前項の規定を準用する。

(最高速度)

第3条 構内における最高速度は、毎時20キロメートルとする。

(駐車義務)

第4条 車両(自転車を除く。)を運転して入構した者は、直ちに所定の駐車場に駐車しなければならない。

2 前項の規定により駐車した車両は、退出するまで移動させてはならない。

3 駐車場の位置、駐車区分及び駐車場への通行経路は、車両の種類及び使用する者の所属に従って、別表1のとおりとする。

(自動車の登録及び登録票)

第5条 自動車で通勤又は通学しようとする者は、別紙1に定める自動車登録申込書に必要事項を記入し、別表2に指定する所属部局(学生にあっては学務部学生生活課とする。)の担当係に提出し、別紙2に指定する佐賀大学自動車登録票(以下「登録票」という。)の交付を受けるものとする。

2 登録票は、自動車登録申込書を受理した部局の長が交付する。

3 登録票の交付基準は、別表3のとおりとする。ただし、学生にあっては当該年度の佐賀大学交通安全講習会の受講者に限るものとする。

4 登録票は、必ず運転席のダッシュボードの上に提示しなければならない。

(構内臨時駐車証等)

第6条 深夜又は早朝にわたる勤務の職員及び卒業研究等により通常の勉学時間を著しく超える学生並びに本学に用務をもって常時入構する業者は、別紙3に定める自動車臨時駐車証申込書に必要事項を記入し、別表2に定める関係部局の担当係に申し出て、別紙4に定める佐賀大学構内臨時駐車証の交付を受け、運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

2 学外者で自動車で臨時に構内に入構しようとする者(当日限りの入構者)は、別紙5に定める入構届書に許可を受け、運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第7条 各部長は、この規程に違反した者に対し、違反の内容に応じ、次の各号に掲げる必要な措置を講じるものとする。

(1) 不正の手段により登録票の交付を受けたことが判明したときは、直ちに登録票を没収し、以後の交付は一切行わない。

(2) 通行、駐車その他の違反者に対しては警告を行う。

(3) 度重なる警告を受けた者及び悪質な違反者については、登録票を没収し、以後の交付は一切行わない。

(適用の特例)

第8条 次の各号に掲げる車両にあっては、この規程中それぞれ当該各号に掲げる規定又は事項は、適用しない。

(1) 本学の所有する車両 第4条

(2) 緊急用自動車 第3条、第4条及び第6条

(3) 郵便業務用車両及び旅客の用に供する営業車 第4条及び第6条

(4) 工事の施工又は物品の運搬をする車両 第4条

(5) その他特別の事情により各部長が許可した車両 許可した事項

(構内で発生した事故の責任)

第9条 構内での車両に関する事故及び駐車中における破損・盗難等の事故については、本学はその責を負わない。

2 入構者の車両の事故により、本学の施設等に損害を与えたときは、入構者の責任において原状に回復しなければならない。ただし、本人の責を負わない不慮の事故の場合は、例外とする。

(雑則)

第10条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表1

駐 車 場	駐 車 区 分	通 行 経 路
正門西側駐車場	学生の使用する自動車 修学のため来学する者の使用する自動車	正門から入構し、直ちに右折すること。
経済・文化教育学部棟西側駐車場	経済学部及び学務部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短距離によること。
経済学部2号館西側駐車場及び経済学部講義棟北側駐車場	学生、学務部及び経済学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短距離によること。
文化教育学部2号館南側駐車場	文化教育学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短距離によること。
文化教育学部3号館南側駐車場	学生及び文化教育学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短距離によること。
事務局西側駐車場	事務局，附属図書館，保健管理センター及び学術情報処理センター職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，最短距離によること。
附属図書館南側駐車場	自動二輪車 原動機付自転車	南部バイパス沿い入口から入構し，最短距離によること。
理工学部2号館・3号館東側駐車場，3号館南側及び7号館西側駐車場	学生及び理工学部職員の使用する自動車 修学のため来学する者の使用する自動車 福利厚生施設職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，直進又は，農学部横から左折し，かささぎホールから左折すること。
農学部中庭駐車場及び農学部北棟北側駐車場	農学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，農学部横から左折すること。
農学部2号館南側駐車場及び農学部2号館西側駐車場	学生の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，農学部横から左折すること。
正門西側二輪車置場	自動二輪車 原動機付自転車	正門から入構し，直ちに右折すること。
文化教育学部9号館東側二輪車置場	自動二輪車 原動機付自転車	文化教育学部東門から入構し直ちに右折すること。
理工学部実習工場西側二輪車置場	自動二輪車 原動機付自転車	南部バイパス沿い入口から入構すること。
各部局の自転車置場	自転車	

別表3

対 象 者	交 付 基 準
職員・大学院生	1 通勤又は通学距離が片道4キロメートル以上の者 2 身体障害・疾病等により必要な者 3 その他特別の理由により必要な者
学部学生	1 公共交通機関を利用し片道通学時間が2時間以上の者 2 身体障害・疾病等により必要な者 3 その他特別の理由により必要な者

佐賀大学医学部構内交通規制要項

(目的)

第1 この要項は、佐賀大学医学部(以下「本学部」という。)の構内における自動車等の交通規制に関し、必要な事項を定め、もって学内環境の保全及び交通事故の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要項において「自動車等」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号及び第10号に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。

(遵守事項)

第3 本学部の構内において自動車等を運転する者は、道路交通関係法令及び各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 構内では、歩行者の安全を第一とすること。
- (2) 構内の道路標識及び標示に従うこと。
- (3) 構内は、時速20km以下で走行すること。
- (4) 警音器は、真に必要な場合を除き使用しないこと。また、始動時及び走行時における騒音の防止に努めること。
- (5) 緊急事態又は本学部の行事等により臨時の規制を行うときは、これに従うこと。

(入構規制)

第4 次の各号に掲げる者で、自動車(自動二輪車を除く。以下同じ。)により、本学部の構内への入構及び駐車場の利用ができる者は、第6及び第7に定める駐車許可証又は臨時駐車許可証の交付を受けた者とする。

- (1) 職員(看護師宿舎の入居者を除く。以下同じ。)関係
 - (2) 学生、研究生等関係
 - (3) 業務委託業者等関係
- 2 物品納入業者等で、自動車により、本学部へ臨時の用務のため入構する者については、第14に定めるとおりとする。
- 3 前2項に掲げる者以外の者の自動車による入構については、別に定める。

(駐車許可)

第5 駐車許可は、次の各号の一に該当する場合に、本人の申請に基づき学部長が行う。

- (1) 通勤・通学等の距離が片道2km以上であり、自動車を使用しなければ通勤・通学等が困難である場合。ただし、職員関係にあっては、公共の交通機関による通勤手当を受給していない者に限る。
- (2) 通勤・通学等の距離が片道2km未満の者で、身体に障害があるため、自動車によらなければ、通勤・通学等が困難である場合。
- (3) その他学部長が特に必要と認めた場合。

(駐車許可証の交付申請等)

第6 駐車許可を受けようとする者は、駐車許可証交付申請書(別紙様式第1)に車両検査証の写しを添えて、別表第1の区分により担当課に申請し、駐車許可証(別紙様式第2)の交付を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、車両検査証に記載された住所と現住所とが異なるときは、自宅又は公務員宿舎居住者を除き、現住所に自動車の保管場所を有することを証明する書類を添付しなければならない。
- 3 駐車許可証は、他人に譲渡若しくは貸与し、又はその記載事項を変更してはならない。

(臨時駐車許可証)

第7 臨時駐車許可証(別紙様式第3)は、次の各号の一に該当する場合に交付するものとし、交付に当たっては、臨時駐車許可証使用記録簿(別紙様式第4)を作成し、各講座等ごとに行うものとする。

- (1) 勤務等の都合により、自動車を利用して通勤・通学することが真にやむを得ないと認められる場合(原則として、片道2km以上の者に限る。)
- (2) 第14の(2)により、臨時駐車許可証を必要とする場合

(駐車区域)

第8 自動車の駐車場及び当該駐車場において駐車できる自動車の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 自動二輪車及び原動機付自転車は、構内の駐輪場に駐車しなければならない。

(有効期限)

第9 駐車許可証の有効期限は、交付の日の属する年度の3月31日までとする。

(更新及び再交付)

第10 次の各号の一に該当するときは、第6の規定に準じて速やかに駐車許可証の更新又は再交付を受けなければならない。

- (1) 駐車許可証の有効期限が到来したとき。
- (2) 自動車の更新(登録番号の変更を含む)をしたとき。
- (3) 駐車許可証を紛失又は汚損したとき。

(駐車許可証の返還)

第11 次の各号の一に該当するときは、速やかに駐車許可証を担当課に返還しなければならない。

- (1) 自動車による入構を必要としなくなったとき。
- (2) 第5に規定する交付の条件を欠くに至ったとき。

(違反者に対する措置)

第12 この要項に違反した者については、違反の内容に応じ、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 不正の手段により駐車許可証の交付を受けたことが判明したときは、直ちに駐車許可証を没収し、以後の交付は行わない。
- (2) 通行、駐車その他の違反者に対しては警告を行う。この場合、警告書(別紙様式第5)を運転席窓ガラスに貼付することができる。
- (3) 度重なる警告を受けた者及び悪質な違反者については、駐車許可証を没収し、以後の交付は行わない。
- (4) 第4の1の(1)及び(2)関係者の違反者については、学部長が必要と認めた場合は、掲示等の方法により、学部内へ周知することができるものとする。

(駐車の際の義務)

第13 駐車許可証又は臨時駐車許可証の交付を受けた者は、駐車に際し、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 駐車許可証又は臨時駐車許可証は、自動車のフロント面の車外から確認できる位置に置くこと。
- (2) 指定された駐車場の白線内に駐車すること。
- (3) 自動車を駐車場に長期間放置しないこと。

(物品納入業者等関係)

第14 本学部で臨時の用務で入構し、構内に駐車を必要とする者については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 自動車は、専用駐車場に駐車すること。
- (2) 長時間の駐車を必要とする場合及び専用駐車場に駐車できない場合は、第7に定める臨時駐車許可証の交付を受け、指定の駐車場に駐車すること。

(構内で発生した事故の責任)

第15 本学部の構内における自動車等に関する事故及び駐車中における破損・盗難等の事故については、本学部はその責を負わない。

- 2 入構者の自動車等の事故により、本学部の施設等に損害を与えたときは、入構者の責任において原状に回復しなければならない。

(適用除外)

第16 緊急自動車については、この要項は適用しない。

- 2 公用車、郵便車、タクシーその他の特別な自動車については、第4から第14までの規定は適用しない。

(事務)

第17 この要項の実施に関する事務は、経営管理課において処理する。

(その他)

第18 この要項に定めるもののほか、交通規制の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から適用する。

別紙様式第1から第5まで省略

別表第1(第6関係)

駐車許可証の発行担当課及び対象者

交付対象者	担当課
○要項第4の1の(1) ○要項第4の1の(3)	経営管理課
○要項第4の1の(2)	学生サービス課

別表第2（第8関係）

各駐車場に駐車できる自動車の範囲

駐車場 番号	駐 車 場 名	駐車できる自動車の範囲	
1	南駐車場 (470台)	職員関係 診療等のため入構する者	
2	西駐車場 (292台)	職員関係 学生，研究生等関係	
3	北駐車場 (252台)	職員関係 業務委託業者等関係	
4	大学会館 南側駐車場 (15台)	職員関係 学生関係	
5	グラウンド 南側暫定駐車場 (120台)	職員関係	
6	臨床講堂 東側暫定駐車場 (12台)	業務委託業者等関係	
7	体育館前 暫定駐車場 (25台)	学生関係	
8	課外活動施設前 暫定駐車場 (30台)	学生関係	
9	忠誠館東側 暫定駐車場 (144台)	職員関係 学生関係	

気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

- 1 この申合せは、台風等の自然災害等による学生の事故を防止するため、気象警報発表時等における授業等(実習等を除く。以下同じ。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

- 2 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 気象警報 佐賀地方気象台が佐賀県南部又は佐賀多久地区について発表する警報(暴風雪警報, 暴風警報, 大雨警報, 洪水警報)
- (2) 授業等 定期試験期間における試験を含む。
- (3) 実習等 教育実習, 病院実習, 介護等体験実習及びインターンシップ等

(休講措置)

- 3 午前6時から午前8時40分までの間において気象警報が発表されている場合又は発表された場合は、その日の授業等は休講とする。

(休講措置の決定)

- 4 休講措置の決定は、次に掲げるところによる。

全学に係る休講措置は、学長があらかじめ指名した副学長、各学部長及び教養教育運営機構長の協議により決定し、速やかに学長に報告するものとする。

(周知方法)

- 5 休講措置の周知は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 学生センターは、学生に対して掲示等により速やかに周知する。ただし、授業等実施中の場合は、担当教官を通じて周知を図る。
- (2) 担当授業等が休講となる非常勤講師については、学生センターから電話等により速やかに周知を図る。
- (3) 佐賀大学学生センターのホームページに掲載する。
- (4) テレビ・ラジオ等を通じて周知を図る。

(警報の確認)

- 6 警報の発表及び解除の確認は、テレビ・ラジオ等の発表によるものとする。

(実習等)

- 7 実習等においては、各実習先の判断によるものとする。

(休講措置の補充)

- 8 休講措置の補充については、あらかじめ学長が指名した副学長及び教養教育運営機構長が協議の上、決定する。

(その他)

- 9 前各項に定めるもののほか、津波、地震その他不測の事態が生じた場合についても、前項までの定めを準用する。

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

18. 佐賀大学学歌

佐賀大学学歌

作詞 保岡 直樹
作曲 橋本 正昭

Moderato con brio (♩108)

mf

そらへ はばた く カ
サ サギ の はね は きぼう の し
る し なり けんさ ん や く し ん い きた か く
こころは せかいの かけはしに あ あ さがだい がく に 一 ほ
こ り あ れ

rit. **Andantino** (♩96)

Poco rit. *mp dolce* *a tempo*

め ぐ み ゆ た か な あ り あ け
に ひ ら く よ く や の さ が へ い
や こ の ち を か な め と く す の ほ に れ き し と ぶ ん か の
か ぜ か お る あ あ さがだい がく に 一 さ か え あ
れ

Moderato con brio (♩108)

Moderato grandioso (♩104)

を か た ら う ま な び や に き ら め
せ い し ゅ ん と も の か お
marcato
む す ぶ き ず な は と こ し え に あ す の じ だ い を き り ひ ら く あ
ff
あ さ が だ い が く に 一 み ら い あ り み
Poco rit. *a tempo*

ら い あ 一 り

佐賀大学学歌

作詞 保岡 直樹
作曲 橋本 正昭

一、空へはばたくカササギの羽は希望の学章なり
研鑽躍進意気高く
志は世界の懸け橋に
あゝ佐賀大学に誇りあれ

二、恵み豊かな有明に
拓く沃野の佐賀平野
この地を要と楠の葉に
歴史と文化の風薫る
あゝ佐賀大学に栄えあれ

三、夢を語らう学び舎に
燦めく青春友の顔
結ぶ絆は永遠に
明日の時代をきり開く
あゝ佐賀大学に未来あり

部局等所在地及び電話番号

部局等	所在地	電話番号	備考
事務局	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ8113	企画総務課総務係
		095ㄨ 28 ㄨ8164	教務課総務係
		095ㄨ 28 ㄨ8181	
保健管理センター			
保健管理センター(鍋島キャンパス)分室	〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095ㄨ 34 ㄨ215	
附属図書館	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ902	
附属図書館医学分館	〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095ㄨ 34 ㄨ172	
教養教育運営機構		095ㄨ 28 ㄨ8815	教養教育管理係
文化教育学部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ213	総務係
附属教育実践総合センター		095ㄨ 28 ㄨ209	FAX095ㄨ 28 ㄨ305
附属小学校	〒840 0041 佐賀市内2丁目17 3	095ㄨ 26 ㄨ1005	FAX095ㄨ 26 ㄨ049
附属中学校	〒840 0041 佐賀市内1丁目14 4	095ㄨ 26 ㄨ1001	FAX095ㄨ 26 ㄨ1003
附属養護学校	〒840 0026 佐賀市本庄町正里46 2	095ㄨ 29 ㄨ9676	FAX095ㄨ 28 ㄨ850
附属幼稚園	〒840 0054 佐賀市水ヶ江1丁目4 45	095ㄨ 24 ㄨ2745	FAX095ㄨ 28 ㄨ842
経済学部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ8413	総務係
医学部		095ㄨ 34 ㄨ132	学生サービス課
附属病院	〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095ㄨ 31 ㄨ511	
附属地域医療科学教育研究センター		095ㄨ 31 ㄨ180	
理工学部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ513	総務係
農学部		095ㄨ 28 ㄨ713	総務係
附属資源循環フィールド科学教育研究センター	〒849 0903 佐賀市久保泉町下和泉1841	095ㄨ 98 ㄨ2245	FAX095ㄨ 98 ㄨ230
海洋エネルギー研究センター	〒840 - 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ8624	
海洋エネルギー研究センター伊万里サテライト	〒849 4256 伊万里市山代町久原字平尾1 48	095ㄨ 20 ㄨ190	FAX095ㄨ 20 ㄨ191
科学技術共同開発センター		095ㄨ 28 ㄨ965	FAX095ㄨ 28 ㄨ8186
総合分析実験センター		095ㄨ 28 ㄨ896	
総合情報基盤センター	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ592	
留学生センター		095ㄨ 28 ㄨ8168	国際課
低平地研究センター		095ㄨ 28 ㄨ582	FAX095ㄨ 28 ㄨ8189
海浜台地生物環境研究センター	〒847 0021 唐津市松南町152 1	095ㄨ 77 ㄨ484	
シンクロトン光応用研究センター		095ㄨ 28 ㄨ854	
高等教育開発センター		095ㄨ 28 ㄨ990	
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー		095ㄨ 28 ㄨ853	
地域学歴史文化研究センター		095ㄨ 28 ㄨ8416	研究協力課地域貢献推進係
有明海総合研究プロジェクト	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ846	
スポーツセンター		095ㄨ 28 ㄨ897	
大学会館		095ㄨ 28 ㄨ8175	学生生活課
かささぎホール		095ㄨ 28 ㄨ8175	学生生活課
楠葉寮	〒840 0027 佐賀市本庄町本庄425	095ㄨ 24 ㄨ812	
国際交流会館	〒840 0027 佐賀市本庄町本庄489 1	095ㄨ 28 ㄨ804	
合宿研修所	〒847 0131 唐津市神集島コウソ辻1430	095ㄨ 79 ㄨ986	
守衛室	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095ㄨ 28 ㄨ8193	

平成18年度
学生便覧

平成18年3月25日印刷
平成18年3月31日発行
編集 佐賀市本庄町1
佐賀大学学務部
印刷 株式会社昭和堂

学生便覧

学習及び学生生活

Handbook of Saga University



平成18年度
佐賀大学

2006

学生便覧

学習及び学生生活

佐賀大学



平成16年1月16日制定

学 部	学 科 等	氏 名